五 泉 市 地 域 防 災 計 画

【風水害等対策編】

目　　次

【風水害等対策編】

第1章 総則

第1節　計画作成の趣旨等 ----------1
第2節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱----------3

第2章 五泉市の概況と防災対策の推進方向

第1節　五泉市の概況 ----------8
第2節　五泉市の社会的条件 ----------9
第3節　防災対策の推進方向 ----------10

第3章 気象注意報・警報等の発表及び伝達

第1節　気象注意報・警報等の種類及び発表基準----------12
第2節　気象等防災観測体制の整備----------18
第3節　気象注意報・警報等の伝達体制の整備----------21

第4章 災害に関する情報の収集及び伝達

第1節　情報の収集伝達のための通信の確保----------23
第2節　情報の収集伝達系統の確立----------24
第3節　収集情報の広報に関する措置----------25

第5章 災害予防計画

第1節　防災教育・訓練計画 ----------26
第2節　自主防災組織育成計画 ----------31
第3節　防災都市計画 ----------34
第4節　集落孤立対策計画 ----------36
第5節　建築物等災害予防計画 ----------37
第6節　道路・橋梁等の風水害対策 ----------39
第7節　土砂災害警戒区域等に対する災害予防計画----------41
第8節　河川災害予防計画 ----------43
第9節　農地・農業用施設等の災害予防計画----------45
第10節　防災通信施設災害予防計画 ----------47
第11節　電気通信事業者の災害予防計画 ----------49
第12節　都市ガス施設災害予防計画 ----------52
第13節　上水道施設災害予防計画 ----------55
第14節　下水道施設災害予防計画 ----------58
第15節　危険物等施設災害予防計画 ----------61

第16節　火災予防計画 ----63
第17節　水防管理団体の体制整備 ----67
第18節　廃棄物処理体制の整備 ----68
第19節　救急・救助計画 ----69
第20節　医療救護計画 ----72
第21節　避難計画 ----73
第22節　災害時要配慮者の安全確保計画 ----76
第23節　食料・生活必需品等の確保計画 ----80
第24節　文教施設における災害予防計画 ----82
第25節　文化財の風水害対策 ----85
第26節　ボランティア受入れ計画 ----87
第27節　豪雪に対する災害予防 ----89
第28節　台風に対する災害予防 ----92

第6章　災害応急対策

第1節　災害対策本部の組織・運営計画 ----93
第2節　災害配備体制 ----102
第3節　応援要請計画 ----105
第4節　防災通信施設応急対策 ----109
第5節　被災状況等収集伝達計画 ----112
第6節　広報計画 ----115
第7節　避難及び避難所運営計画 ----121
第8節　自衛隊の災害派遣計画 ----125
第9節　輸送計画 ----130
第10節　交通規制計画及び交通施設の応急対策----133
第11節　火災対策計画 ----135
第12節　水防活動計画 ----138
第13節　救急・救助活動計画 ----141
第14節　医療救護活動計画 ----143
第15節　防疫及び保健衛生計画 ----145
第16節　こころのケア対策計画 ----149
第17節　廃棄物処理計画 ----153
第18節　トイレ対策計画 ----155
第19節　入浴対策計画 ----157
第20節　食料供給計画 ----158
第21節　生活必需品等供給計画 ----163
第22節　災害時要配慮者の応急対策 ----166
第23節　文教施設における災害応急対策 ----168
第24節　障害物の処理計画 ----172

第25節　遺体の捜索・処理・埋葬計画 ----------174
第26節　愛玩動物の保護対策 ----------176
第27節　災害時の放送 ----------177
第28節　公衆通信施設応急対策 ----------181
第29節　電力施設応急対策 ----------184
第30節　都市ガス施設応急対策 ----------186
第31節　給水・上水道施設応急対策 ----------189
第32節　下水道施設応急対策 ----------193
第33節　危険物等施設応急対策 ----------195
第34節　鉄道施設の応急対策 ----------199
第35節　道路及び橋梁応急対策 ----------202
第36節　土砂災害・斜面災害応急対策 ----------204
第37節　河川施設応急対策 ----------206
第38節　農業生産基盤施設の応急対策 ----------208
第39節　農林産業応急対策 ----------210
第40節　商工業応急対策 ----------214
第41節　応急住宅対策 ----------216
第42節　ボランティア受入れ対策 ----------220
第43節　義援金の受入れ・配分計画 ----------222
第44節　義援物資対策 ----------223
第45節　災害救助法による救助計画 ----------224

第7章　火災・事故等の災害対策

第1節　林野火災対策----------228
第2節　鉄道事故災害対策----------233
第3節　道路事故災害対策----------238
第4節　原子力事故災害対策----------241－1

第8章　災害復旧・復興計画

第1節　公共施設の災害復旧 ----------242
第2節　民生安定化対策 ----------244
第3節　融資・貸付その他資金等による支援計画----------249
第4節　災害復興対策 ----------252

五泉市地域防災計画
（風水害等対策編）

第１章　総　　則

第１節　計画作成の趣旨等

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市の地域に係る自然災害等に関する事項について、新潟県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等、各防災関係機関の協力を得て総合的かつ計画的に定め、地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき五泉市防災会議が策定する五泉市地域防災計画のうち、次に掲げる風水害等に関する計画であり、当市地域における風水害等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

（１）風水害（暴風、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による災害）
（２）雪害
（３）林野火災
（４）鉄道事故災害
（５）道路事故災害

なお、五泉市地域防災計画は「風水害等対策編」、「震災対策編」、「水防計画編」及び「資料編」で構成し、この計画に定めのない事項は、新潟県地域防災計画に準ずる。

３　関連計画との連携

この計画の策定に当たっては、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「五泉市地域防災計画（水防計画編）」と十分な調整を図るものとする。

４　計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。なお、この計画を修正した場合、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知する。

５　計画の習熟等

市及び防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

６　共通用語

（1）　本計画において「災害時要配慮者」とは、災害時に必要な情報の把握が困難で、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等をいう。

（2）　第５章から各節の冒頭では、計画に関連する主な関係機関を掲載している。市の関係課が複数にわたる場合、中心的な役割を果たすものを◎で示す。

第２節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

１　基本方針

近年、台風や集中豪雨により洪水、土砂災害（がけ崩れや地すべり等）の被害が全国各地で発生している。しかし、台風や集中豪雨の威力は計り知れない反面、事前の対策しだいで被害を最小限に抑えることが可能である。

風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し住民の生命、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが風水害について正しい知識を持ち、災害時に沈着に行動できる力を日頃から身につけることが最も必要である。

(1) 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互連携による補完体制構築

本計画においては、自助（住民等に求められる役割）、共助（地域に求められる役割）、公助（行政に求められる役割）の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の連携により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

ア　自助（住民等に求められる役割）の推進

(ア) 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。

(イ) 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

(ウ) 市は、住民及び企業等の自助の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ　共助（地域に求められる役割）の推進

(ア) 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。

(イ) 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

(ウ) 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。

(エ) 市は、住民及び企業等の共助の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ　公助（行政に求められる役割）の充実

(ア) 市及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。

a　専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

b　災害時にも機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備

c　職員の教育・研修・訓練による習熟

(イ) 市及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

エ　支援と連携による補完体制の整備

市及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、県、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等との連携により十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

(2) 災害時要者への配慮と男女両性の視点に立った対策

ア　各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の災害時要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第5章以降の関係節において具体的な対応策を示す。

イ　計画の策定及び実施に当たっては、男女両性がこれに参画し、両性の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 積雪期対策の配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害など比較的少ないが、全国屈指の豪雪地帯である新潟県の自然条件に鑑み、第5章以降の関係節において具体的な対応策を示す。

(4) 計画の実効性の確保

市及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との連携の確認などを平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて計画内容への習熟を図る。

2　防災関係機関及び住民の責務

自然災害を未然に防ぐことは困難であり、むしろその被害を最小限にとどめることが市をはじめとする防災機関と住民に求められる責務である。住民は災害時において防災機関が対処できる行為には限りがあることを前提とし、「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことを基本として、平常時から災害に備えなければならない。

このような「減災」、「自主防災」を原則として、以下に各防災機関及び住民の責務を示す。

(1) 五泉市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、新潟県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の公共的団体並びに住民の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 自衛隊

自衛隊は、大規模災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、市、県及び防災関係機関に協力し、災害活動を実施するものとする。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町村、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民

住民は、市をはじめとする防災関係機関が行う防災活動には限りがあることを前提とし、「自らの身の安全は自分で守る。」ことを基本として、平常時より災害に備えるものとする。

住民は、発災時には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市町村、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行なうものとする。

3　各機関の事務又は業務の大綱

市、県並びに市内の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市内の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱	
五泉市	1	五泉市防災会議に関すること
	2	市内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること
	3	災害予警報等情報伝達に関すること
	4	被災状況に関する情報収集に関すること
	5	災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示等に関すること
	6	被災者の救助に関すること
	7	県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること
	8	災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること
	9	消防活動及び浸水対策活動に関すること
	10	被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること
	11	被災要配慮者に対する相談、援護に関すること
	12	公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること
	13	農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
	14	消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること
	15	水道等公営事業の災害対策に関すること
新潟県	1	新潟県防災会議に関すること
	2	市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務または業務の実施についての総合調整に関すること
	3	災害予警報等情報伝達に関すること
	4	被災状況に関する情報収集に関すること
	5	災害広報に関すること
	6	避難の指示に関すること
	7	市町村の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること
	8	市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
	9	災害救助法に基づく被災者の救助に関すること
	10	災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること
	11	市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること
	12	被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること
	13	被災要配慮者に対する相談、援護に関すること
	14	公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること
	15	農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
	16	緊急通行車両の確認に関すること
	17	消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること
	18	自衛隊の災害派遣要請に関すること
	19	他の都道府県に対する応援要請に関すること

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱	
新潟県警察本部 (五泉警察署)		1	避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること
		2	交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること
		3	行方不明者調査及び死体の検視に関すること
		4	犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
	信越総合通信局	1	災害時における非常通信に関すること
	新津労働基準	1	災害時における産業安全に関すること
	監督署	2	平常時における産業安全及び防災教育並びに予防措置に関すること
	国土交通省	1	阿賀野川・早出川に関する洪水予防及び災害応急対策の実施に関すること
	北陸地方整備局	2	国の管理に属する河川の維持修繕及び災害復旧に関すること
	阿賀野川河川事務所	3	洪水予報指定河川(阿賀野川)の洪水予報業務に関すること
		4	国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関すること
		5	大規模自然災害が発生した場合における、被害の拡大を防ぐための緊急対応等の支援に関すること
東京管区気象台 (新潟地方気象台)		1	気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
		2	気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報に発表、伝達及び解説に関すること。
		3	気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
		4	地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
		5	防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
自衛隊		1	防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること
		2	災害発生時の五泉市の情報収集活動への協力に関すること
		3	災害出勤要請又は出勤命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること
指定公共機関	東日本旅客鉄道㈱ 新津駅	1	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
	NTT東日本㈱ 新潟支店	1	電気通信施設の整備及び防災管理に関すること
		2	災害時における緊急通信の確保及び気象情報等の伝達に関すること
	㈱ドコモCS新潟支店		
	東北電力ネットワーク㈱	1	電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること
	新津電力センター	2	災害時における電力の供給確保に関すること
	日本赤十字社	1	災害時における医療救護に関すること
	新潟県支部	2	災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること
	五泉市地区	3	災害時の輸血用血液の供給に関すること
		4	災害救援(義援)金の募集、受付及び配分に関すること
		5	労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること
	日本郵便㈱	1	災害時における郵便業務の確保に関すること
	五泉郵便局	2	災害非常通信の調整に関すること
	報道機関	1	気象警報等の放送に関すること
指定地方公共機関	(ﾃﾚﾋﾞ局,ﾗｼﾞｵ局)	2	災害時における広報活動に関すること
	㈱新潟日報社	1	災害時における広報活動に関すること
	五泉支局		
	阿賀野川左岸土地改良区連合	1	農道、水門、水路、ため池等の施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること
	早出川土地改良区		
	新津郷土地改良区		
	十全土地改良区		
	仙見川土地改良区		
	越後天然ガス㈱	1	災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
	新潟運輸㈱五泉支店	1	災害時における陸路による緊急輸送確保に関すること
	中越運送㈱五泉営業所		
	新潟交通観光バス㈱ 京ヶ瀬営業所		
	蒲原鉄道㈱		

機　関　名		処理すべき事務又は業務の大綱	
その他の公共的団体及び防災上重要な施設	農業協同組合	1	共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること
	（新潟かがやき農業協同組合五泉支店・村松支店・新津支店・五泉アグリセンター・新津東部アグリセンター）	2	被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること
	新潟県農業共済組合	1	災害時における農作物の緊急防除に関すること
	中蒲みどり森林組合	1	共同利用施設の災害応急対策に関すること
		2	被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること
	五泉商工会議所	1	災害時における物価安定についての協力徹底に関すること
	村松商工会	2	救助用物資、復旧資材の確保についての協力斡旋に関すること
		3	被害会員に対する融資又はその斡旋に関すること
	五泉市東蒲原	1	災害時における収容患者に対する医療確保に関すること
	郡医師会 医療法人社団真仁会 一般医療・病院	2	災害時における負傷者などの医療救護に関すること
	社会福祉法人五泉市	1	災害時におけるボランティア活動支援に関すること
	社会福祉協議会 社会福祉法人中東福祉会 五泉市ボランティア連絡協議会 介護支援専門員代表者会議	2	災害時要配慮者などの安全確保に関すること
	一般運輸事業者	1	災害時における緊急輸送に関すること
	ダム施設の管理者	1	ダム操作など施設の防災的管理に関すること
	五泉市建設業協会 五泉管工事業協同組合 一般建設業者	1	災害時における応急復旧の協力に関すること
	五泉市防火管理協会 五泉市危険物安全協会 危険物関係施設の管理者	1	災害時における危険物の保安措置に関すること
	大規模用水取水口管理者（阿賀・早出）	1	水門、水路の施設の整備及びその管理並びに災害復旧に関すること

第２章　五泉市の概況と防災対策の推進方向

第１節　五泉市の概況

１　位置及び地勢

本市は新潟県のほぼ中央、県都新潟市の南東に位置し、新潟平野の中央部に広がり面積351.87km²を擁する市である。2006年1月1日に、隣り合う2つの市町（旧五泉市と旧村松町）が合併し、新五泉市が誕生した。

北は新潟市、東は日本平山、日倉山、菅名岳など1,000m級の山地を境界にして阿賀町に接し阿賀野川を境に阿賀野市に接している。南境は、白山、宝蔵山など1,000m級の山地、西境は越後山脈の裾にあたる通称西山と呼ばれる標高200m前後の丘陵地帯で、市の中央部には、阿賀野川の支流早出川と信濃川の支流能代川が流れている。

２　自然

本市の水利は阿賀野川をはじめ早出川、能代川等多くの河川に恵まれ、河川水・地下水は比較的豊富である。水の利用状況は、早出川の伏流水は主に飲料水・工業用水等に利用され、農業用水は阿賀野川の頭首工並びに早出川の頭首工から主に取水され、流域に潅漑されている。また、山間地域については一部溜池の利用も見られる。

今後、公共下水道の普及、産業活動の進展、消雪施設による道路の無雪化、農業基盤の整備等社会経済情勢の変化により水需要はさらに増大するものと予想される。

増大する水需要に対処するため長期的な展望にたって、計画的な水資源の確保や水に親しむ施設の建設など水の有効利用に努めるものとする。

３　気候

本市の気候は、日本海側特有の日本海式気候で春秋季は温暖でしのぎやすいが、夏季は高温多湿で時には熱帯夜が続くことがある。冬季は西高東低の気圧配置となり季節風が吹き降雪をもたらすが、近年の暖冬少雪傾向により積雪はそれほど多くはなく、県内ではしのぎやすいところである。

本市の地形は、東側を流れる阿賀野川流域及びその支流早出川、西側を流れる能代川及びその支流が形成する扇状堆積地である。西方は標高の低い丘陵地帯、東方及び南方は標高の高い山岳地帯で三方を山に囲まれている。

昨年の気候を市消防署の観測値でみると、年平均気温は14.8℃、湿度が高く、北陸地方の典型的な特徴を示している。夏季は一日中暑く、冬季は寒い。太平洋側では冬季に乾燥し、晴天の日が多く湿度が低いこととは対照的である。本市は南寄りの風が年間を通じて強く吹くことが特徴的である。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
気温（℃）	2.3	1.7	7.2	12.4	17.4	23.4	29.0	27.8	24.6	16.8	9.9	5.5	14.8
湿度（%）	80.4	73.8	65.9	70.2	68.7	72.4	66.9	76.6	75.9	76.2	75.0	75.0	73.0
風速（m/s）	2.4	2.6	3.1	3.2	3.2	2.5	2.9	2.0	2.9	3.2	2.5	3.5	2.8
雨量（mm/月）	338.5	152.5	67.5	150.5	96.5	113.0	15.0	289.5	312.5	212.0	282.0	276.0	192.1
降水日数（日）	27	20	15	22	17	11	3	15	14	18	15	22	16.5

（「令和7年度版消防年報」より）

第２節　五泉市の社会的条件

１　人口・産業・土地利用

令和2年11月30日現在の国勢調査人口は47,625人、世帯数17,021戸である。平成27年の51,404人と比較して、5年間に3,779人の減少を示している。一方世帯数は、平成27年から令和2年まで76戸増加している。人口の減少とは反対に世帯数が増加していることは、核家族化現象を表していると思われる。

また、令和2年の農林業センサス調査で農林業経営体数は1,594経営体であり、平成27年の1,972と比較して、5年間に378の経営体が減少している。

産業別就業人口の動向は、平成17年に9.6%であった第1次産業が平成27年には8.4%と減少し、第2次産業である製造業は一般機械器具及び電気機械器具製造業等の進出の反面、絹織物、ニット製造等の繊維産業の衰退により減少傾向にあるが、第3次産業が平成17年50.3%から平成27年54.4%と増加している。

近年の交通網整備により、市街から郊外への工場移転や新規店舗の出店など他産業の進出が予想される。こうした非農業的土地需要に適切に対応するため、地域産業の発展動向を勘案すると共に地域の土地利用との調整を図りながら効率的・効果的な土地利用を推進する。

２　交通

本市の交通は、近年の高速交通体系の発達により、上越新幹線をはじめとして関越・北陸の両自動車が整備され首都圏・関西圏との時間的距離の短縮により社会・経済環境は飛躍的に進展してきている。

また、磐越自動車道の開通により、地域開発に有機的・総合的に結合したアクセス道路網の整備が課題であり、高齢化社会や交通安全等に配慮した整備が必要である。

交通体系はJR磐越西線、磐越道を利用した高速バス、路線バスが地域住民の足として重要な役割を果たしているが、いずれも車社会の到来とともにその利用は減少傾向にある。しかし、通勤や通学には欠くことのできない交通機関であり、より一層住民の利便性向上のため総合的な交通体系の整備が必要である。

道路網は国道290号が北東から南西へ走り、主要地方道、一般県道が市内から各方面に延びており、農産物の高速流通体系に寄与している。

第３節　防災対策の推進方向

１　防災意識の啓発

防災に対する住民の自発的、積極的な意識を形成することが、災害による被害を軽減することにつながり、そのためには防災訓練、防災教育、広報が重要になってくる。防災訓練については、平成11年度に県との合同防災訓練を実施し、その後も毎年地域防災訓練を行っており、平成18年度は村松地域での訓練を行なった。今後も、防災行動力を高め、災害時においても迅速かつ冷静な対応がとれるように災害の種類や規模に応じた訓練、及びコミュニテイ・地域単位での訓練が積極的に行われるように、指導・助言を図るものとする。また防災教育、広報についても「広報ごせん」、「五泉市災害ハザードマップ」等を通しての普及、啓発、防災講座の開設等、防災意識の高揚に努める。

２　自主防災組織の育成

災害時の被害を最小限にとどめるためには、市をはじめとする防災関係機関の防災体制を整備するだけでなく、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という、住民の自発的な防災活動が重要である。現在、本市においては、出水期における特定地域として「佐取」「郷屋・大蔵・柄沢・不動堂」の2地域を水防計画で定めているが、いわゆる総合防災としての自主防災組織の組織率は低い状況である。しかし、全国各地における近年の大規模災害の多発により、住民の防災に対する意識の高揚がみられ、自主防災組織の結成が始まっている。このような情勢をとらえ、自主防災組織の育成・整備に努めるものとする。

育成する自主防災組織は次のようなものとする。

(1) 自主防災組織の編成

町内会・消防団を活用し、それぞれ必要とする役員を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。情報班、消火班、給食・給水班等実情に応じた組織の編成を行う。

学校・病院・スーパー等、多数の人が出入りする事業所・施設については、防火管理者を主体とした自衛消防組織を基に編成する。

(2) 自主防災組織の活動内容

・平常時の活動

防災思想の普及、防災訓練、危険箇所の点検把握を行う。

・災害時の活動

地域の警戒、情報の収集伝達、出火防止及び初期消火、救出救護、避難命令の伝達及び誘導、給食・給水等を行う。

３　災害時要配慮者に対する配慮

災害発生時、もっとも危険な状況に陥る可能性の高い、乳幼児、要介護認定者、一人暮らし高齢者、身体・知的障がい者等、いわゆる「災害時要配慮者」を保護するために、日常的な状況把握の方法、災害時の情報伝達・避難誘導の方法等を関係保健・福祉機関等と連携して具体化し、周知を図ってゆく。

４　災害応急対応の応援要請

(1) 災害支援協定の締結

ア　災害応急対応の際に、円滑に協力・応援が得られるよう、事前に災害支援協定を締結する。

イ　災害支援協定は、県内外の市町村のほか、民間企業・団体にも締結を働きかける。

(2) ボランティアの受け入れ

災害発生時にボランティア活動が自主性・自発性を発揮しつつ、円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力体制を確立することが必要である。災害時には、県内外からボランティア活動志望者が集まることから、市が単独でボランティアを受け入れたり、調整したりするよりも、民間団体と連携したほうが効果的であり、現実的である。

こうしたボランティア活動志望者、ボランティア団体を調整する組織を事前に設置する必要がある。

ア　社会福祉協議会等関係機関と連携を図り、ボランティア活動を調整する組織を設置する。
イ　ボランティア活動志望者、ボランティア団体の事前登録制度を創設する。
ウ　ボランティアリーダー、コーディネーターを養成する研修を行う。
エ　五泉市災害ボランティアセンター設置要綱、活動マニュアルを作成する。

5　防災に強いまちづくり

本市における過去の災害をふりかえると主として水害が多い。また昭和40年に発生した織物町大火災以後大規模な火災は起こっていないが、火災に対する対策も重要である。

水害による被害を軽減するための治山治水対策と市街地の火災予防対策を重点に災害に強いまちづくりを推進していく。

(1) 治山治水対策

土石流、地すべり、なだれ等による災害の防止を図るため、予防治山、地すべり防止、なだれ防止林等、治山事業の促進に努める。また治水事業としては、各河川の改修事業の促進を図る。

(2) 火災予防対策

市街地の拡大に伴い、消防水利施設の整備を図るため、消火栓の増強、防火水槽の計画的整備を進め、消防水利の確保に努める。

(3) 消防団の充実強化

地域防災力の中核として、欠くことのできない存在である消防団への積極的な加入を促進し、団員の確保に努める。

また、小型動力ポンプ及び積載車等、装備の充実を図るとともに、災害に対して即時に対応することができるよう、消防器具置場（防災資機材等備蓄施設）及びホース乾燥施設等の整備を進め、機動力・機能強化に努める。

(4) 防災空間の確保

公園は良好な環境の形成、スポーツやレクリエーション等を行う場所の機能とともに、災害時における避難場所や延焼防止のためのオープンスペースとして防災上、果たす役割は大きい。

このため、災害に強いまちづくりの一環として、五泉地域における粟島・南・西・東公園や村松地域における村松・城跡公園の整備をはじめ住宅密集地での児童公園・緑地等の整備を進め、安全性の確保に努める。

第３章　　気象注意報・警報等の発表及び伝達

第１節　　気象注意報・警報等の種類及び発表基準

１　気象業務法に定める気象注意報・警報等

（1）新潟地方気象台が五泉地域（五泉市・阿賀町）を対象に発表する特別警報・警報・注意報等の種類及び概要は以下のとおり。発表基準については、気象庁ホームページに掲載されている最新の基準値を確認するものとする。

ア　特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

警報等の名称等		概　　要
レベル５ 特別警報 （警戒レベル５に相当）	レベル５ 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1 が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 土砂災害特別警報※４	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 氾濫特別警報※３	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル４ 危険警報 （警戒レベル４に相当）	レベル４ 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル４ 土砂災害危険警報※４	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル４ 氾濫危険警報※３	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。
レベル３警報 （警戒レベル３に相当）	レベル３ 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル３ 土砂災害警報※４	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル３ 氾濫警報※３	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
レベル２注意報 （警戒レベル２に相当）	レベル２ 大雨注意報	大雨による浸水害等※1 が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル２ 土砂災害注意報※４	大雨による土砂災害が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル２ 氾濫注意報※３	河川※2 氾濫による災害が起こるおそれがある場合に発表。

※１　大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び大雨や融雪による洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。

※２　洪水予報河川

※３　洪水予報河川に発表する洪水注意報はレベル２氾濫注意報の名称を、洪水警報（洪水危険警報を除く。）はレベル３氾濫警報の名称を、洪水危険警報はレベル４氾濫危険警報の名称を、洪水特別警報はレベル５氾濫特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

※４　土砂崩れ注意報はレベル２土砂災害注意報の名称を、土砂崩れ警報（土砂崩れ危険警報を除く。）はレベル３土砂災害警報の名称を、土砂崩れ危険警報はレベル４土砂災害危険警報の名称を、土砂崩れ特別警報はレベル５土砂災害特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

イ　特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

警報等の名称等		概　　要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。

ウ　土砂災害警戒情報

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。令和８年５月から、気象業務法第 13 条第１項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

〔 参 考 〕

「平坦地、平坦地以外」の新潟県内地域区分図

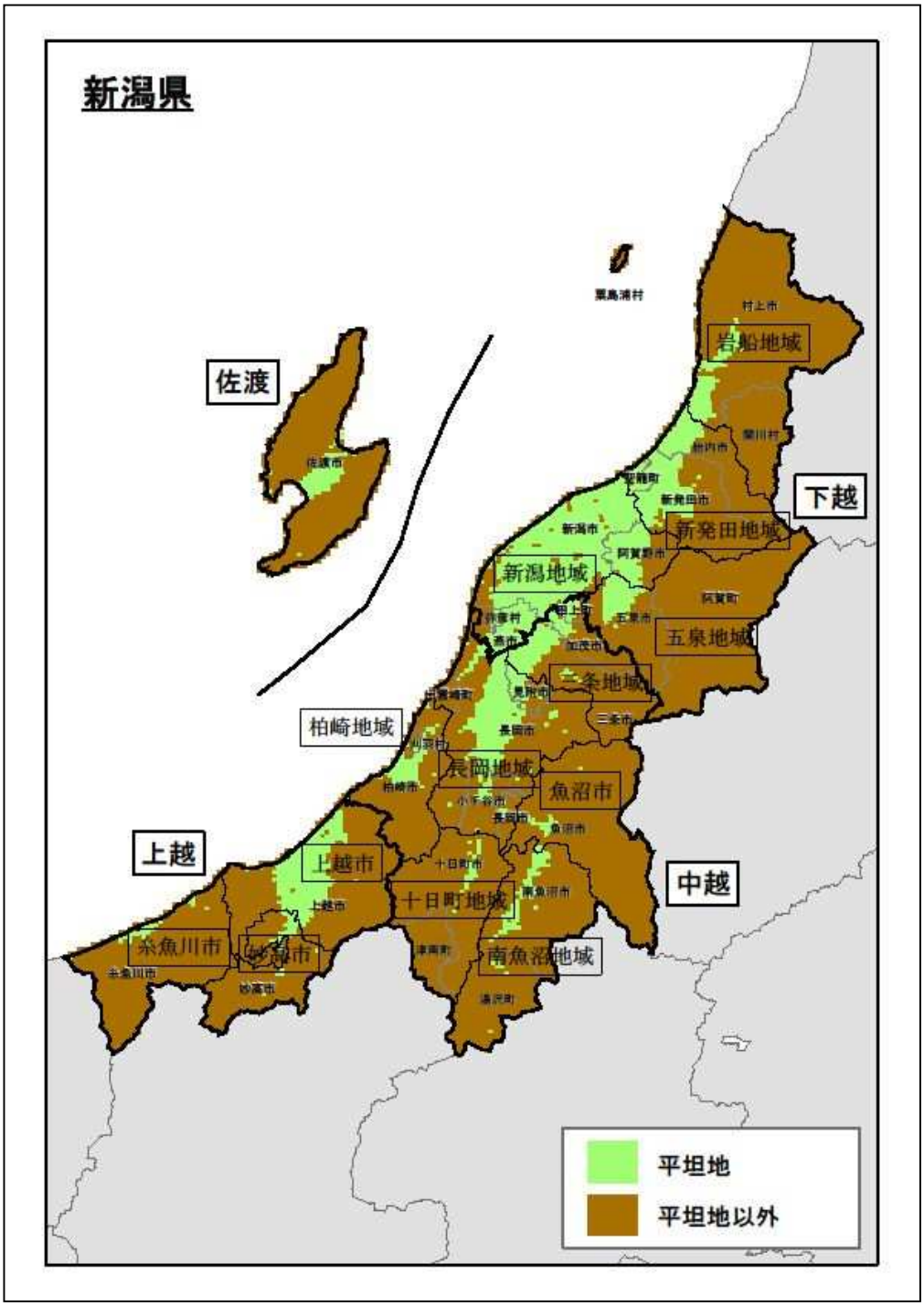

平坦地：概ね傾斜が 30 パーミル以下で都市化率が 25 パーセント以上の地域
平坦地以外：上記以外の地域

エ　水防活動の利用に適合するもの

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の名称及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概　　要
水防活動用 気象警報	レベル３大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４大雨危険警報	大雨による重大な浸水害が起こるおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル５大雨特別警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	レベル３氾濫警報又はレベル３大雨警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４氾濫危険警報又はレベル４大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいときに発表される。
	レベル５氾濫特別警報又はレベル５大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
水防活動用 気象注意報	レベル２大雨注意報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	レベル２氾濫注意報又はレベル２大雨注意報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

オ　指定河川における水防活動の利用に適合する注意報、警報

気象業務法第14条の２第２項又は第３項の規定により、新潟地方気象台は、水防法第10条第２項又は第11条第１項の規定により指定された河川について、阿賀野川については阿賀野川河川事務所と、信濃川下流については信濃川下流河川事務所と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、当該河川の水位又は流量等の状況を示して水防活動の利用に適合する警報等を発表する。

2　水防法に定める洪水予報及び水防警報

(1) 洪水予報を行う河川

水防法第10条第２項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が洪水予報を行う河川は次のとおりである。

河川名	区域	洪水予報基準地点	担当官署名
阿賀野川	左岸　新潟県五泉市馬下字大沢から海まで 右岸　新潟県阿賀野市小松から海まで	馬下	北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 新潟地方気象台

(2) 水防警報を行う河川

次に掲げる河川については、国土交通大臣又は新潟県知事がそれぞれ水防警報を発するものとし、各河川ごとにそれぞれ定めた長が直接これを発表する。

所管	河川名	区域	発表者
国土交通大臣	阿賀野川	左岸　阿賀野市小松字向島 阿賀野川頭首工から海まで 右岸　阿賀野市小松字上川原 阿賀野川頭首工から海まで	阿賀野川 河川事務所長
	早出川	左岸　五泉市赤海字下島1053番地の3地先の善願橋から 幹線合流点まで 右岸　五泉市赤海字善願2892番地地先の善願橋から 幹川合流点まで	阿賀野川 河川事務所長
新潟県知事	早出川	左岸　五泉市小面谷から 五泉市赤海字下島1053番地の3地先の善願橋まで 右岸　五泉市小面谷から 五泉市赤海字善願2892番地地先の善願橋まで	新潟地域振興局 新津地域整備部長
	阿賀野川	左岸　福島県界から 阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工まで 右岸　福島県界から 阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工まで	新潟地域振興局 津川地区振興事務所長
	能代川	左岸　五泉市笹野町から 小阿賀野川合流点まで 右岸　五泉市千原から 小阿賀野川合流点まで	新潟地域振興局 新津地域整備部長

(3) 水防警報の対象となる水位観測所

水防警報の対象となる水位観測所は次表のとおりとする。　　（単位：m）

河川名	量水標観測所名	地名		水防団待機水位（通報水位）	はん濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	はん濫危険水位（特別警戒水位）	管理者名
		市	大字					
阿賀野川	馬下	五泉市	馬下	19.65	20.15	22.00	22.80	国土交通省
早出川	善願	五泉市	善願	12.80	14.00	14.50	15.10	国土交通省
早出川	不動堂	五泉市	不動堂	33.97	35.35	35.66	36.35	新潟地域振興局 新津地域整備部
能代川	北上	新潟市	北上	3.50	5.00	5.90	6.40	新潟地域振興局 新津地域整備部
能代川	千原	五泉市	千原	10.51	11.23	11.64	12.50	新潟地域振興局 新津地域整備部

(4) 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときに行うものとし、おおむね次の段階により必要な警報を発表する。

第1段階　準備　水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。

第2段階　出動　水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。

第3段階　状況　洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、崩壊、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。

第4段階　解除　水防活動の終了を通知するもの。

(5) 警報を発表する場合の具体的基準は、「五泉市地域防災計画　水防計画編」において定める。

3　消防法に定める火災警報等及び火災気象通報

(1) 火災気象通報は消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに新潟地方気象台が新潟県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。伝達については、気象警報等の伝達系統図に準ずる。

(2) 新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(3) 火災警報等の発令は第5章第16節第2項火災警報等発令基準の設定で定める。

第２節　気象等防災観測体制の整備

１　新潟地方気象台の観測体制

(1)　地上気象観測（気象官署）

気象台、特別地域気象観測所で気圧、気温、湿度、風向、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス（地域気象観測システム）により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向・風速、相対湿度、積雪の深さの観測も行っている。

(2)　気象レーダー観測体制

気象庁は、全国２０か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

(3)　高層気象観測体制

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国 16 ヶ所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国 33 箇所に設置され地上約 10km までの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

(4) 静止気象衛星

東経140度付近の赤道上の高度約35,800キロメートルの静止軌道上に位置している静止気象衛星「ひまわり」を用い、日本を含む東アジア・西太平洋地域の広い範囲を 24 時間・高頻度で常時観測を行い、雲や台風等の解析などを行っている。

2　その他の機関の観測体制

防災関係機関が気象観測を行う場合は、国土交通省令に定める技術上の基準に従うとともに、検定を受けた測器を用いること及び観測所の設置を届け出るものとする。

(1)　北陸地方整備局の観測体制

北陸地方整備局では、国土交通省の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測しているほか，海象観測（風向・風速、波高・波向）も行っている。データは、北陸地方整備局及び国道・河川の各事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報が河川・道路情報システムにより県土木部や市町村にも提供されている。また、雨量や河川の水位等の観測データについては、県土木部の土木防災情報システムと双方向で接続されている。なお、国所管の防災情報は、インターネットを通じて広く県民へ配信されている。

(2)　県の観測体制

ア　公共土木施設関係

県土木部では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や電話回線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。道路情報や河川情報、土砂災害情報等については、インターネットにより、パソコンや携帯電話にて、県民へ配信されている。

イ　農業水利施設関係

県農地部では、大規模な農業水利施設（農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、関係機関又は土地改良区に送信又は報告される。

ウ　発電施設関係

県企業局では、企業局の設置・管理する発電用ダム及び発電所に気象観測所を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、施設の管理事務所の職員から定期的に企業局へ報告される。

(3)　市の観測体制

本市では、消防署及び村松分署において気温、湿度、雨量、降雪量、積雪深等を毎日観測している。観測したデータはグループウェアに記録し全職員が情報を共有している。

(4)　ＪＲ各社の観測体制

ＪＲ各社は、県内の駅等の観測地点で、職員による計測及び機械観測により、気象観測を行っている。また、新潟地方気象台から、気象注意報・警報の提供を受ける。

ア　職員による計測

天候・風向・気温・気圧・湿度・雨量・降雪・積雪を１日２回観測し、定時に支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

イ　機械観測

駅、駅間、橋梁等に自動雨量計・風速計等を設置し、雨量・風速を常時計測する。観測結果は支社等に設置された監視画面に表示され、主に在来線関係の運転規制等に使用する。冬季間は県内数カ所の駅に設置された観測機で、降雪深・積雪深を計測する。

新幹線の路線には 10 箇所に風速計を設置し、常時風速の瞬間値を記録している。列

車の運行に危険な風速が観測された場合は直ちに新幹線指令室の表示盤にランプで表示され、列車の運転規制等が行われる。

(5) 東日本高速道路（株）の観測体制

東日本高速道路（株）は、高速道路沿線の各所に気象観測装置を設置し、気象データを遠隔操作により取得している。このほか、日本気象協会から気象データの提供を受け、道路標示板による運転者への気象状況の伝達や、速度規制、除雪車の出動等に活用されている。

3　今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、一般住民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第３節　気象注意報・警報等の伝達体制の整備

１　災害応急対策責任者の体制整備

災害応急対策責任者は、気象注意報・警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備するものとする。この場合において、特に休日・夜間における体制に留意し、関係機関相互に徹底を図るものとする。

２　気象注意報・警報等の伝達

新潟地方気象台が気象業務法に基づく気象注意報・警報を発表し、又は切替え・解除した場合の住民及び所在官公署への周知とその伝達体制は次によるものとする。この場合、市の防災本部においての伝達の順位は、予測される災害に対する直接の災害応急対策責任者への伝達を優先するものとし、また状況により必要のない場合は、他の機関及び住民への伝達はしないものとする。

○　住民及び関係機関への伝達体制の整備

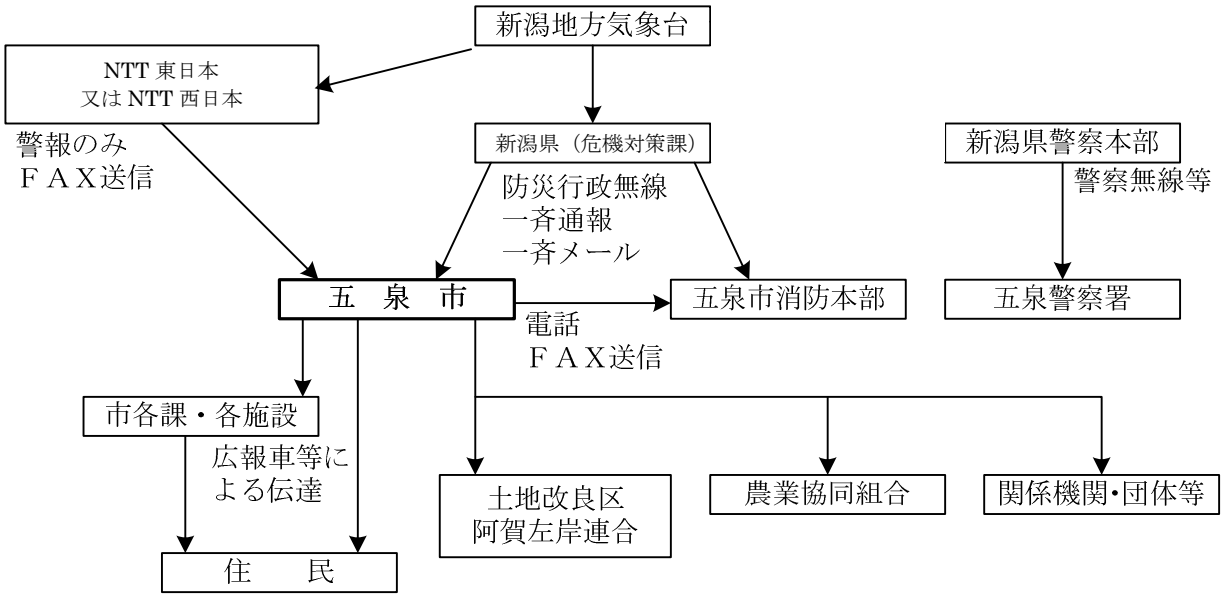

○　市各課・各施設等への伝達体制

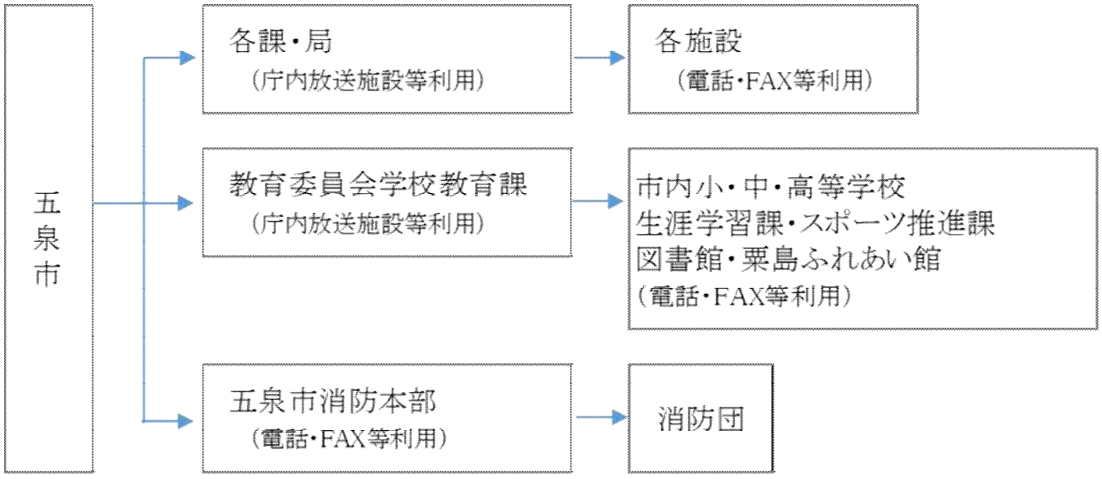

３　水防警報の伝達

水防警報の伝達は原則として気象警報の伝達体制に準ずるが、伝達は関係流域及び機関を最優先として伝達する。

○　水防警報伝達図

1　国が発する場合（阿賀野川・早出川）

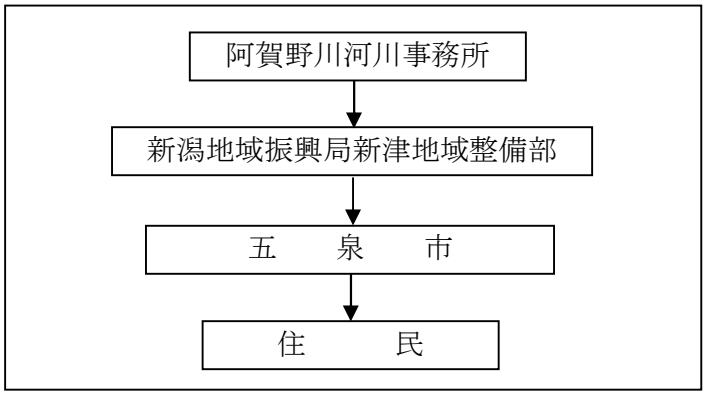

（以下、気象注意報・警報等の伝達に準ずる）

2　県が発する場合（阿賀野川・早出川・能代川）

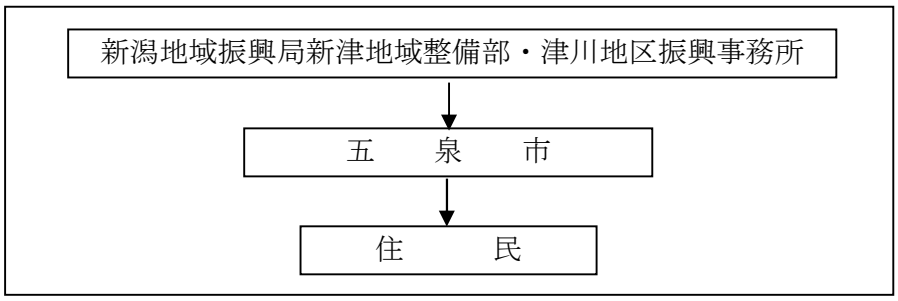

（以下、気象注意報・警報等の伝達に準ずる）

４　火災警報等の伝達

市が火災警報等を発し、又は解除した場合には、広報車、電話等により一般住民及び管内諸機関に徹底するとともに県に通報するものとする。火災警報等の発令基準については「第５章災害予防計画　第16節火災予防計画　２火災警報等発令基準の設定」による。

５　火災気象通報の伝達

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに新潟地方気象台が新潟県知事に対して通報し、新潟県を通じて市町村や消防本部に伝達される。市町村長が発令する火災警報の基礎となり、実効湿度、風速などにより通報基準が定められている。

６　市長が行う警告等の伝達

市長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、気象注意報・警報等の伝達体制に準じて行うものとする。

第４章　　災害に関する情報の収集及び伝達

第１節　　情報の収集伝達のための通信の確保

１　非常時における災害応急対策責任者の情報収集伝達体制

災害応急対策責任者は自己の専用通信施設により、災害情報の収集伝達を行うものとするが、災害等のため自己の専用通信施設、又は公衆通信施設が使用できない場合、又は緊急を要するため特に必要がある場合には他の災害応急対策責任者の協力により、その所有する専用施設を用い、収集・伝達の依頼を行うものとする。

２　非常時における県と市の情報収集伝達体制

非常時における情報の収集伝達体制については、それぞれの災害応急対策責任者において、あらかじめ定めておくものとするが、県と市の連絡体制については次のとおりとする。

A線　　防災行政無線電話及び公衆通信施設
B線　　警察電話　　（A線不通の場合）
C線　　新潟県消防無線を中継した非常無線通信　（A・B線不通の場合）

３　防災行政無線及び衛星携帯電話の活用

市長は非常時において、市の設置する防災行政無線や衛星携帯電話などを活用し、区域内の情報収集伝達を行うものとする。

防災行政無線（デジタル式）
　同報系　親局　１台
　　遠隔制御装置　　２台
　　屋外拡声子局　208基

衛星携帯電話　３台

公共安全モバイル　24台

４　アマチュア無線の活用

災害時においては、「五泉アマチュア無線赤十字奉仕団」「村松アマチュア無線赤十字奉仕団」「JARL五泉クラブ」の協力を得て情報の収集及び伝達が可能となるよう通信の確保に努めるものとする。

災害時には、市職員でアマチュア無線有資格者からその人所有の無線機を市災害対策本部に持参してもらい、情報の収集や伝達を呼び掛けるものとする。

第２節　情報の収集伝達系統の確立

１　防災会議委員相互間における情報の収集伝達

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、市防災会議委員はそれぞれの属する機関を通じ災害に関する情報の収集に努めるものとし、収集した情報等はすみやかに市防災会議会長あて通報するものとする。市防災会議会長は、収集した情報等について関係機関の業務等に関連するものは、市防災会議委員又は関係災害応急対策責任者に通報するものとする。

○　防災会議委員相互間の情報収集伝達系統図

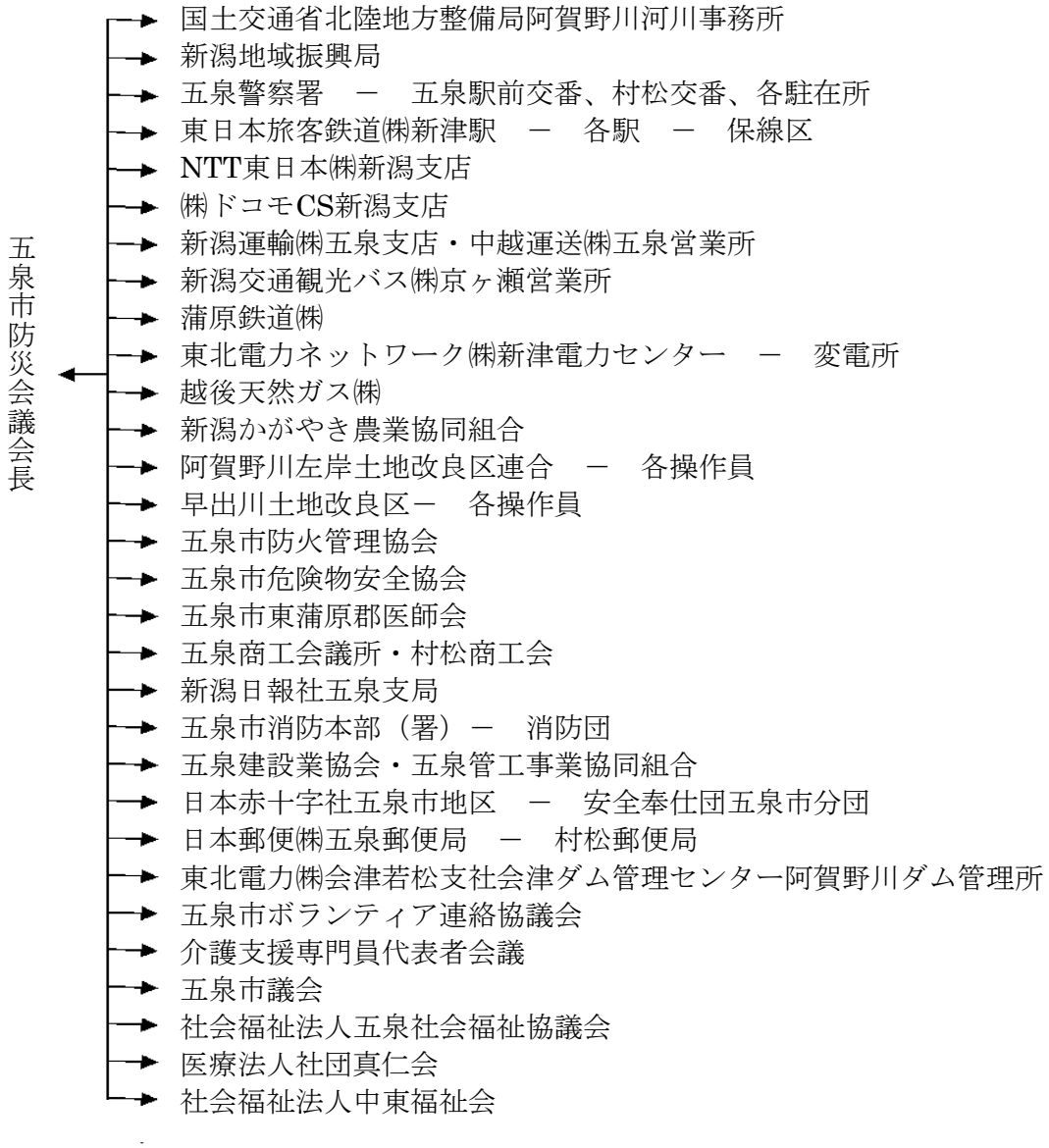

２　県への報告

市長は、市の区域内に災害が発生した場合はすみやかに当該災害についての被害状況、応急措置等を災害対策基本法第53条の規定により、県知事あて報告するものとする。

（1）大規模な被害に進展するおそれのある場合
（2）知事に応援を求め又は必要ある場合
（3）人の死傷を伴う場合
（4）公共施設、大工場、重要文化財、これらに類する施設が被害を受ける場合
（5）その他異例と思われる場合

上記の情報については県知事あて防災行政無線電話等により速報するものとする。

３　異常現象発見者の速報系統

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、市長もしくは警察官のいずれかに通報するものとする。市長及び警察官がこれを受けた場合は、県知事へその所有する専用通信施設又は公衆通信施設によりすみやかに通報するものとする。

○　異常現象発見者の速報系統図

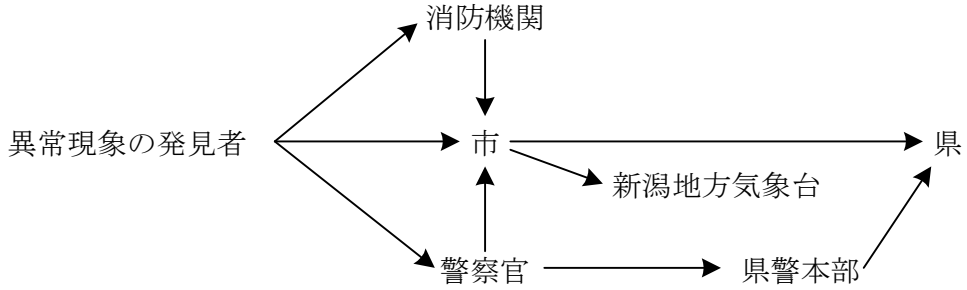

第３節　収集情報の広報に関する措置

１　防災会議における措置

市防災会議は収集した情報について事実を確認し、すみやかに報道機関等に公表するものとする。この場合において、災害の規模が大きく又は長時間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとるものとする。

２　報道機関における措置

報道機関は、災害状況を正確かつ迅速に報道するものとする。

第５章　　災害予防計画

災害予防責任者は単独又は協同して五泉市地域防災計画の実施を円滑にするために次に定めるところにより災害予防を行う。

第１節　防災教育・訓練計画

計画の方針	
市は災害時に応急対策の主体となる職員に対し、防災に関する専門的知識・ノウハウについての防災教育・訓練を行い、「公助」の水準向上を図る。 住民に対しては、学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる住民・企業の「自助」「共助」を促進する。また、災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努めるものとする。	
関係部課	◎　総務課、学校教育課、消防本部、高齢福祉課、健康福祉課、こども家庭課、商工観光課、生涯学習課、図書館、支所地域振興課、スポーツ推進課

１　計画の体系

- 五泉市における防災教育・訓練
  - 県における防災教育
  - 五泉市における防災教育
  - 県及び五泉市における防災訓練
- 防災訓練の実施内容
  - 図上訓練
  - 実施訓練
  - 地域防災訓練
- 防災訓練の留意点
- 防災関係機関における職員防災教育・訓練
  - 防災関係機関における防災教育
  - 防災関係機関における防災訓練
- 学校教育における防災教育・訓練
  - 児童・生徒に対する防災教育
  - 防災訓練における留意点
  - 教職員に対する防災教育
- 防災対策の重要な施設における防災教育
  - 危険施設等における防災教育
  - 病院、福祉施設等における防災教育
  - ホテル、旅館等における防災教育
  - 大規模小売店舗及びレクリエーション施設等
  - 不特定多数の者が利用する施設における防災教育
- 一般住民に対する防災知識の普及
  - 防災訓練による知識の普及
  - 防災マップ等の作成、公表
  - 水防に関する啓発普及活動
- 災害時要配慮者に対する防災知識の普及
  - 災害時要配慮者、介護者及び地域住民に対する教育
  - 災害時要配慮者に重点を置いた防災訓練

2　五泉市における防災教育

市は、毎年度当初に所属職員に対し、各種法律、規則、条例、市防災計画や災害ハザードマップの内容、災害時の個人の具体的役割と行動、応急対策行動マニュアル等の教育を行い、災害発生時に備えるものとする。また、国、県等が実施する研修会への参加や、市において研修会等の開催に努めるものとする。

3　防災訓練で実施する内容

防災訓練は、実施する主体により内容は変わるものの、概ね以下の項目を実施する。

(1) 図上訓練

図上訓練は主として、図上で行うものとし、その訓練実施項目はおおむね次のとおりとする。

ア　応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置

イ　復旧資材・救助物資等の緊急輸送

ウ　緊急避難及びこれに伴う措置

(2) 実施訓練

実施訓練は想定した災害に基づき、次の種別及び区分により訓練目的を効果的に達成できる地域又は場所を選定して実地において訓練を行うものとする。

ア　警報の伝達及び通信訓練

気象業務法、水防法、消防法に定める警報等の発令伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の通信施設により訓練を行うものとする。警報等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練、及び停電時等非常事態における伝達訓練も必要により実施するものとする。

イ　災害防御訓練

災害時における被害の拡大を防御するための訓練はおおむね次のとおりとする。

（ア）消防訓練

（イ）水防訓練

（ウ）避難訓練

（エ）救助訓練

（オ）災害防御活動従事者の動員訓練

（カ）必要資材の応急手当訓練

ウ　災害復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練はおおむね次の項目について行うものとする。

（ア）鉄道、道路の交通確保

（イ）復旧資材、人員の緊急輸送

（ウ）破堤堤防の応急復旧

（エ）電力、ガス、水道、通信施設の応急復旧

(3) 地域防災訓練

市は平成11年以降、地域防災訓練を実施してきたが今後も継続的に実施してゆくものとする。この地域防災訓練は、防災関係機関及び住民が参加する訓練とし、各機関相互の協力体制を緊密にし、住民の災害時の避難行動等の習熟を図ることを目的とする。

4　五泉市における防災訓練の留意点

市は地域における第1次の防災機関として、災害対策活動の円滑を期するため、県に準じる各種訓練を積極的に実施するものとし、特に以下のことに留意する。

①　町内会、消防団など地域住民の参加に重点を置くこと。

②　総合的な防災訓練を年1回以上開催するよう努めること。

③　無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。

5　防災関係機関における防災教育・訓練

(1) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、職員に対し災害時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応などの教育に努めるものとする。

(2) 防災関係機関における防災訓練

防災関係機関は、市が実施する地域防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて次の防災教育・訓練を実施するものとする。

① 国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所

災害発生後の応急対策活動に重点をおいた職員教育、訓練に努めるほか、施設利用者に対する発災時の対応等に関する防災知識の普及を図るものとする。

② 東日本旅客鉄道㈱五泉駅

本社計画の研修会等に参加し、各職種に応じた緊急時の対応マニュアルを作成し、それをもとに訓練を実施するものとする。また支社全体の総合防災訓練に参加するよう努める。

③ 東北電力ネットワーク㈱新津電力センター

営業所の防災担当者は、従業員に対し、一般災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催等により防災意識の高揚に努める。

また、随時各長は所属員に対し、過去の災害事例の反省及び対策を勘案し教育・訓練を行い、防災思想の涵養に努めるものとする。

④ NTT東日本㈱新潟支店

災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、災害復旧に必要な訓練を通じて認識を深めるとともに災害に関する防災教育を図るものとする。

⑤ 越後天然ガス㈱

保安規程により、関係者に対し、主に次の事項に関する教育を実施する。また、一般職員に対して応急処理、ガス漏れ通報の受け付け時の対応に対する教育を実施する。

（ア）非常体制の確立に関する事項
（イ）動員基準・動員方法に関する事項
（ウ）ガス工作物の巡視・点検に関する事項
（エ）その他災害時の措置に関し必要な事項

6　学校教育における防災教育・訓練

(1) 児童・生徒等に対する防災教育

学校教育においては、児童・生徒等の発達段階において災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。このため市は保育園、小学校（低学年、中学年、高学年）、中学校など児童・生徒の発達段階に応じ、安全教育の一環として学級活動（ホームルーム）、学校行事や課外授業を通じ災害時の対応などの理解を深めるよう指導するものとする。

(2) 防災訓練における留意点

学校では、災害発生時に安全・迅速に避難できるように、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア　災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、実践的に実施する。

イ　登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童・生徒等に周知しておく。

ウ　中学校、高等学校にあっては、地域社会に一員として、生徒を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

エ　放送設備等の点検も含め実施する

(3) 教職員に対する防災教育

学校管理者は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がされるよう情報伝達、児童・生徒の避難・誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知、徹底するものとする。

7　防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等、防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に発災時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るものとする。

また、その他一般企業の管理者に対しても災害時の対応、防災教育について知識の普及に努めるものとする。

教育の方法は、技能講習も含めた講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレットの配布及び現地指導等により行うものとする。

(2) 危険物施設等における防災教育

災害発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガスその他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに施設の特性をチラシ等により住民に周知し災害発生時に備えることとする。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、病人、けが人、老人、障がい者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多く利用していることから、施設の管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災訓練を行い、さらには付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努めるものとする。

(4) ホテル・旅館等における防災教育

ホテル・旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘簿、救出・救護等に重点をおいた教育を実施するものとする。また宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示するものとする。

(5) 大規模小売り店舗及びレクリエーション施設等

不特定多数の者が利用する施設における防災教育大規模小売り店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難路等の表示を行うものとする。

8　企業・事業所等における防災教育

各企業・事業所の管理者等は、風水害等の災害が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画を作成し、防災訓練の実施等を通じて職員に周知・徹底を図るものとする。

9　一般住民に対する防災知識の普及

大規模災害の発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、住民自ら「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要である。

市は、公民館等において防災に関する学習講座や防災訓練を実施するなど、組織的かつ計画的な防災訓練や防災知識の普及を行うものとする。また、住民はこれらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えなければならない。

(1) 防災訓練による知識の普及

市は定期的に行う総合防災訓練等の機会を利用し、災害に対する日常的な備えや災害時の心得等防災知識の普及を図る。

(2) 災害ハザードマップ等の作成、公表

市は、国及び新潟県が作成する浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域図等のデータを元に、災害ハザードマップを作成・公表し、災害時における地域住民の自主的な避難行動を支援し、人的被害を最小限に食い止めるとともに、住民の防災意識のより一層の高揚と災害への備えの充実を図るものとする。

(3) 水防に関する啓発普及活動

水防の意義及び重要性について住民の理解と関心を高めるとともに、水防に対する住民の協力を求めるため、水防月間（5月1日～5月31日）等において、水防管理団体その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施する。

10 災害時要配慮者等に対する防災知識の普及

(1) 災害時要配慮者、介護者、地域住民に対する教育

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等いわゆる災害時要配慮者の安全確保を図るには、災害時要配慮者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、災害時においては地域住民の災害時要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、市は、災害ハザードマップ、広報誌等を活用して災害時要配慮者向けの防災知識の普及に努めるものとする。

また、介護者や地域住民に対し、災害時要配慮者の安全確保への支援について広報誌等により啓発を行うものとする。

(2) 災害時要配慮者の参加を重点に置く住民避難誘導訓練

在宅の災害時要配慮者に対しては、市や地域で行われる防災訓練において要配慮者の避難等を組み入れた訓練を実施する。また、社会福祉施設等においては、職員・入所者等に対し日頃から防災意識の育成を図るとともに、定期的に防災訓練を実施するものとする。

訓練は、地域の自主防災組織及び消防機関の協力・参加を得るとともに、自力避難困難者の救出訓練に重点を置いた訓練実施に努めるものとする。

第２節　自主防災組織育成計画

計画の方針	
風水害発生時においては公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。 このため市は、住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び企業、工場、小売店等における自衛消防組織等（以下、「自主防災組織等」という。）の整備育成に努めるものとする。 本節においては、自主防災組織等の位置付け及び責務、並びにその整備育成における市及び住民の果たすべき役割等について定めるものとする。	
関係部課	◎総務課、消防本部

１　計画の体系

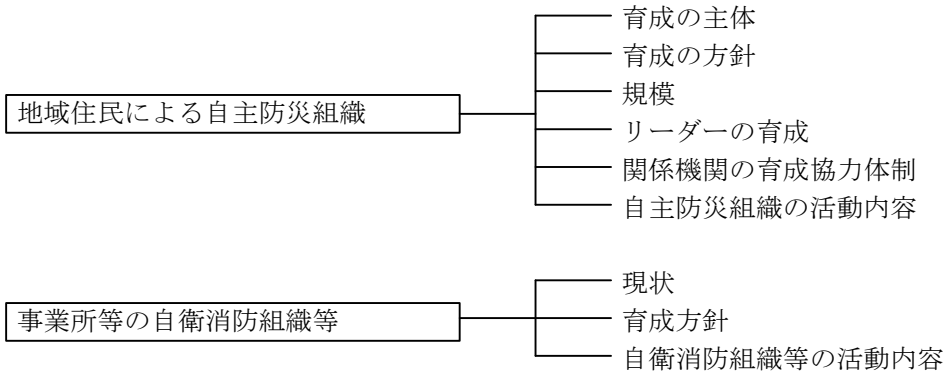

２　地域住民による自主防災組織

洪水・地震等の大災害が発生した場合には、通信・交通の途絶等の悪条件が重なり、消防・警察等関係機関の防災活動が一時的に低下又は分散し、地域の末端に十分即応できない事態が予想される。この事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民の自らの防災活動が必要である。しかし、この活動は、各自がばらばらに行動しても効果はあまり期待できず、住民が団結し組織的に行動してこそ、効果が期待できるものである。

災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとして各種防災機関の防災対策のみでなく、住民一人一人が自分の家、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが、被害を少なくする第一義的な原点であり、災害時において沈着冷静かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協同の精神を発揮して、住民の自発的な防災組織、また施設あるいは事業所別の防災組織を結成し、防災関係機関と住民とが一体となった、より効果的な防災応急対策を推進する必要がある。

(1) 育成の主体

市は災害対策基本法第5条の規定により自主防災組織の育成主体として位置付けられている。このことから、市は町内会等に対する指導、助言等を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努めるものとする。

(2) 育成の方針

全市的に整備を促進するものとし、既存の町内会等の自治組織を自主防災組織として育成するものとする。

ア　自治会、町内会活動に防災活動を組み入れる。

イ　各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。

ウ　女性団体、青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れる。

エ　自主防災組織が行う訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

オ　災害危険度の高い次のような地区に特に重点を置き、推進を図るものとする。

（ア）木造家屋の集中している市街地等

（イ）土砂災害危険地域
（ウ）雪崩発生危険箇所の多い地域
（エ）消防水利、道路事情により消防活動の困難な地域
（オ）豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域

(3) 規　模

自主防災組織は次の事項に留意して住民が最も効果的な防災活動を行える地域を単位として育成を図るものとする。

ア　町内会等の既存の単位であること。また、山間部・農村部における集落単位等住民が連帯意識に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ　同一の避難所の区域、あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) リーダーの育成

市は、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材（以下、「自主防災リーダー」という。）の育成に努めるものとする。

また、自主防災リーダーの育成に際しては次の点に留意するものとする。

ア　消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。

イ　組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーを同時に育成すること。

ウ　自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮にいれ、その職務を代行しうる者を育成すること。

エ　女性リーダーの積極的な育成を図ること。

(5) 防災関係機関の育成協力体制

防災関係機関は、市が行う自主防災組織の育成整備活動に対し積極的に協力するものとする。

(6) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア　平常時の活動

（ア）情報の収集伝達体制の確立
（イ）防災知識の普及及び防災訓練の実施
（ウ）火気使用設備器具の点検
（エ）防災用資機材等の備蓄及び管理

イ　災害時の活動

（ア）初期消火の実施
（イ）地域内の被害状況等の情報収集
（ウ）救出救護の実施及び協力
（エ）住民に対する避難指示等の伝達
（オ）避難誘導
（カ）給食給水及び救助物資等の配分

3　事業所等の自衛消防組織等

(1) 現　状

多数の者が勤務し又は出入りする施設については、消防計画を作成し自衛消防組織等を設置し、火災等に備えている。

しかしながら、消防計画の作成届出率、自衛消防組織等の設置は共に十分とは言い難い状況にある。

(2) 育成の方針

これらの施設に対する消防機関の指導体制を確立するとともに、法令に基づき適正な対策を推進するものとする。また、消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、できるだけ自衛消防組織等の設置を促進するものとし、関係機関は指導に努めるものとする。

(3) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア　平常時の活動

（ア）防災要員の配備

（イ）消防用設備等の維持管理

（ウ）防災訓練

イ　災害時の活動

（ア）消火活動

（イ）避難誘導

第３節　防災都市計画

計画の方針	
本市における過去の災害をふりかえると主として水害が多い。また、火災に対する対策も重要である。 水害による被害を軽減するための治山治水対策と市街地の火災予防対策を重点に災害に強いまちづくりを推進していく。	
関係部課	◎都市整備課、企画政策課

１　計画の体系

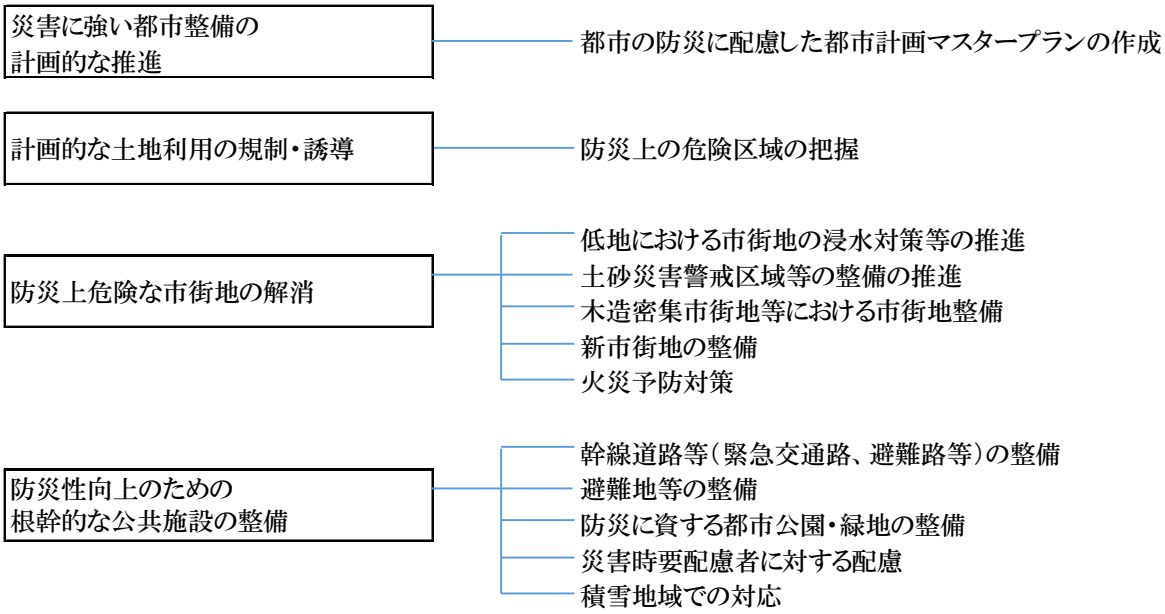

２　災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要であり、市は、災害に強く安全性の高いまちづくりを進めるため、都市の防災に配慮した都市計画マスタープランの策定を促進するものとする。なお、都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるものである。

３　計画的な土地利用の規制・誘導

災害ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進するとともに、あわせて都市計画制度の活用により安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行い災害に強いまちづくりを推進する。

４　防災上危険な市街地の解消

（1）低地における市街地の浸水対策等の推進

都市における浸水防除を図るため、河川や下水道等の雨水対策施設の一体的、総合的な整備等により浸水、治水対策を推進する。また、災害ハザードマップの作成等ハード・ソフトを組み合わせた効果的な施策を展開する。

（2）土砂災害警戒区域等の整備の推進

災害危険箇所等における土砂災害防止施設の整備に加え土砂災害に対する警戒避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害対策を推進する。

(3) 木造密集市街地等における市街地整備

防災上危険な木造密集市街地等を効果的に改善する土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等を積極的に推進する。

(4) 新市街地の整備

無秩序に市街化した防災上危険な市街地の形成を防止するため、土地区画整理事業等の面的整備事業による一団の新市街地の整備を推進する。

(5) 火災予防対策

市街地の拡大に伴い、消防水利施設の整備を図るため、消火栓の増強、防火水槽の計画的整備を進め、消防水利の確保に努める。

5 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

風水害から市街地を守るため、幹線道路、都市公園、河川、水路、下水道、土砂災害防止施設等の整備を推進する。

(1) 避難路等ネットワークの形成

災害ハザードマップ等を十分考慮して、避難路、避難地のネットワークの形成を推進する。

(2) 避難地等の整備

災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設整備に当たり災害の拡大防止や安全な避難地、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画を推進する。

(3) 防災公園の整備

食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一次避難地や広域避難地となる防災公園の整備を推進する。

公園は良好な環境の形成、スポーツやレクリエーション等を行う場所の機能とともに、災害時における避難場所や延焼防止のためのオープンスペースとして防災上、果たす役割は大きい。

市では、災害に強いまちづくりの一環として、五泉地域における粟島・南・西・東公園や村松地域における村松・城跡公園の整備をはじめ住宅密集地での児童公園・緑地等の整備を進め、安全性の確保に努める。

(4) 災害時要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、災害時要配慮者が安全で円滑に移動できよう避難地や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(5) 積雪地域での対応

公共施設の計画、整備にあたっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

第４節　集落孤立対策計画

計画の方針	
中山間地域等において、土砂崩れ等による交通遮断で孤立状態となる事が予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえる事を前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。	
関係部課	◎総務課、都市整備課、消防本部、支所地域振興課

１　計画の体系

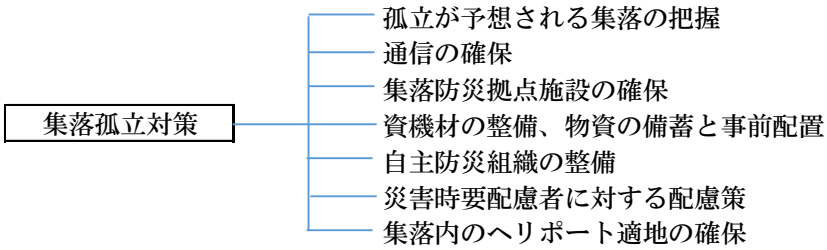

２　集落孤立対策

(1) 孤立が予想される集落の把握

市は、土砂崩れ、雪崩等により孤立が予想される集落を把握し、住民の安全確保、物資の配置等の計画と整備を行う。孤立が予想される集落の一覧表を資料編に示す。

(2) 通信の確保

市は、集落が孤立状態でも通信が確保されるよう整備を行う。また、孤立予想集落現地の消防団と消防本部が直接会話できる通信手段を確保する。

(3) 集落防災拠点施設の確保

孤立予想集落における集落拠点施設として、災害時の避難施設、物資の備蓄施設、ヘリポート等の施設を確保する。なお、積雪地域においては、雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、避難所予定施設の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

(4) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

住民が、安全を確保しながら、最低7日間は外部からの補給なしで自活できるように、資機材の整備、物資の備蓄と事前配置を行う。

また、孤立が予想される集落の住民は、最低7日間分の食糧、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

(5) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備

災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、住民組織による防災訓練等を実施し、市は防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

また、孤立が予想される集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、予め住民組織と協議する。

(6) 災害時要配慮者に対する配慮策

被災地での自活が難しい住民（障がい者、傷病者、要介護高齢者、妊産婦及び乳幼児等）が、速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制及び移動手段及び受け入れ先を確保する。

(7) 集落内のヘリポート適地の確保

ヘリコプターによる住民の救出、物資の補給等のため、集落内にヘリポートの適地を確保する。災害時のヘリコプターの運用方法等については、県及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。また、積雪期におけるヘリポートの利用のため、冬季無雪の確保が望ましいが、冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。

第５節　建築物等災害予防計画

計画の方針	
災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。	
関係部課	◎都市整備課、財政課、消防本部

１　計画の体系

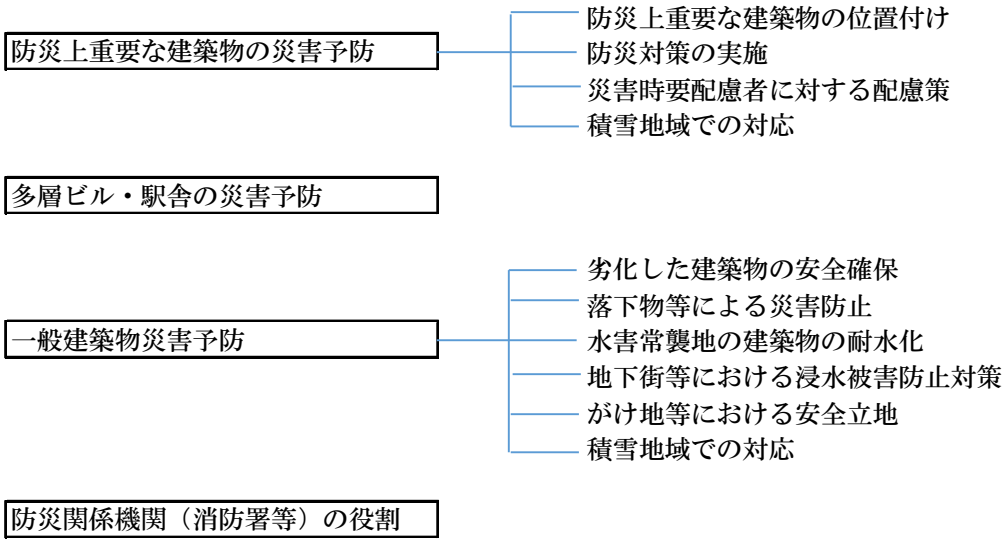

２　防災上重要な建築物の災害予防

（1）防災上重要な建築物と位置づける公共建築物等

ア　災害対策本部が設置される施設（市役所庁舎）

イ　医療救護活動の施設（病院等）

ウ　応急対策活動の施設（警察署、消防署、県・市等の出先機関庁舎等）

エ　避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）

オ　社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障がい者療護施設等）

上記に示す公共建築物等については、資料編に一覧表に取りまとめる。

（2）防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

ア　建築物及び建造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

イ　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化を進める。

（ア）飲料水の基本水量の確保

（イ）非常用電源の基本能力の確保

（ウ）配管設備類の固定強化

（エ）敷地内の排水施設及び擁壁等の整備

（オ）防災設備の充実、他

ウ　施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

（ア）法令に基づく点検等の台帳

（イ）建設時の図面及び防災関連図面

（ウ）施設の維持管理の手引き

（3）災害時要配慮者に対する配慮策

ア　防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、災害時要配慮者に配慮した施設、設備を整備する。

イ　要配慮者の収容施設や、利用施設、要配慮者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講じるものとする。

(4) 積雪地域での対応

防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保する措置を講じる。

3　多層ビル・駅舎の災害予防

多層ビル・駅舎などは、不特定多数の人が出入りする多様な施設であることから、共同防火管理体制の確立を図るとともに風水害等による被害の防止、軽減を図るため、4の一般建築物の災害予防に加え、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次の対策等を指導するものとする。

(1) 災害時の混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備

(2) 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

(3) 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難等の連携の徹底

(4) 災害時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

(5) 当該施設の管理実態を把握するため、防災設備等の日常点検の励行

(6) 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

4　一般建築物の災害予防

(1) 一般建築物の安全を確保するため以下の指導等を行う。

ア　著しく劣化している建築物の安全確保について

防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

イ　落下物等による災害防止について

建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓蒙を行う。

ウ　水害常襲地の建築物における耐水化について

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

エ　地下街等における浸水被害防止対策について

地下街等の浸水被害を防止するため、建築物の開口部に防水扉、防水板などを整備するよう指導を行う。

また、避難路や救助のための進入口の設置・確保等について必要な措置を講じるよう指導を行う。

オ　がけ地等における安全立地について

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

カ　積雪地域での対応

住宅等、一般建築物においては積雪期の風水害による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

5　防災関係機関（消防署等）の役割

防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

第６節　道路・橋梁等の風水害対策

計画の方針	
風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路などその意義は極めて重要である。 道路を管理する関係機関や団体は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。 また、災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、緊急輸送ネットワークを形成する。	
関係部課	◎都市整備課、農林課

１　計画の体系

緊急輸送ネットワークの確立
- 緊急輸送ネットワークの整備方針
- 緊急輸送道路、臨時ヘリポートの指定

道路施設の整備・強化

防災体制の整備

２　緊急輸送ネットワークの確立

(1) 緊急輸送ネットワークの整備方針

市は、災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化・輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル等）、防災備蓄拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておくものとする。

(2) 緊急輸送道路の指定

被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点施設、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ次の道路をもってネットワークとして構成するものとする。

ア　高速自動車道を基幹に、これとアクセスする主要国道を主体とし、防災活動拠点、輸送施設、輸送拠点、防災備蓄拠点を縦横に結ぶ国道・県道・市道で構成される道路網

イ　病院、避難場所等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3) 臨時ヘリポートの整備

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、臨時ヘリポートの指定及び整備を行う。臨時ヘリポートには、次の要件を満たす場所（小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等）を指定する。

ア　離着陸に必要な面積（概ね500m²以上）があること。

イ　周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。

ウ　陸上交通上の利便性を有する場所であること。

エ　避難場所との重複指定は極力さけること。

オ　指定にあたっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと

なお、指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備しておくよう努める。臨時ヘリポート場の位置について、資料編に示す。

3　道路施設の整備・強化

市が管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、被災時の道路機能を維持するため、道路管理者は連携して梯子状の道路ネットワークの整備等により、代替性（リダンダンシー：Redundancy　冗長性）が高い道路整備に努める。

(1) 市道の現状

市道の現状についての一覧表を資料編に添付する。

(2) 法面、盛土等の斜面対策

落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を施す。

(3) 排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、排水施設等には十分な通水能力を備えるとともに、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

(4) 橋梁等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、防災補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

(5) 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

ア　信号機、道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

イ　道路占用施設や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設および道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者は道路パトロール等をとおしてそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

4　防災体制の整備

(1) 情報連絡体制の整備

各道路管理者は災害情報や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、ITV）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

(2) 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関は、被災時の迅速で的確な連携に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材備蓄の体制を整備する。

(3) 道路通行規制

被災時の道路通行規制に関する基準等（路線または区間毎）を定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

(4) 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

第７節　土砂災害警戒区域等に対する災害予防計画

計画の方針	
地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の土砂災害を防止するため、市及び県が中心となってこれら危険箇所の現況を把握し、区域の指定、管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設、改良危険箇所周辺住宅の移転等の総合的対策を講ずることによって、その効果を期すべきものとし、危険箇所に対する当面の災害予防措置を計画する。	
関係部課	◎都市整備課、農林課、消防本部

１　計画の体系

- 土砂災害危険区域指定の促進
- 土砂災害警戒区域等の周知
  - 標示板等の設置
  - 住民に対する土砂災害警戒区域等の周知
  - 土砂災害に関する情報・知識の提供
  - 防災学習・啓発活動及び防災訓練の実施
- 土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
- 警戒体制の確立
  - 地すべり防止区域の巡視
  - 大雨時の危険箇所の警戒体制
- 避難体制の確立
- 災害時要配慮者への対応
  - 在宅の災害時要配慮者への対応
  - 災害時要配慮者施設への対応
- 災害防止施設の整備

２　土砂災害危険区域指定の促進

市は、地すべり・がけ崩れ・土石流・山崩れ等により、人家・公共施設に被害を及ぼすおそれのある危険箇所について、県及び関係機関の協力を得て調査を行い、公表するものとし、危険度の高いところから法令に基づく区域指定を促進するものとする。また、土砂災害危険区域内又は近傍の保全人家等の保全対象施設について把握するものとする。

市内の土砂災害警戒区域等は、資料編に一覧表で示す。

３　土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害から人命及び財産を未然に保護することを期して、市及び県は、次の措置を講じて関係住民に周知するものとする。

(1) 市は県と連携し、2により公表した土砂災害警戒区域等に指定をした現地に標示板等を設置するものとする。また、市は指定区域以外の危険箇所についても、現地に標示板を設置するよう努めるものとする。

(2) 市は地域防災計画に土砂災害警戒区域等を明記するとともに、土砂災害警戒区域等に関する情報を防災マップ等により関係住民に提供するよう努めるものとする。

(3) 土砂災害の前兆現象、避難方法等について、防災マップ等を用いて住民へ周知する。

(4) 土砂災害に関する教育・啓発活動、防災訓練を行うことで、住民が土砂災害から身を守る方法を学ぶことを促す。

４　土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

(1) 住民の警戒避難体制

市は、土砂災害警戒情報や住民からの情報提供及び現地パトロール等で、土砂災害のおそれがあると判断した場合は、避難情報の発令等を行う。その際は、嘱託員及び町内会長への連絡や広報車等を利用し、避難情報の周知を図るものとする。

(2) 社会福祉施設等の警戒避難体制

市は、社会福祉施設等の災害時要配慮者の避難に際しては、施設管理者、地域住民等と協力し、事前に避難体制の整備に努める。避難に際しては、災害時要配慮者用の設備の整った避難施設への避難に努める。

5　警戒体制の確立

(1) 市及び県は地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、地すべり防止区域の巡視業務を実施するものとする。

(2) 市は、降雨が連続し、かつ日降雨量が異常に多くなることが予想されるとき、及び土砂災害警戒情報が発表され地すべり・がけ崩れ・土石流・山崩れ等の兆候が見受けられるとき、災害の発生に備えて危険箇所の巡視警戒を行うものとし、当該危険箇所ごとに消防団員その他の警戒要員を配置するものとする。この配置等、危険箇所の警戒体制については、地域防災計画にあらかじめ定めておくものとする。

(3) 市は、危険箇所の巡視を開始し、警戒に当たるべき時機を失しないよう、所要地域に雨量計の設置等を行うほか、関係機関との連絡体制を密にして降雨量の把握に努めるものとし、雨量計設置機関は、必要により逐次情報を提供するよう配意するべきものとする。

6　避難体制の確立

市長は５（２）による巡視警戒において危険な状況が発見されたとき、又は異常に降雨量が増大しつつあるときは、その状況に応じて、地すべり・がけ崩れ・土石流・山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある住家等に対し避難指示を行うなど、生命又は身体を災害から保護するための避難措置を講ずるものとする。

7　災害時要配慮者への対応

災害時要配慮者への避難等の予防計画は第６章第22節災害時要配慮者の応急対策を基本とする。ここでは、土砂災害に対する災害時要配慮者への対応として、特に注意すべき事項を示す。

(1) 在宅の災害時要配慮者への対応

ア　土砂災害危険区域内に住んでいる災害時要配慮者の把握を行う。

イ　土砂災害警戒情報等の伝達体制を整備する。

ウ　関係機関及び地域組織（消防団、自主防災組織等）等との協力による避難誘導体制を整備する。

エ　搬送、受け入れ先及び介護職員等の確保などの体制を整備する。搬送路は道路の要注意箇所を把握した上で選定する。

(2) 災害時要配慮者施設への対応

ア　警戒区域内に災害時要配慮者関連施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるような、土砂災害警戒情報等の伝達方法を講ずる。

イ　関係機関、施設職員、地域組織（消防団、自主防災組織等）等との協力による避難誘導体制を整備する。

ウ　搬送、受け入れ先及び介護職員等の確保などの体制を整備する。搬送路は道路の要注意箇所を把握した上で選定する。

8　災害防止施設の整備

2により調査の結果判明した土砂災害警戒区域等については、市及び県において施設整備計画を策定し、人家、公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を行い、土砂災害の防止及び軽減に努めるものとする。

9　地すべり防止区域巡視員の設置

県より、地すべり防止区域の巡視業務を委託された場合は、業務を実施するための地すべり防止区域巡視員を設置するとともに、効率的な巡視計画を定め、業務を実施する。

第８節　河川災害予防計画

計画の方針	
洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、水防計画の策定等を計画的に行う。水防計画の詳細は「五泉市地域防災計画　水防計画編」によるものとする。 また、住民に対する防災意識の向上を目的とした啓発、災害時の情報伝達体制等の減災対策を計画する。	
関係部課	◎都市整備課、総務課、上下水道局、消防本部、支所地域振興課

１　計画の体系

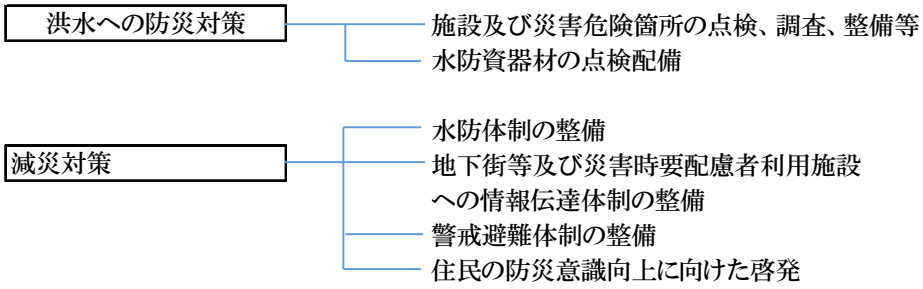

２　洪水への防災対策

（1）施設及び災害危険箇所の点検、調査、整備等

各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施し、必要に応じて施設等の整備を計画的に推進する。また、市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

（2）水防資器材の点検配備

河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川については水防警報が発せられたとき、市長はそれぞれの水防倉庫内格納資器材の点検を行い、堤防監視の結果に基づく水位状況に応じて水防作業に便利な位置に配備を行うものとする。

３　減災対策

（1）水防体制の整備

ア　市は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、水防団、水防管理団体の水防組織を整備するものとする。なお、策定された水防計画は「五泉市地域防災計画　水防計画編」によるものとする。

イ　河川の水位が上昇し、又は指定河川について水防警報が発せられたとき、市長は消防機関に出動の準備をさせ、消防機関の長は、水防作業上必要な人員確保のため団員等に対し、その在否を確かめ自宅待機を命じる等の所要の措置を講ずるものとする。

ウ　五泉市地域防災計画　水防計画編には、以下の内容に関する資料を掲載する。

- 五泉市における水防組織
- 河川関係重要水防箇所
- 気象状況・洪水予報・雨量水位等の情報
- 水防警報計画
- 水防に関する応急対策
- 水防に関する予防計画
- 出水期における特定地域の防災（水防）計画

(2) 地下施設等及び災害時要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は、地下施設等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は、災害時要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報、特別警戒水位到達情報の伝達方法を定める。

(3) 警戒避難体制の整備

ア　災害ハザードマップ等により避難路・避難所を住民に周知するとともに、住民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制を構築する。

イ　緊急時の伝達媒体である防災行政無線の整備計画を進めて、今後の情報伝達体制を確保する。

(4) 住民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や災害ハザードマップ等の活用方法等について広報し、住民の防災意識の向上を図る。

第９節　農地・農業用施設等の災害予防計画

計画の方針	
土地改良区や農業協同組合との連絡体制を整備し、農地・農業用施設等における管理体制の強化、危険箇所の整備、災害時の緊急点検方法の計画、気象・水象情報の収集・伝達体制の確立等を計画する。	
関係部課	◎農林課

１　計画の体系

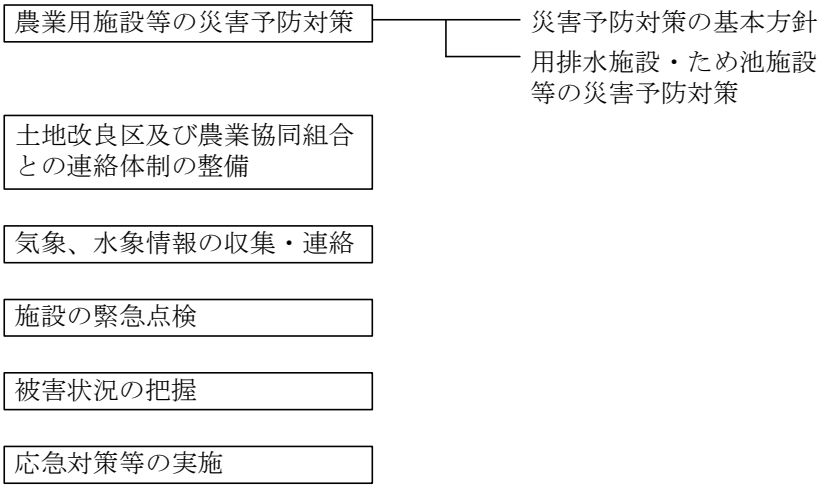

２　農業用施設等の災害予防対策

（1）基本方針

ア　農業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。

イ　常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検の手順、点検マニュアル等の作成を行う。

ウ　農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

（2）用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工・樋門・樋管など、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

(3) ため池施設の災害予防対策

現在、市内にある農業用ため池は43箇所（五泉地域10箇所、村松地域33箇所）あり、そのうち大多数は築造後100年以上経過し、堤体や取水施設の老朽化が著しく、また、洪水吐機能が不十分なものもある。市内のため池施設の一覧表を資料編に添付する。

ため池の管理者は、平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

また、老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設整備に努める。

3　土地改良区及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

4　気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

5　施設の緊急点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

6　被害状況の把握

土地改良区及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

7　応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

第10節　防災通信施設災害予防計画

計画の方針	
災害時の応急活動実施のためには、通信の確保が特に重要である。このため、無線保有の各防災機関は、災害時の通信確保のため、無線通信施設及びバックアップ機能の整備に努めるものとする。	
関係部課	◎総務課、消防本部、支所地域振興課

1　計画の体系

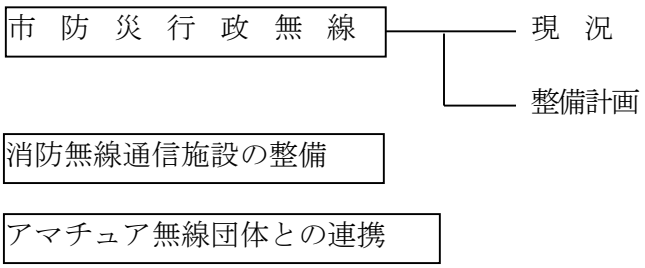

2　市防災行政無線の整備

(1) 現　況

災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散等の防災対策の推進に努める。

ア　同報系無線

地域住民に対する災害情報の周知徹底を図るため、市役所と各地域の屋外拡声子局を結ぶ同報系無線について、整備を行った。

イ　移動系無線

五泉地域においては、現地被害状況を把握するための、市役所と災害現場との通信を行う移動系については車載型24台、携帯型36台を備えている。また、孤立集落においては衛星携帯電話11台を用いて災害時の通信を確保する。

(2) 整備計画

災害が発生した場合予想される各種被害に対し、通信の途絶を防止するため施設の整備促進を図り通信システムの信頼性向上に努めるものとする。

ア　県は、防災行政無線の伝送及び地域からの情報発信等を目的とし、災害時における情報伝達手段の充実を図るため、県庁（統制局）と市町村及び消防本部等に災害の影響を受けにくい衛星系を導入した総合的な情報通信ネットワーク網を県防災行政無線として平成8年2月に再構築した。

市はこれにより県、他市町村、消防本部との通信確保が容易になったが、今後とも情報通信ネットワーク網の機能を最大限利用することに努める。

イ　停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電装置等の非常用電源設備の整備を促進するものとする。

（ア）非常用発電設備は、冷却系統のトラブルを避けるためガスタービン又はディーゼル方式のラジエーター一体型のものを採用するか、小規模のものについては空冷式のディーゼルエンジンを採用する。

（イ）蓄電池設備の設置について、運用体制を考慮した容量を整備する。

（ウ）非常用発電設備の実負荷運転等の災害発生を想定した保守、点検整備を行う。

（エ）商用電源ついては、優先的に復旧出来るように電力会社に協力を得るものとする。

３　消防無線通信施設の整備

消防無線には周波数別に活動波、主運用波、統制波、防災相互波がある。特に、広域応援体制による防災救助活動を円滑に実施するため、統制波の整備に努めるものとする。

４　アマチュア無線団体との連携

市は、市内のアマチュア無線団体（五泉アマチュア無線赤十字奉仕団、村松アマチュア無線赤十字奉仕団、JARL 五泉クラブ）と連絡を密にし、団体との連絡窓口を総務課通信管理者と定め、災害時の通信途絶に備え、非常時にアマチュア無線を活用できる体制を整備するものとする。

第11節　電気通信事業者の災害予防計画

計画の方針	
電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の防災対策の推進と防災体制の確立を図る。	
関係部課	◎総務課、支所地域振興課

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

2　計画の体系

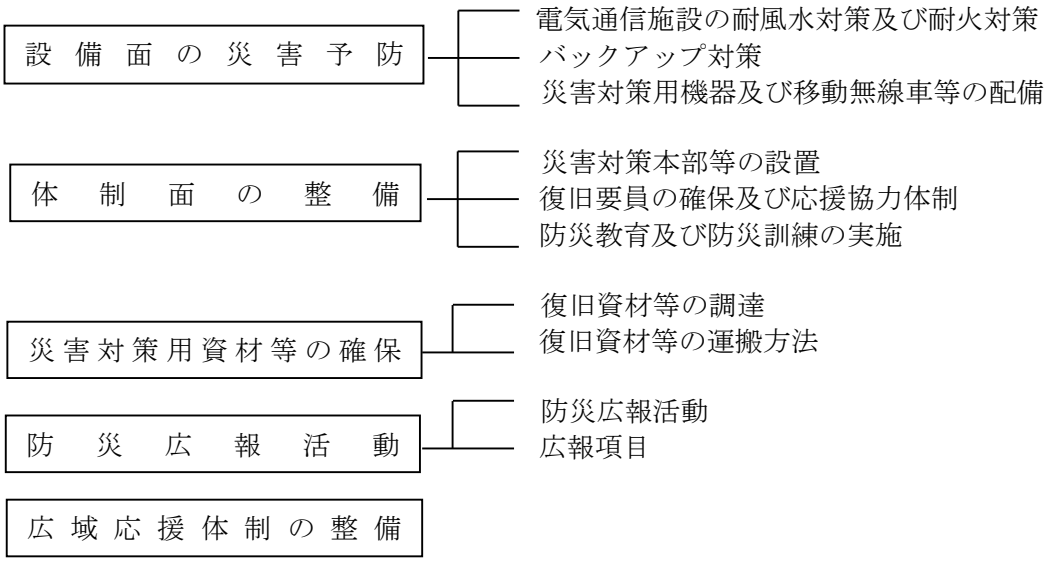

3　設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

（1）電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

ア　通信建物及び電気通信設備等の防風水対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、防風水対策及び防潮対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ　防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

（2）バックアップ対策

風水災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア　主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは２ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ　電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

（3）災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア　孤立防止対策用衛星電話

イ　可搬型移動無線機
ウ　移動電源車及び可搬電源装置
エ　応急復旧光ケーブル
オ　ポータブル衛星車
カ　その他応急復旧用諸装置

4　体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、風水災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力するものとする。

（1）災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及び予め定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア　情報連絡室の設置
イ　非常災害警戒本部の設置
ウ　災害対策本部の設置

（2）復旧要員の確保及び応援協力体制

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
イ　公衆電気通信事業者等関連会社による応援
ウ　工事請負会社の応援

（3）防災教育及び防災訓練の実施

ア　災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。
イ　市が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。
ウ　防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会へ参加する。

5　災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要拠点への配備充実を図る。

（1）　復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、新潟支店保有の資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア　各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
イ　電気通信設備の予備パッケージ等

（2）復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

（3）災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

6　防災広報活動

風水災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

（1）防災広報活動

ア　広報車での呼びかけ
イ　テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報
ウ　インターネットを通じての周知

（2）広報項目

ア　被害状況
イ　復旧見込み
ウ　特設無料公衆電話設置場所の周知

7　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、各公衆通信会社の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時から予め措置方法を定めておく。

第12節　都市ガス施設災害予防計画

計画の方針	
ガス事業（都市ガス事業者：越後天然ガス(株)）における災害対策は、風水害等による都市ガス施設の被害を最小限にとどめ、ガスによる二次災害を防止し、ガスの安全かつ速やかな復旧を行うことを目的として都市ガスの施設に応じた適切な対策を講ずる。	
関係部課	◎総務課、支所地域振興課

1　計画の体系

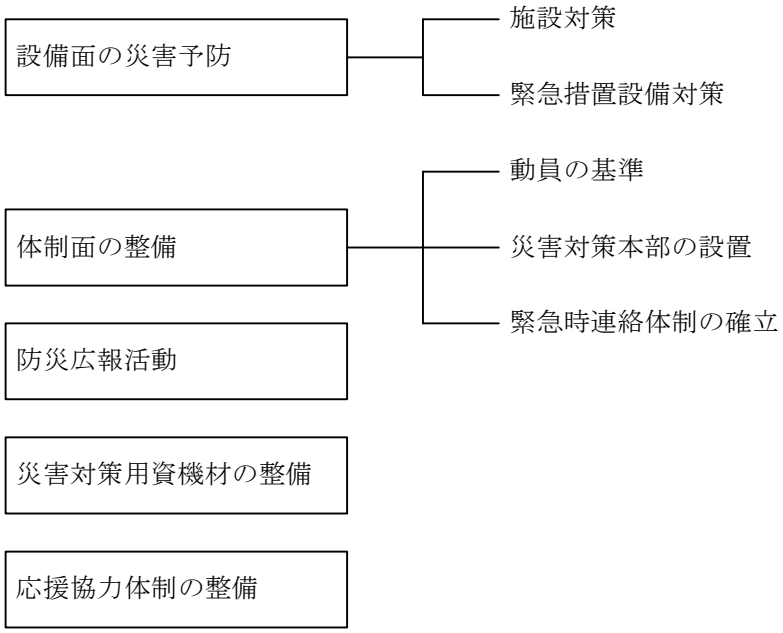

2　設備面の災害予防

(1) 施設対策

施設の重要度を考慮し、合理的で効果的な対策を講ずる。

ア　製造所・供給所の対策

（ア）既設の施設については、定期的に点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

（イ）異常事態等を迅速、正確に把握するための情報の収集装置及び緊急措置を行うための遮断装置を設置する。

イ　導管の対策

既設管については、定期的に点検を行い、劣化・損傷の有無に応じて導管への取替え、あるいは更生処理を実施する。

(2) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は災害発生時にガスによる二次災害を防止することである。そのため緊急措置に必要な設備の整備を図るとともに、災害時に速やかで適切な措置がとれるよう平常時より教育・訓練を実施し運用体制を整備しておく。

ア　製造所・供給所の対策

（ア）検知・警報（漏えい検知器、火災報知機等）装置を設置する。

（イ）ガス発生設備、ガスホルダー、液化ガス貯槽等は緊急時に備え、緊急停止のための装置を設置する。

（ウ）消火設備の整備を図る。

イ　導管の対策

（ア）供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。

（イ）供給範囲が広い地域については必要により、圧力の変動等の情報を迅速・正確に収集するためのシステムを導入するものとする。

（ウ）迅速、確実に供給停止を行うための緊急遮断装置を整備する。

（エ）供給停止地区の圧力を速やかに減圧するため、必要により減圧設備を設置する。

（オ）需要家での二次災害を防止するためマイコンメータの設置を促進する。

3　体制面の整備

(1) 動員の基準

ア　災害発生後の緊急措置に必要な要員を確保するため、災害発生時の動員基準について定めあらかじめ関係者に周知しておく。

イ　災害発生後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ各要員に対し出動する方法・場所を定めておく。

(2) 災害対策本部の設置

ア　災害対策本部の設置については、あらかじめ周辺被害状況等からその設置基準及び規模を定めておき、災害発生後速やかな対応ができるよう体制を整備しておく。

イ　災害対策本部の組織は災害対策に関する諸規程に基づき、組織及び動員者の役割を明確にしておく。

ウ　災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう、あらかじめ特定しておくとともに、非常通信設備、ファクシミリ、複写機等の必要な備品ならびに必要図書、帳票類を平常時から整備しておく。

(3) 緊急時連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合に、経済産業省、日本ガス協会、消防、警察、地方自治体等各防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。

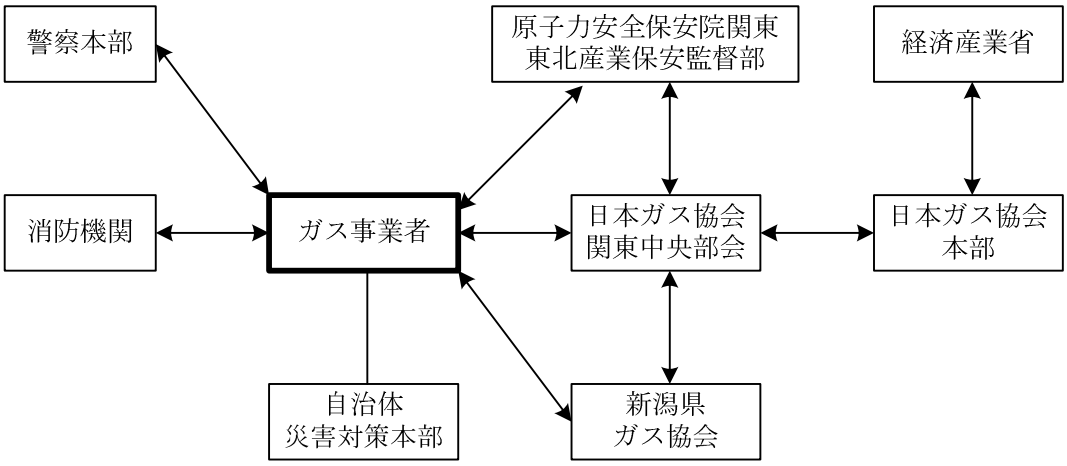

4　防災広報活動

災害発生時の二次災害防止と効果的な風水害等の災害対策活動を行うため、平常時、災害発生時、供給停止時等の広報の時期に応じた具体的手段をフロー図、チェックリスト、広報例文等で準備しておく。

(1) 平常時の広報

平常時から災害時の二次災害防止のための安全措置の重要性についてPRを実施するとともに、広報活動を円滑に実施するため、需要家をはじめ報道機関・市との広報ルートを整備しておく。

(2) 災害発生直後の広報

大規模な風水害等の災害が発生した直後は、需要家はもちろん関係機関の協力のもと二次災害の防止を図るため、報道機関、広報車等を通じて、需要家に対してガスについての注意事項及び協力のお願いの広報を行う。

(3) ガス供給停止時の広報

大規模な風水害等の災害により供給が停止した場合、二次災害の防止とともに需要家の不安の解消を目的とした広報活動が必要である。そのため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する事項についても、引続き適切な広報を行う。

5　災害対策用資材等の整備

(1) 災害発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な器材及び早期復旧に必要な器材を備えておく。

(2) 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のため、ＬＰガス等の代替熱源を確保する手段についてあらかじめ調査し、体制を整備する。

(3) 一般家庭・事業所に対して、災害発生時に取るべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。

また、高齢者等災害時要配慮者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、安全措置等の重要性について、普及啓発を図る。

6　応援協力体制の整備

(1) 救援措置要領の整備

災害により広範囲にわたり供給が停止し、大規模な応援が必要となる場合は、日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき当該日本ガス協会地方部会へ、救援要請する。

(2) 工事会社への協力要請

災害時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、機材等を確保するために工事会社などの関連協力会社と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

第13節　上水道施設災害予防計画

計画の方針	
風水害等の災害発生に伴う、断減水を最小限にとどめるため、市は施設面及び体制面の災害予防対策を実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を実施するものとする	
関係部課	◎上下水道局

1　計画の体系

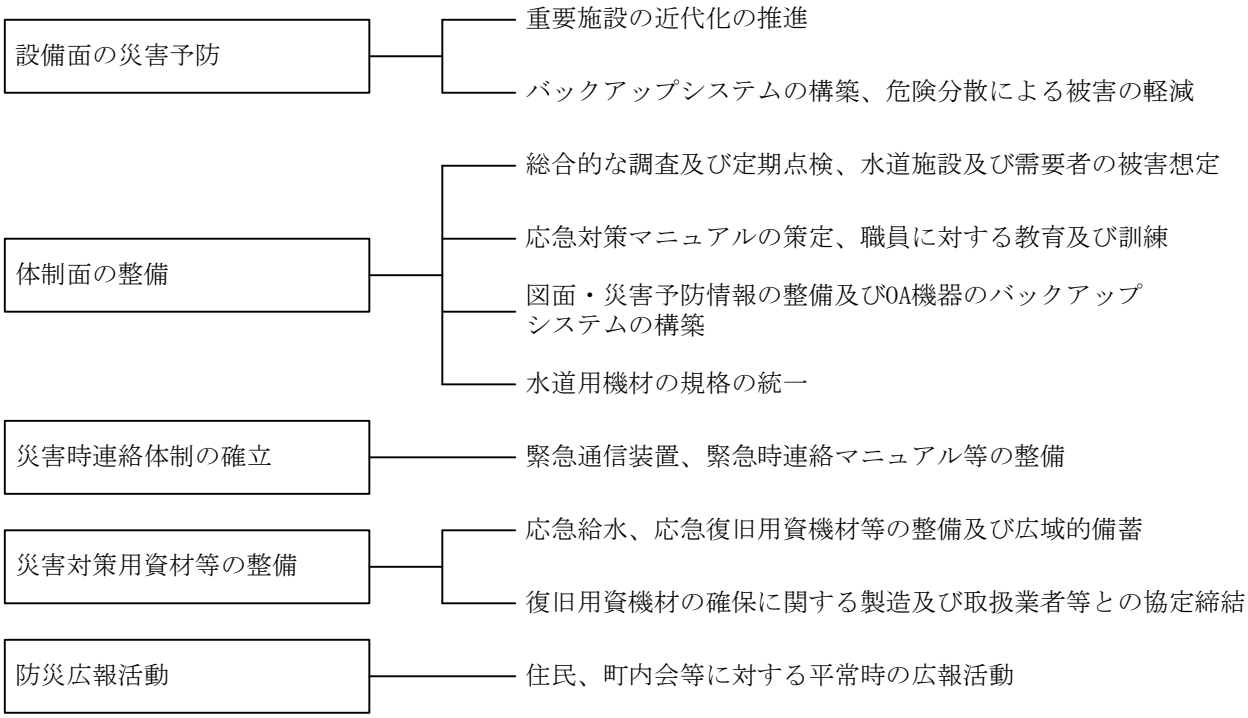

2　設備面の災害予防

市は水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め、施設の新設・改良計画にあわせ計画的に水道施設の災害予防対策を推進するものとする。

(1) 重要施設の近代化の推進

災害予防計画の策定に当たっては老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、水道システム全体としてのバランスを考慮したうえで、次の事項の近代化事業を推進するものとする。

ア　避難場所、給水拠点を中心とした貯水槽の整備、大口径配水管を利用した貯水施設等の整備及び配水池での緊急遮断弁の設置

イ　老朽管路の計画的な更新

ウ　浄水場等での供給予備力、配水池容量の増加（12時間貯水容量確保）等によるゆとりの確保

エ　各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できるテレメーターシステムの整備

(2) バックアップシステムの構築、危険分散による被害の軽減化

重要施設の複数配置やバイパスルートの確保によりバックアップシステムの構築に努め、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、配水区域のブロック化により被害区域の限定化、被害の軽減化を図るものとする。

ア　複数の水源の確保及び浄水場、配水池等の重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ　非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）、電気計装設備等の二重化

ウ　緊急時代替水源の確保

エ　隣接水道事業体との配水管の接続

オ　配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

(3) その他機械設備や薬品管理における予防対策

ア　機械・電気及び計装設備の滑動、転倒の防止

イ　次亜塩素酸ナトリウム等、浄水薬品の漏出時対策のため、防液堤及び排液槽等、流出防止設備の整備

ウ　水質試験用薬品類の震動による破損防止対策、混薬を防止するための分離保管

3　体制面の整備

市は平常時から施設の劣化等の調査、被害想定等を行い、これに基づき、緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努めるものとする。

(1) 水道施設の耐震性総合調査及び定期点検

現状の水道施設の総合調査を行い、必要に応じ補強を行うとともに、定期的な点検により機能維持を図るものとする。

(2) 風水害等の災害による水道施設及び需要者の被害想定

災害直後の被害状況を見積るため、きめ細かな災害情報を収集する体制を確立する。

(3) 応急対策マニュアルの策定

応急給水、応急復旧等のマニュアル、手順書を策定するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努めるものとする。

(4) 職員に対する教育及び訓練

ア　計画的な研修会、講習会を開催することにより、災害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び施工等における技術の向上、人材の育成に努めるものとする。

イ　緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、平常時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行うものとする。

(5) 図面・災害予防情報の整備及びOA機器のバックアップ

ア　拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用地図（住宅地図、配管図、構造図等）を作成するとともに、コピー機械を配備し、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努めるものとする。

イ　水道管管理図、給水戸番図等の複数箇所管理。

ウ　パソコン等のOA機器のバックアップシステムを構築し、補完機能を強化するよう努めるものとする。

(6) 関係行政機関との連携及び連絡調整

応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について警察との連絡調整を図るものとする。

(7) 水道用機材の規格の統一

バルブキャップ等の特殊型式水道用機材を全国統一規格である日本水道協会規格に統一するよう検討するとともに、応急復旧時に支障が生じないよう予備資材を備蓄しておく必要がある。

4　災害時連絡体制の確立

市は電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努めるものとする。

5　災害対策用資材等の整備

(1) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

(2) 応急給水用資機材の整備

市は計画的に給水タンク、給水用ポリ袋等の応急給水用資機材の整備に努めるものとする。

(3) 応急復旧用資機材の整備

市は、計画的に次の事項に配慮し、応急復旧用資機材の整備に努めるものとする。

ア　配水管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
イ　広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
ウ　資機材の製造及び取扱業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
エ　作業員の安全装備等の常備

６　防災広報活動

市は災害時の活動を円滑に進めるため、住民、町内会等に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、防災体制、飲料水の確保（最低限度3日分、一人一日3リットル程度を目安）、衛生対策等の留意事項について広報誌等により広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 町内会等への防災活動の研修

町内会や自主防災組織に対し、応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、緊急時における支援体制の確立に努めるものとする。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対し、災害直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）について広報、指導に努めるものとする。

第14節　下水道施設災害予防計画

計画の方針	
市で整備する下水道施設は、ライフライン施設として住民生活の基盤を支えるものであるが、多くの施設が地下に埋設されているため被災時には住民に長期にわたって大きな影響を与える。風水害等の災害時の被災を最小限にとどめ、下水の排除と処理を速やかに確保すべく平常時から劣化・損傷等の調査、災害に対する補強工事、災害対策資材の確保、他機関との連絡協議等の安全確保対策及び二次災害防止対策の推進を図るものとする。	
関係部課	◎上下水道局

1　計画の体系

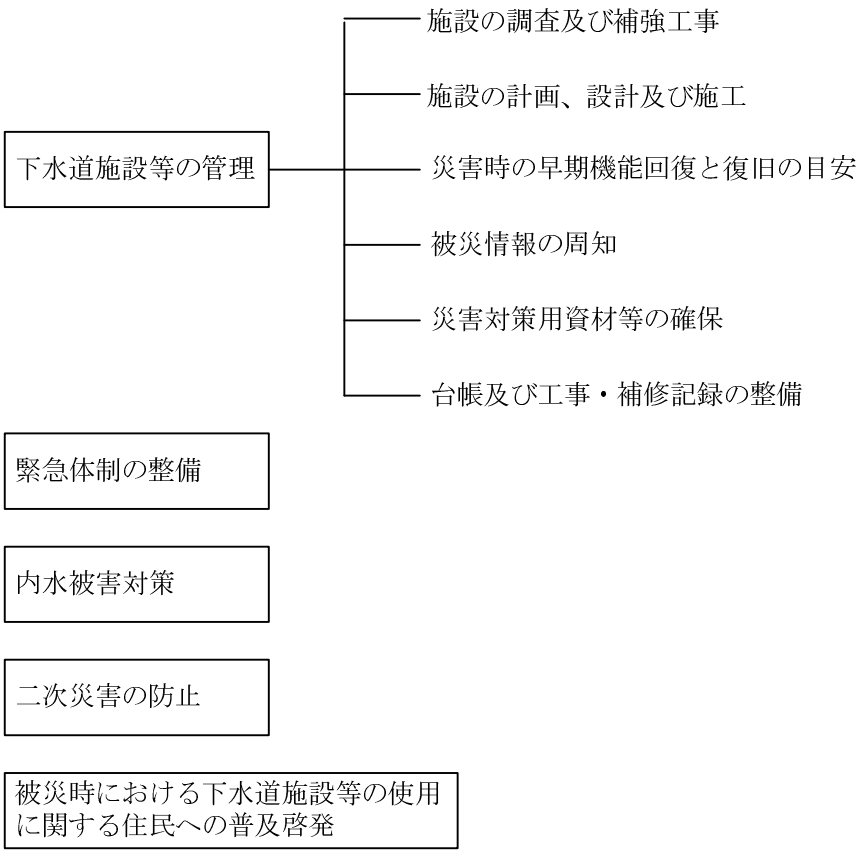

2　下水道施設等の管理

(1) 施設の調査及び補強工事の実施

災害発生時の下水道施設の被害を低減または防止するため、下水道等施設を早期に点検し、施設の劣化・損傷等の調査により弱点箇所を把握し、対策工法の検討及び必要に応じて応急処置や補強工事を行うものとする。

(2) 施設計画、設計及び施工

下水道施設が損傷してもその機能を代替できるように重要幹線管渠のループ化や停電によってマンホールポンプが停止した場合の早期復旧対策を検討する。

(3) 災害時の早期機能回復と復旧の目安

県や関係機関等の協力を得て、早期に機能回復できるよう、被災施設の復旧計画をたて、施設の機能回復および復旧の早期達成を目指す。また、新設及び既存の施設に対して風水害対策を講ずるように努める。

なお、下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

風水害後～３日目程度	・ 風水害対応運転、施設の浸水対策 ・ 住民への情報提供、使用制限の広報 ・ 管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 ３日目程度～ １週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 １週間程度～ １ヶ月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 １ヶ月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

(4) 被災情報の周知

下水道等施設が被災をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況等の情報を県、関係機関、住民等に周知するように努める。また、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報できるように準備しておく。

(5) 災害対策用資材等の確保

仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄もしくは調達できるように努める。応急対策活動を円滑に行うため、五泉市建設業協会、五泉管工事業協同組合、下水道事業団、県及び近隣下水道管理者等と協力協定を縮結し、災害対策用資機材等の効率的整備を図るものとする。

(6) 台帳及び工事・補修記録の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被災時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で特に重要な資料である。そのため下水道台帳は、遠隔地に複数保管（バックアップ）し資料の安全性向上を図るものとする。

また、異常箇所が災害によるものか災害前からのものかを判別するとともに、災害復旧に活用するため補修及び施設改良の記録を整備しておくものとする。

3 緊急体制の整備

施設が被害を受けた場合に、ただちに、被災状況調査、復旧工事に着手できるように、あらかじめ、緊急体制を整備しておく。

(1) 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
(2) 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
(3) 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
(4) 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

4 内水被害対策

近年の集中豪雨による浸水被害、特に内水被害対策に対応するため、常習的な浸水地域については、河川管理者の協力を得て、ハード・ソフトを含めた雨水計画を立て、雨水対策を進める。特に、減災計画の観点からの検討を加える。

過去の災害実績から内水被害が起きやすい箇所を把握するとともに、市街地等における内水被害を軽減のため、雨水排水施設の整備、雨水排水路の清掃等を行うものとする。また、降雨量が多く内水被害が起こる可能性があるときは、パトロールを行う等の対策を講ずるものとする。

５　二次災害の防止

被災時においては、下水道各施設の損傷拡大及び機能低下を最小限に食い止めるものとする。また、被災による下水処理能力の低下によって、し尿処理量の増加が予想される。これに対応するため、し尿収集運搬許可業者、県及び近隣自治体と情報交換を行うものとする。

６　被災時における下水道施設等の使用に関する住民への普及啓発

被災により下水処理能力の低下が懸念されるため、各家庭・事業所等において、３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレ等の備蓄の重要性、被災時の下水道使用の自粛等について、日頃から普及啓発を図るように努める。

第15節　危険物等施設災害予防計画

計画の方針	
危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱上の不備が直ちに災害発生の原因になり得るとともに、他の原因に基づく災害発生時においては、被害を拡大する要因ともなり得る。これらを取り扱う施設の関係者は自主保安対策を講ずることとし、市及び消防本部は施設の関係者と協力しながら災害予防の指導にあたるものとする。	
関係部課	◎消防本部

1　計画の体系

危険物等施設安全対策
- 現況
- 災害予防対策

2　危険物等施設安全対策

危険物等による災害は、風水害等による発災はもとより、二次災害による被害も大きなウェイトを占めることが予想されることから、災害の初期対応が特に重要と考えられる。

このため、危険物等取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図るものとする。

(1) 施設の現況

危険物等は、重要なエネルギー源であり、各種産業における原材料をはじめ一般家庭での文化的な生活を支える原動力として活用されていることから、近年各種産業の発展及び生活様式の高度化に伴い重要性が増している。

市内の危険物所有施設の現状について、所有施設数を取りまとめた一覧表を資料編に添付する。

(2) 災害予防対策

危険物等施設の立地状況等の現況を勘案し、以下のとおり整備改善を図る。

ア　指導の強化

（ア）市及び市消防本部は、危険物等施設の位置、構造及び設備が消防法等関係法令の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため立入り検査を励行する等指導を強化する。

（イ）市及び市消防本部は各危険物等取扱者等に対して、技術上の基準の遵守、予防規程等の作成等安全管理体制の確立を指導する。

イ　各危険物等における保安対策及び教育

市及び市消防本部は(財)新潟県危険物安全協会、(社)新潟県火薬類保安協会及び(社)新潟県高圧ガス保安協会等の協力のもとに、危険物等取扱事業所の管理責任者及び取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物等の自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。各危険物等における保安対策は以下のとおりである。

（ア）高圧ガス等の保安

高圧ガス販売所、貯蔵所、高圧ガス消費者（高圧酸素を含む）に対して、関係機関は随時立入検査を実施し、保安教育の徹底を図るとともにガス（都市ガスも含む）従事者に対する保安講習会を実施し、保安意識の高揚を図るものとする。

（イ）石油類等危険物の保安

市は消防法に定める危険物製造所等の施設に立入り調査をし、これらの位置・構造・設備・貯蔵並びに取扱いについて、危険物の規制に関する政令による技術上の基準に従い適切な維持管理をするよう指導するとともに、危険物を取り扱う従業員に対し、保安法令・危険物の性質・点検整備等の徹底をはかるため保安教育を行うものとする。

（ウ）劇毒物に対する保安

監督機関は、販売業者・保管責任者並びに業務上取り扱い責任者に対し立入り検査を実施し、登録基準に適合する施設を維持させるとともに、災害時の安全確保についての指導を行うものとする。

（エ）火薬類の保安

火薬類の販売業者及び保管責任者に対して監督機関は毎年定期的に保安検査並びに立入検査を実施しているが、市としてもこれらの施設の保安について常に留意するものとする。

（オ）有害物質取扱施設等の保安

有害物質取扱施設等は、水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。また、有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ速やかに関係機関へ報告するものとする。

（カ）放射線使用施設の保安

放射線使用施設は、保安体制を強化し、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図るとともに、放射線測定器等の非常用資機材を整備し、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備するものとする

ウ　自衛消防組織の強化促進

（ア）市及び市消防本部は、危険物等取扱事業所が自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害予防体制の確立を図るよう指導し、自衛消防隊の組織化を推進する。

（イ）市及び市消防本部は、危険物等取扱事業所に対し、隣接する危険物等取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、災害時における具体的な応援措置を盛り込んだ「実施要領」を定める等、効率の高い自衛消防力の確立を図るよう指導する。

エ　防災訓練の強化

市及び市消防本部は危険物等取扱事業所に対し、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との連携をも考慮した、より実践的な防災訓練等の実施について指導する。

オ　化学消防資機材の整備

市消防本部は取扱事業所に対し化学消火薬剤及び必要機材の備蓄を促進するよう指導するものとする。

カ　関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、防災無線等の通信手段の整備充実を図るとともに、被災した場合に備え、消防、警察等関係機関及び関係事業所と連絡体制の確保を図るものとする。

キ　災害発生時の自衛消防組織等の整備

危険物等取扱事業所は、災害発生時の自衛消防組織等の体制づくりや活動要領を定め、災害時に迅速な対応が図れるよう努めるものとする。

ク　近隣事業所等との連携

危険物等取扱事業所は、危険物取扱従事者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努めるものとする。

ケ　初動体制の強化

危険物等取扱事業所は、初期消火訓練を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練の徹底を図るものとする。

第 16 節　火災予防計画

計画の方針	
防火に関する知識の普及に努めるとともに、風水害発生時の火災の発生を防止するため、住民、企業・事業所、学校、市及び県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講じる。	
関係部課	◎消防本部

1　計画の体系

2　火災警報等発令基準の設定

市長は、消防法第22条の規定により、新潟県知事から火災気象通報を受けた場合のほか、地域的気象の状況が火災の予防上危険である場合の火災警報等の発令基準をあらかじめ設定し、有効適切な警報等の発令を期すべきものとする。

(1) 警報等発令基準

ア　火災警報

（ア）湿度が40％以下、実効湿度が60％以下、風速が7m/sをこえる見込みのとき

（イ）10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

イ　林野火災注意報

３月から５月及び市長が認めた期間において、以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合。

（ア）前３日の合計降水量が１mm以下かつ前30日の合計降水量が30mm以下

（イ）前３日の合計降水量が１mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではない。

ウ　林野火災警報

３月から５月及び市長が認めた期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合。

(2) 警報等発令計画

警報等発令及び解除についての伝達は「第３章　気象注意報･警報等の発表及び伝達　第３節　気象注意報・警報等の伝達体制の整備　５　火災気象通報の伝達」によるが、その措置については次によるものとする。

ア　火災警報

（ア）市長は、発令時間を決定する。おおむね20分前に関係機関にあらかじめ連絡する。

（イ）消防長は、職員を非常呼集し又は自宅待機とし、非常災害時の部隊編成については、「五泉市消防計画」の第２章第２節２によるものとする。

（ウ）新潟県防災局危機対策課、五泉警察署及び消防団長へ連絡する。

（エ）消防署・分署は、住民に警戒を周知する。

（オ）消防団の非常呼集は、消防長又は消防団長が状況により行う。

イ　林野火災注意報・警報

（ア）たき火や火入れ等を行う者に対して、消火準備等の必要な防火指導を行う。

（イ）警戒パトロール等を行い、火の使用制限の徹底を行う。

（ウ）必要に応じて消防法第３条の措置命令を行う。

(3) 警報等解除計画

市長は、発令基準を脱したときは、警報等を解除する。また、火災警報を解除した場合は、次のとおり実施する。

（１）発令時に通報した関係機関に連絡する。

（２）掲示物を撤去する。

（３）消防車両等により管轄区域内の広報を実施する。

３　大火危険気象下における対応

(1) 消防機関の警報措置体制の確保

市長は、大火危険気象下において、消防長、消防署長、消防団長と協議のうえ「五泉市消防計画」に基づき、次の警戒体制をとるものとする。

ア　状況により消防署員の非番員を招集又は自宅待機とする。

イ　消防団の全部又は一部に警ら出動を命ずる。

ウ　状況により全団員に自宅待機及び消防機械器具の再点検を実施させる。

エ　煙火の打上げ、屋外のたきび、山林原野の火入を禁止し、その他特に危険と認められる火気の使用を制限する。

(2) 防火対象物の警戒

市長は大火危険気象下における防火対象物の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずるほか、木造大規模建築物、危険物製造所等、また大量火気使用場所、火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとれるよう事業所の消防計画の定めるところにより自衛警戒体制を強化する等、あらかじめ指導・協議をしておくものとする。

(3) 火災防御計画の策定

大火危険気象下における火災防御のため、あらかじめ火災防御計画を定めておくものとする。

4　消防機械の点検整備と非常出動体制

(1) 消防機械の点検整備

警ら出動を命ぜられた消防団の各部は、消防機械器具の精密点検を行い非常出動に万全を期すること。

(2) 非常出動計画

火災出動に際しては、各火災防御計画により出動するが、おおむね次のとおり非常出動をするものとする。

ア　第1出動

消防署の指揮隊及び消防隊３隊出動し、状況により救助隊、救急隊が出動。消防団は、管轄する分団及び隣接分団が出動。

イ　第2出動

消防署の第１出動した消防隊のみでは、防御が困難なとき消防力増強のため出動。消防団は、管轄する方面隊が出動

ウ　第3出動

消防署の第２出動した消防隊では、防御が困難であると予想されるとき全消防隊が出動。消防団は、管轄区域外の方面隊を召集。

(3) 飛火警戒のための出動配置

強風のため飛火警戒の必要を認める場合、警ら隊を編成し、消防無線拡声機又は伝令をもって指示する。

(4) 応援部隊誘導計画

第3出動を必要とする事態となった場合は、消防無線又は緊急電話をもって、あらかじめ協定締結の市町村に応援要請をする。

応援部隊の誘導は本部員及び消防団員をもって充てる。

(5) 他市町村への応援出動

隣接市町村及びその他の地域の火災に際しては、要請により、又は火災の規模、その他の状況により、消防長及び消防署長は協議のうえ応援の要否、出動台数等を決定する。

5　初期消火体制の強化

初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等（自主防災組織及び自衛消防隊）に対し次の対策を指導するものとする。

(1) 訓練、集会、印刷物等を通じて住民の防災意識並びに消火、避難及び通報等の防災行動力の向上を図る。

(2) 防火管理者を置く事業所に対して消防計画の作成を徹底し、それに基づく各種訓練等を通じて指導を行うとともに、その他の事業所に対しても地域における消防訓練への参加及び印刷物等の配布により、防災意識及び防災行動力の向上を図るものとする。

6　火災発生防止体制の強化

市は、消防力の充実強化を図り、火災発生の軽減に努めるものとする。

(1) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針（平成17年6月13日改定）に対する充足率を満たすようその整備充実に努める。

(2) 重要防火対象物の把握

危険物施設、消火優先地域、重要消火対象物について、優先的に火災防ぎょ活動を行うため、それらの施設の所在を明記した地図（重要防火対象物マップ）を整備し、迅速な火災防ぎょ活動に努めるものとする。

(3) 消防水利の確保

ア　同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した多元的な水利の確保を図り、災害に備えるものとする。

（ア）河川、池、農業用水などの自然水利の利用

（イ）消雪用井戸、プールの有効利用

（ウ）消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の設置

上記の消防水利の位置について明記した地図（水利マップ）を整備保管し、迅速な消防活動に努めるものとする。

イ　市街地の消防水利として防火水槽、耐震性貯水槽が有効であることから、その整備促進を図るものとする。

市内防火水槽等の設置数について資料編に示す。

(4) 消防団の強化

ア　消防団の現状

消防団の状況を資料編に示す。

イ　消防団の活性化

消防団の活性化を図るため、消防団活性化総合計画（昭和63年2月29日消防消第60号消防庁長官通知）を策定するものとし、策定に当たっては長期総合整備計画等との整合性を十分に図り、実効性のある計画づくりに努めるものとする。

消防団活性化計画の主な内容は次のとおりである。

（ア）公募制導入や新興住宅地への取組み等、団員募集の多様化

（イ）若手リーダーの育成、レクリエーション活動の実施等青年層の入団促進

（ウ）女性消防団員の採用

（エ）事業所勤務者団員（サラリーマン団員）の活用

（オ）報酬、各種手当の額の改善、公務災害補償の充実等団員の処遇改善

（カ）消防団拠点施設の整備

（キ）通信体制、消防車両等の整備による機動力の強化

（ク）装備や設備の小型化、軽量化

（ケ）防火衣、防火帽等安全装備の充実

（コ）地域との連携強化等による、消防団のイメージアップ

（サ）青年団、町内会、各種サークル等地域内諸団体との連携強化

（シ）災害時における消防団広域応援体制の検討

7　広域応援体制の整備

(1) 消防本部間の広域応援体制

消防本部は、単独では対処不可能な災害の発生に備え、隣接消防本部等と締結している消防相互応援協定の適正な運用実施に努めるものとする。

五泉市消防本部が締結している消防相互応援協定の状況を資料編に示す。

(2) 新潟県消防防災ヘリコプター

ア　ヘリコプター運行連絡協議会

市では、大災害時に対応するため、県及び県内市町村で組織する「新潟県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会」に参加し、災害時に備える。

イ　ヘリポートの整備

災害時にはヘリコプターによる迅速かつ正確な活動が求められることから、臨時離着陸場の整備に努める。

8　出火防止対策

市は、施設管理者、住民、町内会等の地域等に対して、日頃から火災防止の意識を持つように指導・啓発することに努める。

(1) 施設管理者等に対する指導

防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導するものとする。

ア　防火管理責任者を置く事業所における消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知徹底

イ　管理権限者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の明確化

ウ　救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備

エ　防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育

オ　実践的かつ定期的な訓練の実施

カ　火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置

キ　病院、社会福祉施設等災害弱者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設におけるスプリンクラー設備等の適正な設置

(2) 住民に対する指導

住民の防火に関する知識等の普及のため、次の項目について啓発に努めるものとする。

ア　異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ　安全装置付火気器具の使用に努める。

ウ　消防法で義務づけられた住宅用火災報知器の設置及び維持管理を行う。

エ　消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

オ　台所など火を使う場所の不燃化に努める。

カ　カーテン、じゅうたん等は、防炎製品の使用に努める。

キ　灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

ク　町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(3) 地域に対する指導

町内会等の地域に対しては、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努めるよう啓発する。

第 17 節　水防管理団体の体制整備

計画の方針	
県より指定水防管理団体に指定されている五泉市は、当該区域における水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。五泉市の水防計画は「五泉市地域防災計画　水防計画編」によるものとする。	
関係部課	◎都市整備課、総務課、消防本部、支所地域振興課

１　水防管理団体の体制整備

(1) 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者である市は、県水防計画に応じて当該区域における「五泉市地域防災計画　水防計画編」を策定し、水防団等の水防組織を整備する。

(2) 水防協力団体の指定

市は、公益法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められる団体等を水防協力団体として指定することができる。

(3) 消防団の育成強化

ア　市は、平時から消防団の研修や訓練の計画を定め広報活動を行い、水防団組織の充実と習熟に努める。

イ　市は、自主防災組織が有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に実施し、防災組織の訓練を実施して、組織の日常化に努める。

ウ　市は、毎年出水期に１回以上水防訓練を行う。

(4) 水防施設の整備

市は、水防活動の拠点となる防災施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

(5) 地下空間の浸水被害軽減

地下空間における浸水被害軽減のため地下施設管理者と連帯した情報伝達、避難体制の整備を図る。

(6) 災害発生時の処置

市は、堤防の決壊、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

２　住民・企業等の役割

市は、住民に対し次の項目について指導・啓発に努めるものとする。

(1) 住民の役割

ア　日頃から、災害ハザードマップ等を参考にして、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深めるよう努める。

イ　風水害時において、水防管理者、消防団長又は消防機関の長からやむを得ず水防活動の協力要請があった場合は、水防活動に従事する。

(2) 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動する。

第 18 節　廃棄物処理体制の整備

計画の方針	
災害時における廃棄物処理計画を策定し、住民へ災害時の廃棄物処理方法や災害ゴミの削減を啓発する。	
関係部課	◎環境保全課

1　計画の体系

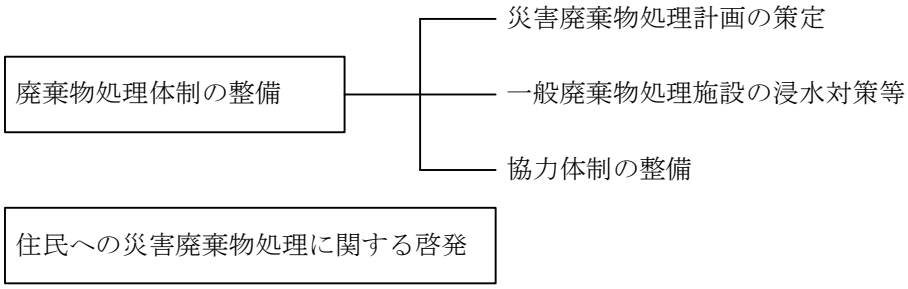

2　実施担当部

(1) 市は、被災地域のごみの予想発生量及び特性を考慮し、衛生面での二次災害を防ぐため、収集順位、収集処理方法、関係機関への応援要請等の計画を立て、収集処理に当たるものとする。また、災害の規模及び状況により市で実施できないとき又は著しく困難なときは、近隣処理施設の応援を求めて実施する。

(2) 市における担当部及び班の事務分掌は資料編に示す。

3　廃棄物処理体制の整備

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

風水害発生時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。

(2) 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

ア　施設の浸水対策を図るとともに、水害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。

イ　応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3) 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

4　住民への災害廃棄物処理に関する啓発

(1) 市は、住民に災害廃棄物処理に関して協力を求めることを広報等で周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(2) 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。

(3) 災害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努めるように啓発活動を行う。

第19節　救急・救助計画

計画の方針	
風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。 また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。	
関係部課	◎消防本部、総務課、健康福祉課

1　計画の体系

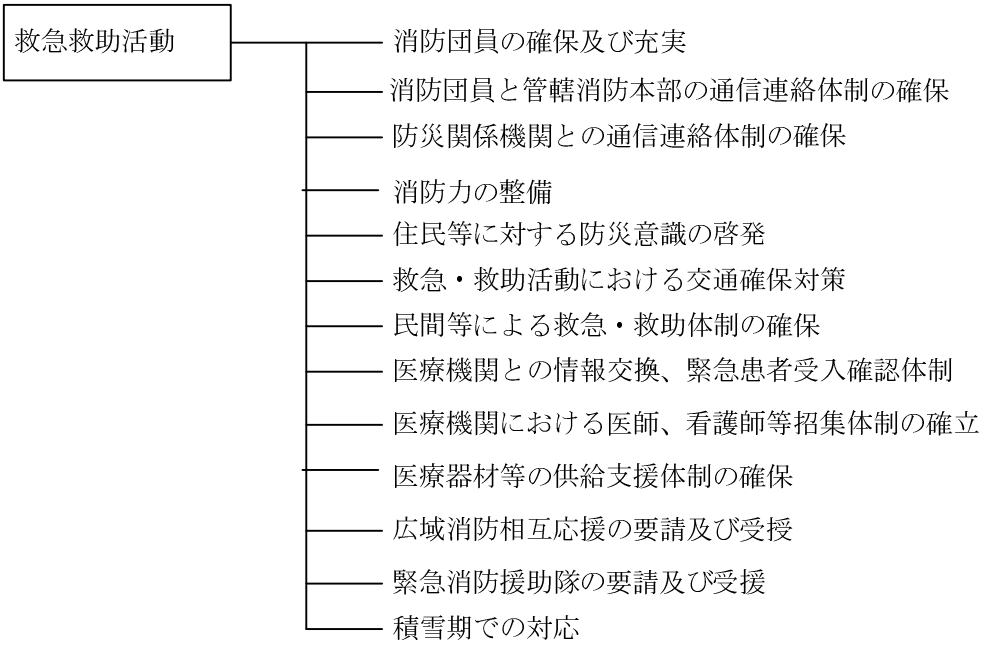

2　救急救助活動

(1) 消防団員の確保及び充実

市、消防本部は、消防力の整備指針（平成17年６月13日改正）に基づく消防団員数の確保に努める。

消防団は、災害発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急救助を行えるよう、日頃から地域住民との連携による初動体制の確保に努めるものとする。

(2) 消防団員と管轄消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と管轄する消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、管轄警察署、消防団及び医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(4) 消防力の整備

ア　消防力の整備

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署所における資機材及び人員等の整備充実を図る。

イ　消防署の救急救助体制の整備

市は、救急隊員の専任化と、救助隊員の資質向上を図るとともに、救急隊員として高度な

応急手当を行うことができる救急救命士の養成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助資機材の整備に努めるものとする。

ウ　消防団の救急救助体制の整備

消防本部は、消防団に対して救急救助活動についての指導を積極的に行うものとする。

(5) 住民等に対する防災意識の啓発

市、消防本部、消防団は、五泉市婦人防火クラブ等の民間防火組織と連携して救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識高揚を図る。

また、災害時要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、災害時要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(6) 救急・救助活動における交通確保

洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、消防及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害・救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、五泉市東蒲原郡医師会を通じ、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

また、五泉市東蒲原郡医師会は市からの要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行うとともに、急迫した事情がある場合は医療機関に収容して救護を行う。

(10) 医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、五泉市東蒲原郡医師会、関係業者等と協定を締結し、医薬品、医療器材、血液等の供給支援体制の整備を図る。

(11) 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。詳細は第 5 章　第 16 節火災予防計画の 7 項広域応援体制の整備による。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

(13) 積雪期での対応

市及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の災害等発生時における道路の除雪体制、避難場所等への住民の避難誘導体制、ヘリポートの確保等に努め、円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

３　ヘリコプターによる救急救助活動要請

救急救助活動を要請できるヘリコプター保有機関と連絡先

機関名	連絡先
新潟消防防災航空隊	電話　025-270-0263（航空隊） （夜間）025-285-5511（県庁警備員室）
新潟県警察航空隊	電話　025-285-0110（内3576 地域課） （夜間）　〃　（内2070 総合当直）
航空自衛隊新潟救難隊	電話　025-273-9211（内31 飛行班） （夜間）　〃　（内50 救難隊当直）
新潟県ドクターヘリ	電話　025-368-9100 （東部ドクターヘリ運航管理室）

第20節　医療救護計画

計画の方針	
市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。	
関係部課	◎健康福祉課

1　計画の体系

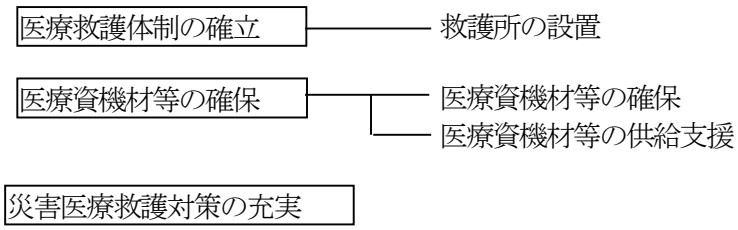

2　医療救護体制の確立

市は、風水害等の災害から地域住民の生命、健康を守るため、地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。このため、救護所［初期救急医療　トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）をともなう医療救護活動を行う場所］の設置について次のとおり定める。

(1) 救護所設置予定施設の指定

市は、避難所に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知するものとする。

(2) 救護所のスタッフの編成

市は、市医師会と協議のうえ、編成計画を定めるものとする。

(3) 救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。なお、救護所設置に当たっては性差に対応した救護所の設置を努力するものとする。また、施設の降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策にも留意するものとする。

3　医療資機材等の確保

市は、災害時における医薬品（歯科用医薬品を含む）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資機材等」という。）の確保を図る体制を整備する。このため、市は救護所等の医療救護活動に必要な医療資機材等の確保のための計画を定めるものとする。

4　病院等防災マニュアルの策定による災害医療救護対策の充実

(1) 病院は、市及び県の地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行うものとする。

(2) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

ア　災害対策委員会の設置
イ　防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
ウ　災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
エ　自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
オ　病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
カ　人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策
キ　その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用方法等）

第21節　避難計画

計画の方針	
風水害による人的被害を最小限に押さえるため、適切な事前避難と、避難の途中及び避難先での安全確保の対策を計画する。 市はこの計画に基づき、あらかじめ市地域防災計画に避難場所を定め、住民に周知しておくとともに、避難路となることが予想される経路の安全確保に努めるものとする。	
関係部課	◎総務課、健康福祉課、高齢福祉課、こども家庭課、市民課、商工観光課、学校教育課、生涯学習課、図書館、支所地域振興課、スポーツ推進課

1　計画の体系

- 避　難　所　の　指　定
- 避　難　所　の　周　知 ―― 住民への事前周知
- 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成
- 避難情報の発令（解除）の基準
- 避　難　場　所　の　整　備
- 避難誘導等資機材の整備 ―― 安全な避難誘導のための資機材の整備
- 避難誘導計画の整備 ―― 避難計画の策定
- 避難時における住民等の役割 ―― 住民、地域に求められる役割

2　避難所の指定

避難所は、五泉市地域防災計画資料編の「緊急時の避難所」のとおり指定する。また、五泉市地域防災計画　水防計画編により柳水園、大蔵集落開発センターを指定する。（避難所の一覧については、地域防災計画資料編の緊急時の避難所を参照）

3　避難所の周知

市は次の方法により市内の避難所を住民に周知するものとする。

(1) 標識、誘導標等の設置による周知
(2) 広報紙、チラシ配付による周知
(3) 防災訓練等の実施による周知
(4) 災害ハザードマップによる周知

4　避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、水害、地すべりの発生などにより、災害時にどのような状況において、どのような対象地域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準をとりまとめた「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を今後作成し、住民の迅速・円滑・安全な避難を実現するものとする。

5　避難情報の発令（解除）の基準

市は、災害時に適切な避難情報の発令（解除）ができるようあらかじめ実施責任者等を明確に定めておき、災害発生時に迅速かつ的確に対応するものとする。

(1) 避難情報の基準

市は、浸水、崖崩れ等地盤災害、火災の延焼などにより、住民等の安全のため必要があると認めるときは、当該地域の住民等に対し避難の「指示」を行い、住民等を強制的に立ち退かせることができる。

また、災害時要配慮者に対しては、避難指示の前段階に「高齢者等避難」の指示を出し、保健・福祉関係団体の協力を得て、避難を指示するものとする。

なお、避難情報の発令（解除）に当たっては次のことに留意するものとする。

ア　高齢者等避難・避難指示

（ア）災害の的確な情報収集及び避難情報の迅速な伝達

（イ）災害種別ごとの適切な避難場所への誘導と避難誘導員等の指定

（ウ）障がい者、寝たきり者、幼児、老人、旅行者等への配慮と避難介助

（エ）迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成

（オ）避難路や避難場所の安全確認のための職員の指定

（カ）避難場所の設営及び運営のための職員の指定

（キ）避難情報を発令した場合の県知事への報告

イ　避難情報の解除

（ア）適切な避難情報の解除と伝達方法

（イ）避難情報解除の公示

（ウ）県知事への報告

(2) 気象状況により発令される避難情報の基準は以下のとおりとする。

高齢者等避難	暴風雨、洪水又は地すべり等の発生のおそれがある場合に、一般住民に避難の指示をする前段階に、災害時要配慮者等の避難に要する時間を考慮して、危険地域の災害時要配慮者を安全な場所に避難させる。 災害時要配慮者以外の者は、家族等との連絡や非常持出品等の用意をし、避難の準備を行なう。
避難指示	暴風雨、洪水又は地すべり等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、著しく危険が切迫していると認められる場合に、危険地域の住民等をすみやかに近くの安全な場所に避難させる。
緊急安全確保	暴風雨、洪水又は地すべり等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難を行うことにより、かえって危険が及ぶおそれがある場合は、危険地域の住民等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等、緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

(3) 水害による避難指示等の判断基準

高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
1～4のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するものとする。 1：阿賀野川の馬下水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である22.00mに到達した場合 2：早出川の善願水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である14.50mに到達した場合	1～5のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。 1：阿賀野川の馬下水位観測所の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）（レベル4水位）である22.80mに到達した場合 2：早出川の善願水位観測所の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）（レベル4水位）である15.10mに到達した場合	1～5のいずれかに該当し、住民が避難を行うことにより、かえって危険が及ぶおそれがある場合に、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令することができる。 1：阿賀野川の馬下水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル５水位）である24.48mに到達した場合 2：早出川の善願水位観測所の水位が堤防高である17.60m

3：早出川の不動堂水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である35.66mに到達した場合 4：能代川の千原水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である11.64mに到達した場合 ※夜間、未明においては避難する危険性に配慮する	3：早出川の不動堂水位観測所の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）（レベル4水位）である36.35mに到達した場合 4：能代川の千原水位観測所の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）（レベル4水位）である12.50mに到達した場合 5：ダム管理者から緊急放流（異常洪水時防災操作）を行う予定の通知があった場合（操作の３時間前に通知） ※夜間、未明であっても発令基準1～5に該当する場合は躊躇なく【警戒レベル4】避難指示を発令する	に到達するおそれが高い場合 3：早出川の不動堂水位観測所の水位が堤防高である40.51mに到達するおそれが高い場合 4：能代川の千原水位観測所の水位が堤防高である14.80mに到達するおそれが高い場合 5：堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合、又は発生するおそれが高い場合

(4) 土砂災害による避難指示等の判断基準

高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
1～4 のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル 3】高齢者等避難を発令するものとする。 1：レベル３土砂災害警報（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂災害の危険度分布が警戒レベル３相当となった場合 3：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 4：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）	1～5 のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル 4】避難指示を発令するものとする。 1：レベル４土砂災害危険警報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂災害の危険度分布で警戒レベル４相当となった場合 3：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 5：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	1～3 のいずれかに該当し、住民が避難を行うことにより、かえって危険が及ぶおそれがある場合に、【警戒レベル 5】緊急安全確保を発令することができる。 （災害が切迫） 1：レベル５土砂災害特別警報（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認） 3：土砂災害の発生が確認された場合

６　避難場所の整備

市は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、自ら、もしくはその管理者（設置者）と調整を図り、次のとおり避難場所(屋外)又は避難所（屋内)（以下「避難所等」という）の施設・設備の整備に努めるものとする。

（1）避難所の災害への耐久性の向上
（2）避難所への道路の整備
（3）貯水槽、井戸、ハンドマイク等の整備
（4）水、食糧、その他生活必需品の備蓄
（5）通信設備等の整備
（6）災害時要配慮者への配慮のため、バリアフリー化（空調、Wi-Fi、バリアフリー化に係る施設等）を推進した施設の整備

７　避難誘導等資機材の整備

市は、災害時の適切な避難誘導のため、次のとおり避難誘導、応急対策のための資機材等の整備に努めるものとする。

（1）災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための防災無線等
（2）応急対策のための救助工作車、救急車、照明等の救助資機材

８　避難誘導計画の整備

学校、保育所、病院、社会福祉施設、大規模小売店、遊戯場、ホテル、旅館、その他不特定多数のものが利用する施設の管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておくものとする。

（1）地域の実情に応じた避難場所（市指定の避難場所等）、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法
（2）集団的に避難する場合の避難場所の確保、保健衛生、給食の実施方法及び近隣住民、事業所等の協力体制
（3）入院患者、自力避難の困難な災害時要配慮者等の避難誘導方法

９　避難時における住民等の役割

（1）住民等に求められる役割

ア　住民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとし、市は住民に対する啓発活動に努める。

（ア）災害ハザードマップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
（イ）災害時の避難所及び安全な避難経路を予め確認すること
（ウ）災害時の家族・社員等の連絡方法を予め決めておくこと
（エ）携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること
（オ）避難情報（高齢者等避難・避難指示）の意味を正しく理解しておくこと

（2）地域に求められる役割

ア　住民の役割

相互の協力のもと、組織的な活動により安全に避難できるよう、下記の事項について平常時から努める。

（ア）地域の危険箇所、避難路、避難所等を事前に確認すること
（イ）避難行動に際して支援を必要とする者を予め把握し、避難・誘導に協力できる関係を築くこと
（ウ）市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること

イ　企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

（ア）災害時要配慮者等の避難を支援すること
（イ）必要に応じて施設を地域住民等に避難場所として提供すること

第 22 節　災害時要配慮者の安全確保計画

計画の方針	
障がい者、高齢者、傷病者、外国人、乳幼児等の災害時要配慮者は、災害の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にあるため、市、県、防災関係機関及び社会福祉施設等は相互に連携し、近隣住民をはじめとした地域社会で災害時要配慮者を支援する体制づくりを推進し、災害時における災害時要配慮者の安全確保を図るものとする。	
関係部課	◎健康福祉課、総務課、こども家庭課、高齢福祉課、市民課、支所地域振興課

1　計画の体系

(1) 在宅災害時要配慮者に対する対策

- 地域コミュニティの形成等 ―― 行政による支援、災害時要配慮者の実態把握
- 住宅の安全性向上 ―― 住宅の安全性向上
- 情報伝達・避難誘導 ―― 近隣住民の役割、外国人支援対策
- 防災教育・防災訓練 ―― 防災教育・防災訓練の実施
- 市の体制 ―― 災害時要配慮者対策班の設置

(2) 社会福祉施設等における安全確保計画

- 防災組織体制 ― 自衛防災組織の設置、情報連絡・応援体制の確保、夜間防災体制の充実
- 施設設備の安全性強化 ― 施設、設備の安全対策
- 物資・マンパワー確保 ― 食糧品等の備蓄、地域住民との協力体制
- 防災教育・防災訓練 ― 防災教育・防災訓練の実施
- 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築
- 社会福祉施設間の協力体制の確立 ― 社会福祉施設への緊急入所

（3）災害時要配慮者に配慮した避難所の設置・運営体制

- 避難所の設置・運営
- 生活の場の確保対策

（4）災害時要配慮者への保健・福祉サービスの提供体制

- 保健・福祉対策の実施体制の確保
- 保健対策
- 福祉対策

2　在宅災害時要配慮者に対する対策

(1) 地域コミュニティの形成等

ア　行政による支援

迅速な避難行動ができない災害時要配慮者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の要配慮者の救済の基盤となるものである。このため、民生委員、自主防災組織、町内会、福祉関係者等による在宅の災害時要配慮者に対する住民相互支援活動への援助に努めるものとする。なお、災害時要配慮者に対する支援は、支援関係者の安全が確保できる範囲とし、災害時要配慮者から理解を求めるよう努める。

イ　災害時要配慮者の実態把握

市は、災害要配慮者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な避難支援措置等を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成する。

（ア）避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にあり、次のいずれかの要件に該当し、かつ、災害時に自力または家族の支援だけでは避難することが困難な方

・要介護度３以上の者
・身体障害者手帳（１級又は２級）を所持している者
（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
・療育手帳（A）を所持している者
・精神保健福祉手帳（１級）を所持している者
・市の生活支援を受けている難病患者
・特別児童扶養手当該当者
・避難支援関係者等の判断により登録が必要と認められる者

（イ）避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項を掲載する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市で保有する高齢者や障害のある人の情報や関係機関からの情報を集約する。

（ウ）避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市はその把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つ。

また、避難行動要支援者の支援情報に変更があった場合、避難行動要支援者は、速やかに市へ連絡する。

（エ）避難行動要支援者名簿による情報共有

災害時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を図るため、市は平常時より民生委員、自主防災組織、町内会、福祉関係者等に名簿を提供し、情報共有に努めるものとする。その際、避難行動要支援者本人の同意を得るほか、個人情報の保護に関する法律や五泉市個人情報保護条例に留意し、目的外の利用、又は盗難若しくは外部への漏えいをしないよう適切な措置を講じる。

（オ）個別避難計画の作成、更新

平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、個別避難計画を作成し、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに適切な管理に努める。

(2) 住宅の安全性向上

市は、高齢者・障がい者等の住宅で、老朽化や室内の段差等により避難の際の障害が多いものについて、改善の指導、援助等に努めるものとする。

(3) 情報伝達・避難誘導

ア　近隣住民の役割

災害時における災害時要配慮者への情報伝達・避難誘導等は、災害時要配慮者に対し近隣

住民（町内会の班等で10～20世帯単位）が果たすべき役割であると考えられるため、市は、民生委員、自治会等と協力し、災害時要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努めるものとする。

イ　外国人支援対策

市は、防災計画の作成にあたり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、災害時の情報提供、相談窓口等の外国人に対する適切な配慮を行う。

(4) 防災教育・防災訓練

市は災害時要配慮者向けパンフレット・リーフレットや「広報ごせん」等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、一般住民に対しても、身の回りの災害時要配慮者への災害時の支援についてパンフレット・広報紙等により啓発普及に努めるものとする。

市は、災害時要配慮者の避難等について訓練するため、町内会と合同の防災訓練の実施に努めるものとする。

(5) 市の体制

市は、災害発生後、在宅の高齢者・障がい者等の安否情報の収集、ケア等について災害時要配慮者対策班を設置するものとする。

3　社会福祉施設等における安全確保計画

(1) 防災組織体制

ア　自衛のための防災組織の設置

社会福祉施設等においては、防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛のための自衛防災組織（防災活動隊）を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班等を置き業務を分担するものとする。

イ　情報連絡・応援体制の確保

社会福祉施設等においては、消防署等の防災関係機関との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて消防・警察・近隣施設との連絡会議を設置し、施設の内部構造・入所者の実態を認識してもらい、応援協力体制の確保に努めるものとする。

ウ　夜間体制の充実

社会福祉施設等においては、夜間における災害等も考慮し、職員の動員体制、連絡体制の整備に努めるものとする。

(2) 施設、設備の安全性強化

常日頃から備品等の落下転倒防止措置、危険物の安全点検等を行い、社会福祉施設等の安全性の維持・強化に努めるものとする。

(3) 物資・マンパワーの確保

ア　食料品の供給及びその他物資の備蓄等

社会福祉施設等は、災害時に備え2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品等の備蓄に努めるものとする。

イ　地域住民等との協力体制

社会福祉施設等においては、職員の緊急連絡体制を整備しマンパワーの確保に努めるものとするが、さらに、地域住民、ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう普段から協力関係の形成に努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練

社会福祉施設等においては、職員・入所者等に対し日頃から防災意識の育成を図るとともに、定期的に防災訓練を実施する。訓練は、地域の自主防災組織及び消防機関の協力・参加を得るとともに、自力避難困難者の救出訓練に重点を置いた実施に努めるものとする。

(5) 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築

災害発生時の職員の迅速な確保を図るため、社会福祉施設等は、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するものとする。

また、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう普段から協力関係の構築に努めるものとする。

(6) 社会福祉施設間の協力体制の確立

災害時における緊急入所に備えるため、県及び市は、保健医療福祉圏域内で施設間のネット

ワークの形成に努めるものとする。
社会福祉施設等は近隣の施設と相互協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努めるものとする。

4　災害時要配慮者に配慮した避難所の設置・運営体制

(1) 避難所の設置・運営

市は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、災害時要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

ア 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した災害時要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

イ 避難所において、災害時要配慮者に対して必要なスペースの確保、家族単位のスペース確保や性差に配慮した設置、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。

ウ 避難所において、車椅子や粉ミルク等の災害時要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら災害時要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

エ 避難所での生活が困難な災害時要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、災害時要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、災害時要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、災害時要配慮者の収容先として確保に努める。

5　災害時要配慮者への保健・福祉サービスの提供体制

(1) 保健・福祉対策の実施体制の確保

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村等の受け入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

(2) 保健対策

災害時要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市は、統括保健師を中心に避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、災害時要配慮者に対しては十分に配慮する。

ア 巡回相談・栄養指導

イ こころのケア

ウ 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

(3) 福祉対策

ア 福祉サービスの提供

介護の必要な災害時要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

イ 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が災害時要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、パソコン等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

第 23 節　食料・生活必需品等の確保計画

計画の方針	
災害発生から、流通機構の復活が見込まれる３日間（推奨１週間）に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）は、住民自らの備蓄で賄うことを原則とする。 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が毀損、紛失した住民や、一時的滞在者に物資等を供給する。	
関係部課	◎総務課、商工観光課

１　計画の体系

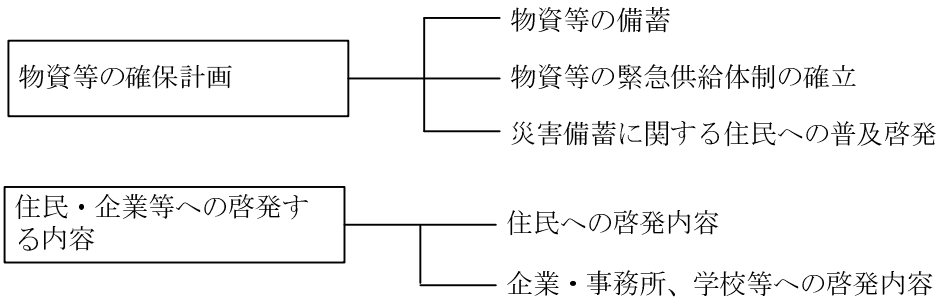

２　物資等の確保計画

(1) 物資等の備蓄

ア　県・市の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。

イ　災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しない等備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。

ウ　備蓄物資は、極力避難所予定施設等に予め配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配付できるようにする。

(2) 物資等の緊急供給体制の確立

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。

ウ　地域の住民組織、五泉市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(3) 災害備蓄に関する住民への普及啓発

ア　一般家庭、企業・事業所等における災害備蓄の重要性及び、災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。

イ　防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

３　住民・企業等への啓発する内容

(1) 住民への啓発内容

ア　各家庭において､家族の３日分､できれば１週間分程度の物資等の備蓄に努める。

イ　食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から少なくとも２週間程度の分量を自ら確保するよう努める。

ウ　カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

エ　石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ　その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等への啓発内容

ア　長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者が１～３日間程度泊まり込む場合に必要となる量の物資等の備蓄に努める。

イ　企業・事業所は、業務の継続に必要な人員について、上記と同様の備蓄に努める。

ウ　福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする３日分（推奨１週間分）程度の物資等の備蓄に努める。

第24節　文教施設における災害予防計画

計画の方針	
大規模な風水害等の災害が発生した場合、学校を始めとする文教施設及び文化財は甚大な被害を受けることが予想されるが、児童・生徒、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設及び収蔵物の保全に関する迅速な対応を図るため、日頃、教育委員会や学校等施設の管理者が実施しておくべき事項を定める。 また、地域における防災機能の強化を図るため、学校等文教施設の設置者は、地域防災計画の定めるところに従い、施設・設備の整備に努めることを定める。	
関係部課	◎学校教育課、生涯学習課、図書館、スポーツ推進課

1　計画の体系

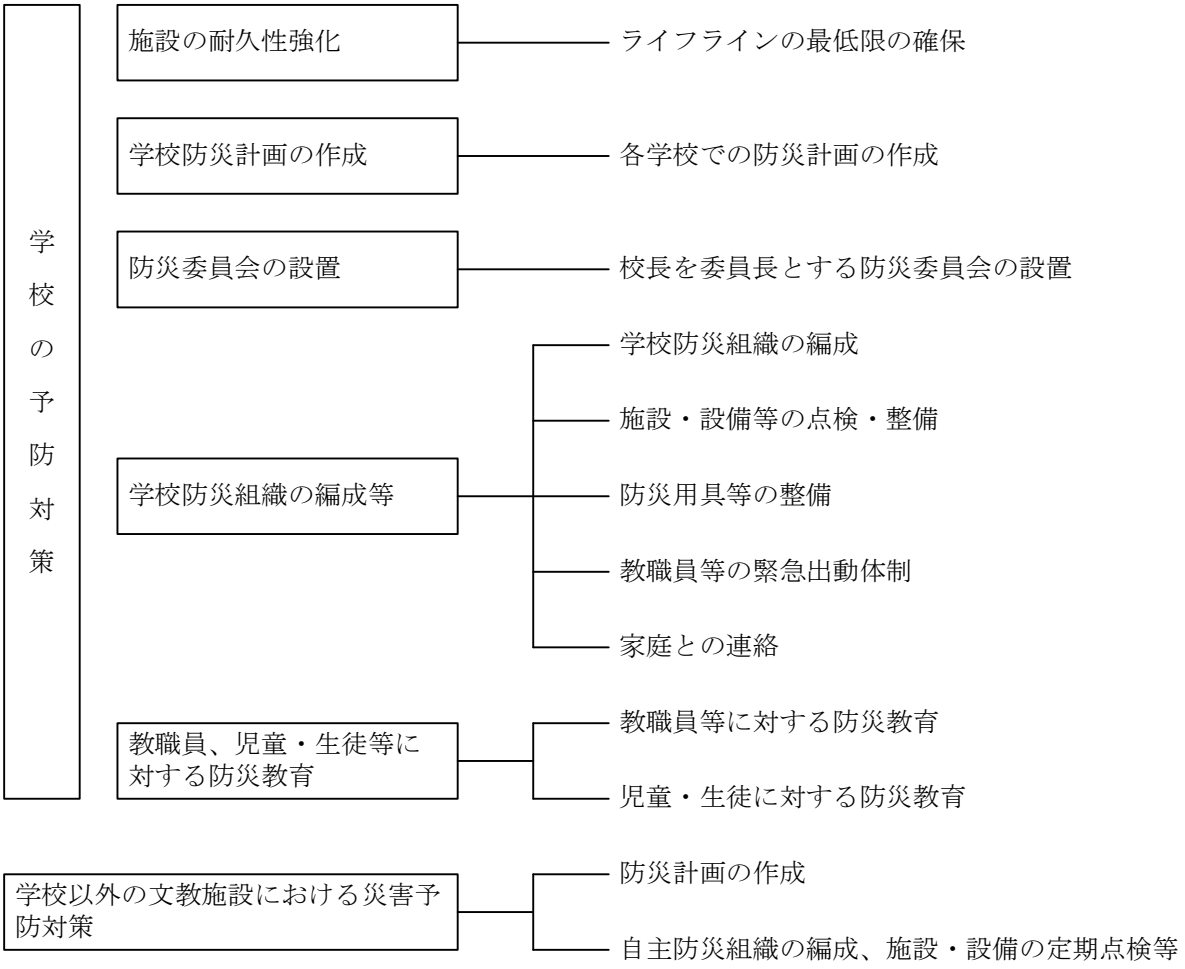

2　学校の予防対策

(1) 施設の耐久性強化

学校長は、災害発生に備え市教育委員会の指導により、災害に伴う停電・断水・ガスの供給停止・通信回線の途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 学校防災計画の作成

学校長は、災害発生に備え、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成するものとする。

区　分	主　　な　　項　　目
予防対策	①学校防災組織の編成　②施設・設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備　④防災教育の実施 ⑤教職員等の緊急出勤体制　⑥家庭との連絡　など
応急対策	①災害発生が予想されるときの事前休校、授業短縮措置等 ②発生直後の児童・生徒の安全確保　③避難誘導 ④児童・生徒の安全確認　⑤被害情報の収集 ⑥被害状況等の報告　⑦下校措置　⑧避難所開設・運営の協力 ⑨教育活動の再開　⑩被災時の心のケア　など

(3) 防災委員会の設置

学校長は、学校防災計画に定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

学校長等は学校防災組織の編成等に当たって次の点に留意する。

ア　学校防災組織の編成

災害発生時に対応する学校防災組織を編成するとともに、教職員等役割分担を定めておくこと。特に担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。

イ　施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、補正箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童・生徒の避難に際しての危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚、塀の倒壊防止等必要な措置を行うとともに、消防設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は、除雪を十分に行い、避難路を確保しておく。

ウ　防災用具等の整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員等に周知しておく。

また、児童・生徒名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

エ　教職員等の緊急出勤体制

学校長は、夜間・休日等の時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員等に周知しておく。

オ　家庭との連絡

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童・生徒の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておくこと。

(5) 教職員、児童・生徒等に対する防災教育

学校長等は、次に掲げる防災教育を行うものとする。

ア　教職員等に対する防災教育

初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

学校長は、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置等に関する校内研修を行う。

イ　児童・生徒に対する防災教育

（ア）避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにする。なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童・生徒等に周知しておく。

a　災害発生時に沈着、冷静かつ迅速な行動がとれるように実施する。

b　登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施する。

c　地域社会の一員として、中学生を地域防災訓練へ積極的に参加させる。

（イ）各教科や学級活動、体験学習等を通じて「災害の原因」「安全な行動の仕方」「日常の

備え」「命、家族の絆、助け合う心の大切さ」などについて計画的に指導する。

a　児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

b　児童・生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等を活用し指導する。

c　自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

3　学校以外の文教施設における災害予防対策

図書館・体育施設等、学校以外の文教施設は、学校と違い不特定多数の者が利用する施設なので、組織的な統制、避難・誘導は困難である。また、貴重な文化財・美術品・蔵書等を収蔵している施設においては、これら収蔵物を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

施設の管理者はこれらの事情を考慮して防災計画を作成し、防災設備の整備・充実に努めるとともに、非常時の措置についてあらかじめマニュアル等を作成し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(1) 施設・設備等の安全対策は基本的に学校に準じるが、避難経路の表示を増やす等、不特定多数の利用者の迅速・安全な避難を考慮したものとする。また、収蔵物を火災、浸水、転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉の設置、展示方法の工夫、非常時の措置等の対策を講じるよう努める。

(2) 災害発生時に、施設内の利用者等に外の状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、その運用方法と避難誘導の手段・方法を検討する。

(3) 災害発生時に対応する自主防災組織を編成し、あらかじめ、職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

第 25 節　文化財の風水害対策

計画の方針	
文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。また、市は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。	
関係部課	◎生涯学習課

1　計画の体系

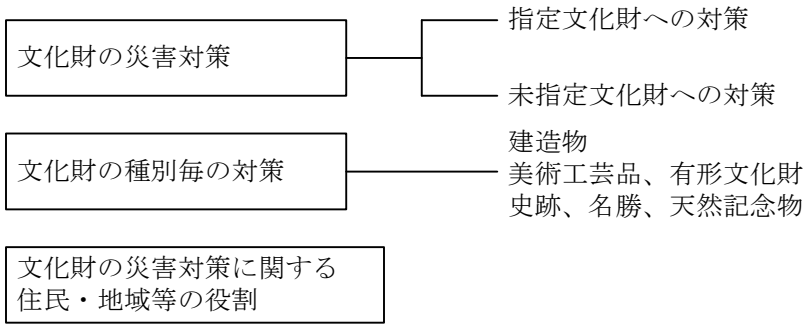

2　文化財の災害対策

(1) 指定文化財への対策

ア　国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ　市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

ウ　指定文化財の所在

市内の指定文化財の所在について、資料編に一覧表を示す。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

3　文化財の種別毎の対策

(1) 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

(2) 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、県及び市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、風水害等による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

4　文化財の災害対策に関する住民・地域等の役割

文化財の災害対策に関する住民・地域等の役割について、市は以下の項目について日頃から啓発し、文化財保護の意識を高める。

(1) 住民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、風水害等の災害に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

第26節　ボランティア受入れ計画

計画の方針	
阪神・淡路大震災や中越大震災の被災者の救援活動において大きな役割を果たしたボランティア活動についての様々な教訓等を踏まえて、災害発生時にボランティア活動が自主性・自発性を発揮しつつ、円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力体制の確立について定める。 災害発生時において、救急・救助、医療・看護、高齢者・障がい者等の介護・介助、建物の危険判定、輸送、避難所の物資配付・清掃、炊き出し、安否確認など多様な分野でボランティア活動による支援が期待されているので、それに対応した受け入れ体制の検討を行う。	
関係部課	◎健康福祉課、総務課、高齢福祉課、支所地域振興課

1　計画の体系

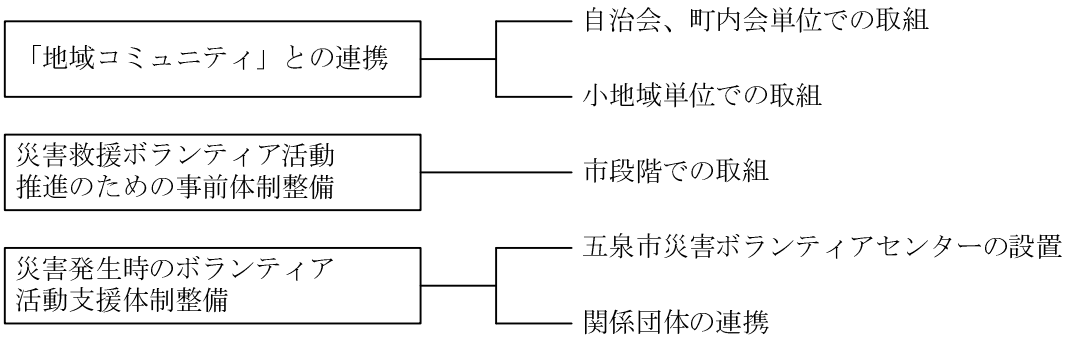

2　「地域コミュニティ」との連携

災害が生じた場合、普段からの住民の主体的な意志に基づく共助社会ができているか否かが、被害状況及び復旧において、大きな差となって現れるので、日常的な地域コミュニティづくりの取組が重要である。

(1) 自治会、町内会等単位での取組

地域活動における最小単位である自治会、町内会等による日常的な相互扶助活動は、地域コミュニティづくりの基本となるものであり、一層その自発的な取組が必要となる。市は五泉市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）等との連携を図りながら、この取組に対し支援・指導するものとする。

(2) 小地域単位での取組

複数の自治会や小学校区程度を単位とした小地域での相互扶助活動は地域コミュニティづくりの中心として極めて重要である。嘱託員、町内会長及び民生委員等と協力して、日頃からネットワーク的な相互扶助活動を盛んにすることにより、地域コミュニティの醸成に努めるものとし、市はこの取組みに対し、支援するものとする。

3　災害救助ボランティア活動推進のための事前体制整備

阪神・淡路大震災や中越大震災の教訓から、災害時には県内外のボランティア活動志望者が多いことが予想され、行政が単独でボランティアを受け入れたり、調整したりすることよりも、民間団体と連携した方が最も効果的かつ現実的である。したがって、ボランティア団体を含む連絡・調整組織が必要である。しかも、災害が生じてからの対応では難しく、予めこうした組織を設置する必要がある。

(1) 市段階での取組

災害救援ボランティア活動がスムーズに行われるために、事前の登録、研修等の実施や、災害時にボランティア活動の第一線の拠点として、被災者のニーズ把握や具体的活動内容の指示等を行う五泉市災害ボランティアセンターが迅速に組織できる体制について、市は市社協等関

係機関と連携を図りながら、整備するものとする。また、市は連絡窓口を社会福祉事務所と定め、日赤新潟県支部と連携し災害時の体制づくりに努めるものとする。

4　災害発生時のボランティア活動支援体制整備

（1）五泉市ボランティアセンターの設置

避難所や在宅等の被災者への支援、災害諸対策への協力などのボランティア活動の円滑な実施を支援するため、ボランティア活動の拠点である市社協と連携して、五泉市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を設置する。

ア　現地本部の活動

（ア）ボランティアの受入れ、登録

（イ）被災者のニーズの把握と分析

（ウ）具体的救援活動の調整、指示

（エ）救援活動に要する物資の確保と配布

イ　ボランティアセンターの体制

市災害対策本部と連携を図りながら、嘱託員、町内会長、民生委員、農家組合長、災害救援活動経験者や、一般ボランティアの協力によって運営する。

（2）関係団体の連携

災害時には、市内外から複数のボランティア活動をコーディネートする民間団体が現地入りするので、ボランティアセンターは効果的な活動のために民間ボランティア団体と横の連携を取り合い、調整を行う。

災害発生時のボランティア情報収集・提供のフロー図

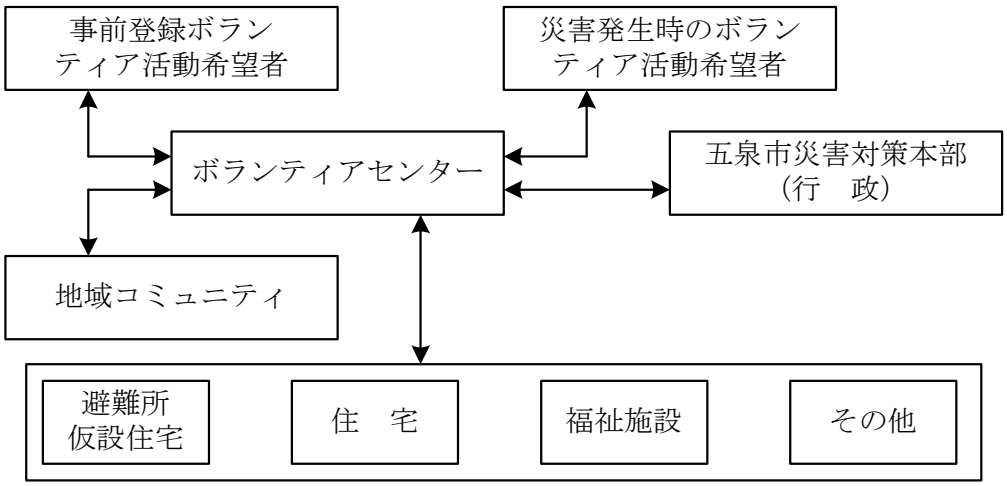

第27節　豪雪に対する災害予防

計画の方針	
雪による災害の予防は、全市的な交通の確保を図ることにより、その効果を期し、産業・経済の振興と民生安定に寄与すべきものとするが、当面は、主として経済効果の著しい主要道路の交通確保を図り、あわせて予期しない降雪に伴う被害を軽減する措置を講ずるものとする。	
関係部課	◎都市整備課、総務課、農林課、健康福祉課、消防本部、支所地域振興課

1　計画の体系

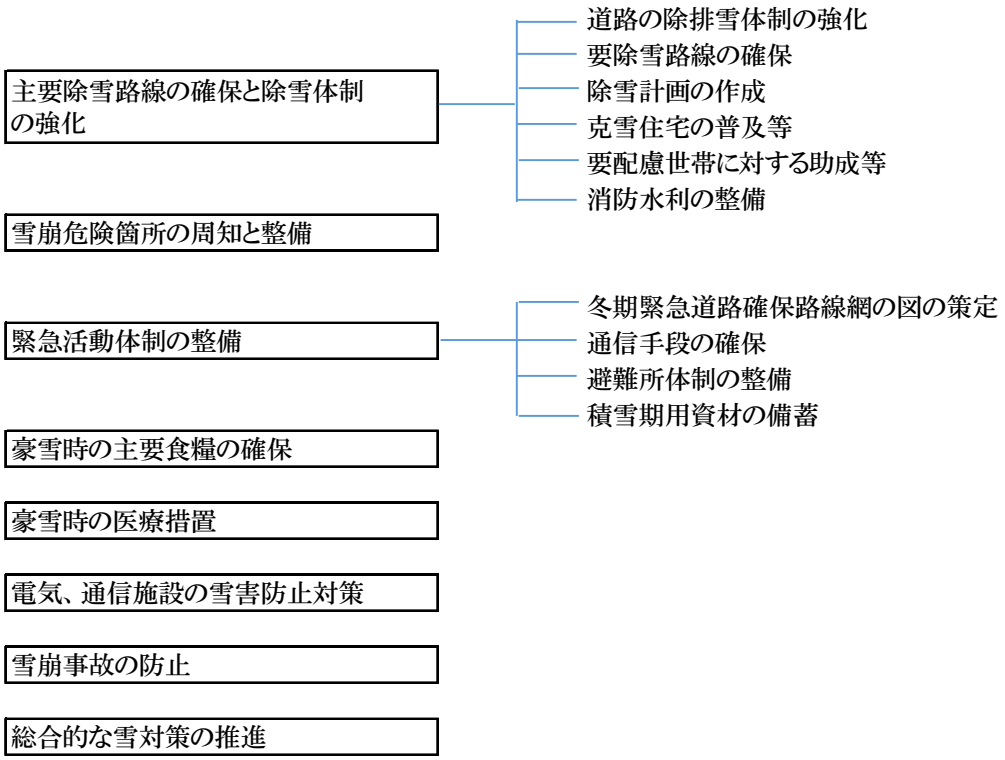

2　主要除雪路線の確保と除雪体制の強化

(1) 道路の除排雪体制の強化

除雪は、交通確保を必要と認める主要路線を主体とし、豪雪の場合は県管理区間についても必要により国県及び運輸建設業者の援助を求め路線の確保と除雪体制に努めるものとする。

(2) 要除雪路線の確保

除雪作業を実施する路線は通学・通勤路線、集落間の連絡道路、町内・集落の幹線等重要路線を実施する。

作業は早朝から実施し、原則として計画路線を1日で終了するものとする。但し、異常降雪の場合は主要幹線から順次作業を行い、早期回復を図るものとする。

(3) 除雪計画の作成

市長は除雪作業の調整、住民の協力確保、機械力の動員調整、屋根雪の処理、豪雪対策など除雪計画の円滑な遂行を期するため、毎年除雪計画をたてるものとする。

(4) 克雪住宅の普及等

市は、屋根雪荷重による屋根倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進するものとする。また、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行うものとする。

(5) 要配慮世帯に対する助成等

市は、自力での屋根雪処理が不可能な要配慮世帯の除雪負担の軽減を図るため、除雪費に対する助成措置の活用に努めるほか、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図るものとする。

(6) 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保に困難を来すので、市は、積雪期に対応した消火栓、防火水槽、河川水等複数の消防水利の整備に努めるものとする。

3　雪崩危険箇所の周知と整備

冬期間の雪崩による被害を防止するため、市は雪崩の発生しやすい危険箇所の雪崩防止施設の整備に努めるとともに、注意標識を設置する等、危険防止を図るものとする。

4　緊急活動体制の整備

(1) 冬期緊急道路確保路線網の図の策定

市は、国、県、近隣市町村の各道路管理者と相互に協議して、積雪期の災害の初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網の図を策定するものとする。

(2) 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図るものとする。

(3) 避難所体制の整備

市は、積雪寒冷期の避難所運営に関しては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房設備、燃料、携帯暖房品等の整備、備蓄に努めるものとする。

(4) 積雪期用資機材の備蓄

積雪期においては、特に、被災者、避難者の収容施設に対する暖房等の需要の増大が予想される。市は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努めるものとする。

5　豪雪時の主要食糧の確保

(1) 災害時における応急用米穀の取扱については「主食用米穀の売却要領」により、農林水産省新潟農政事務所と協議のうえ必要な米穀の確保を図る。

(2) 青果物の確保

ア　豪雪が事前に予想される場合、各家庭に越冬野菜の備蓄を呼びかけ、青果物業者には仕入れを呼びかける。

イ　豪雪に伴い一般交通が途絶した場合、市長が主体となって、青果物取扱業者の指定を行いこれを県に報告し卸売業者の貨車積について緊急輸送を手配する。

この輸送の対象になったものは、市長の掌握下におき取扱業者の指定数量の割当、価格暴騰の防止等の対策措置をする。

ウ　県外からの鉄道輸送が途絶した場合は市街地住民の需要に応ずるため近在生産者に協力を求め、農家所有の貯蔵中の野菜を農業協同組合を通じて集荷する。所要量の把握、業者別配給については、市長が担当する。

6　豪雪時の医療措置

豪雪時における医療を確保するため、市は保健師による重点的な保健指導を行うものとする。市長は医療施設より著しく離れた集落等における急患発生に備えて各町内会、又は消防団各分団各部ごとに臨時に出動できるよう住民を指導するものとする。又、消防本部の救急活動についてはあらかじめ計画を立てておくものとする。

7　電気、通信施設の雪害防止対策

樹木の接触による配電障害防除のため、高圧及び低圧線路から必要な距離を保持できるよう、施設の管理者は年2回以上の巡視を行い、樹木所有者と協議の上、枝下し、伐採を行うなど所要の措置を講ずるものとする。

8　なだれ事故の防止

なだれによる事故を防止するため、なだれの発生しやすい危険箇所のなだれ防止施設の整備は関係機関それぞれの責任範囲において最善の措置をするものとする。

9　総合的な雪対策の推進

積雪期の災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。

このため、市は、「五泉市地域防災計画」に基づき、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努めるものとする。

第28節　台風に対する災害予防

計画の方針	
台風に対する当面の災害予防は、その経路等により予想される気象状況を早期に把握し、臨機対応の措置を講ずるものとする。	
関係部課	◎総務課、消防本部

1　台風が新潟県に接近して日本海を北東に進む場合

台風が新潟県に接近して日本海を北東に進む場合、フェーン現象に伴う大火災の防止及び強風による被害の防止に重点を置き、次の措置を講ずる。

(1) 火災予防措置

第16節　火災予防計画に準ずる。

(2) 家屋その他建築物の倒壊防止緊急措置の徹底

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置はそれぞれの家屋等管理者が行うものとし、状況に応じて市長は家屋等管理者に対し次の措置の徹底を図るものとする。

ア　はずれやすい戸や窓、弱った壁などには筋違支柱等の補強材による応急的な補強工事を行うこと。

イ　屋根瓦等の飛散を防止するため、必要な点検を行う。

ウ　建築物周囲の倒れるおそれのある立木は枝おろしをする。

前項の緊急措置の徹底が困難であるか、又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような急迫事態に際しては、当該家屋等の現住者に対して市長が避難のための立ち退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容するものとする。

2　台風が新潟県の南方を北東に進む場合

台風が新潟県の南方を北東に進む場合、強雨に伴う洪水による被害の防止に重点をおいて災害予防措置を講ずるものとし、措置内容は河川災害予防措置や五泉市地域防災計画　水防計画編等に準ずる。

3　台風が新潟県を縦断又は横断する場合

台風が新潟県を縦断し、又は横断して進む場合、強風及び強雨によるそれぞれの被害を防止するため、状況及び市の地域性を総合的に判断して適宜1及び2による措置の活用を図る。

第６章　災害応急対策

第１節　災害対策本部の組織・運営計画

計画の方針	
市内に大規模な風水害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合には、国、県、近隣市町村、関係機関等との相互協力体制を構築し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。	
関係部課	全課（◎総務課）

１　基本方針

(1)　市の災害対策本部等の種類

市は、風水害等が発生した場合又は発生するおそれのある場合には、必要に応じて、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」、又は「災害警戒本部」を設置する。

設置区分	災害対策基本法に基づく対策本部	被害の発生に備えた対処
名　　称	五泉市災害対策本部	五泉市災害警戒本部
設 置 者	市　　長	
本 部 長	市長	市長
副本部長	副市長及び教育長	副市長及び教育長
本部長の職務代理	副本部長が職務代理	
本 部 員	課長及びこれに相当すると認められる職にある者及び必要に応じ本部長が指名する市の職員	本部長の指定する関係課長等
事務局の名称	災害対策本部事務局	警戒本部事務局
事務局の長	総務課長	総務課長

２　災害対策本部

(1) 五泉市災害対策本部の設置及び廃止

ア　設置及び廃止の基準

市長は、次の場合に五泉市災害対策本部（以下この項において「本部」という。）を設置し、又は廃止する。

設置基準	・災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。 ・風水害、大雪等により市内の広範囲に災害が発生したとき。 ・震度６弱以上の地震が発生し、火事、爆発等その他自然現象による災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。 ・水防警報を行う河川が氾濫危険水位を超えることが確実となったとき。 ・レベル４土砂災害危険警報が発表されたとき。 ・その他状況により、本部長が必要と認めたとき。

廃止基準	・ 当該災害に係る応急対策が概ね完了した場合。 ・ 予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合。

イ　本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の各部局等への周知は、電話、庁内放送又はメール等により行う。

ウ　本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への通知等

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（危機対策課）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

(2) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、五泉市役所に設置する。また、本部設置予定施設が被災した場合は五泉市役所村松支所に災害対策本部を設置する。

(3) 本部の組織、運営等

本部の系統組織編制及び事務分掌は「五泉市災害対策本部運営規程」の定めるところによるものとする。

ア　本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ　副本部長（副市長及び教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

ウ　部長・本部員（課長）

部長及び本部員は、本部長の命を受け部及び班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

エ　支部長（村松支所長）

支部長には、村松支所長の職にある者を充て、村松地域において災害が発生した場合、支部の事務を統括指揮監督する。

オ　情報連絡員

情報連絡員は、本部長に対し部の所管に係る災害情報を伝達し、本部長の指令等を部長に伝達する。

カ　各部の組織等

a　部に班を置き、班長、副班長及び班員で組織する。

b　各班の主な分掌事務は資料編に添付する。

キ　会議の開催

(ｱ) 本部会議

a　本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

b　本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部長がその都度指示する本部員とする。ただし、本部設置直後の本部会議は、全本部員を原則とする。

c　協議事項等は、次のとおりとする。

(a) 市内の災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項

(b) 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項

(c) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項

(d) 公用令書による公用負担に関する事項

(e) その他災害対策上重要な事項

3　災害警戒本部

(1) 設置

梅雨前線の活発化や台風の接近などにより、市内で風水害等が発生し、又は発生するおそれがあり、災害への対応が必要になると予想される場合で、市長が必要と認めた場合には、「五泉市災害警戒本部」（以降「警戒本部」）を設置して気象や被害情報などの収集を行う。

警戒本部の設置基準及び廃止基準は以下のとおりである。

設置基準	・ 水防警報を発表したとき。 ・ 局地的な被害が発生したとき、又は市全域にわたって災害が発生するおそれがあるとき。 ・ 震度 5 弱・5 強の地震が発生し、火事、爆発等その他自然現象による災害が発生するおそれのあるとき、又は発生しはじめたとき。 ・その他状況により、本部長が必要と認めたとき。
廃止基準	・ 当該災害に係る応急対策が概ね完了した場合。 ・ 予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合。

(2) 組織

ア　本部長：市長

イ　副本部長：副市長及び教育長

ウ　本部員：本部長の指定する関係課長等

(3) 所管事務

ア　風水害等による被害情報の収集及び関係部局、関係機関への情報提供

イ　関係機関との連絡調整

ウ　報道機関への情報提供

エ　その他風水害等の対応に必要な事務

(4) 警戒本部会議

風水害等の警戒に関する指示の徹底及び各部局の情報交換と対応の調整のため、必要に応じて警戒本部会議を開催する。

ア　警戒本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が招集する。

イ　本部長は、必要に応じ警察等の関係機関職員に本部会議への出席を依頼する。

(5) 廃止

次の場合には、警戒本部を廃止する。

ア　市災害対策本部が設置された場合。

イ　被害が軽微又は発生せず、災害応急対策が概ね完了又は災害応急対応の必要がないことを確認し、本部長が認めた場合

ウ　その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

4　五泉市災害対策本部の組織図

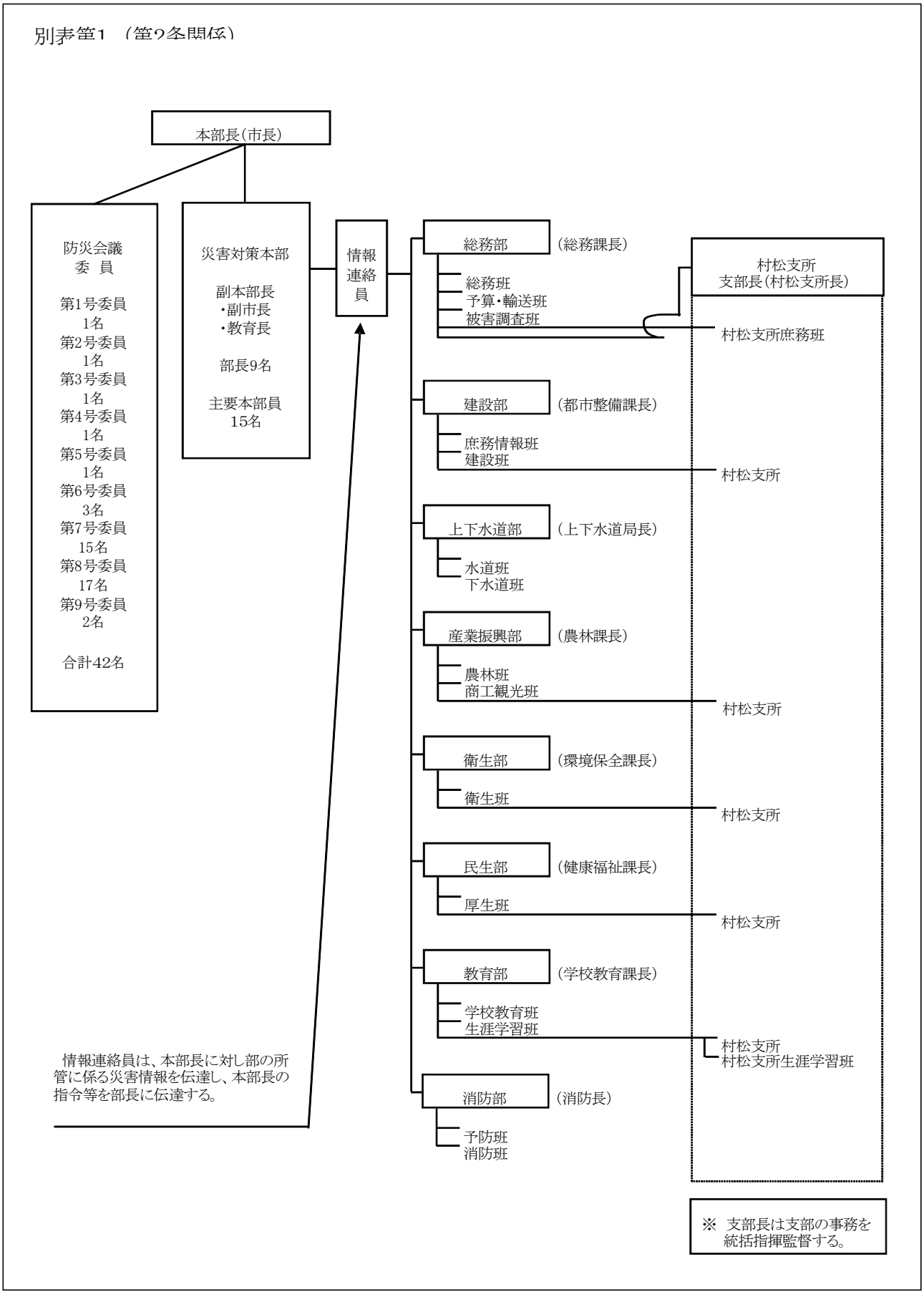

５　五泉市災害対策本部の事務分掌

部名	部長	班名	班長	班員	Ｎｏ	事務分掌
総務部	部長：総務課長	総務班	班長 企画政策課長 副班長 議会事務局長 監査委員事務局長 会計課長	総務課員 企画政策課員 監査委員事務局職員 議会事務局職員 会計課員	**災害対策本部設置時から行う事務**	
					1	災害対策本部の設置、解散及び本部会議に関すること。
					2	災害対策本部の運営・記録に関すること。
					3	本部会議、県その他防災関係機関との連絡調整に関すること。
					4	災害情報の収集及び伝達に関すること。
					5	地震情報及び気象情報の授受伝達に関すること。
					6	各部からの災害情報及び被害状況の整理、集約に関すること。
					7	自衛隊に対する派遣要請及び受入調整に関すること。
					8	県及び他市町村等に対する応援要請等に関すること。
					9	避難の指示等に関すること。
					10	町内会等との連絡調整に関すること。
					11	全ての避難所の設置に関すること。
					12	報道要請その他報道機関との連絡に関すること。
					13	災害情報の記者発表、広報、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載及び資料提供等報道機関への対応に関すること。
					14	緊急通報伝達（応急対策の内容、不安解消のための情報、避難の指示等）に関すること。
					15	災害時の通信統制及び非常通信の確保に関すること。
					16	防災行政無線の操作及び施設機能確保に関すること。
					17	庁舎内通信施設・電力及び各種設備の被害状況調査並びに緊急機能確保に関すること。
					18	災害時における電算処理システムの機能確保に関すること。
					19	職員の動員に関すること。
					20	各部との連絡調整に関すること。
					21	議会との連絡調整に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務	
					22	県に対する各種報告に関すること。
					23	職員の被災状況の把握に関すること。
					24	災害対策事務の現金支払い及び必要物品の出納に関すること。
					25	救援資金及び見舞金の受入れに関すること。
					災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務	
					26	災害救助法等の適用申請に関すること。
					27	避難の解除に関すること。
					28	職員の健康管理に関すること。
					29	災害弔慰金等の支給に関すること。
					30	全市にわたる激甚災害の指定等、県に対する要請・陳情の調整に関すること。
					31	災害対策等に関し、国、県等に対する要望等に関すること。
					32	災害状況や応急対策等の推進状況等の写真・ﾋﾞﾃﾞｵその他資料等の収集整理等に関すること。
					33	調査団、視察団等の受入れ及び対応に関すること。
		予算・輸送班	財政課長	財政課員	**災害対策本部設置時から行う事務**	
					1	調査団、視察団等の受入れ及び対応に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務	
					2	配車状況の掌握及び記録に関すること。
					3	人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転に関すること。
					4	応援車両の要請及び配車調整に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務	
					5	災害対策関係予算に関すること。
		被害調査班	税務課長	税務課員 地域振興課員	**災害対策本部設置時から行う事務**	
					1	各部と連携を図りつつ、市内全域の被害状況等の調査を行い、集約及び報告すること。
					災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務	
					2	家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること。
					3	被災者名簿の作成に関すること。
					4	り災証明書の発行に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務	
					5	被災者に対する市税の納税猶予及び減免に関すること。

部名	部長	班名	班長	班員	Ｎｏ	事務分掌
総務部	支部長：支所長	村松支所庶務班	村松支所 地域振興課長	村松支所地域振興課員	**災害対策本部設置時から行う事務**	
					1	災害情報の収集及び伝達に関すること。
					2	地震情報及び気象情報の授受伝達に関すること。
					3	施設機能確保に関すること。
					4	災害時の通信統制及び非常通信に関すること。
					5	災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報、避難の指示等）の広報に関すること。
					6	各部との連絡調整に関すること。
					7	町内会等との連絡調整に関すること。
					8	各部からの災害情報及び被害状況の整理、集約に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務	
					9	職員の被災状況の把握に関すること。
					10	人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転に関すること。
					11	配車状況の掌握及び記録に関すること。
					12	応援車両の要請及び配車調整に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務	
					13	災害弔慰金等の支給に関すること。
					14	職員の健康管理に関すること。
					15	災害状況や応急対策等の推進状況等の写真・ﾋﾞﾃﾞｵその他資料等の収集整理等に関すること。
建設部	都市整備課長	庶務情報班	都市整備課長	都市整備課員 地域振興課員	**災害対策本部設置時から行う事務**	
					1	部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。
					2	応急対策用資機材の調達、確保及び管理に関すること。
					3	関係機関等との連絡調整に関すること。
					4	道路交通情報の収集及び報告に関すること。
					5	高速道路の交通情報の収集に関すること。
					6	緊急輸送路確保に関する関係機関等への要請に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務	
					7	避難所の応急危険度調査に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務	
					8	家屋等の応急危険度調査に関すること。
		建設班	都市整備課長	都市整備課員 地域振興課員	**災害対策本部設置時から行う事務**	
					1	道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所のパトロールに関すること。
					2	道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。
					3	市街地のたん水排除に関すること。
					4	交通規制に関すること。
					5	緊急輸送道路の確保に関すること。
					6	路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。
					7	公園施設及び街路樹の応急対策に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務	
					8	公営住宅の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務	
					9	公共施設の応急復旧に関すること。
					10	応急仮設住宅等の建設及び入居者の選定に関すること。
上下水道部	上下水道局長	水道班	上下水道局長	上下水道局員	**災害対策本部設置時から行う事務**	
					1	部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。
					2	水道施設に係る被害状況等の調査、集約及び報告に関すること。
					3	水道協会等関係機関に対する被害状況等の報告に関すること。
					4	取水、導水、送水及び配水計画の総合統制に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務	
					5	応急給水に関すること。
					6	部に係る応急対策用資機材の調達、確保及び管理に関すること。
					7	応急用水道管、仮設給水装置及び移動式浄水装置の看守に関すること。
					8	水道管及び仮設給水装置の設置に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務	
					9	導水管、送水管及び配水管の応急復旧に関すること。

部名	部長	班名	班長	班員	Ｎｏ	事務分掌
上下水道部	上下水道局長	下水道班	上下水道局長	上下水道局員		**災害対策本部設置時から行う事務**
					1	下水道施設に係る被害状況等の調査、集約及び報告に関すること。
					2	市街地のたん水排除に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務
					3	関係機関等との連絡調整に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務
					4	下水道施設の災害対策、応急復旧に関すること。
産業振興部	農林課長	農林班	農業委員会事務局長	農林課員 農業委員会事務局職員 地域振興課員 農業委員会事務局 村松事務所員		**災害対策本部設置時から行う事務**
					1	部に係る被害状況等の集約及び報告に関すること。
					2	農林水産業関係の被害状況等の調査、集約及び報告に関すること。
					3	道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所のパトロールに関すること。
					4	道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。
					5	関係機関等との連絡調整に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務
					6	応急食料等の原材料の調達に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務
					7	農林水産施設の災害対策、応急復旧に関すること。
		商工観光班	商工観光課長	商工観光課員 地域振興課員		**災害対策本部設置時から行う事務**
					1	鉄道、バス、輸送機関等の運行状況に関すること。
					2	商工観光関係の被害状況等の調査、集約及び報告に関すること。
					3	商工観光施設の災害対策、応急復旧に関すること。
					4	観光客の安全確保に関すること。
					5	商工業関係の被害調査並びに応急対策に関すること。
					6	関係機関等との連絡調整に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務
					7	食料品及び生活必需品の調達並びに配給に関すること。
					8	避難所における食料及び物資の支給に関すること。
					9	事業所の被災証明書の発行に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務
					10	中小企業者の資金融資のあっせんに関すること。
					11	災害復興住宅資金の融資に関すること。
衛生部	環境保全課長	衛生班	市民課長	市民課員 環境保全課員 地域振興課員		**災害対策本部設置時から行う事務**
					1	部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。
					2	全被災者の安否に関すること。
					3	避難収容状況の記録及び報告に関すること。
					4	市登録外国人の被災状況調査に関すること。
					5	関係機関等との連絡調整に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務
					6	災害時要配慮者（外国人）の支援に関すること。
					7	死体の埋火葬の許可に関すること。
					8	被災地の環境対策に関すること。
					9	斎場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関すること。
					10	遺体の収容及び埋火葬に関すること。
					11	防疫（厚生班に関するものを除く。）に関すること。
					12	仮設トイレに関すること。
					13	ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関すること。
					14	災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務

部名	部長	班名	班長	班員	Ｎｏ	事務分掌
民生部	健康福祉課長	厚生班	班長 高齢福祉課長 副班長 こども家庭課長	健康福祉課員 こども家庭課員 各保育園職員 高齢福祉課員 地域振興課員		**災害対策本部設置時から行う事務**
					1	部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。
					2	生活保護世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の被害調査及び援護に関すること。
					3	社会福祉団体等との連絡調整に関すること。
					4	社会福祉関係及び保育園の被害調査に関すること。
					5	保育園児童の安全確保に関すること。
					6	ボランティアに関すること。
					7	被災者に対する福祉相談に関すること。
					8	社会福祉施設及び保育園に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。
					9	保健衛生及び防疫（衛生班に関するものを除く。）に関すること。
					10	災害時要配慮者（障がい者及び高齢者）の支援に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務
					11	医師会及び医療機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。
					12	医療救護所の開設に関すること。
					13	救急医薬品及び衛生材料の調達、確保及び管理に関すること。
					14	助産に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務
					15	義援金の支給に関すること。
					16	社会福祉施設の災害対策、応急復旧に関すること。
					17	避難住民の相談業務に関すること。
教育部	学校教育課長	学校教育班	班長 学校教育課長	学校教育課員 各小中学校職員		**災害対策本部設置時から行う事務**
					1	部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。
					2	学校教育施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること。
					3	学校給食に関すること。
					4	児童及び生徒の避難に関すること。
					5	児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。
					6	学校に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。
					7	関係機関等との連絡調整に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務
					8	炊き出しの実施及び供給に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務
					9	応急教育に関すること。
					10	学用品の給付に関すること。
		生涯学習班	班長 生涯学習課長 副班長 スポーツ推進課長 図書館長	生涯学習課員 スポーツ推進課員 栗島ふれあい館職員 青少年育成センター職員 図書館職員		**災害対策本部設置時から行う事務**
					1	社会教育施設及び体育施設の利用者の安全確保に関すること。
					2	社会教育施設及び体育施設の災害対策、被害調査並びに応急復旧に関すること。
					3	社会教育施設及び体育施設に係る避難所の設営並びに被災者の収容の協力に関すること。
					4	関係機関等との連絡調整に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務
					5	救援物資の受入れ及び配送に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務
					6	文化財の災害対策及び被害調査に関すること。
		村松支所生涯学習班	生涯学習課村松事務所係長	生涯学習課村松事務所員 村松図書館職員		**災害対策本部設置時から行う事務**
					1	社会教育施設及び体育施設の利用者の安全確保に関すること。
					2	社会教育施設及び体育施設の災害対策、被害調査並びに応急復旧に関すること。
					3	社会教育施設及び体育施設に係る避難所の設営並びに被災者の収容の協力に関すること。
					4	関係機関等との連絡調整に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務
					5	救援物資の受入れ及び配送に関すること。
						災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務
					6	文化財の災害対策及び被害調査に関すること。

部名	部長	班名	班長	班員	Ｎｏ	事務分掌
消防部	消防長	予防班	消防本部総務課長	消防本部課員	**災害対策本部設置時から行う事務**	
					1	部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。
					2	災害予防、警戒の対策に関すること。
					3	災害状況の把握、情報の収集に関すること。
					4	災害防ぎょ対策に関すること。
					5	災害情報の受理及び出動指令に関すること。
					6	地震情報、気象情報及び河川情報等の収集に関すること。
					7	消防職員の招集及び配置に関すること。
					8	消防団員の召集、配置に関すること。
					9	消防相互応援協定市町村との連絡に関すること。
					10	消防防災ヘリコプターの出動要請に関すること。
					11	関係機関等との連絡調整に関すること。
					12	消防団本部との連絡調整に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務	
					13	消防資機材の調達に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務	
		消防班	消防署消防署長	消防署員	**災害対策本部設置時から行う事務**	
					1	災害の予防、警戒、防ぎょ活動に関すること。
					2	災害状況の把握、情報収集、市民広報に関すること。
					3	避難住民の誘導に関すること。
					4	消火・救助・救急に関すること。
					5	消防署の現場活動指揮に関すること。
					6	消防団の現場活動指揮に関すること。
					災害対策本部設置時から概ね24時間内に行う事務	
					災害対策本部設置時から概ね３日以降に行う事務	

第２節　災害配備体制

計画の方針	
災害発生時に必要な人員を配備して、災害応急対策を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係部課	全課（◎総務課）

１　計画の方針

(1) 基本方針

風水害等の被害を最小限に食い止めるため、以下の対応に必要な職員の配備を実施する。

ア　平時夜間・休日の宿直及び警戒対応

イ　災害発生時の迅速な初動対応の実施

配備体制については、別紙基準をもとに、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を実現する。

ウ　指定された職員（以下「指定職員」という。）とは、情報収集活動、災害応急活動のため必要となる職員のことをいう。

（例）水防当番体制の当番職員、施設確認の職員、要配慮者の安全確認職員　等

(2) 被災地及び積雪地域での対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。また、登庁が不可能な職員は､防災行政無線や電話等でその旨所属長に報告し､その後の指示を受けるものとする。

２　災害時配備基準

市内に災害が発生した場合の配備基準については、次の基準による。

配備種類	配備時期	配備体制	災害対策本部等の設置
準備体制 （第１配備）	1　新潟地方気象台が大雨、強風、大雪又は氾濫等の注意報を発表したとき。 2　その他自然現象による災害が発生するおそれのあるとき、又は発生しはじめたとき。 3　水防警報を行う河川が水防団待機水位を超えることが確実となったとき。	防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る連絡体制とし、防災気象情報の把握に努める。	
注意体制 （第２配備）	1　水防警報を発表したとき。 2　新潟地方気象台が大雨、暴風、大雪又は氾濫等の警報を発表したとき。 3　震度４の地震が発生したとき。 4　水防警報を行う河川が氾濫注意水位を超えることが確実となったとき。 5　台風情報で、台風の暴風域が 24 時	総務部、建設部、上下水道部の指定職員をもって情報収集活動や災害応急活動が円滑に実施できる体制とする。 高齢者等避難の発令（警戒レベル３）を判断する準備を行う。	

	間以内にかかると予想されている、又は、台風が 24 時間以内に接近することが見込まれるとき。		
警戒体制 （第３配備）	1　新潟地方気象台が大雨、暴風、大雪又は氾濫等の警報を発表したときで、局地的な被害が発生したとき、又は市全域にわたって災害が発生するおそれのあるとき。 2　震度５弱・５強の地震が発生し、火事、爆発等その他自然現象による災害が発生するおそれのあるとき、又は発生しはじめたとき。 3　水防警報を行う河川が避難判断水位（レベル３水位）を超えることが確実となったとき。 4　レベル３土砂災害警報（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ、人家に関係する区域に、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となった場合（土砂災害前ぶれ注意情報）。	災害警戒本部を設置し、各部の指定職員と全係長以上をもって、情報収集活動や災害応急活動に対処できる体制とする。 各部の指定職員以外の者は、自宅待機等、本部等の指示に迅速に対応できるものとし、災害対策本部設置に移行しうる体制とする。 避難指示の発令（警戒レベル４）を判断できる準備を行う。 土砂災害については、指定区域に応じた配備体制とする。	災害警戒本部を設置
本部体制 （第４配備）	1　災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。 2　風水害、大雪等により市内の広範囲に災害が発生したとき。 3　震度 6 弱以上の地震が発生し、火事、爆発等その他自然現象による災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。 4　水防警報を行う河川が氾濫危険水位（レベル 4 水位）を超えることが確実となったとき。 5　レベル４土砂災害危険警報（警戒レベル 4 相当情報［土砂災害］）が発表されたとき。 6　土砂災害警戒判定メッシュ情報で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情	災害対策本部を設置し、全職員が災害応急対策に従事する。 災害が発生、又は災害が発生しようとしている場合で、避難することにより、かえって危険が及ぶ恐れがあるとき、「緊急安全確保措置」の発令（警戒レベル５）をできる準備を行う。 「緊急安全確保」発令後も同様の体制とする。	災害対策本部を設置

	報[土砂災害]）となったとき。 7　その他状況により、本部長が必要と認めたとき。		

3　業務の内容

(1)　勤務時間における対応

ア　警戒対応

総務課において気象情報等の送受信や、県、防災関係機関等からの災害関連情報の集約を行う。

イ　初動対応

総務課からの庁内連絡や FAX（支所等）により、関係所属長は直ちに職員を警戒配備につかせ、被害状況の収集、住民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要に応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。

(2)　勤務時間外における対応

ア　警戒対応

総務課において職員２名が宿日直対応を行い、気象情報の送受信や、災害関連情報の把握等を行う。また、ラジオ・テレビ等で気象等に関する注意報及び警報等の情報を得たときは、当該情報の内容に応じ速やかに登庁し警戒配備につくものとする。

イ　初動対応

登庁した職員等は速やかに県や消防本部、防災関係機関等から被害状況等を収集するとともに、配備体制について上記基準により、各部連絡指令者に対し、指定職員の配備を連絡する。

配備連絡を受けた各部連絡指令者は、指定職員連絡網をもとに、各配備指定職員に対し登庁の連絡を行う。

4　参集時等の留意事項

(1)　自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長へ連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

(2)　交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、その旨所属長に連絡し、その後指示を受けるものとする。

(3)　職員は、参集途上において可能な限り、地域の被害状況を把握し、所属長へ報告する。

(4)　登庁した職員は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を権限を有する者に報告する。

5　配備状況等の報告

各課長等は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備状況を総務課に報告する。

職員が参集途上において確認した市内の被害状況は災害連絡票（資料編）を使用して関係課へ報告する。

配備指令　発令様式

総務課より連絡します。
1　〇〇地域に、〇〇のため、〇〇発生の恐れがあります。 2　〇〇地区に、〇〇のため、〇〇が発生しました。
このため、〇〇日〇時〇分
1　「注意体制」（第２次配備）が発令されました。指定された職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事して下さい。 2　「警戒体制」（第３次配備）が発令され、災害警戒本部が設置されました。関係する各課においては直ちに参集し、災害応急対策活動に従事して下さい。 3　「本部体制」（第４次配備）が発令され、災害対策本部が設置されました。全職員は直ちに参集し、災害応急対策活動に従事して下さい。

※　〇〇については、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的かつ簡潔に言うこと。

第３節　応援要請計画

計画の方針	
大規模な災害が発生した場合は、単一の防災関係機関のみでは十分な応急対策が困難となることから、被災していない他の都道府県、市町村、民間等の協力を得て防災対策を行う必要がある。	
関係部課	◎総務課、上下水道局、消防本部

１　応援の要請

応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められたときは、市災害対策本部長は、災害対策基本法などの関係法令に基づき、他の地方公共団体等に協力を求めるものとする。

また、他市町村が被災した場合に行う応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があるときは、県知事より市長に対し、必要な指示又は調整が行われる。

応援要請の種別は、次のとおりである。

要　請　先	要　請　の　内　容	根拠法令等	備　　考
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条	
県　知　事	(1) 指定地方行政機関の職員のあっせん要請	災害対策基本法第30条第1項	危機対策課へ口頭又は防災行政無線、電話、ファクシミリで TEL:025-282-1638 FAX:025-282-1640
	(2) 他の地方公共団体の職員のあっせん要請	災害対策基本法第30条第2項	
	(3) 応援の要求及び応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条	
	(4) 職員の派遣要請	地方自治法第252条の17	
他の市町村長等	(1) 応援の要請	災害対策基本法第67条	
	(2) 職員の派遣要請	地方自治法第252条の17	
民間団体	応急対策又は災害復旧のため、必要があるとき	－	
自衛隊	災害派遣要請の依頼（通常は県知事に派遣依頼を行うが、場合により直接自衛隊へ依頼する）	災害対策基本法第68条	第6章第8節を参照
消防の広域応援	県内他市町村への消防の派遣要請	消防組織法	第6章第11節を参照

２　応援要請の基準

市災害対策本部長は、次に該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。

（1）各課等及び本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。

（2）特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合。

３　応援要請に関する連絡内容

（1）応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書もしくは電話等で要請を行うものとする。

ア　応援を必要とする理由
イ　応援を必要とする場所
ウ　応援を必要とする期間
エ　その他応援に関し必要な事項

（2）職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　その他職員の派遣について必要な事項

４　応援受入体制の確立

（1）情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

（2）受入体制の確立

国、関係都道府県、他市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。

５　応援要請の流れ（県地域防災計画より抜粋）

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】

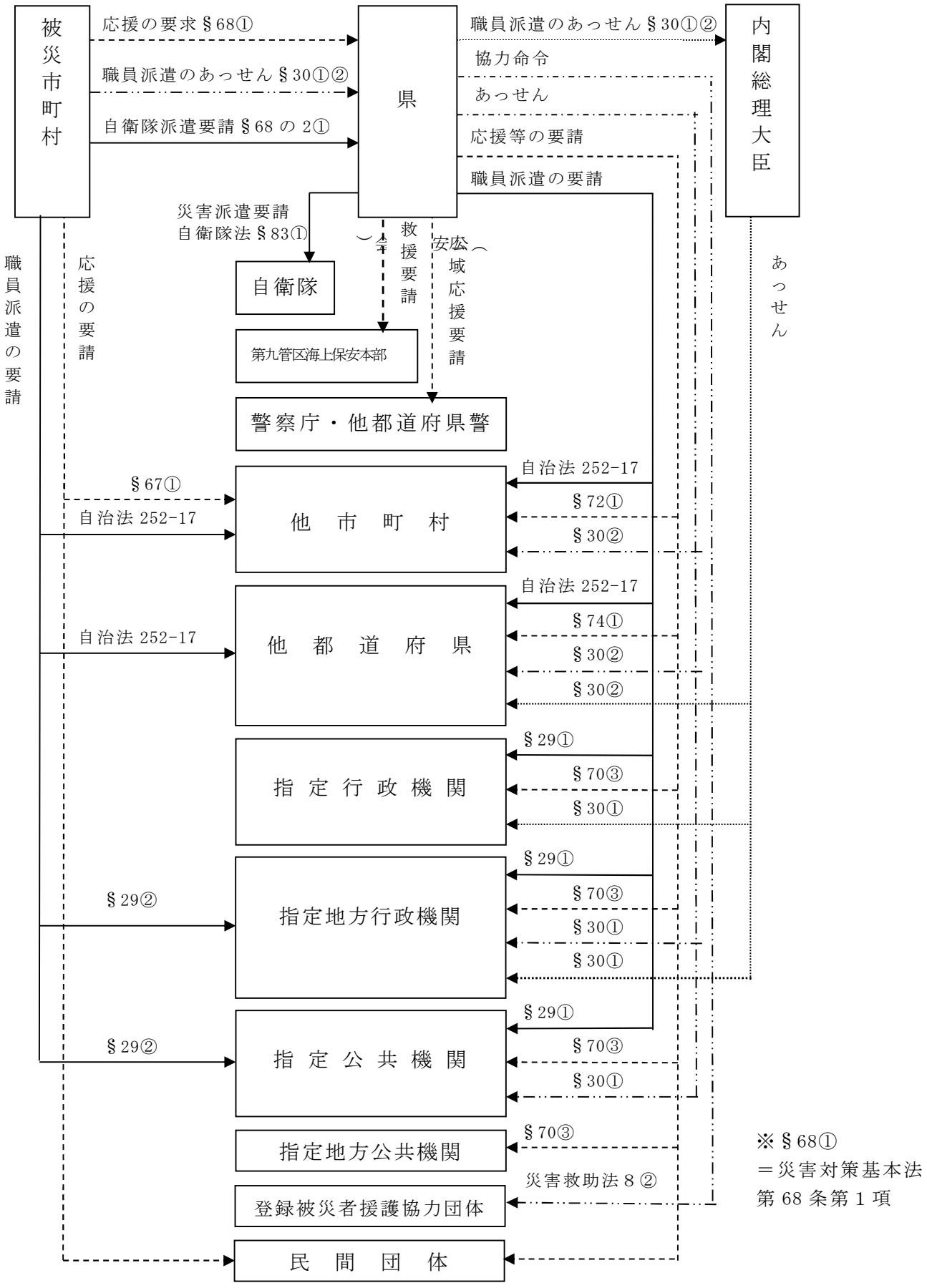

【消防組織法に基づく応援要請等】

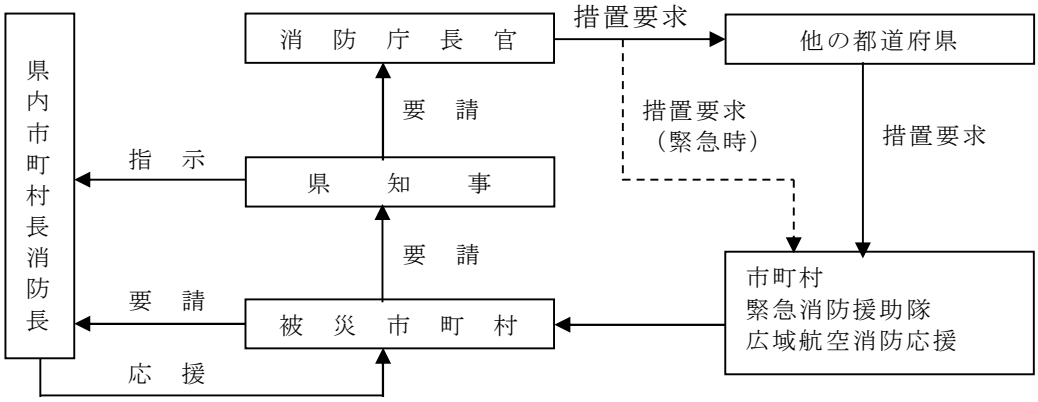

第４節　防災通信施設応急対策

計画の方針	
災害発生時における被災状況の把握や被災者救済活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。このため防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努めるものとする。	
関係部課	◎総務課、企画政策課、消防本部、支所地域振興課

１　防災通信施設応急対策フロー図

災害発生後１時間以内に通信の状態を確認し、被災による通信の途絶を確認した場合、概ね３時間以内に県災害対策本部及び防災関係機関との通信を確保する。

また、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね６時間以内に確保する。

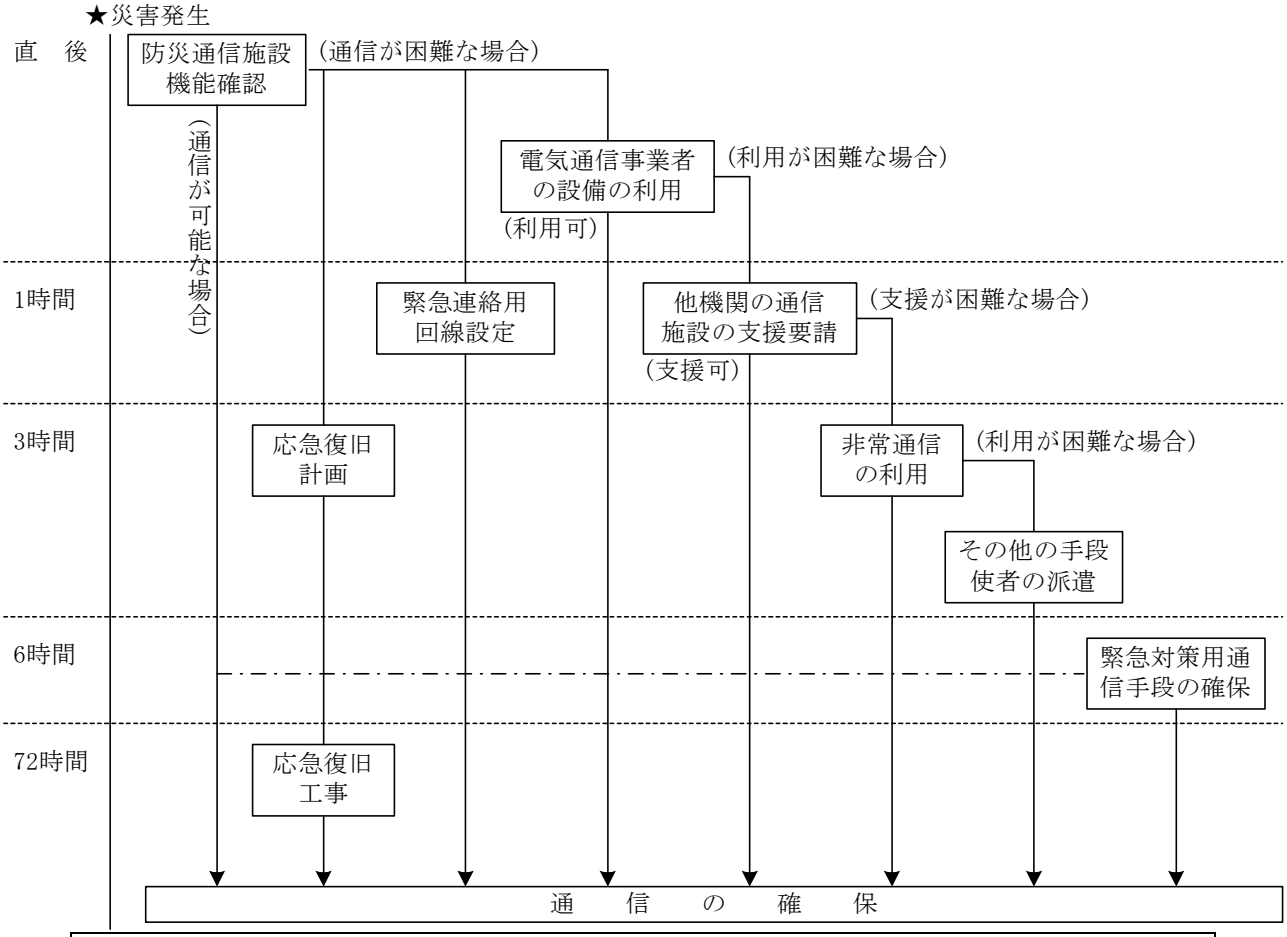

災害対策本部通信設備の運用
1　通信統制（回線統制・通信統制・直通回線設定）の実施 防災行政無線 2　その他の通信回線の運用 (1) 消防防災無線 (2) 一般公衆電話（一般加入、災害時優先電話、携帯電話、衛星携帯電話）

2　災害時の通信連絡

(1) 市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は原則として市防災行政無線、又は公衆通信施設（加入電話）で行うものとする。

(2) 加入電話は、局地的あるいは、全面的に途絶する場合が予想されるため、あらかじめNTT東日本㈱へ申入れ、承諾を得ている非常緊急取扱い電話（災害時優先電話）を利用する。

市役所非常緊急取扱い電話　　43－3928（総務課内）　43－3929（総務課内）

3　他機関の通信設備の優先利用等

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めたときは、関係法令の規定に（電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、消防組織法第23条、災害救助法第28条、水防法第20条第2項）により市長は、有線電気通信法に掲げるものが設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができるものとする。

使用することのできる主な通信設備

・警察通信設備　・電力通信設備　・消防通信設備　・鉄道通信設備　・気象通信設備

4　自衛隊の通信支援

(1) 知事に対する派遣要請

市長及び防災関係機関の長は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(2) 知事は、(1) の依頼を受けた場合、又は自衛隊による通信支援の必要を自ら認めた場合は、自衛隊に対し、必要な要員、資機材等の派遣を要請する。

5　非常通信の利用

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、非常通信協議会の要請会議を通じて、他の構成員に対し人命の救助や災害の救援等のために行われる非常通信の取り扱い要請を行うことができる。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行うものとする。

6　その他の通信の利用

(1) 防災相互通信用無線は、災害が発生した場合に防災活動にあたる防災関係機関が、防災活動を円滑に進めるために全国共通の150MHz帯及び400MHz帯の専用波を用いて被害や活動の状況を相互に通信するために、防災関係機関、地方公共団体、地域防災関係機関に設置されている。市役所は24K3G7W272.5625MHz帯、村松支所は24K3G7W272.9625MHz帯の広域共通波を設置している。

(2) 移動式通信設備の使用

災害時において、携帯電話、PHS等の移動式通信設備も輻輳することが予想されるが、これらも緊急時や災害復旧活動における通信手段として活用する。

(3) アマチュア無線の活用

災害時においては、アマチュア無線の有効活用により、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達など、被災地及び避難所等における通信手段として利用する。

市内には五泉アマチュア無線赤十字奉仕団、村松アマチュア無線赤十字奉仕団及びJARL五泉クラブの団体があり、市はそれらの団体と連携を密にして、災害時には有効な通信手段として活用できるよう、常日頃から連絡を取り合うものとする。なおアマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。

７　すべての通信が途絶した場合

すべての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣して行うものとする。

８　市防災行政無線の応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被災状況を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、的確な臨機の措置を行い通信回路の確保に当たる。

９　緊急対策用通信手段の確保

所管する通信手段の稼働状況、配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。しかしながら、災害時に利用する通信施設が不足する場合は、電気通信事業者等に調達を依頼する。

第５節　被災状況等収集伝達計画

計画の方針	
被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。 市及び関係機関は、風水害等の災害が発出した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。市は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、ただちに必要な行動を起こすとともに県や各防災機関及び被災地域内外の住民に各種の手段を使って収集情報を伝達し「情報の共有化」に努めるものとする。	
関係部課	◎総務課、税務課、企画政策課、健康福祉課、消防本部、支所地域振興課

１　被災状況等収集伝達計画応急対策フロー図

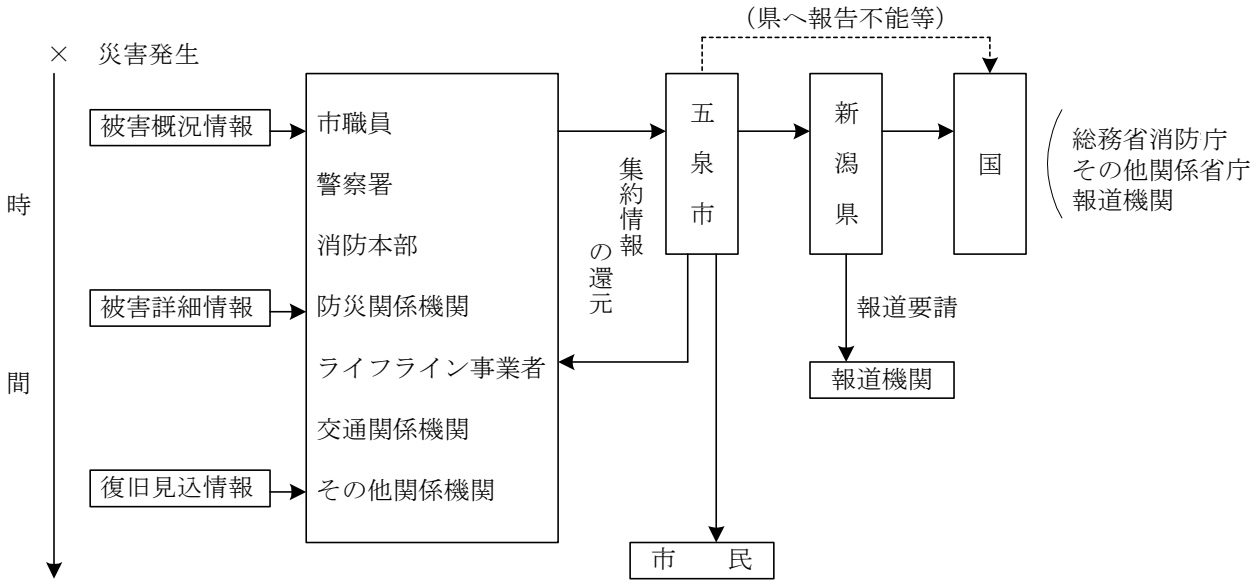

２　風水害等発生前後の各段階における各機関の情報収集

（1）災害発生

市及び消防本部は、直ちに関係機関と連絡を取ると共に必要に応じて現地確認を行い、情報を把握するものとする。

（ア）市は、市内において、風水害等の災害により人的被害又は住宅被害等の大きな被害が発生もしくは発生するおそれがある場合には、総務課に災害警戒本部を設置し、情報の収集を行うものとする。

（イ）警察署はパトカー及び交番・駐在所の無線を通じて被災地の情報を収集し、県警察本部に報告すると共に市、市消防本部、関係機関との情報交換に努めるものとする。

（ウ）市は、災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況の聞き取り調査を行うものとする。

(2) 応急対策初動期

ア　市は、被害状況の把握ができたものから直ちに県及び国に報告する。

（ア）火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」に準じ、県（危機対策課・消防課）へ報告するものとする。

なお、「消防庁への直接即報基準（市町村）」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第1報を県（危機対策課・消防課）に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対しても行うものとする。

（イ）消防機関へ119番通報等が殺到した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県（危機対策課・消防課）へ報告するものとする。

（ウ）人的被害の状況、建築物の被害状況及び洪水、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括情報を含め、把握できた範囲から直ちに県（危機対策課・消防課）へ報告するものとする。

また、県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告するものとする

イ　ライフライン関係機関及び公共交通機関

所管施設の被害状況、応急対策活動状況、応急復旧見込状況等を次により県へ報告する。

ライフライン関係機関－－－－－－－－－－－－－－－－危機対策課

公共交通機関－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－交通政策課

その他関係機関－－－－－－－－－－－－－－－－－－－関係部局各課

ウ　医療機関は、被害状況及び患者受入れの可否等の情報を新潟地域振興局健康福祉部経由で県（福祉保健部）に報告するものとする。なお、新潟地域振興局健康福祉部は市内の医療機関の情報について市へ情報提供するものとする。

エ　市は、避難所を開設した時又は避難住民により自主的に避難所が開設された時は、有線・無線・パソコンを利用する通信手段の確保又は新設に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難者の数、内訳及び必要とされる食料・物資の種類・数量等の情報を効率的に収集するものとする。

(3) 応急対策本格稼働期

ア　市は、県地域機関と協力して、市内の被害金額等詳細な被害状況を調査し県危機対策課へ報告する。

イ　防災関係各機関は、応急復旧の状況を市及び県（関係部局、災害対策本部が設置された場合は統括調整部）に報告するものとする。

(4) 災害対策基本法との関係

(2)、(3)の市が県（危機対策課）に対して行う被害報告は、災害対策基本法第53条の規定に基づくものであり、報告すべき事項は「災害報告取扱要領（平成8年5月1日付消第4079号新潟県環境生活部長通知）」に掲げる被害状況・応急措置等とする。

ア　災害速報

市は、市内の被害等を覚知したときは、直ちに前「被害報告」に掲げる事項について判明したものから順次、県危機対策課に電話、無線、FAX、郵送又は職員派遣により報告するものとする。

イ　災害確定報告

市は、応急対策終了後10日以内に、前記要領により県危機対策課に郵送、FAX又は直接提出により報告するものとする。

3　情報の発信

(1) ライフライン・公共交通・その他防災関係機関への情報還元

市は、収集した被災情報等を集約し、応急対策の推進に関係する防災関係機関に逐次、伝達するものとする。

(2) 報道機関に対する報道要請

市は、次に掲げる事項について報道機関に逐次情報を公表し、住民に対する情報提供の要請を行うものとする。又、必要に応じて災害対策本部から直接住民に対して情報提供を行うことのできる手段を講ずるものとする。

ア　風水害等の災害発生前後及び応急対策初動期

（ア）災害時の対応（冷静な行動）の仕方

（イ）風水害等による被害情報、今後の気象予測に関する情報

（ウ）被害状況

・ライフラインに関する情報

・道路・JR・バス等交通関連情報

・人的被害に関する情報

・火災に関する情報
・洪水に関する情報
・家屋・施設等の情報
・地すべり・土砂崩れ等に関する情報

（エ）避難指示、避難場所及び避難経路等に関する情報
（オ）交通機関運行状況及び道路交通情報
（カ）安否情報

イ　応急対策本格稼働期

（ア）給水所・仮設電話の設置状況に関する情報
（イ）炊き出し・生活物資の配給状況に関する情報
（ウ）復旧状況及び今後の見通し等に関する情報
（エ）仮設住宅の設置及び申込み等に関する情報
（オ）ごみ・し尿処理に関する情報
（カ）行政サービス・支援に関する情報
（キ）医療機関・福祉施設等の状況
（ク）商店・金融機関等の情報
（ケ）ボランティアの募集に関する情報

４　積雪期の情報収集伝達対策

積雪期の災害は、山間地の集落は通信・交通ともに途絶状態となる可能性があるので、市はこれらの地区に災害時も使用可能な通信装置を設置するよう努めるとともに、市の嘱託員及び町内会長等を連絡員とし、災害時の情報収集の拠点とするなど情報の収集伝達体制の確立に努めるものとする。

第６節　広報計画

計画の方針	
市・防災関係機関・報道機関等は、相互に協力して、被災地の情報を正確・迅速かつ的確な伝達手段により、被災者の立場に立った効率的な広報活動等を実施する。	
関係部課	◎総務課、企画政策課、健康福祉課、高齢福祉課、商工観光課、こども家庭課、都市整備課、農林課、上下水道局、学校教育課、消防本部、支所地域振興課

１　広報活動の目的と展開

（1）風水害発生時の広報活動の目的

ア　流言飛語等による社会的混乱の防止

イ　被災者や関係者の避難・救援行動のための適切な判断を助ける。

ウ　当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復興事業に対する社会的な協力を得やすくする。

（2）広報活動の展開

被災者等の意見要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広報活動を展開するものとする。

２　広報計画応急対策フロー図

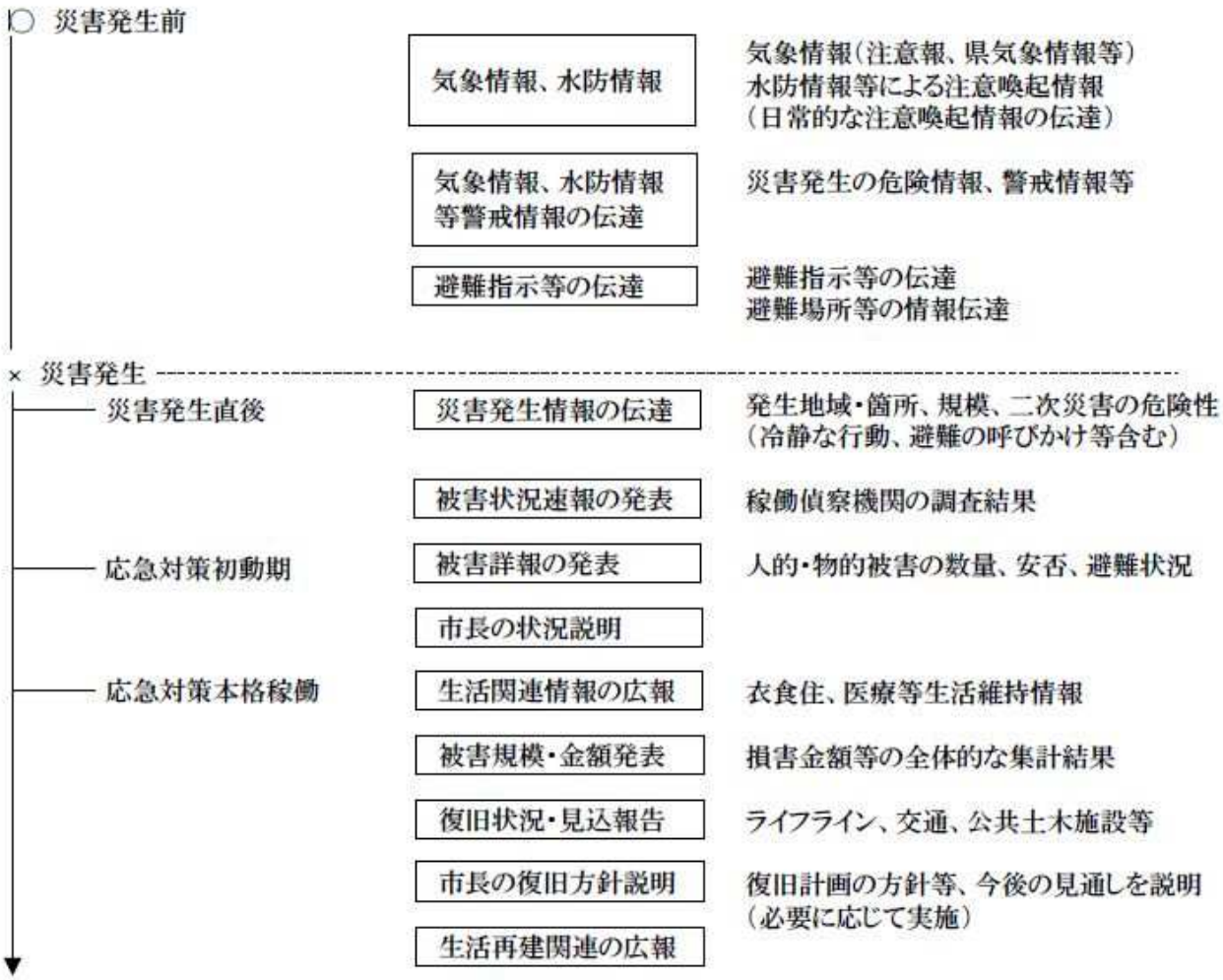

(1) 市は主に被災者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

ア　手　段

（ア）防災行政無線、エリアメール、登録式メール、市ホームページ、電話、個別訪問、消防団及び広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

（イ）自治会、町内会等を通じた情報伝達

（ウ）住民相談所の開設

（エ）県を通じての報道依頼（必要に応じて直接報道依頼）

（オ）インターネットによる情報配信

※市のホームページ

URL：http://www.city.gosen.lg.jp/

※市の緊急情報ツイッター

URL：https://twitter.com/Gosen_EMG

イ　項　目

（ア）避難、医療、救護、衛生、健康（こころのケアを含む）に関する情報

（イ）給水、炊き出し、生活必需品の物資配給の実施

（ウ）生活再建、仮設住宅、教育、復旧・復興計画に関する情報

（エ）その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 県への報告及び放送事業者への情報提供

市は、避難指示等が発令されたときは、新潟県総合防災情報システム及びＬアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供を行うものとする。

(3) ライフライン関係機関（電気・ガス・上水道・下水道・電気通信事業者）は主に被災地の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

ア　手　段

（ア）広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

（イ）利用者相談窓口の開設

（ウ）報道機関への報道依頼

（エ）有線放送、コミュニティFM局

（オ）インターネットによる情報配信

イ　項　目

（ア）被災により使用できない区域

（イ）使用可能な場合の使用上の注意

（ウ）復旧状況及び見込み

(4) 公共交通機関は主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

ア　手　段

（ア）乗降場での印刷物の掲示

（イ）場内・社内等での放送

（ウ）報道機関への報道依頼

（エ）有線放送、コミュニティFM局

（オ）インターネットによる情報配信

イ　項　目

（ア）被災による不通区間の状況、運休、運行のとりやめ

（イ）臨時ダイヤ

（ウ）復旧状況及び見込み

(5) 警察は被災者及び被災地域の関係者に対する情報提供を行う。

ア　手　段
（ア）報道機関への報道依頼
（イ）パトカー、現地警察官による直接呼びかけ
イ　項　目
（ア）死亡者に関する情報（検視の結果、災害による死亡と認められる者）
（イ）交通情報（通行の可否、交通規制、渋滞等）

(6) その他の行政機関
住民等に伝達が必要な事項を、報道機関等を通じて公表する。

3　災害発生直後の各段階における広報の基準

(1) 災害発生直前
ア　気象実況、数値予報等の分析により災害が発生する危険性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報又は注意報を各報道機関に同報ＦＡＸで直ちに配信する。また、必要に応じて、県、市、報道機関等に今後の気象状況等について、説明会を開催する。
イ　報道機関は、入手した気象警報又は注意報及び水防警報等については、各報道機関の放送マニュアル等に基づき放送する。
ウ　被害を及ぼす危険性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて住民に速やかに伝達する。
エ　市は、災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（高齢者等避難・避難指示）を広報車等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。

(2) 災害発生直後
ア　市は、危険地域の住民に、広報車等により、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。また、消防団、自主防災組織等と協力して、情報を漏れなく伝達する。
イ　県は、災害が大規模にかつ広域に発生する恐れがあるときは、防災行政無線等を使って危険区域の市防災関係者に避難又は警戒を呼びかけ、県ホームページや報道機関の協力を得て直ちに住民等に伝達する。また、市ホームページURL：http://www.city.gosen.lg.jp/、緊急情報ツイッターURL：https://twitter.com/Gosen_EMGから災害関連情報を提供する体制を整える。
ウ　報道機関は、入手した気象警報又は注意報、水防警報及び被害状況等については、各報道機関の放送マニュアル等に基づき放送する。

(3) 災害応急対策初動期
ア　市の広報事項
（ア）継続中の避難情報
（イ）避難所の開設等
（ウ）給水・炊き出しの実施、物資の配給
イ　県の広報事項
（ア）人身・家屋・公共施設等の被害及び住民の避難状況に関する情報
（イ）公共土木施設、農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報）
（ウ）医療機関の被害状況、救急患者・負傷者受け入れの可否、入院及び他の医療機関から転送された患者の氏名、手当をした負傷者の数等
（エ）教育機関の被害状況及び児童生徒の安否等
ウ　警察の広報事項
（ア）住民に対する避難指示
（イ）交通規制に関する情報

（ウ）身元の確認ができた死亡者の住所・氏名等
エ　ライフライン関係機関
（ア）被災による使用不能状況
（イ）使用可能の場合の使用上の注意等
オ　公共交通機関
（ア）被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ
（イ）臨時ダイヤ

(3) 災害応急対策本格稼働期
ア　市の広報事項
（ア）消毒・衛生・医療救護
（イ）小中学校の授業再開予定
（ウ）仮設住宅への入居
イ　県の広報事項
（ア）被害金額等の概算集計
（イ）公共土木施設等の復旧状況及び見込み
ウ　ライフライン関係機関、公共交通機関の広報事項
（ア）復旧見込み
（イ）災害時の特例措置の実施等

(4) 復旧対策期
ア　市の広報事項
（ア）罹災証明の発行
（イ）生活再建資金の貸し付け
（ウ）災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
（エ）その他生活再建に関する情報
イ　県の広報事項
広域的な復興計画

(5) 広報文例

ア　レベル３氾濫警報に関する広報案文

（ア）警戒時

こちらは、五泉市です。ただいま、レベル３氾濫警報が発令されました。低地の浸水、河川の増水、土砂崩れなどに厳重に警戒してください。（繰り返し）

（イ）発災時

こちらは、五泉市です。大雨の影響で市内において土砂崩れ、低地の浸水、河川の増水などの被害が出ています。レベル３氾濫警報が発令中です。引き続き、厳重に警戒してください。（繰り返し）

（ウ）応急対策時

①【警戒レベル3】高齢者等避難

こちらは、五泉市です。
〇〇川の水位が上昇し、今後、浸水が始まる（水が堤防を越える）おそれがあります。
このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して、【警戒レベル3】「高齢者等避難」を発令しました。
お年よりの方など、避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇へ避難してください。
（また、できるだけ、隣近所の方にも一声かけて避難してください。）
町内会、地域の皆さんは援護が必要な方の支援をお願いします。
（繰り返し）

②【警戒レベル4】避難指示

こちらは、五泉市です。災害警戒本部から連絡します。
〇〇川の水位が上昇し、今後、
①床下浸水が始まるおそれがあります。
②河川の水が堤防を越えるおそれがあります。
③道路冠水がいたる所で発生しており、床下浸水のおそれが出てきました。
④土砂災害の発生する危険が更に高まってきました。　など

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して、【警戒レベル4】「避難指示」を発令しました。
直ちに〇〇へ避難してください。消防、警察の誘導に従い、落ち着いて避難してください。
（また、できるだけ、隣近所の方にも一声かけて避難してください。）
（繰り返し）

③【警戒レベル5】緊急安全確保

こちらは、五泉市です。災害対策本部から連絡します。
〇〇川の水位が上昇し、今後、
①床上浸水が始まるおそれがあります。
②堤防が破堤するおそれがあります。
③〇〇川が　破堤・越水　しました。
④近隣で土砂災害が発生しており、非常に危険な状況です。　など

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して、【警戒レベル5】「緊急安全確保」を発令しました。
（避難場所等への立退き避難が危険な場合には、直ちに身の安全を確保してください。）
（繰り返し）

4　広報活動に当たっての留意点

(1) 視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、手話通訳者や誘導員を配置する等の措置を講ずるものとする。
(2) 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努めるものとする。

５　広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、県や市の災害対応の参考とする。

(1) 市の広聴活動

ア　地域自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受け付け

イ　被災者のための相談所の設置

(2) 新潟県の広聴活動

ア　市の行う、被災者のための相談活動に対する支援

イ　災害応急対策や復旧・復興計画に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取

(3) ライフライン関係機関の広聴活動

利用者相談窓口の開設

第７節　避難及び避難所運営計画

計画の方針	
豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。	
関係部課	◎ 総務課、健康福祉課、高齢福祉課、こども家庭課、市民課、商工観光課、学校教育課、生涯学習課、図書館、支所地域振興課、スポーツ推進課

１　住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市役所へ避難先、避難人数等を連絡するものとする。又、できるだけ隣近所でまとまって行動し、高齢者等の災害時要支援者の安全の確保と避難時の介助等を心掛けるものとする。

(2) 市による支援措置

市は、住民が自主避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難所予定施設は、予め鍵の保管場所を明確にしておく等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに利用できるようにしておく。

住民が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設等の避難所を提供する等、配慮するものとする。

２　行政の避難情報（高齢者等避難、避難指示）に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

新潟地方気象台は、風水害等の災害の発生が予測されるときは、気象警報等を行い「気象注意報・警報等の伝達」に示す伝達系統に基づき伝達する。市、県及び防災関係各機関は、所管区域内の危険箇所等のパトロールを強化し、危険の早期覚知に努めるとともに、住民等に警戒を呼びかける。

防災関係各機関は、職員、住民等からの通報により具体的な被害の発生を覚知したときは、直ちに応急対策に取りかかる。又、住民等に危険が及ぶと判断したときは、直ちに市役所に連絡する。

(2) 避難実施の決断と必要な措置

ア　「高齢者等避難」「避難指示」の実施者

避難の「高齢者等避難」「避難指示」は、原則として市長が行う。市長は、市内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを指示し、速やかに知事に報告するものとする。また、必要に応じて五泉警察署長及び消防長に住民の避難誘導への協力を依頼する。

なお、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難の指示を行うことができる。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、市長が避難の指示を行うことができないとき、又は市長から要求があったときは、下表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに市長に通知するものとする。

また、災害時要支援者に対しては、避難指示の前段階の「高齢者等避難」の指示により、保健・福祉関係団体の協力を得て、避難を行うものとする。

区分	実　施　者	根　拠　法　令	住民の行動
高齢者等避難	市長	法令根拠は特に無い	いつでも避難できるよう準備を整える。災害時要支援者は避難所等の安全な場所へ移動する。
避難指示	市長	災害対策基本法第60条第1項	原則すべての住民は避難所等へ避難する。
	警察官	災害対策基本法第61条第1項 （警察官→警察官職務執行法第4条）	
	知事	災害対策基本法第60条第6項 （当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	
緊急安全確保措置	市長	災害対策基本法第60条第3項	その場にとどまることが危険であり、直ちに避難する。
	警察官	災害対策基本法第61条第1項 （警察官→警察官職務執行法第4条）	
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 （その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第94条	
	知事	災害対策基本法第60条第6項 （当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条	
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第29条	

3　避難の指示、高齢者等避難の基準

避難のための立ち退きの指示、高齢者等避難の基準は、原則として次のような事態になったときに発するものとする。

(1) 河川の警戒水位を突破し、洪水の恐れがあるとき。
(2) 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられるとき。
(3) 河川の上流が水害を受け、下流地域に危険があるとき。
(4) 市内で内水被害が発生の恐れがあるとき。
(5) 火災が拡大する恐れがあるとき。
(6) 爆発の恐れがあるとき。
(7) 降雨が連続し、かつ日降雨量が異常に多くなることが予想されるとき、及び土砂災害警戒情報が発表されたときで、地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。
(8) その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。
(9) 災害時要支援者に対しては、「高齢者等避難」を避難指示前に発し、早期の避難を指示する。

4　避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、水害、地すべりの発生などにより、災害時にどのような状況において、どのような対象地域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準をとりまとめた「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を今後作成し、住民の迅速・円滑・安全な避難を実現するものとする。

5　避難の指示、高齢者等避難の発令

(1) 避難の指示、高齢者等避難は、次の内容を明示して行うものとする。

ア　要避難対象地域
イ　避難理由
ウ　避難先
エ　避難経路
オ　避難時の注意事項等

(2) 避難の指示、高齢者等避難の周知

ア　関係機関は、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車及びテレビ・ラジオ等あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速な周知・徹底を図るものとする。

イ　市は、災害時要支援者への高齢者等避難、避難指示に当たっては、地域の消防団、自主防災組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えておくものとする。

6　避難誘導

住民等の避難誘導は、市及び県警察本部が実施するが、誘導に当たっては、できるだけ自治会、町内会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

(1) 市の責務

市長は、災害が発生した場合の各地域等の状況を考慮し、地区ごとの具体的な避難場所を定めておき、あらかじめ住民に周知徹底しておくものとする。

(2) 警察機関の責務

ア　警察官が避難誘導する場合は、市、消防機関、水防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資機材を活用して行うものとする。

イ　住民が避難した地域に対しては、状況の許すかぎり警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護やその他の犯罪の予防に努めるものとする。

7　避難所の開設及び管理

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、避難所を開設し保護する。

(1) 市は、避難所を設置する必要があるときは、被災者の生活再建等を考慮し、住居地の近傍の学校、公共建物等を避難所として指定するものとする。

(2) 市は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに知事及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡するものとする。

(3) 市は、避難所を設置した場合は、管理責任者を置くものとする。

(4) 災害時要支援者避難支援プランの作成

市は、災害時要支援者の援護にあたり、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（災害時要援護者の避難対策に関する検討会；平成 18 年３月）を踏まえ、平常時における情報伝達体制づくり及び災害時要支援者情報の共有化により「災害時要支援者避難支援プラン」の作成を進める。

また、「災害時要支援者避難支援プラン」を基づいた避難誘導を実施し、災害時要支援者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を図る。

(5) 避難所運営時には以下の点に留意する。

ア 一般的事項

（ア）市は、避難所の開設・運営について、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告する。

（イ）安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意する。

（ウ）運営体制の構築に当たっては、女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の多様な視点を取り入れた体制構築を推進する。また、配置人員の役割分担を明確にする。

（エ）避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料、生活必需品を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具を確保することに努める。性別、年

齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。

（オ）避難者１人当たり３.５㎡のスペースを、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、プライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ２ｍ（最低１ｍ）空けることを意識するよう努める。

（カ）風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。

（キ）トイレは仮設トイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況の把握にも努める。また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性用トイレの比率は３：１とするとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。

なお、災害発生当初は避難者約50人当たり１基、避難が長期化する場合には約20人当たり１基、トイレの平均的な使用回数は１日５回として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成する。

（ク）テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。

（ケ）避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

（コ）入浴施設、洗濯設備の設置や、それらに必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。

（サ）非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。

（シ）男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。

（ス）市は、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。

（セ）市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

（ソ）気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

（タ）住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。

（チ）市は、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

（ツ）市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

（テ）市は、国のデータベースを活用し、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等について、被災地のニーズに応じ、迅速に提供するよう努める。

イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

（ア）男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう 配慮する。

（イ）避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。

（ウ）避難住民による避難所管理組織に対しては、女性や子育て家庭が参画し、こども・若者の居場所の確保等、男女のニーズの違いに関する意見が反映できるよう配慮を求める。
（エ）男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。
（オ）男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。
（カ）夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保やキッズスペース・学習スペースの設置など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
（キ）避難所における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
（ク）身体障がい者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

８　災害時要支援者に対する配慮

（1）避難時の配慮

ア　情報伝達、避難行動に制約がある災害時要支援者は、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

イ　市は、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、災害時要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている災害時要支援者がいないか点検する。

ウ　市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

（2）避難所での配慮

ア　情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、災害時要支援避難者の情報環境に配慮する。

イ　保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

（3）福祉避難所の開設

ア　市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

イ　福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

９　積雪期の避難対策

（1）避難路の確保

積雪地域では、避難路の通行が不可能となることが想定されるため、市は、防災関係機関と連携し、避難路の状況の的確な把握及びその確保に努めるものとする。

（2）寒冷期における避難所対策

寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が不可欠となるので、市は、暖房器具、暖房用燃料の確保等に努めるものとする。

10　避難所運営の流れ

☆災害発生の恐れがあり

避難所開設

0～3ｈ
- 福祉避難所の開設、災害時要支援者受入れ
- 職員配置、避難所開設報告
- 施設の安全確認

～6ｈ **避難者の状況把握**
- 避難者数・ニーズの把握、報告
- 避難所備蓄物資の提供

～12ｈ **外部からの応援受入開始**
- 避難所運営応援職員の受入
- 食糧・生活必需品提供の開始
- 暖房器具、燃料の手配（冬季）
- 要支援者支援要員の配置
- ボランティアの配置
- 仮設トイレ設置
- 医療救護班の受入

～24ｈ **要支援者の移動**
- 傷病者等の医療機関への搬送
- 福祉施設等への緊急入所

～3日 **避難所の拡張・充実**
- 屋外避難者へのテント等提供
- 避難所環境の改善（緩衝材、間仕切り等設置）
- 避難者による自治組織編成

3日～ **避難者ｻｰﾋﾞｽの充実**
- 入浴機会の確保
- 避難所での炊飯開始
- 避難者の随伴ペットの保護
- 臨時公衆電話等の設置を要請

7日～ **避難所の集約化**

～2ヶ月 **避難所の解消**

第８節　自衛隊の災害派遣計画

計画の方針	
風水害等の災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、派遣要請手続き、受入れ体制等について定める。	
関係部課	◎総務課

１　自衛隊の災害派遣フロー図

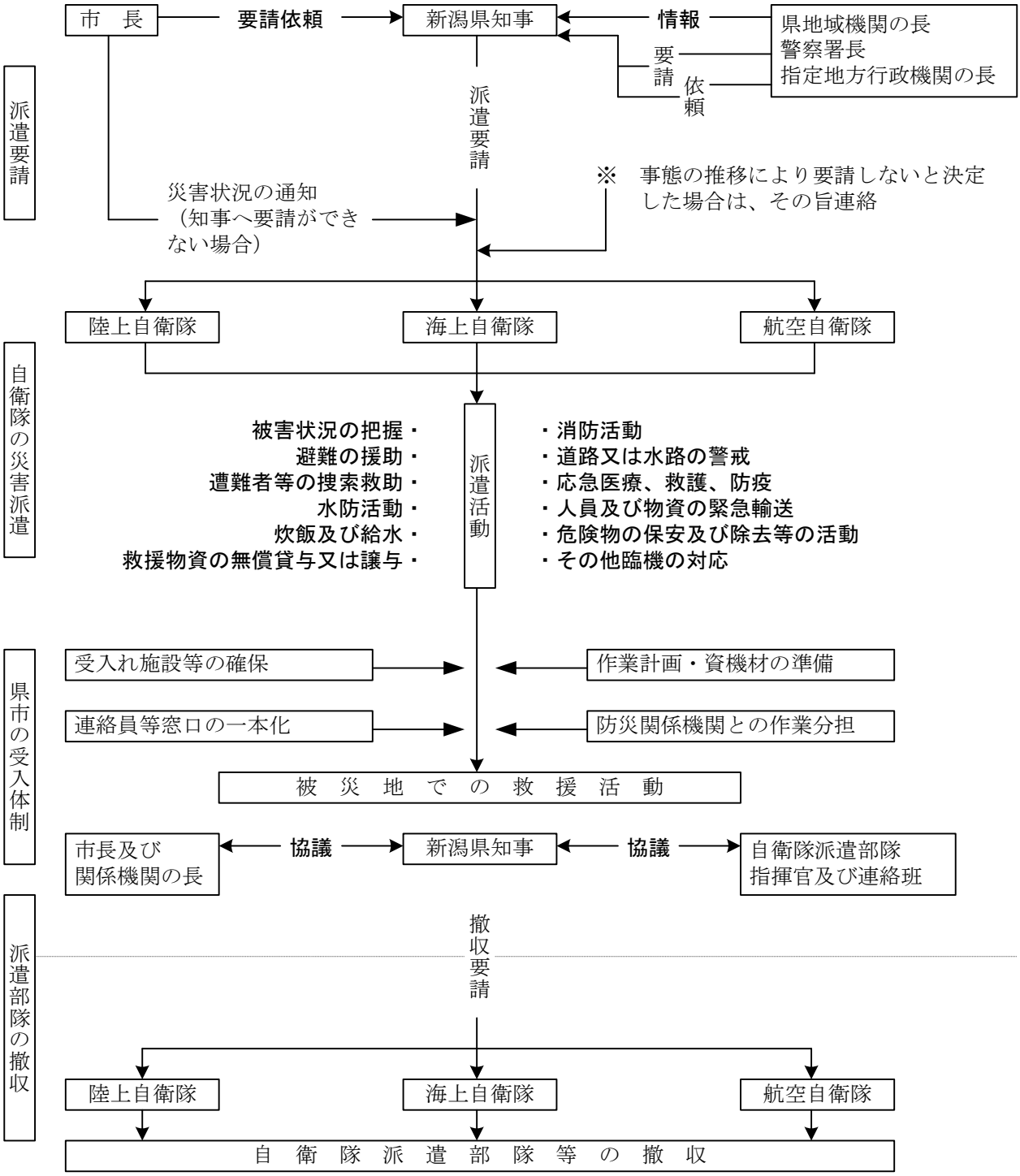

2　自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則がみたされることが基本となっている。

(1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）

(2) 差し迫った必要性があること。（緊急性の原則）

(3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

3　自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動

救援活動区分	内　　容
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって収集活動を行い、被害状況を把握する。
②避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑥道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に傷害がある場合は、それらの警戒又は除去に当たる。（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救護活動に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合）
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救助品を譲与する。
⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
予防派遣	水害被害等を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活　動　内　容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

4　自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 市長、警察署長及び指定地方行政機関の長の知事に対する派遣要請依頼

市長、警察署長及び指定地方行政機関の長（東京航空局新潟空港事務所長及び第九管区海上保安本部長を除く。）は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（危機対策課）へ防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行うものとする。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

（注）口頭、防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後ファクシミリで処理するものとする。

(2) 市長の自衛隊に対する緊急通知

ア　市長は、(1) の知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又は関係自衛隊に通知することができる。
イ　市長はアの通知を行ったときは、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。

5　自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、市長は他の防災機関と緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定めるものとする。

(2) 作業計画及び資機材の準備

市長は自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り、調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずるものとする。

ア　作業箇所及び作業内客
イ　作業の優先順位
ウ　作業実施に必要な図面
エ　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
オ　派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所

(3) 受入れ施設等の確保

市長は、派遣部隊に対し次の施設等を確保するものとする。

ア　自衛隊事務室
イ　ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
ウ　駐車場（車1台の基準は3m×8m）
エ　宿営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

6　災害派遣部隊の撤収

災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民生の安定等に支障がないよう市長、知事、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請依頼により決定する。

7　救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(1)　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
(2)　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
(3)　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
(4)　派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
(5)　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議するものとする。

8　県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住　　所　　等
防災局危機対策課	住　所　〒950－8570　新潟市中央区新光町4番地1 電　話　025－285－5511（勤務時間内代表） 内線6434～6436 025－282－1638（直通） 防災無線　8－40120－2251～2252、2261 NTT fax　025－282－1640

(2) 県と通知ができないときの緊急通知先

災害派遣の要請先	住　　所　　等
陸上自衛隊 新発田駐屯地司令 （第30普通科連隊）	住　所　〒957－8530　新発田市大手町6丁目4番16号 連絡窓口　陸上自衛隊第30普通科連隊第3科 電　話　0254－22－3151内線235 防災無線　8－451－30 NTT fax　0254－22－3151　fax切替内線273

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部　　課　　係
	担当者名
	tel　　防災無線　　その他
派遣要請依頼日時	年　　月　　日　　時　　分
災害の状況及び派遣依頼理由	
派遣を希望する期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日
	年　　月　　日から必要とする期間
派遣を希望する区域	市町村　　地内
	施設等名称
現地連絡員	部　　課　　係、担当者名
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

※　新潟県防災局危機対策課　Fax 025－282－1640

第９節　輸送計画

計画の方針	
災害発生時の緊急輸送は、救助・救急・医療・消火活動の迅速な展開の支援及び、被災者に対する水・食料・生活物資の供給等をその目的とする。使用可能な交通資源は限られており、タイムリーかつ効率的な緊急輸送のためには、災害発生直後から各段階での輸送内容の緊急性及び重要度の優先順位を見極め、被災地での交通の確保状況を把握したうえで、最適な輸送手段を選択しなければならない。そのためには、陸・空の交通手段の連携、被災地の交通情報の収集・伝達及び緊急輸送路確保のための交通規制と早期応急復旧などが組織的に行われる必要がある。	
関係部課	◎財政課、商工観光課、都市整備課

１　緊急輸送応急対策フロー図

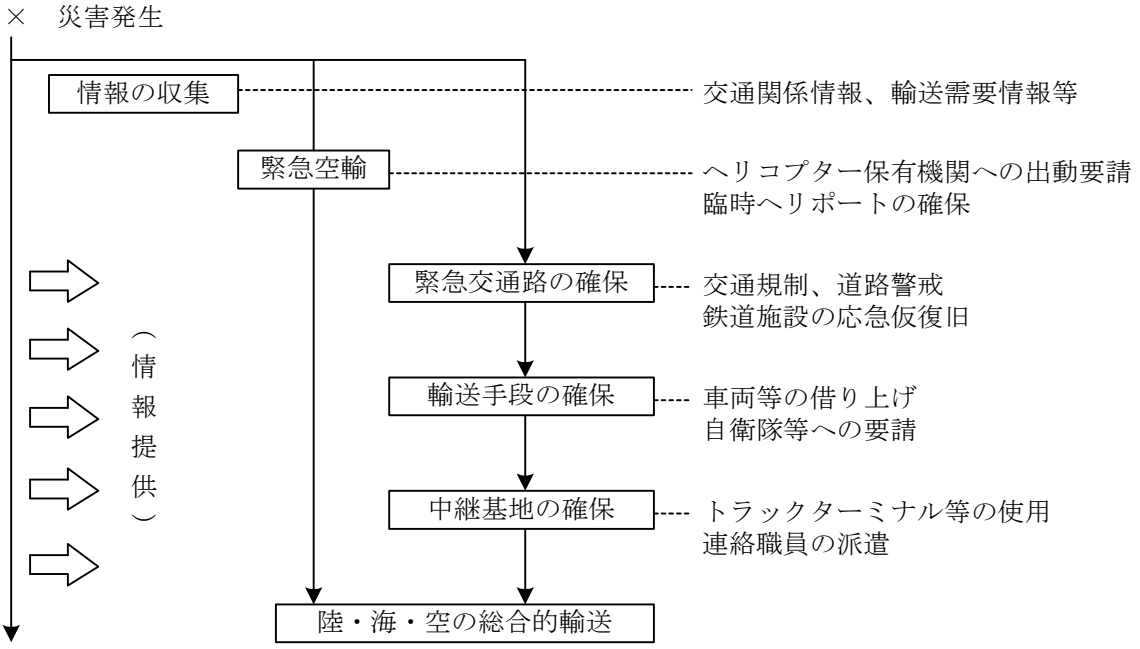

２　交通関係情報の収集・伝達

五泉警察署及び道路管理者は、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に伝達するとともに、放送機関と協力して一般の運転者に随時情報を提供するものとする。

(1) 被災地の被害状況
(2) 交通の確保、交通規制の実施に関する情報
(3) 渋滞の状況

３　緊急交通路の確保

(1) 交通規制の実施

五泉警察署及び道路管理者は、直ちに緊急交通路の確保のため次の措置を行う。

ア　被災地内での交通規制
イ　被災地内への車両の乗り入れ規制
ウ　市町村境地域での市内への車両の流入規制
エ　一般ドライバーへの協力呼びかけ等

(2) 緊急交通路の警戒啓開

ア　道路管理者は、警察・消防機関・自衛隊との協力のもと、他の復旧作業に優先して原則として2車線（やむを得ない場合は1車線）の緊急交通路を啓開・確保し、被災地に近接する幹線道路と被災地内の拠点を有機的に結び付ける。作業内容は次のとおり。

（ア）道路上の堆積物、倒壊家屋等の障害物の除去

（イ）通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は強制撤去を行う）

（ウ）仮設橋の架橋

イ　高速道路、国道、県道、市道等の道路管理者は、あらかじめ協議の上、災害発生時の緊急啓開路線及び作業分担等を決めておくものとする。

(3) 輸送路及び輸送手段の決定

市、県、その他の防災関係機関は、道路の被災情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定するものとし、必要に応じ県警察本部、道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼するものとする。

緊急輸送に必要な車両等の確保は、概ね次の順による。

ア　防災関係機関の車両、航空機等

イ　公共的団体の車両、航空機等

ウ　営業用の車両、航空機等

エ　その他の自家用車両、航空機等

4　輸送の緊急度の優先順位

災害時における緊急輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 総括的に優先されるもの

ア　人命の救助、安全の確保

イ　被害の拡大防止

ウ　災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア　第1段階（災害発生直後の初動期）

（ア）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命に要する人員、物資

（イ）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資

（ウ）被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者

（エ）自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資

（オ）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

イ　第2段階（応急対策活動期）

（ア）上記アの続行

（イ）食料、水等生命の維持に必要な物資

（ウ）傷病者及び被災地外へ退去する被災者

（エ）輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ　第3段階（復旧活動期）

（ア）上記イの続行

（イ）災害復旧に必要な人員及び物資

（ウ）生活用品

（エ）郵便物

（オ）廃棄物の搬出

５　防災関係機関の輸送実施体制等

（1）市

市は、地域防災計画に基づき、車両等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を公共施設とするほか、災害時に必要とする車両等が調達不能となった場合、又は不足する場合は次の事項（概要）を明らかにして他の市町村又は県（危機対策課、災害対策本部が設置された場合は連絡司令室）に調達のあっせんを要請するものとする。

ア　輸送区間及び借り上げ期間
イ　輸送人員又は輸送量
ウ　車両等の種類及び台数
エ　集積場所及び日時
オ　その他必要事項

（2）県

市が県に輸送手段の確保について要請した場合、又は知事が必要と認めた場合は、県は関係機関に対し協力を要請する。

（3）自衛隊

陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊による緊急輸送が必要な場合は、第6章第8節「自衛隊の災害派遣計画」により行うものとする。

第10節　交通規制計画及び交通施設の応急対策

計画の方針	
災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路の施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認めるときの交通の禁止及び制限（以下「規制」という。）並びに交通施設の応急対策については、本計画の定めるところによるものとする。	
関係部課	◎都市整備課

1　交通規制実施責任者

交通規制実施責任者は次のとおりである。

区　　分	交通規制実施責任者	対　象　道　路
道 路 管 理 者	国土交通大臣	一般国道
	県　知　事	県道
	市　　長	市道
警　察　機　関	公安委員会、警察署長	必要な全道路

2　発見者等の通報

災害時に、道路、橋梁等の交通施設の被害及び交通混乱の事実の通報を受けた場合は、市長は、すみやかにその路線の管理者及びその地域を所管する警察関係機関に通報するものとする。

3　実施要請

(1) 巡回調査

道路管理者は、災害の発生が予想され又は発生したときは、道路、橋梁の交通施設の巡回調査に努めるものとする。

(2) 道路管理者の規制

道路管理者は、巡回調査の結果又は通報等により道路、橋梁等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは知ったときは、すみやかに必要な規制をするものとする。

(3) 緊急輸送を行う車両以外の車両の通行規制

ア　市長は、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を規制する必要があると認める場合は、その旨を制限を要する場所又は区間及び期間（期間を定めることが困難なときは、規制の始期）並びにその対象及び迂回路等を示して県知事に申請するものとする。

イ　市長は、緊急輸送のための車両を使用する場合は、公安委員会に次の事項を明らかにして緊急車両確認の申出をし、緊急車両の標章及び証明書の交付を受けるものとする。

（ア）番号標に標示されている番号
（イ）輸送人員又は品名
（ウ）使用者の住所及び氏名
（エ）輸送日時
（オ）輸送経路（出発地、経由地、目的地）

(4) 規制の標識等

市長は、道路法に基づき規制を行ったときは、次に定める規制標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、とりあえず通行を禁止又は制限したことを次に定める条件を明らかにして示し、必要に応じ遮断等の措置を講ずるとともに警察官等が現地において指導にあたるものとする。

ア　規制条件の表示

規制標識には、次の事項を表示するものとする。

（ア）禁止、制限の対象
（イ）規制する区間
（ウ）規制する期間

（エ）規制する理由

イ　まわり道表示

規制を行ったときは、適当なまわり道を選定し、必要な地点に図示する等の措置を講じ、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

(5) 報告（通知）

ア　報告（通知）の系統

市長は、規制を実施したときは、五泉警察署長に対し、次の事項を報告又は通知するものとする。

4　交通施設応急対策

市長所管の交通施設の応急対策は、次により実施するものとする。

(1) 被害が小規模で、早急に対策を要すると認められるときは、当面の応急対策に要する財源措置を確認のうえ実施するものとする。

(2) 被害の規模が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の適用を受けることができると認められるときは、事前に県土木部長を経由し国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施するものとする。

5　応急対策用資機材の確保

(1) 応急対策用資機材は、手持ちの資機材が不足の場合は地元の業者を通じて確保するものとする。

(2) 災害の規模及び状況により資機材を確保することが不可能又は困難なときは、他の実施責任者から調達、あっ旋等の手段を講じて確保するものとする。

(3) 業者の請負に附して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させるものとする。

6　応援要請

所管の資機材又は労力をもってしても応急対策が実施できないときの他の実施責任者に対する応援要請は、次の事項を明示して行うものとする。

第11節　火災対策計画

計画の方針	
異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期火災による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動、応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。	
関係部課	◎消防本部、総務課、支所地域振興課

1　火災対策応急フロー図

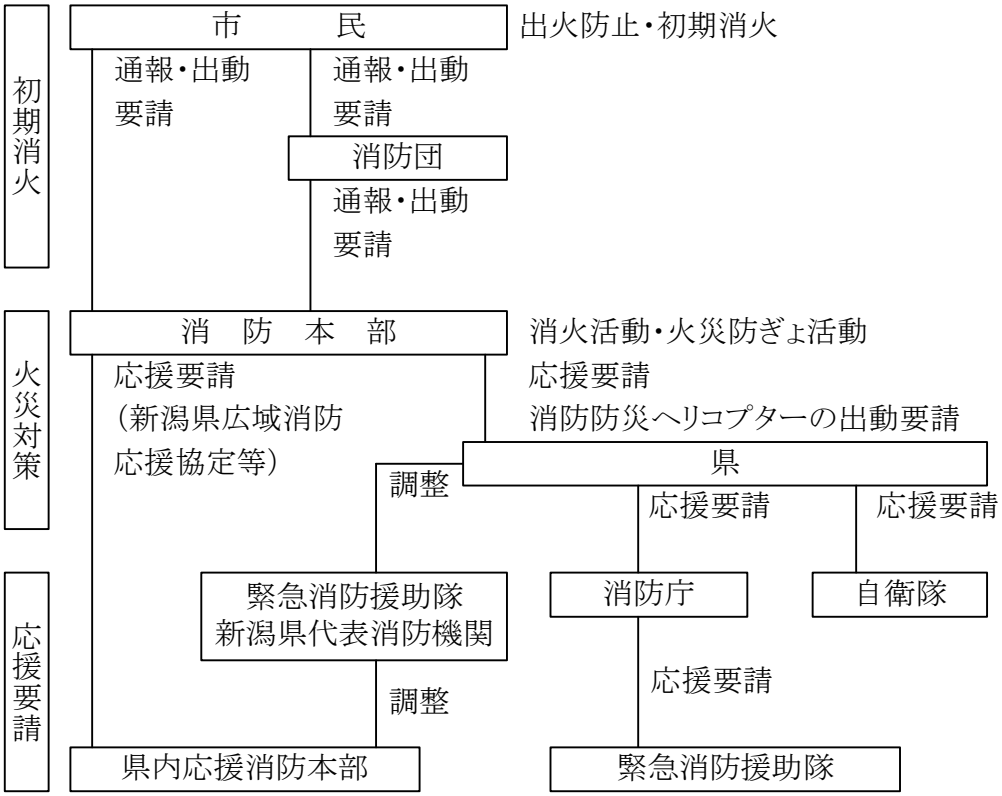

2　火災対策

(1) 住民等の行動

住民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、次の出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報しなければならない。

ア　コンロ、暖房機具等の火の元を消す。

イ　出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。

ウ　消防機関等へ迅速に通報（電話・駆け込み）する。

エ　電気機器及びガス機器の接続状況を確認し、コンセントを抜いたり、ガスの元栓を閉めたりして、二次災害の防止に努める。

オ　地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防隊の到着までの間、極力自力消火・救助活動を行うものとする。

(2) 消防団の活動

消防団は、地域に密着した消防機関として消防署等と緊密な連携の下に火災防ぎょ活動に努めるものとする。

ア　消防団の参集

消防団員は、参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。

イ　初期消火の広報

出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。

ウ　情報の収集、伝達

現地の火災状況等を消防機関へ電話等により連絡する。

エ　消火活動

常備消防部隊が到着するまでの間、地域住民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。常備消防の部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。

(3) 消防本部の活動

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、適切な消火活動に努めるものとする。

ア　消防職員の招集

火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図るものとする。

イ　火災情報の収集

（ア）119番による情報収集

（イ）あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上の情報の収集

（ウ）森林管理署等からの情報収集

ウ　緊急交通路の確保

（ア）警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請するものとする。

（イ）消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行うものとする。

エ　火災防ぎょ活動

（ア）火災の延焼状況に対応した消防力の配置を図り、火災の拡大防止に努めるものとする。

（イ）火災がある程度の消防力の強化によって鎮圧可能である地域については、全部の鎮圧あるいは大火の発生防止を目標として、これに必要な対策を講ずるものとする。

（ウ）火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については避難上の安全を確保するための消防活動を行うものとする。

（エ）避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行うものとする。

オ　消防水利の確保

（ア）消防機関は、予め作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速、的確な消防水利の確保に努める。

（イ）水道事業者は、災害時において上水道の被害状況の迅速な収集に努めるものとし、さらに消防機関はその情報を収集し、的確に消防水利を確保しなければならない。

（ウ）上水道の被害状況が不明な場合には、優先的に自然水利を活用する。

（エ）流雪溝等、施設の管理者の協力が必要な場合は直ちに関係者に連絡をとる。

（オ）近傍での水利確保が困難な場合は、ポンプ車の連結等による遠隔地からの送水を行う。

(4) 新潟県消防防災ヘリコプター

市長又は消防長は、大規模な火災が発生した場合、必要に応じて、消防防災ヘリコプターの緊急出動の要請を行い、情報収集及び救急・救助活動のために活動を行う。

ア　消防防災ヘリコプターの要請

（ア）緊急運航要請手続

消防長は、大規模な火災の発生時において必要に応じ、次により新潟県消防防災ヘリコプターの緊急出動要請を行うものとする。

a　災害等が発生し、消防防災ヘリコプターの緊急運航要請をしようとするときは、航空隊（勤務時間以外の場合は県庁警備員室）へ電話で緊急運行の要請を速報連絡する。

消防防災航空隊　　電話　　（025）270－0263

県警備員室　　※電話　　（025）285－5511　　※夜間のみ

b　速報後、航空隊に対して「消防防災航空隊出動要請」によりファクシミリを用いて要請する。

（イ）緊急運航活動の内容

a　災害応急対策活動

火災の状況把握、緊急物資の搬送等

b　火災防ぎょ活動

林野火災等の消火活動、火災情報等の収集、伝達、住民への避難誘導等の広報

c　救急活動

救急患者の搬送

d　救助活動

災害事故における捜索・救助

3　広域応援

（1）県内市町村相互の広域応援体制

ア　市は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、新潟県広域消防相互応援協定市町村に応援要請するものとする。

イ　応援要請は、新潟県広域消防相互応援協定に定める代表消防本部を通じて他市町村へ行うものとする。（代表消防本部に応援要請を行うことができない場合、副代表消防本部）

（2）他都道府県に対する応援体制

ア　市は、新潟県広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、県に対して次の事項を明らかにして電話等により他都道府県に対する応援要請を行うものとする。（事後にすみやかに文書を提出する。）

（ア）火災状況、応援要請理由、応援の必要期間。

（イ）応援要請消防隊の種別と人員。

（ウ）市への進入路及び結集場所。

4　積雪期の火災対策

（1）住民への出火防止等の広報活動等

ア　消防本部は広報誌、広報車等を通じ広報活動を行うものとする。

イ　消防本部は効果的な火災防ぎょ活動に関する措置を講ずるものとする。

（2）火災防ぎょ活動等

ア　緊急車両の通行路確保

市長及び消防長は、道路上の積雪量が消防活動に支障があると認めるときは、関係機関に対し除雪等の要請を行うものとする。

イ　消防水利の確保

消防本部・署、消防団は、常に消防水利の確保に努めるものとする。

第 12 節　水防活動計画

計画の方針	
水防管理団体である市は、地域防災計画　水防計画編を策定し、洪水等の水害に際し、警戒、防ぎょ等の水防態勢を整え、これに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。	
関係部課	◎都市整備課、総務課、消防本部、支所地域振興課

1　水防活動計画フロー図

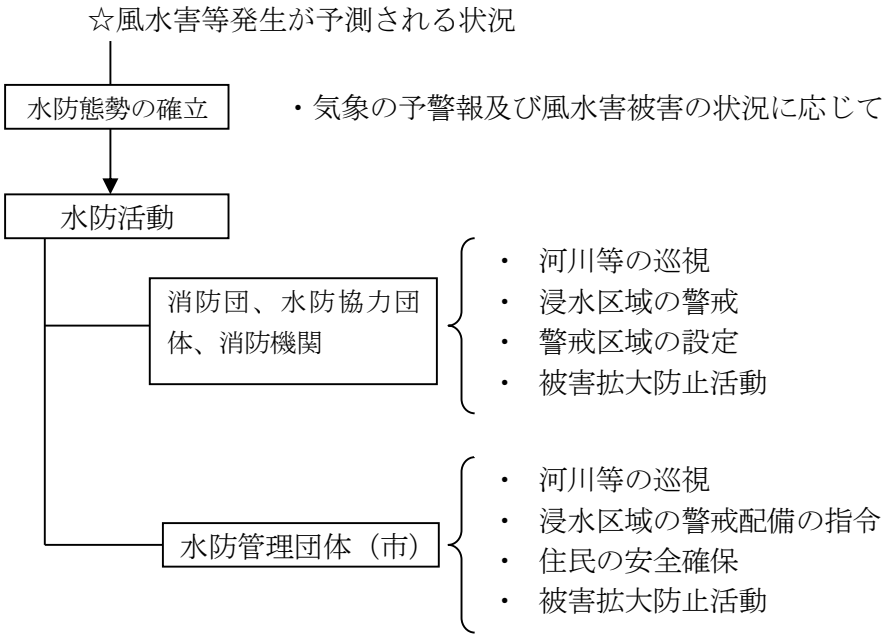

2　水防活動の内容

（1）水防態勢の確立

ア　市（水防管理団体）は、気象の予・警報及び風水害の被害状況に応じ、地域防災計画　水防計画編に定めている配備内容、配備時期により態勢を整える。（地域防災計画（水防計画編）第６章第１節水防管理団体の出動）

イ　消防団、水防協力団体、消防機関は、市、県から発する準備、出動、状況、解除の配備指令により態勢を整える。

ウ　消防団、水防協力団体、消防機関の非常配備

市又は水防管理者が水防団等に発する配備指令は、概ね次表の基準で行うものとする。

配備指令	配備内容	配備時期
待機	市、水防管理者はその後の情勢を把握することに努め、団員を待機させ、直ちに次の段階に入り得る態勢。	水防に関係ある気象の予報、注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合。
準備	水防団等の長は、所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、ダム、水門、閘門、樋門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員に出動させる。	河川の水位がなお上昇し、警戒水位を超えるおそれがあるとき。
出動	水防団等の全員が所定に集合し、警戒配備につく。	河川水位が警戒水位以上に上昇のおそれがあり、出動の必要を認めたとき。

※　配備指令は、水防管理者等が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発するものとする。

①　水防警報指定河川について、水防警報が発せられた場合

(2) 河川等の巡視

ア　市及び消防団、水防協力団体、消防機関等の代表者は、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

イ　県は、水防上危険であると認められる箇所が発見された連絡のあった場合は、その箇所の措置を早急に図る。

(3) 浸水区域の警戒

ア　市は、適時に消防団、消防機関等が浸水被害の警戒にあたれるよう配備指令を発する。

イ　消防団、水防協力団体、消防機関、河川管理施設は、洪水及び高潮等の災害から住民の生命・財産を守る根幹施設となるため、準備、出動にあっては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。

・河川水位が警戒水位に近づいている箇所
・過去に洪水被害を生じた箇所
・地形地質上の弱堤箇所
・土地災害防止の観点から弱堤箇所
・二次被害防止の観点からの低標高箇所
・主要河川構造物の設置箇所

(4) 警戒区域の設定

消防団、水防協力団体、消防機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるとき、消防団長、消防団員、水防協力団体の構成員、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(5) 住民の安全確保

ア　市は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所（避難所等）に収容する。

イ　住民に対する避難指示は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにするものとする。

ウ　市長は、避難措置実施の第１次責任者として必要に応じ、県、警察機関、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講ずるものとする。

(6) 被害拡大防止活動

ア　市及び消防団等は水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、各団体の責任者が、直ちにその状況を関係者(国土交通省阿賀野川河川事務所長､新潟地域振興局新津地域整備部長、東日本旅客鉄道㈱五泉駅長、五泉警察署長及びはん濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。

イ　水防管理者は、決壊後も可能な限りはん濫による被害の拡大防止に努める。

ウ　県は、当該被災区域を管理する土木部関係地域機関の長は、水防本部及び必要と認める関係機関に通報する。

(7) 水防管理団体の水防活動に関する支援

水防管理団体（市）は、県から水防活動が円滑にできるように以下の項目について支援を受ける。

・県水防計画の策定
・雨量、河川の水位、ダム放流情報等の防災情報の提供
・洪水予報、水防警報、特別警戒水位到達情報の通知と住民への周知
・浸水想定区域図の作成と指定
・水防資材の提供

３　住民の水防上の役割

河川堤防その他の施設が決壊したときは、市、県、国、消防団、消防機関等に直ちに連絡する。また、水防管理者（市長）、消防団長又は消防長が水防作業の要請をしたときは、その住民は水防に従事する。

第13節　救急・救助活動計画

計画の方針	
災害による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、消防団、消防本部、医療機関等は、連携して迅速かつ適切な救急救助活動を行う	
関係部課	◎消防本部、総務課、健康福祉課

1　救急救助活動応急対策フロー図

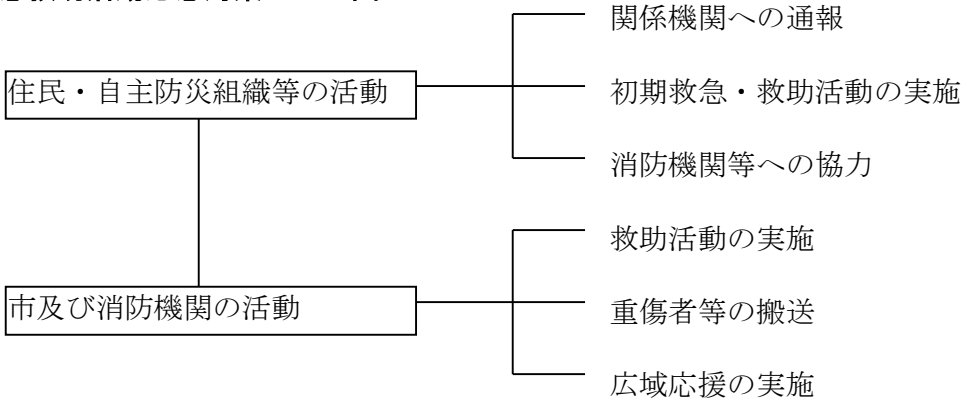

2　住民・自主防災組織の活動

大規模な風水害発生時は、交通路の遮断と救急需要の同時多発により、救助隊の到着遅延や活動困難のために負傷者・生き埋め者等の救命率の低下が予想される。このため、被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者が、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、協力して救出活動に当たるものとする。

(1) 関係機関への通報

何人も、災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報しなければならない。電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線搭載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力するものとする。

(2) 初期救急・救助活動の実施

何人も、災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り協力して救助活動にあたり、生き埋め者等の救出、負傷者の保護に当たらなければならない。自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力して救助活動に当たるものとする。

(3) 消防機関等への協力

何人も、災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

3　市及び消防機関の活動

(1) 救助活動の実施

ア　大災害発生時は、消防職員及び消防団員は、地域防災計画の定めるところにより直ちに自主的に担当部署に参集するものとし、消防署及び消防団の指揮者は直ちに救助隊を編成するものとする。

イ　部隊の運用に当たっては、要救助対象者が同時多発している事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努めるものとする。

ウ　市は、直ちに市地域防災計画の定めるところにより、五泉市東蒲原郡医師会等と協力して学校等に救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たるものとする。

(2) 重傷者等の搬送

負傷者等の手当ては、できるだけ最寄りの医療機関や市の開設した救護所等現地で済ませるものとする。重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるものとする。

また、救急車により直接病院へ搬送することが困難と判断されるときは、県消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターによる病院への搬送を要請するものとする。

(3) 広域応援の実施

ア　消防本部は、災害の規模が大きく当該消防本部だけでは対処できないと判断した場合は、必要に応じて、「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく近隣消防本部への応援要請、県に対する緊急消防援助隊の応援出動の要請を行うものとする。

イ　消防本部は、要請を受けたときは直ちに応援出動するものとする。また、大規模災害発生に際しては自主的に出動準備をし、災害の状況に応じて必要と判断されたときは、応援要請を待たずして自主的に応援出動するものとする。

ウ　市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊に災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。

エ　市及び消防本部は、県内消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急救助活動にあたる。

第14節　医療救護活動計画

計画の方針	
市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行うものとする。	
関係部課	◎健康福祉課

1　医療救護活動応急対策フロー図

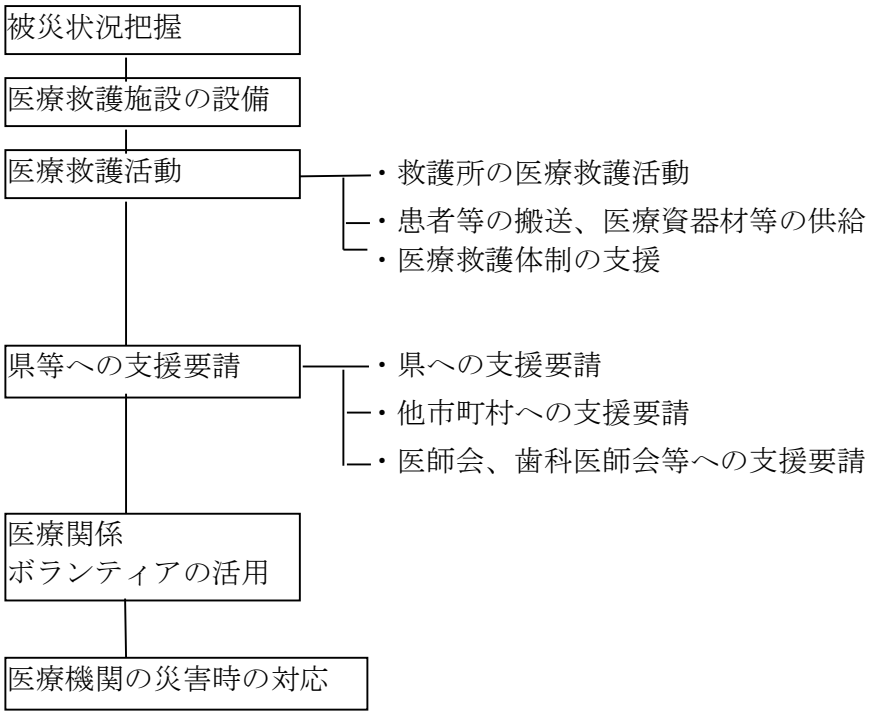

2　被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、市は被災地域内の医療機関等から以下の事項について情報収集を行う。

(1)　医療機関の施設・設備の被害状況
(2)　負傷者等の状況
(3)　診療（施設）機能の稼働状況
　　（人工透析実施の医療機関にあっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働の見込み）
(4)　医療従事者の確保状況
(5)　救護所の設置状況
(6)　救護所及び医療機関への交通状況
(7)　医療資器材の需給状況

3　医療救護施設の設置

市は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置するものとし、五泉市東蒲原郡医師会等からの医師の派遣、保健師等、市の職員を派遣するものとする。

4　医療救護活動

市は、地域住民の生命、健康を守るため医療救護活動を行うものとする。

(1) 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行うものとする。

ア　初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕をともなう医療救護

活動）
イ　災害医療拠点病院及び基幹災害医療病院への移送手配
ウ　医療救護活動の記録
エ　死亡の確認
オ　市への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告

(2) 患者等の搬送

市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行うものとする。

(3) 医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行うものとする。

5　県等に対する支援要請

市は、被災が著しく市内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請するものとする。

(1) 県への支援要請

県は、大規模な自然災害により多数の傷病者が発生した場合に「新潟県地域防災計画」に基づき、迅速かつ適切な医療活動を行うため「新潟県災害時医療救護活動マニュアル」を作成した。市は、このマニュアルに基づき県に対して協力を要請するものとする。

(2) 他市町村への支援要請

相互援助協定を締結している隣接市町村に対して、医療救護活動の支援を要請するものとする。

(3) 医師会、歯科医師会等への支援要請

協定に基づき医師会、歯科医師会等に対して、医療救護活動の支援を要請するものとする。

医師会、歯科医師会等は、市から支援の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請するものとする。

6　医療関係ボランティアの活用

市は、五泉市社会福祉協議会と連携し医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。

7　医療機関の災害時の対応

災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定している病院等防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるように体制を整えるものとする。

第15節　防疫及び保健衛生計画

計画の方針	
災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調をきたしたり、感染症が発生しやすくなる。市は、被災地区における消毒、感染症患者の早期発見、食品の衛生管理、栄養指導等の防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図るものとする。	
関係部課	◎健康福祉課、環境保全課

1　防疫及び保健衛生計画応急対策フロー図

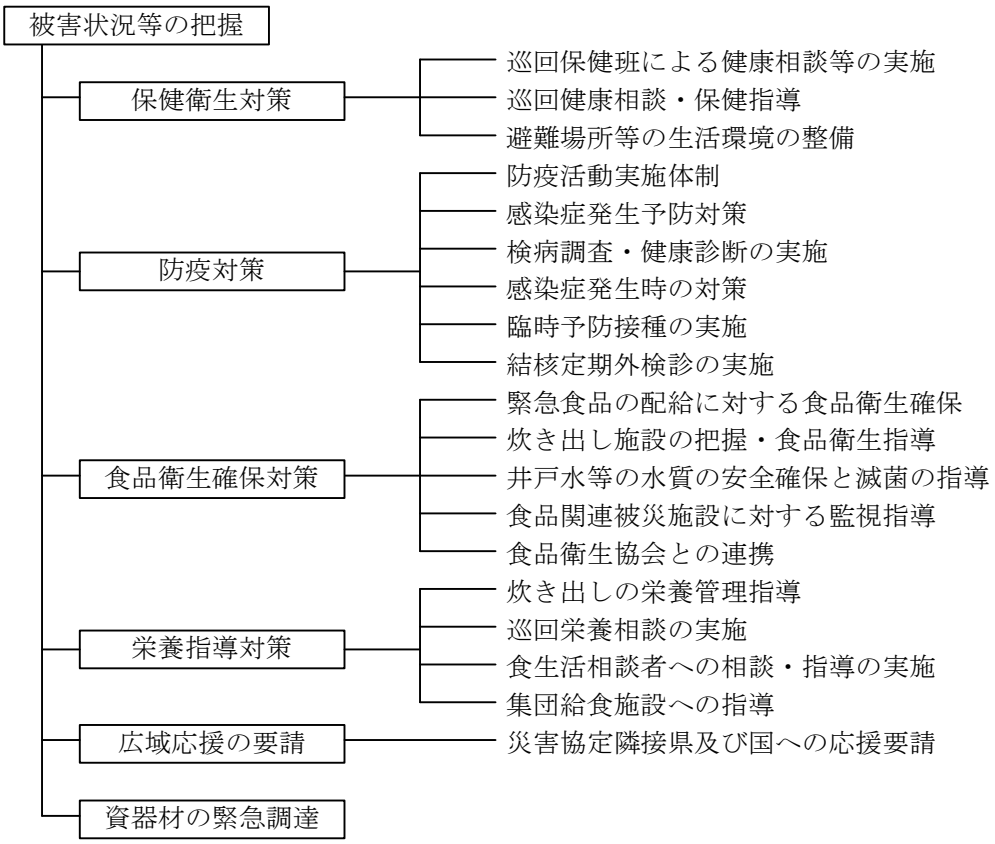

2　被害状況等の把握

災害時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、以下の事項について、被害状況等の把握に努める。

(1) ライフラインの被害状況
(2) 避難所の設置及び収容状況
(3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
(4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
(5) 食品及び食品関連施設の被害状況
(6) 集団給食施設の被害状況

3　保健衛生対策

生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、被災の程度等により市だけで対応できない場合、新潟地域振興局健康福祉部と連携し、避難場所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障がいを予防し、被災者自らが健康な生活を送れるよう支援するものとする。

(1) 巡回保健班による健康相談等の実施

ア　新潟地域振興局健康福祉部の協力を受け、保健師を中心として、必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等による巡回保健班を編成し、被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導及び生活環境の整備を行うものとする。

イ　巡回保健班員は、巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう、巡回計画をたてるものとする。

(2) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、災害時要支援者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施するものとする。

また、ケースへの適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整を図るものとする。

ア　寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等災害時要支援者の健康状態の把握と保健指導

イ　結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ　インフルエンザ等の感染症予防の保健指導

エ　有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ　不安の除去等メンタルヘルスへの対応

カ　口腔保健指導

(3) 避難場所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに生活環境の整備に努めるものとする。

ア　食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ　衣類、寝具の清潔の保持

ウ　身体の清潔の保持

エ　室温、換気等の環境

オ　睡眠、休養の確保

カ　居室、便所等の清潔

キ　プライバシーの保護

4　防疫対策

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、市は、防疫対策を迅速かつ強力に実施するものとする。

(1) 防疫活動実施体制

市は、被災の規模に応じて、迅速に防疫活動ができるよう防疫活動の組織を明確にし、所要の動員計画を定め、必要に応じて適切な行動が行えるようにするものとする。

(2) 感染症発生予防対策

市は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に次の感染症発生予防対策を実施するものとする。

ア　パンフレット、リーフレット等を利用して、被災者の健康管理について、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導するとともに、台所、便所、家の周りの清潔、消毒方法を指導するものとする。

イ　道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施するものとする。なお、清潔方法の実施に当たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施するものとする。

ウ　便所、台所等を中心に消毒を実施するものとする。

エ　県が定めた地域内でねずみや昆虫等の駆除を行うものとする。

(3) 検病調査・健康診断の実施

市は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、検病調査及び健康診断を実施するものとする。

ア　検病調査の実施に当たっては、医師、保健師、助手等をもって班編成を行い、緊急度に応じて計画的に実施するものとする。

この場合、浸水地域の住民及び集団避難場所の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施するものとする。

イ　検病調査の結果必要がある時は、検便などの健康診断を行うものとする。

(4) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生したときは、次の対策を実施するものとする。

ア　感染症患者等の入院

感染症患者等が発生した時は、速やかに入院の措置をとるものとし、交通途絶のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、なるべく災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関に収容するものとする。

イ　濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施

感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者に対し、検病調査、検便等の健康診断を実施し、病気に対する正しい知識や消毒方法等の保健指導を行うものとする。

ウ　家屋、台所、便所、排水口等の消毒の実施

台所、便所、排水口等の消毒を実施し、汚物、し尿は消毒後に処理するものとする。

(5) 臨時予防接種等の実施

疾病のまん延予防上必要があるときは、臨時予防接種や結核定期外検診等を実施する。

5　食品衛生確保対策

市は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため必要と認めたときは、食品衛生班を編成して次の活動を行う。なお、必要に応じて、県等からの応援体制を確立するものとする。

(1) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、食品調製施設に対して監視指導を実施するものとする。

(2) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理についての指導を行うものとする。

(3) 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

被災者に対し、普段使用していない井戸等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確保と滅菌を指導するものとする。

(4) 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、冠水食品の廃棄等食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施するものとする。

ア　冠水食品の廃棄の指導

イ　機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の監視

ウ　施設・設備等の洗浄消毒の指導

(5) 食品衛生協会との連携

新津地区食品衛生協会五泉分会及び村松分会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施するものとする。

6　栄養指導対策

被災者の栄養確保を図るために次の活動を行うものとする。

栄養指導班の編成に当たっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて県栄養士会に支援を要請する。

(1) 炊き出しの栄養管理指導

炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施するものとする。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の災害時要支援者の在宅食事療法必要者に対しては食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行うものとする。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施

被災生活の中で、健康維持のための食品や低エネルギー食、アレルゲン除去食、低塩分食などの特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施するものとする。

(4) 集団給食施設への指導

状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないよう指導するものとする。

7 広域応援の要請

市は、被災が著しく、保健衛生、防疫、食品衛生確保及び栄養指導の各対策で、市だけでは体制の確保ができない場合は、隣接市町村や県及び災害協定を締結している市町村等に対して応援を要請する。

8 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達計画

市は、災害時における防疫及び保健衛生対策を円滑に進めるために、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫資器材」という。）の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

(1) 防疫資器材等の備蓄

市は、防疫資器材等の整備・充実に努める。なお、薬品を備蓄する場合、管理責任者を定め、管理に万全を期するものとする。

また、防疫資器材等の整備状況を新潟地域振興局健康福祉部に報告するものとする。

(2) 防疫資器材等の調達

市は、防疫資器材等が不足の場合、新潟地域振興局健康福祉部等に確保を要請するものとする。

9 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状況は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。また、防疫資器材搬出や運搬について、雪が障害となるので、定期的に点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

第 16 節　こころのケア対策計画

計画の方針	
避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努め、必要に応じてこころのケアチーム（以降、「ケアチーム」という）派遣等の支援を県に要請する。 また、災害救助法が適応になった場合、すべての学校に対して、児童生徒に対するカウンセリングを実施できるよう、職員、保護者への説明、カウンセラーの派遣等の体制を整える。	
関係部課	◎健康福祉課、こども家庭課、高齢福祉課、学校教育課

1　こころのケアに対する各主体の役割

(1) 市

避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握し、必要に応じてケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

(2) 県

ア　こころのケア対策の決定及び全県的な支援体制を構築するため「こころのケア対策会議」を開催する。

イ　被災住民に対するこころのケア対策を実施し市町村を支援する。

ウ　必要に応じて、国（国立精神・神経センター精神保健研究所等）支援（専門的かつ高度なこころのケアの技術支援等）を求める。

(3) 精神科医療機関

被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。また、ケアチーム活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

(4) 精神保健福祉医療関係機関・団体

県の「災害時におけるこころのケア対策会議実施要綱」に基づき設置する「こころのケア対策会議」の構成員として、県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

(5) 住民

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより災害時要支援者に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

2　児童生徒に対する各主体の役割

(1) 市教育委員会

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

(2) 学校の責務

ア　「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童生徒への説明、保護者への説明会を実施する。

イ　カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施。

ウ　教員による児童生徒への早期カウンセリングの実施。

3　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所等	市	・被災後の生活状況・ニーズ ・精神障がい者の医療状況等について
市	保健所（市） 児童相談所	・ケアチーム派遣の要否 ・ケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・医療チームの活動状況
保健所 児童相談所	健康対策課、児童家庭課（県） ↓ 精神保健福祉センターと情報共有	
県	こころのケア対策会議	・集約されたケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・社会復帰施設等の状況について

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
学校	市教育委員会	こころのケアが必要な児童生徒、実施児童生徒数、個別相談票の報告
市教育委員会	県教育委員会	こころのケアに係る必要な情報
県教育委員会	県臨床心理士会	

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
こころのケア対策会議	県	◎こころのケア対策方針
健康対策課（県）	報道機関	◎こころのケア対策情報 ・こころのケアチーム派遣 ・こころのケアホットライン設置 ・災害時精神科医療体制 ・啓発普及 ・関係者への研修
精神保健福祉センター 児童家庭課（県）	保健所 児童相談所	
保健所 児童相談所	市	
報道機関・市	被災者	

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
市教育委員会	学校	

4　こころのケア対策のフロー図

(1) 教育庁との相互協力

教育庁の「児童・生徒におけるこころのケア対策」と
福祉保健部における「こころのケア対策」の関係図

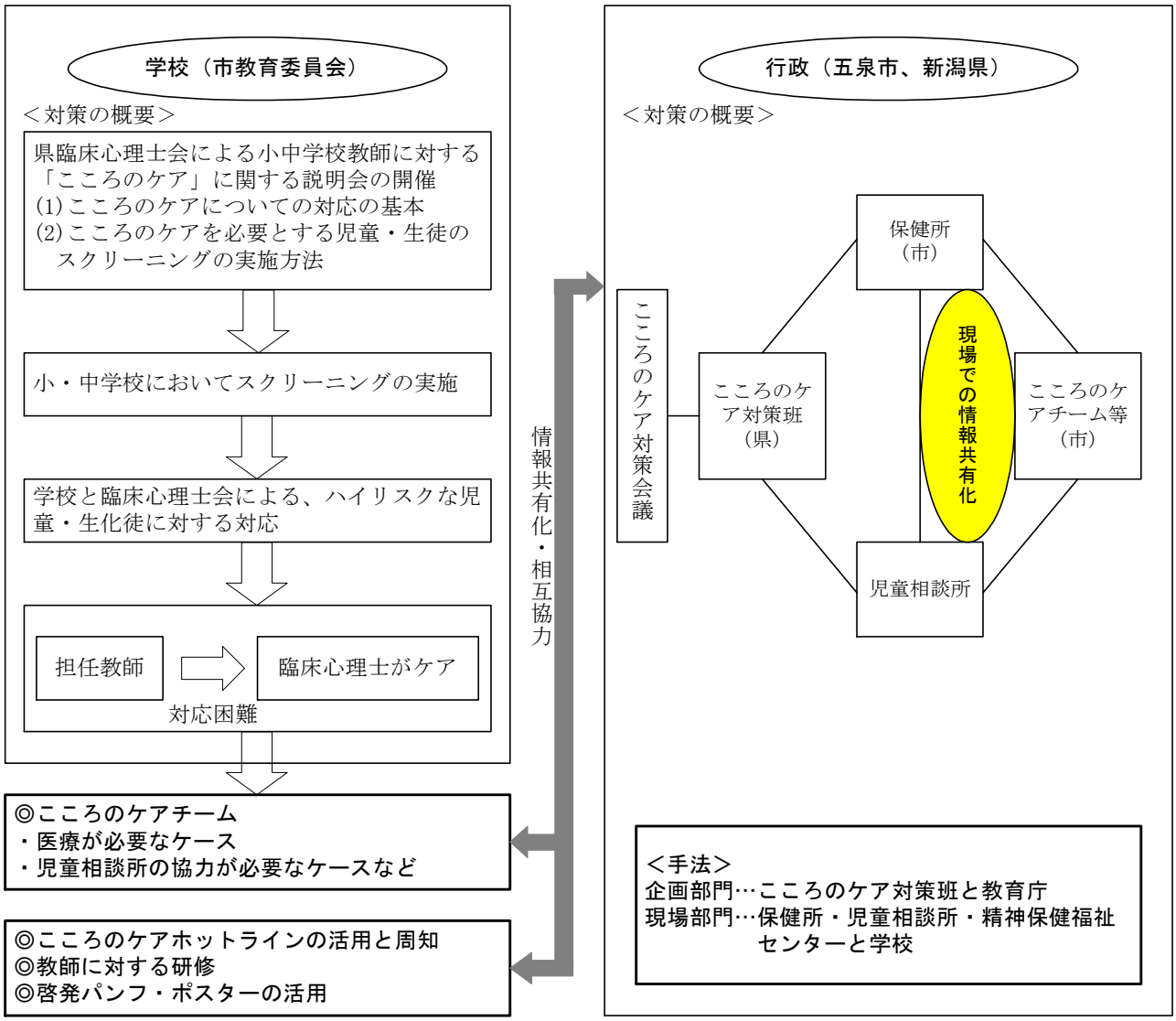

(2) 医療救護（身体）チームとの相互協力

被災現地でのこころのケアチームは、医療救護（身体）チームとの協動により実効ある被災住民への支援活動を実施するように努める。

医療救護（身体）チームとこころのケアチームとの関係図

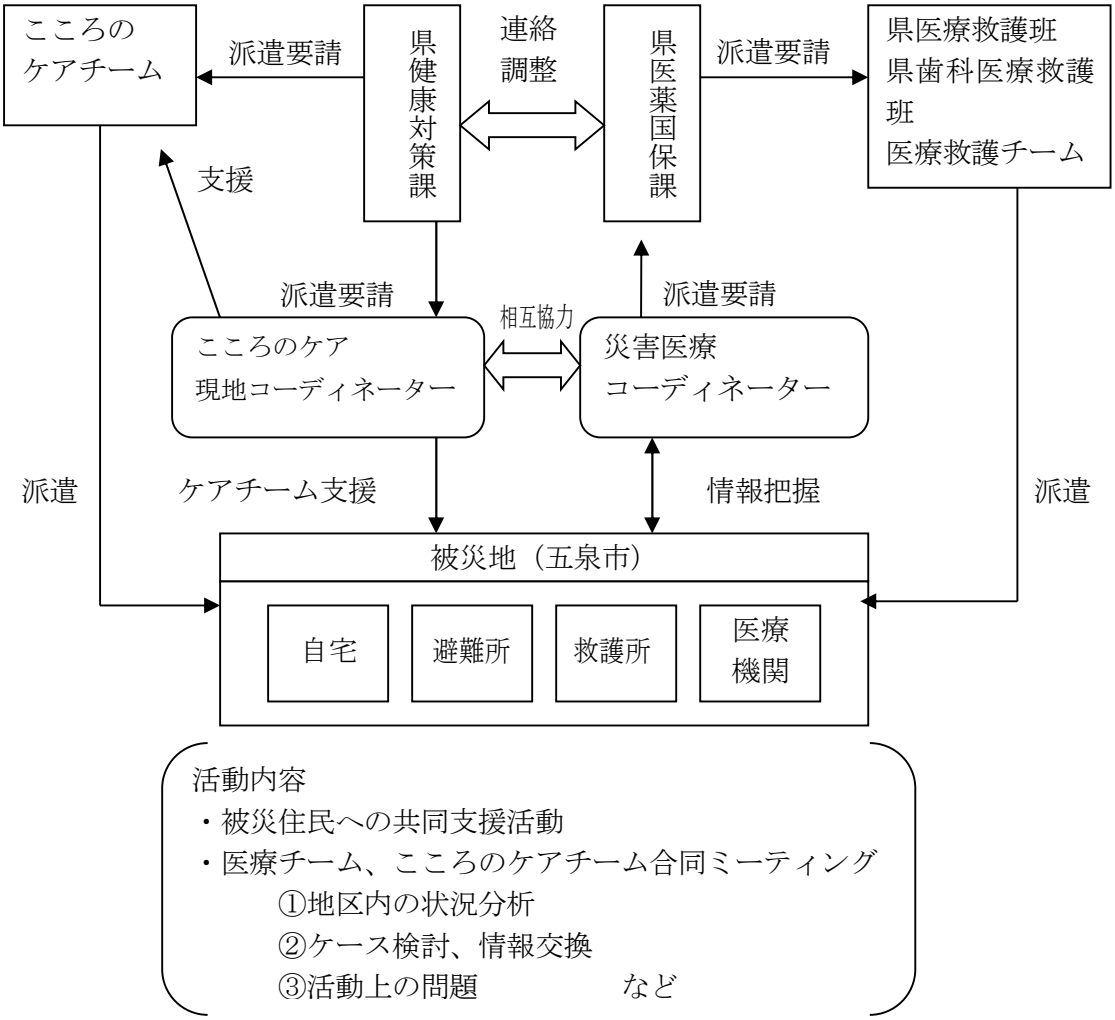

(3) 児童生徒に対するこころのケア対策のフロー

派遣計画の作成と説明会資料作成
↓
説明会の実施……災害発生から１週間後をめどに実施
↓
こころの健康調査の実施とスクリーニング
↓
カウンセラー派遣……災害発生から２週間後をめどに実施

５　災害時要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい災害時要配慮者及び災害遺族等に対しては、こころのケアチーム等の支援を行うに際しては特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

また、児童生徒に対しては、こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付。

第17節　廃棄物処理計画

計画の方針	
風水害等災害発生によるごみ、し尿等の廃棄物処理を迅速・適正に行い生活環境の保全並びに住民生活の確保を努めることが重要となる。このため、市はそれぞれの区域における被災状況を想定した廃棄物処理計画及び作業計画を策定するものとする。	
関係部課	◎環境保全課

1　廃棄物処理応急対策フロー図

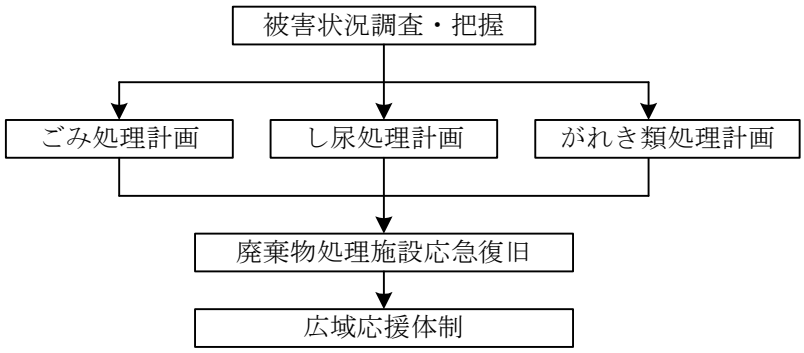

2　被害状況調査・把握

(1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備及び調査者を明確にした調査体制を整備するものとする。

(2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急に取りまとめ、新潟地域振興局健康福祉部に連絡する体制を整備するものとする。

3　ごみ処理計画

(1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の臨時点検等により処理能力を確認のうえ、ごみの収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。

(2) 市は、ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村に応援要請を行うものとする。

(3) 広範囲の被災のため、近隣市町村での応援による処理が困難と見込まれる場合は、県に対し広域応援を要請するものとする。

(4) 市は、地域住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し搬入等の協力を地域住民に求めるものとする。

(5) 市は、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上できるかぎり早急に収集運搬が行われるよう、その体制の確立を図るものとする。

(6) 災害時には粗大ごみ、不燃性廃棄物等が大量に出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処理場への搬入ができない場合等が考えられるため、市は必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる場所を確保するものとする。

(7) ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配付するものとする。

(8) 被災して廃棄された廃家電等は、できるだけ早い時点で分別を行い特定家庭用機器再商品化法に基づいて製造事業者等に引き渡すなどによりフロン類の回収処理の円滑な実施を確保するものとする。

(9) 生活ごみ等の収集は、災害発生からおおむね３日～４日以内に開始し、７日～10日以内での収集完了に努める。

4　し尿処理計画

(1) 市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日から、できるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の臨時点検等により処理能力を確認のうえ、し尿の収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。

(2) 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

(3) 広範囲の被災のため、近隣市町村での応援による処理が困難と見込まれる場合は、市は、県に対し広域応援を要請するものとする。

(4) 水洗トイレを使用している世帯にあたっては、使用水の断水に対処するため、平素から水の汲み置きを指導するものとする。

(5) 市は、必要に応じ仮設便所等を早期に設置し、適正に管理するものとする。

(6) し尿の収集は、災害発生からおおむね24時間以内に開始するように努める。

5　がれき類処理

(1) 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。

(2) 損壊家屋の被害状況の把握等により、がれき類の発生量を推計し、あらかじめ定める廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、実施計画を策定する。

(3) がれき類が大量に発生する場合は、一時保管場所を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や不法投棄対策及び消毒等の衛生面の管理を行う。

(4) 損壊家屋が多数に上る場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

(5) がれき類の収集は、災害発生からおおむね1か月以内に開始する。

6　廃棄物処理施設の応急復旧

(1) 市は、処理施設が稼働しない場合は生活環境に多大な影響を及ぼすことを考慮し、常日頃から維持管理点検体制を整備するとともに、非常時に備え予備資材等の整備に努めるものとする。

(2) 風水害等の被害により、廃棄物処理の施設、設備等に欠陥が生じた場合は、早急に臨時点検を行い、被害状況、稼働状況等を県に報告するとともに応急復旧を行うものとする。

　また、廃棄物の収集、処分作業に影響を及ぼす場合は、近隣市町村等の応援依頼等により、効率的な清掃活動を確保するものとする。

(3) 市は、要員及び資材等の不足により、応急復旧が不可能のときは県に応援要請するものとする。県は近隣市町村の被災状況を把握のうえ、広域応援体制を要請する。

7　廃棄物処理の広域応援体制

市は、被災時における廃棄物の排出量及び収集、処理能力を想定のうえ、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。

また、緊急を要する危険家屋の解体については、必要に応じて自衛隊に要請を行う。

第 18 節　トイレ対策計画

計画の方針	
避難所及び被災地にトイレを整備し、トイレ用品の確保と衛生的な管理を行い、被災者が快適にトイレを利用できるよう努める。	
関係部課	◎環境保全課、上下水道局

1　トイレ対策計画

(1)　避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。(被災者への供給を行う。)
(2)　職員の配置･巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。
(3)　自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。
(4)　避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行い、管理運営体制を概ね 24 時間以内に確立する。
(5)　トイレットペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね 24 時間以内に行う。
(6)　住民には、風水害発生から 2 日間程度に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄うように啓発する。

2　トイレ等の調達

(1) 備蓄携帯トイレ、組立トイレの調達
　ア　市は、避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。
　イ　市は、避難者に対して、携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。
　ウ　避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、県からの緊急供給で補う。
　エ　市社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。
(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品の調達
　ア　避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。
　イ　市は、企業・団体等にトイレ等の供給を依頼し、トイレ等の調達要請があった企業・団体等は、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。
　ウ　義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける）
　エ　調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。
(3) 義援物資の配布
　ア　市へ送付された救援物資を受入・保管する。
　イ　避難者の物資需要を把握する。
　ウ　避難者に物資を配布する。

3　災害時要配慮者に対する配慮

(1)　避難所に災害時要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、災害時要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね 24 時間以内）する。
(2)　避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、災害時要配慮者のトイレ利用に配慮する。
(3)　災害時要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう

配慮する。

4　快適な利用の確保

（1）　避難者に対して、災害時要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

（2）　トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

（3）　避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

（4）　避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

（5）　トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

5　業務の体系

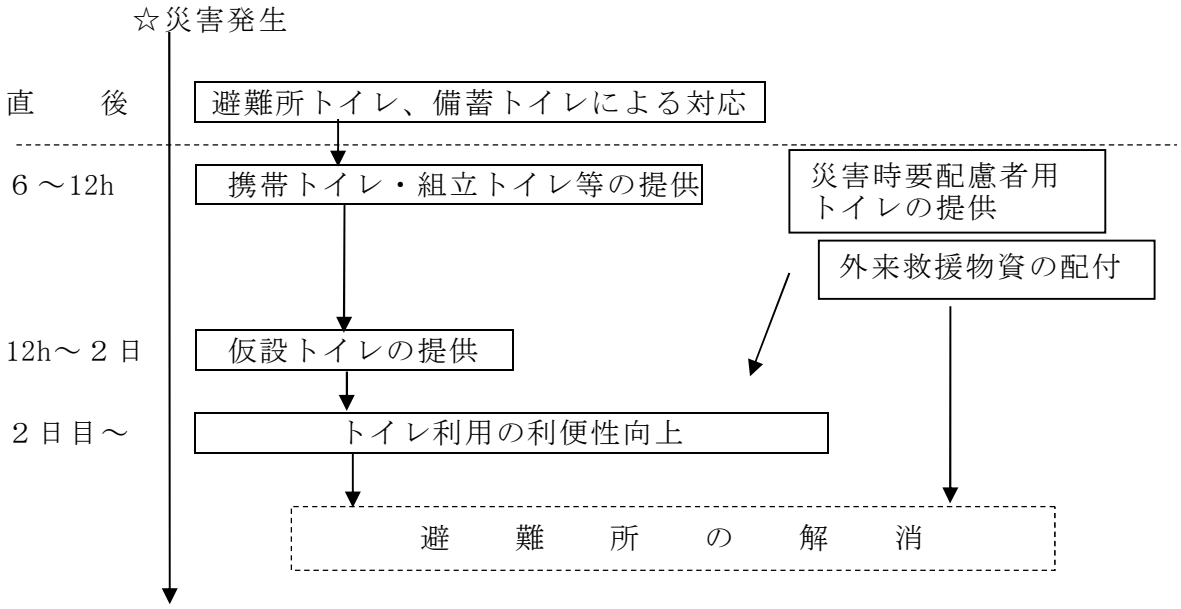

第 19 節　入浴対策計画

計画の方針	
自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。	
関係部課	◎環境保全課、健康福祉課、高齢福祉課、商工観光課

1　入浴対策計画

(1)　入浴機会の確保は、災害発生から概ね３日以内に実施する。

(2)　市内の旅館組合等の業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。

(3)　市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。

(4)　近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。

(5)　災害時要支援者の入浴対策は以下の項目を配慮する。

ア　入浴施設までの交通手段の確保

イ　災害時要支援者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

ウ　災害時要支援者への入浴施設情報の広報の徹底

(6)　積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	県、旅館組合等	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体等	入浴支援要請、施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

3　業務の体系

☆災害発生

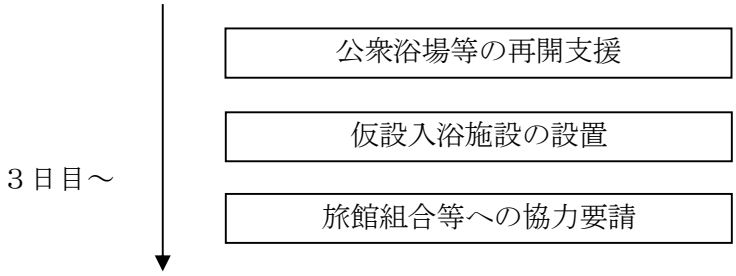

第20節　食料供給計画

計画の方針	
被災者及び災害応急事業現地従事者に主要食料及び副食等を供給する必要が生じた場合の食料供給は、本計画の定めるところにより、迅速、的確に実施するものとする。	
関係部課	◎商工観光課、総務課、財政課、健康福祉課、農林課、こども家庭課、学校教育課、支所地域振興課

1　食料供給計画の体系と内容

(1) 計画の体系

☆住民避難

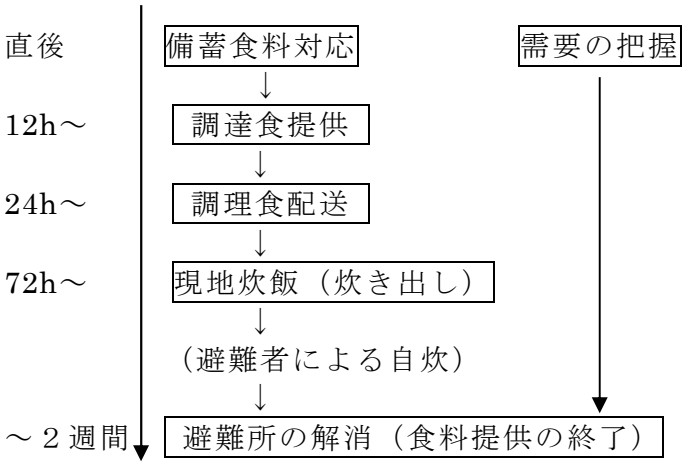

(2) 計画の内容

ア　備蓄食料による対応（住民避難～12h程度）

（ア） 市は避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握する。

（イ） 市の職員は被災者、自主防災組織と協力し避難所等の保存食料を避難者に配分する。

（ウ） 避難所で不足する食料を他の保管場所からの回送､県又は日本赤十字社からの緊急提供で補う。

（エ） 県及び日本赤十字社は市からの要請に基づき、不足する食料を市・避難所等へ配送する。

イ　調達食の提供（住民避難12h～24h程度）

（ア） 避難者のニーズを把握する。

（イ） 避難所内外の避難者で食料の供給を要する者に、食料を提供する。

（ウ） 市での調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。

ウ　調理食配送による提供（住民避難24h程度～）

（ア） 避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。

（イ） 日本赤十字社・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。

（ウ） 避難所内外の被災者への給食方法を調整する。

エ　現地炊飯による提供（住民避難72h以降）

（ア） 自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。

（イ） 自衛隊の炊飯場所を確保し、食材を供給する。

（ウ） ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。

オ　被災者による自炊（住民避難２週間後以降）

（ア） 被災者は市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。

（イ） 被災者の自炊の希望をとりまとめ、県に報告する。

（ウ） 調理器具の貸付及び食材､燃料等の提供を行う。

2　食料調達・供給フロー図

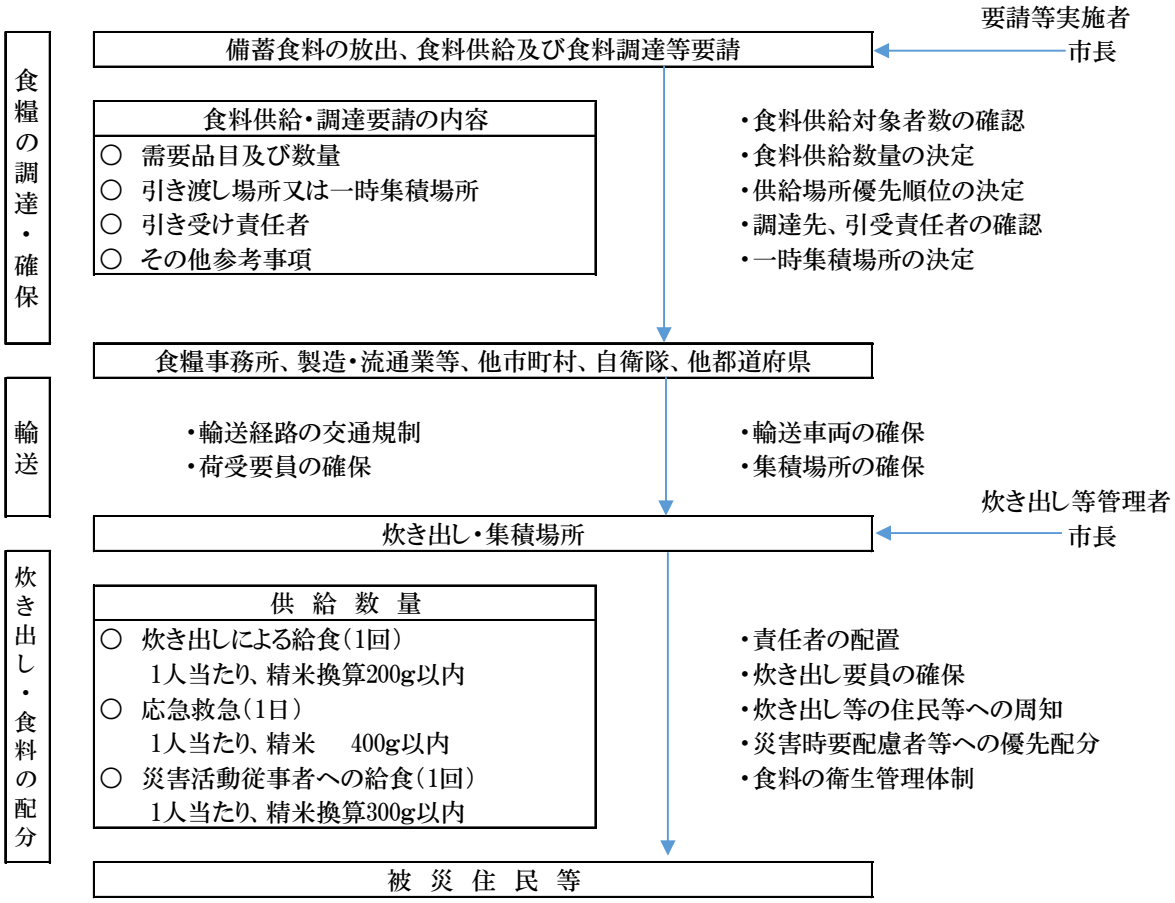

（1）食料供給対象者

・避難所に収容及び避難した者で食料の持合わせのない者
・住家の被害によって炊事のできない者
・旅行者等であって、食料の持参、又は調達のできない者
・被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持合わせのない者
・被災地において災害活動の従事する者で食料の供給を必要とする者

（2）食料の供給計画の目安

災害の規模に応じて調整が必要であるが、概ね以下のとおりとする。食料は原則として１日３回提供する。

避難～12 時間以内：住民による自己確保又は避難所等の保存食料
避難 12 時間後～　：おにぎり、パン等の簡単な調達食
避難 24 時間後～　：自衛隊等による配送食（温かいもの）
避難 72 時間後～　：自衛隊、日本赤十字社、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ、住民等による現地炊飯（炊き出し）
（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

（3）災害時要配慮者に対する配慮

高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供

（4）積雪期の対応

現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る

3　市の供給、調達及び配分

市は、あらかじめ災害時における食料供給計画を策定し、被災者に対する食料の調達・供給に努めるものとする。

(1) 被災者救援のため必要となる主な食料品例

ア　米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

イ　乳児用ミルク、牛乳

ウ　副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

エ　その他被災地周辺で容易に調達され、かつ一時の代用食品として供給できるもの

(2) 備蓄

ア　市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料を参考にその備蓄に努めるものとする。

イ　備蓄に当たっては、避難場所を勘案した分散備蓄について配慮するものとする。

(3) 調　達

ア　主な食料品の調達は食料品を取り扱う組合等を通じ行うものとする。

・ 集積場所については第1次的には保存のきく食料品の民間組合の施設に集積するものとし、災害が大規模で大量に備蓄する必要のある場合は五泉市総合会館内に集積するものとする。ただし、総合会館が集積できない状態であるときは、以下の表に示す集積場所に順序のとおりに集積するものとする。

順位	集積場所
1	五泉市総合会館
2	さくらんど会館

・ 輸送方法については調達先の各組合から輸送してもらうこととなるが、大量に輸送が必要な場合、又は道路の被害状況により緊急輸送体制を図るものとする。

イ　市のみでは十分な調達ができない場合は、本節4「関係機関の連携による広域応援体制」により県又は他の市町村に調達・供給を要請するものとする。

ウ　調達又は要請が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努めるものとする。

(4) 炊き出し

市は、炊き出しより食料の供給を実施する場合は、次により行うものとする。

ア　炊き出しは、原則として市有施設の避難所で行うものとするが、保育園・自校式給食小中学校施設では既存の給食施設を利用するものとする。ただし、既存の施設で炊き出しが賄いきれない場合、避難所又はその近くの場所に仮設給食施設を設置し、炊き出しを行うものとする。既存の給食施設の炊き出し可能な能力は下記の通りとする。

炊き出し可能施設名	処　理　能　力	備　　考
きらきらこども園	141食／回	
ひまわりこども園	75食／回	
かわひがし保育園	75食／回	
総合保育園	262食／回	
こばと保育園	141食／回	
すみれこども園	97食／回	
つくし保育園	109食／回	
すもと保育園	65食／回	
はしだ保育園	52食／回	
村松さくらこども園	112食／回	
大蒲原保育園	86食／回	
五泉小学校	810食／回	
五泉南小学校	742食／回	
五泉東小学校	405食／回	
川東小学校	607食／回	
巣本小学校	202食／回	
橋田小学校	135食／回	
大蒲原小学校	105食／回	
村松小学校	607食／回	
愛宕小学校	315食／回	
五泉中学校	742食／回	
五泉北中学校	742食／回	
村松桜中学校	810食／回	
村松こども園	150食／回	

イ　炊き出し要員が不足する場合は、日本赤十字社新潟県支部又は県に日本赤十字奉仕団、自衛隊の災害派遣を要請するとともに、ボランティアの活用を図るものとする。

(5) 配　分

被災住民への食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア　各避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための、責任者の配置

イ　住民への事前周知等による公平な配分

ウ　災害時要配慮者への優先配分

※　災害救助法が適用された場合の食料の給与基準（災害救助法施行細則別表）

炊き出しその他による食品の給与の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則別表で定められている。

４　関係機関の連携による広域応援体制

（1）市→隣接市町村等

ア　市は、必要な食料の調達・供給ができない場合は、他の市町村に応援を要請するものとする。

イ　応援要請をするときは、下記の事項を明示して行うものとする。

（ア）食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考事項等

（イ）炊きだし用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項等

（2）市→県（県災対本部：食料物資部）

市は、隣接市町村等の応援でも十分に食料の調達・供給ができない場合は、県に応援を要請するものとする。

５　食料の衛生管理体制、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、第6章第15節「防疫及び保健衛生計画」によるものとする。

６　積雪期における対策

（1）輸送経路の確保

市は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期すものとする。

（2）集積場所の確保

市は、降雪期における集積場所の確保のため屋内施設の手当て等、必要な措置をとるものとする。

７　食料の備蓄

（1）市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料の他、下記に掲げるような非常用食料の備蓄に努めるものとする。

・乾パン・アルファー米　・副食缶詰　・フリーズドライ食品　・水ペットボトル

（2）食料備蓄に当たっては避難場所を勘案した分散備蓄について配慮するものとする。

第21節　生活必需品等供給計画

計画の方針	
風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は生活必需品の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、生活必需品等の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。 被災者に対する生活必需品の供給は、応急対策の第一次的な実施責任者である市をはじめ県、防災関係機関相互の連携により迅速、的確に実施するものとする。	
関係部課	◎商工観光課、総務課、財政課、健康福祉課、支所地域振興課

1　生活必需品供給フロー図

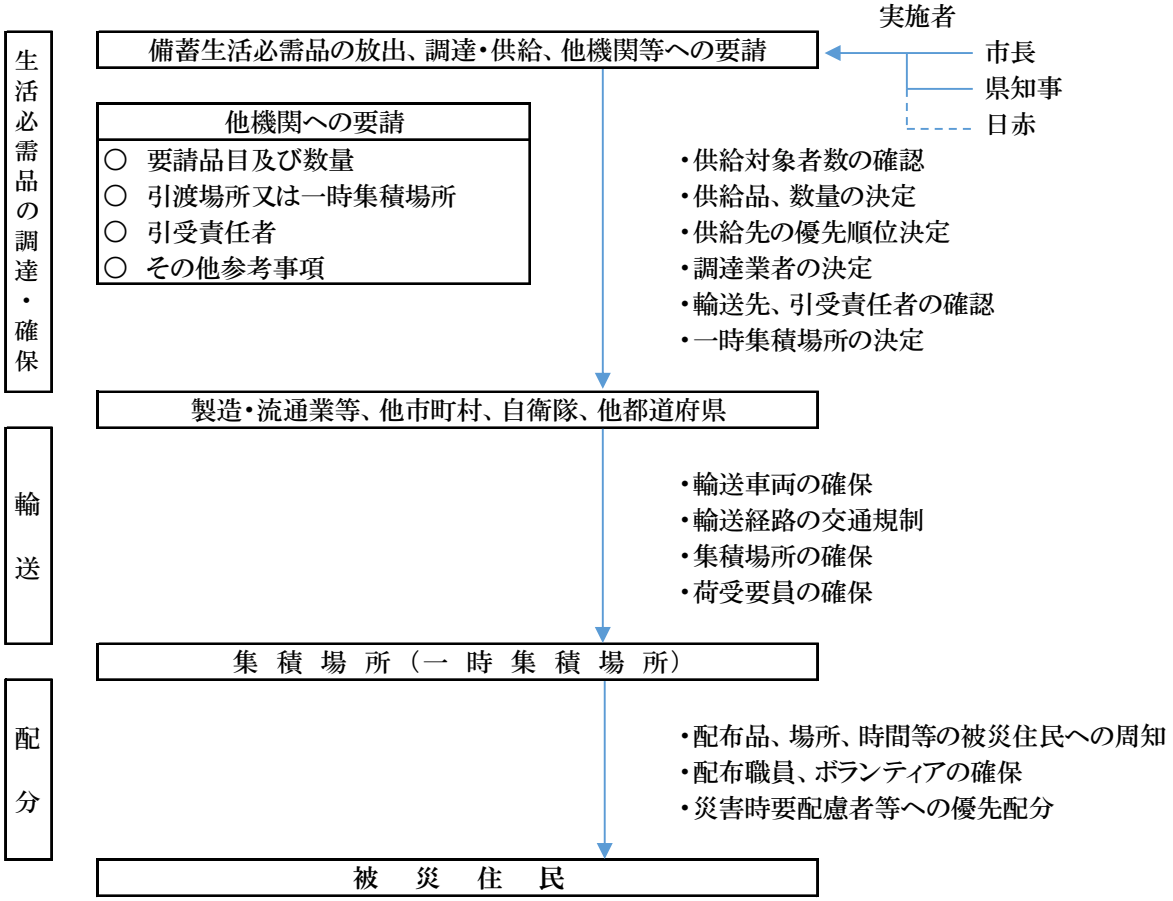

(1) 生活必需品供給対象者

住家の被害により日常生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(2) 生活必需品の供給計画

タオル、着替え、衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳児用粉ミルク、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレ、などの供給は需要の把握からおおむね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね 24 時間以内に行うことを目標とする。

2　市の供給、調達及び配分

市は、あらかじめ災害時における生活必需品供給計画を策定し、被災者に対する生活必需品の供給に努めるものとする。

(1) 被災者救援のため必要となる主な生活必需品例

ア　寝具（毛布、布団等）
イ　被服（肌着等）
ウ　炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
エ　食器（茶碗、皿、はし等）
オ　妊婦・保育用品（脱脂綿、ガーゼ、新生児用品、ほ乳びん、粉ミルク、おむつ、離乳食、スプーン、洗浄綿）
カ　光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）
キ　日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
ク　簡易（仮設）トイレ、紙オムツ、生理用品
ケ　暖房器具
コ　燃料
サ　生理用品
シ　要介護者用品（おむつ、ティッシュ、）

(2) 備　蓄

ア　市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる生活必需品の備蓄に努めるものとする。
イ　備蓄にあたっては、避難所に応じた分散備蓄について配慮するものとする。

(3) 調　達

ア　民間から調達する場合は、あらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定めておくものとする。
イ　市のみでは十分な調達ができない場合は、災害援助協定により他の市町村に調達・供給を要請するものとする。
ウ　調達又は要請が円滑に行われるよう、あらかじめ民間または他の市町村との協定等の締結に努めるものとする。

(4) 配　分

被災住民への生活必需品の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア　各避難場所等における生活必需品の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
イ　住民への事前周知等による公平な配分
ウ　災害時要配慮者への優先配分
※　災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与（貸与）基準
　生活必需品等の給与（貸与）の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則別表（資料編に添付）で定められている。

3　関係機関の連携による広域応援体制

(1) 市→隣接市町村等

ア　市は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、他の市町村に応援を要請するものとする。
イ　要請の際に必要な明示事項は県への要請に準ずるものとする。

(2) 市→県

市は、隣接市町村等の応援でも十分に生活必需品の調達・供給ができない場合は、次の事項を示し、県に応援を要請するものとする。

ア　品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）
イ　引渡を受ける場所及び引受責任者
ウ　連絡課及び連絡責任者
エ　荷役作業員の派遣の必要の有無

4　積雪期の供給計画

（1）輸送経路の確保

市は、輸送経路の除雪に万全を期するものとする。

（2）集積場所の確保

市は、積雪により屋外集積場所に制約を生じることから、施設構内の除排雪、屋内施設の確保等必要な措置をとるものとする。

（3）被災者の寒冷期対策

市は、寒冷期対策として寝具、被服、発熱・保熱品等に留意するものとする。

第22節　災害時要配慮者の応急対策

計画の方針	
災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある災害時要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。県、市等の行政と日頃、災害時要配慮者の身近にいる地域住民、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働のもと支援を行う。	
関係部課	◎健康福祉課、総務課、市民課、高齢福祉課、こども家庭課、支所地域振興課

1　応急対策フロー図

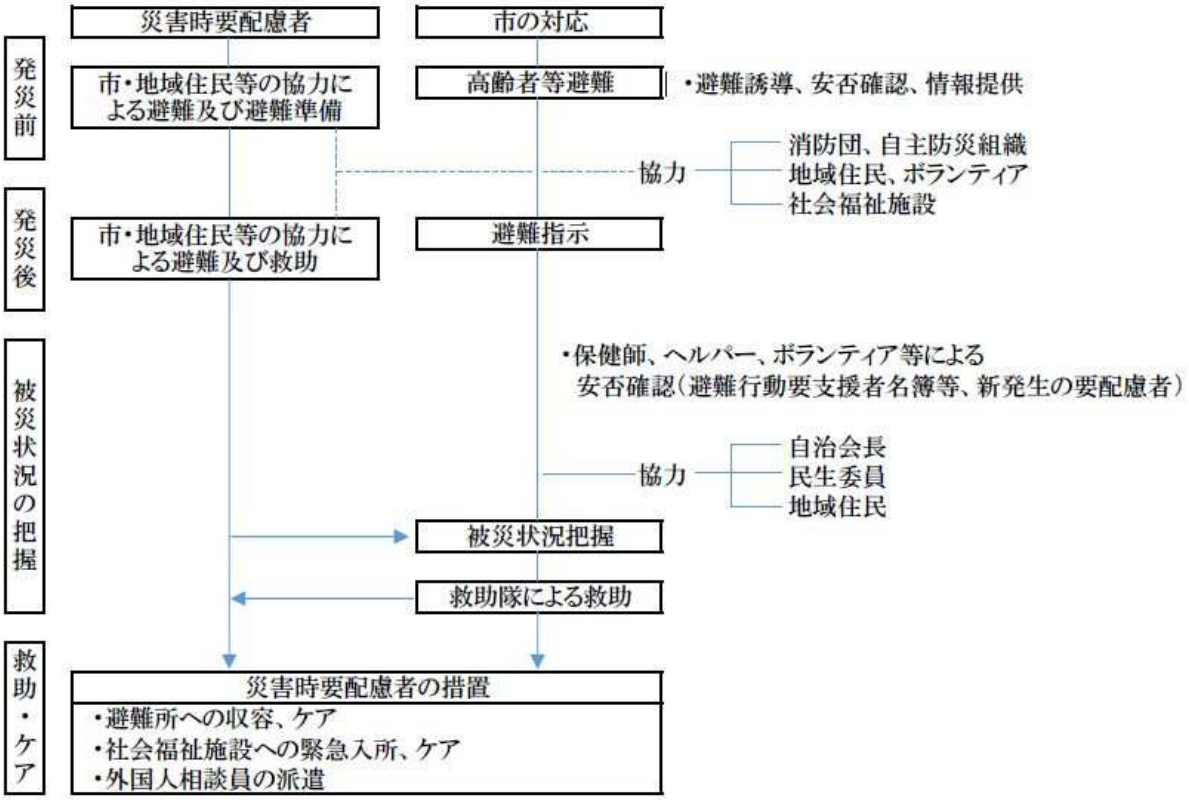

2　県職員の派遣要請

市は、災害の状況により新潟地域振興局健康福祉部に災害時要配慮者対策等に県の職員の派遣を要請することができる。派遣された県の職員は現地連絡拠点として災害時要配慮者の避難状況や生活情報の収集と提供、緊急入所の連絡調整、障がいに応じたボランティア等マンパワーの確保と支援物資の確保等、災害時要配慮者対策等の機能強化に努めるものとする。

3　災害時要配慮者に対する対策

(1) 発災前の対応

市は、発災前において早期の高齢者等避難の発表を行って災害時要配慮者の避難時間を確保し、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、災害時要配慮者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関等に協力要請や災害時要配慮者情報の共有を行う。また、災害時要配慮者の安否確認を迅速に行う。避難後は災害時要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で災害時要配慮者の安全確保を図る。また、外国人、視聴覚障がい者等の情報弱者に対して、適切な情報提供を行う。

(2) 発災後の対応

市は、災害により避難が必要となった場合、あらかじめ災害時要配慮者（外国人も含む。）として市に登録してある者へ、社会福祉施設の施設長、日頃から接触のある近隣住民、ボランティアにより、安否の確認ができるよう努めるものとする。

また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の依頼を行う。

(3) 避難誘導及び救助等

市は、避難誘導に当たって地域の住民や自主防災組織の協力を得て、担架等により災害時要配慮者が共に避難できるよう努めるものとする。

(4) 避難所等の被災状況の確認

市は、保健師・ヘルパー等を避難所に派遣し、町内会長、民生委員、農家組合長、福祉施設長、地域住民等の協力を得て被災状況を確認する。

(5) 被災した災害時要配慮者の措置

市は、避難所での介護、施設への緊急入所等連絡調整に努める。また、適切な介護ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活情報の提供に努めるものとする。

(6) 避難生活状況の確認及び相談指導の実施

市は、新潟地域振興局健康福祉部が編成する巡回保健チームと連携し、避難生活状況について、避難所、施設、自宅、身内の如何を問わず定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提供がなされているか等、生活環境・健康の管理に努めるものとする。

(7) 外国人への対応

外国人関係団体は、県や市の協力を得て外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動を行う。

4　外出中の災害時要配慮者対策

市は、避難所等における災害時要配慮者の確認の際に把握した災害時要配慮者の居住地との連絡調整を行い、それぞれに対し情報提供を行うように努めるものとする。

第23節　文教施設における災害応急対策

計画の方針	
大規模な災害が発生又は発生の恐れがある場合は、学校を始めとする文教施設の管理者は、学校防災計画及び各施設の防災計画の定めるところにより、児童・生徒、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。	
関係部課	◎学校教育課、生涯学習課、図書館、スポーツ推進課

１　学校施設における災害応急対策のフロー図

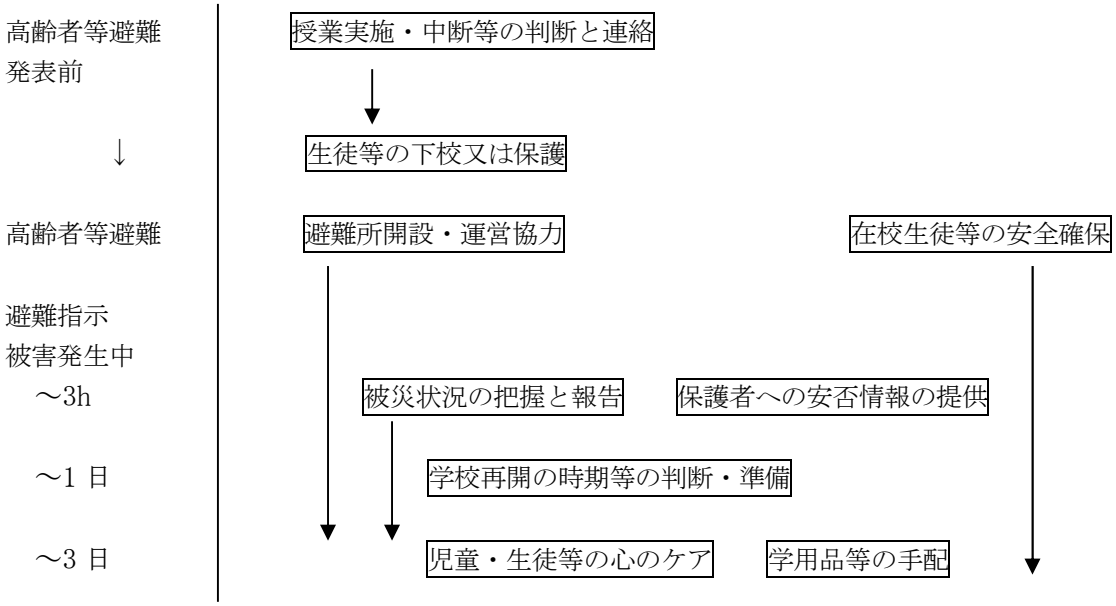

２　学校における応急対策

(1) 授業実施・中断等の判断と連絡

ア　気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校の措置をとり、児童・生徒等が家庭で保護者と一緒にいられるよう配慮する。

イ　校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、児童・生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒等の安全を確保したうえ学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

ウ　臨時休校、一斉下校等を決定したときの報告

各校長は、県が臨時休校、一斉下校等について放送機関に情報提供し、報道を要請するため、上記２(1)の経路で県に報告する。

(2) 児童・生徒等の下校又は保護

下校措置に当たっては、中学校及び高等学校等については集団下校、小学校及び特殊教育諸学校等については、必要に応じて保護者と連絡を取ったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない児童・生徒等、又は帰宅しても保護者が家にいない児童・生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。

(3) 避難所開設・運営協力

校長は、市長から指示又は依頼があったとき、又は近隣住民が学校に避難してきたときは学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア　教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

（ア）校　長　　施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

（イ）教頭・教諭　　校長の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

（ウ）養護教諭　　学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援する。

（エ）栄養職員等　　学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

（オ）事務職員等　　行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ　校舎等を避難場所として使用するときの注意

（ア）教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

（イ）校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

（ウ）災害時要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

（エ）障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市役所に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

(4) 在校児童・生徒等の安全確保

ア　在校児童・生徒等の避難・安否確認

（ア）児童・生徒等の在校時に災害が発生した場合は、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。その際、点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品については、予め指定された者又はその者が保管場所の近くにいない場合には近くにいた者が適切に対応する。

児童・生徒等が避難集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

（イ）登下校時間帯に災害が発生した場合は、在校している教職員全員で、直ちに在校している児童・生徒等及び学校に避難してきた児童・生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品については、予め指定された者又はその者が保管場所の近くにいない場合には近くにいた者が適切に対応する。

児童・生徒等が避難集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

避難してきた児童・生徒等から状況を聴き取り、遭難した児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

また、登下校中で学校の掌握下に入ってこなかった児童・生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

イ　避難児童・生徒等の安全確保等

避難した児童・生徒等の安全を確保する。

また、火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助、捜索活動を行う。

(5) 教職員の参集

勤務時間外に災害が発生したときは、校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、児童・生徒等に連絡を取り、安

否及び所在を確認する。

(6) 被災状況の把握と報告

学校は、児童・生徒等の避難、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等、第１報は可能な範囲で速やかに行い、その後詳細が判明するに従って、第２報以下を行う。

(7) 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供する。

(8) 学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、児童・生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

(9) 生徒等の心のケア

臨時休校が続く場合は、教職員が分担して児童・生徒の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導、生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

(10) 学用品等の手配

学校は、児童・生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市教育委員会に報告する。

３　学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者及び文化財保有者は、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努めるものとする。主な留意点は次のとおりである。

(1) 災害発生のおそれがある場合は、施設の利用を極力中止する。

(2) 災害発生後は、施設への入館者又は利用者等の人命救助を第一として避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させること。

(3) 施設への入館者又は利用者等について負傷の有無を確認して、必要な措置を講じること。人命救助が必要な場合は、全職員が救出にあたること。

(4) ラジオ、テレビ等報道機関の地震情報を収集するとともに、関係機関と連絡をとり最新の情報把握に努めること。

(5) すみやかに被害状況等を調査し、直ちに教育委員会等へ報告すること。また、応急的措置及び修理が必要な場合は、市は必要に応じて相談や協力要請に応じる。

(6) 施設が避難所となった場合は、市及び地域の自主防災組織と連携して避難所開設・運営に積極的に協力すること。

４　文化財の応急対策

(1) 文化財の種別毎の対策

ア　建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大の恐れのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ　史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

(2) 被災時の連絡体制と対応

ア　国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ　市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

ウ　未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

第24節　障害物の処理計画

計画の方針	
風水害等の災害により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保する。 なお、災害時に確保すべき緊急交通路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに輸送における安全性にも配慮したものとする。	
関係部課	◎環境保全課、都市整備課

1　障害物の処理計画応急対策フロー図

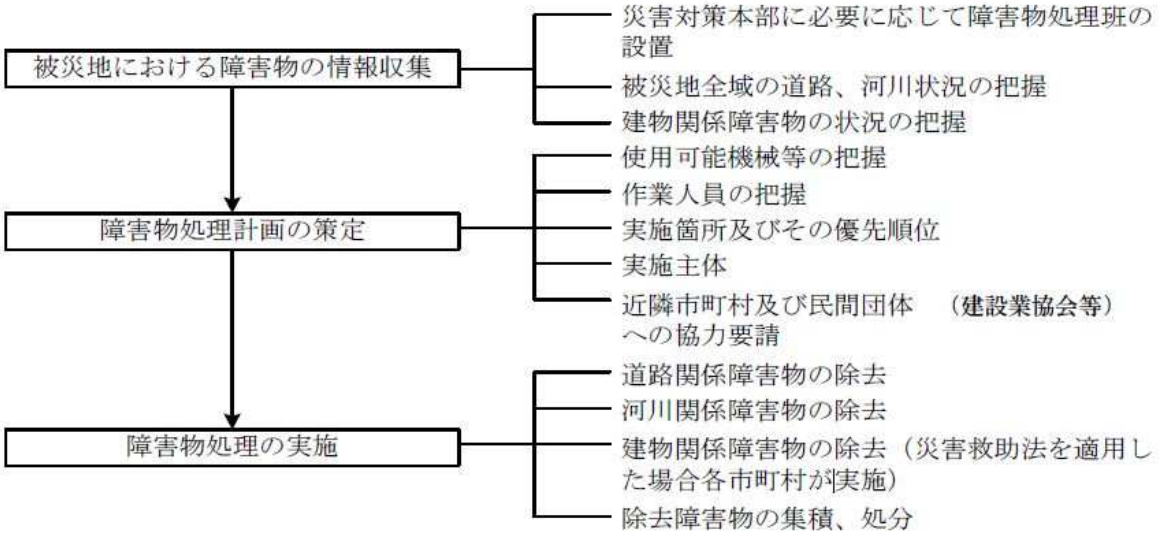

※輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

輸送路等の障害物情報収集	避難情報解除後１日以内
緊急輸送道路の障害物の除去	避難情報解除後１日以内
その他の輸送路等の障害物の除去	避難情報解除後１日以内

2　被災地における障害物の情報収集

市は被災地域全体の状況把握の他、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川施設等の公共管理施設について各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

被災状況が広範かつ甚大な場合は、災害対策本部内に必要に応じて障害物除去を担当する専属班を設置し、県、国等の関係機関との連携を図りながら効率的に障害物除去を実施する。

3　障害物処理計画の策定

(1) 被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、県、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

ア　使用可能機械の把握（クレーン類・バックホウ・ダンプトラック・クラッシャー等）
イ　作業人員の把握（監督員・交通整理員・オペレーター等）
ウ　実施箇所及びその優先順位
エ　実施主体（各施設管理者）の配備・指令
オ　廃棄物収集場所・処分方法の指定
カ　建設業協会等民間団体の支援要請（不足する資機材・作業人員等）

(2) 除去障害物の集積、処分方法

市は、災害時の障害物の集積場所（仮置場、最終処分地）を予め定めておくものとする。

また、障害物処理の実施者はがれきの処理処分方法にあたり、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとし、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行う。特に、コンクリート殻等の産業廃棄物は、可能な限り中間処理施設に運搬する。

4 障害物処理の実施

(1) 障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

ア 道路管理者

県 ：土木部道路管理課及び新潟地域振興局新津地域整備部

市 ：都市整備課

その他：東日本高速道路（株）

イ 河川管理者（河川管理施設における浮遊物除去等）

国 ：北陸地方整備局阿賀野川河川事務所

県 ：土木部河川管理課及び新潟地域振興局新津地域整備部

ウ 建設関係実施主体（災害救助法を適用した場合の障害物除去）

市 ：市災害対策本部

エ その他（各施設管理者が上記管理者のほか連携を図る必要のある関係機関）

警察署、消防署、自衛隊、JR東日本等

(2) 各施設の障害物処理

ア 道路関係障害物除去

（ア）道路管理者は、その管理区域の道路上の障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送ネットワーク指定路線については最優先に実施する。

（イ）緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、警察署の協力を得て排除する。

（ウ）歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に切断、除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたるものとする。

イ 河川関係障害物除去

河川管理者は、その所管する河川区域について、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部に報告するとともに、障害物の除却等に努める。

ウ 建物関係障害物の除去

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、市が関係機関と連携し除去するものとする。

5 広域応援体制の整備

被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、県や国の関係出先機関、自衛隊及び他の市町村との連携協力体制を強化するほか、建設業協同組合等ともあらかじめ人員・機械・資材等についての応援協定を縮結し広域応援体制の整備を図っておくものとする。

6 積雪期における対応

緊急輸送ルートの確保を図るため、市は除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等について、あらかじめ体制の整備を図っておくものとする。積雪及び被災状況に応じて、県、国等の関係機関と連携を図りながら障害物除去計画を策定するとともに、その実施にあたるものとする。

第25節　遺体の捜索・処理・埋葬計画

計画の方針	
風水害等の災害により、建造物の倒壊、火災等により、多くの死者を出すことがある。遺体の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行うため、市を中心とした関係機関相互の連携強化を図るものとする。	
関係部課	◎環境保全課、健康福祉課

1　遺体の捜索、処理、埋葬計画応急対策フロー図

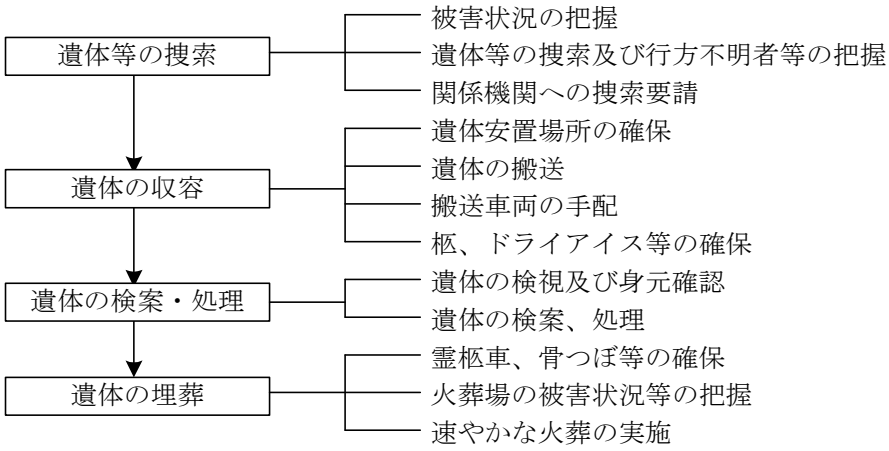

2　遺体等の捜索

遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）を捜索する各防災関係機関ごとの業務

(1) 市

ア　県警察本部、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の捜索を行うものとする。

イ　県に捜索状況の報告を行うとともに、状況により自衛隊に応援要請を行うよう依頼するものとする。

(2) 県

県内の被害状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に派遣要請を行う。

(3) 県警察本部、自衛隊等関係機関

ア　遺体等の捜索を市と協力して行う。

イ　県警察本部は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。

3　遺体の収容

遺体を車両及びヘリコプター等により搬送し、一定の場所に安置するまでの各防災関係機関ごとの一連の業務

(1) 市

ア　遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所（寺院、学校敷地等）を確保し、関係機関に連絡するものとする。

イ　搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に車両の手配をするよう県に要請するものとする。

ウ　柩、ドライアイス等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努めるものとする。

(2) 県

ア　市から搬送車両の手配要請があった場合、新潟県トラック協会に協力を要請する。

イ　市から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、新潟県葬祭業協同組合に協力を要請する。

(3) 県警察本部、自衛隊、新潟県トラック協会等関係機関
遺体の搬送を行うものとする。
(4) 新潟県葬祭業協同組合
柩、ドライアイス等の手配をするものとする。

4　遺体の検案及び処理

遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災関係機関ごとの業務

(1) 市
ア　日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するものとする。
イ　県警察本部及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行うものとする。

(2) 県
市の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会に協定に基づき要請する。

(3) 県警察本部
ア　収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。
イ　身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

(4) 日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会
ア　死因その他の医学的検査を行う。
イ　検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

5　遺体の埋葬（遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務）

遺体は霊柩車により搬送し、火葬することを原則とする。

(1) 市
ア　霊柩車が不足する場合は、新潟県トラック協会に手配するよう県に要請するものとする。
イ　骨つぼ等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請するものとする。
ウ　死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議するものとする。

(2) 斎場
ア　災害時の火葬体制を確立しておくものとする。
イ　被害状況等を関係市町村に報告するとともに、速やかに火葬を行うものとする。

(3) 県
ア　市から霊柩車の手配要請があった場合は、新潟県トラック協会に協力を要請する。
イ　市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、新潟県葬祭業協同組合に協力を要請する。

(4) 新潟県トラック協会
霊柩車により遺体の搬送を行うものとする。

(5) 新潟県葬祭業協同組合
骨つぼ等を確保するものとする。

6　身元不明遺体

(1) 身元不明の遺体については、市が県警察本部その他関係機関に連絡し、調査にあたるものとする。

(2) 県警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。

(3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱うものとする。

7　広域応援体制

市は、自ら遺体の捜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。

第 26 節　愛玩動物の保護対策

計画の方針	
災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。	
関係部課	◎環境保全課

１　飼い主の役割

(1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに､飼い主の連絡先を記載した名札等の装着､ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。

(2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

２　市の役割

(1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。

(2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

(3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

第 27 節　災害時の放送

計画の方針	
災害時において、住民に差し迫った危険が予想される場合、住民への緊急避難を呼びかけるため、テレビ・ラジオを通じ緊急放送を要請する体制を整える。	
関係部課	◎総務課、企画政策課

1　計画の方針

(1)　緊急放送の要請

市は、災害のため有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第 57 条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という）に緊急放送を要請する。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

ア　緊急放送を要請できる内容

市は、災害対策基本法に基づく避難指示の発令及び解除、並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除が発令されたときは、県に報告するとともに、新潟県緊急時情報伝達連絡会規約（平成17年12月 8 日施行）に基づき、同連絡会の構成団体である次の放送事業者に対し、原則としてFAX（別紙）により情報提供する。情報提供を受けた放送事業者は、自主判断により必要に応じ速やかに放送し、住民への情報伝達を行うように努めることとしている。

(2) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示の発令及び解除、並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

(3)　新潟県緊急時情報伝達連絡会規約

（案）令和 3 年 5 月 20 日現在、
規約改正されていないため、「風-180」 Ｐまで
現状のままの表記とする。

新潟県緊急時情報伝達連絡会規約

（目的）

第１条　新潟県緊急時情報伝達連絡会（以下「連絡会」という。）は、県、市町村及び放送事業者との間で普段から情報交換を行うことにより、災害時において市町村長が行う避難勧告、避難指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）の発令が住民に迅速かつ適切に伝わるようにすることを目的とする。

（構成）

第２条　連絡会は、別紙1に定める県、市町村及び放送事業者をもって構成する。

２　連絡会には、必要に応じてオブザーバーの参加を求めることができる。

（座長）

第３条　連絡会には、座長を置くものとし、新潟県防災局危機対策課長をもってあてる。

２　座長は、会を代表し、会務を統括する。

（連絡会の開催）

第４条　連絡会は、座長が必要あると認めるときに開催する。

２　連絡会の会議の参集範囲は、必要に応じて座長が定める。

（会務）
第５条　　連絡会は、第 1 条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項の連絡調整を行う。
（1）　伝達する避難勧告等の内容
（2）　市町村から放送事業者への情報伝達方法
（3）　情報伝達に用いる様式
（4）　関係者連絡先
（5）　その他連絡会の目的を達成する上で必要な事項
（情報伝達の方法）
第６条　　避難勧告等の伝達方法は、別紙2の方法を原則とする。
（事務局）
第７条　　連絡会の事務を処理するため、新潟県防災局危機対策課に事務局を置く。
（その他）
第８条　　その他連絡会の運営に必要な事項は別に定める。

附則　この規約は、平成17年12月8日から実施する。
改正　　平成19年　4月　1日。
改正　　平成19年　6月　6日。

（別紙様式）

至急

避難勧告等 発令情報

市(町・村)

送付日時: 月 日 時 分

1 避難情報 □避難勧告
□避難指示(緊急)
□避難準備・高齢者等避難開始

2 発 令 月 日 時 分

3 解 除 月 日 時 分

4 対象地域等 市(町・村) 区(大字)

合計対象世帯数: 世帯

○合計対象世帯数内訳

(ふりがな) 地域名	世帯数 (人数)	(ふりがな) 地域名	世帯数 (人数)
	( )		( )
	( )		( )
	( )		( )
	( )		( )
	( )		( )

5 発令・発表の理由

発信者 所属部署・氏名

電話 － － FAX － －

※詳細が不明な箇所については、後に報告する旨記入し、速やかに連絡願います。

別 紙 2

市町村から放送局への伝達ルート及び手段

1 対象となる情報

(1) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の発令

ア 災害対策基本法第 60 条第 1 項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示(緊急)の発令

イ 災害対策基本法第 56 条第 1 項に基づき市町村長が行う避難準備・高齢者等避難開始の発令

(2) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の解除

ア 災害対策基本法第 60 条第 5 項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示(緊急)の解除

イ 上記アに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の解除

2 伝達ルート

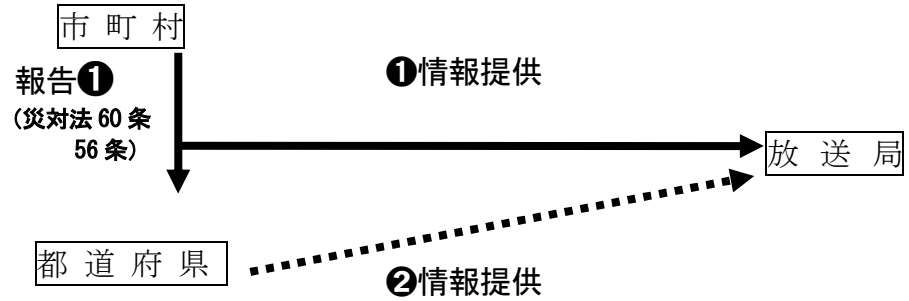

❶ 原則、市町村から都道府県及び放送局双方へ同時に情報を伝達するルートを確保する。

❷ 直接市町村から放送局への伝達が実行不可能な場合等には、都道府県を経由した伝達ルートを確保する。この場合、情報遅延が生じないよう適切な措置を講ずる。

3 伝達手段

(1) 伝達手段は、原則市町村が新潟県総合防災情報システム(以下「システム」という。)へ情報を入力することで行う。(概要図A③参照)

(2) システムへの情報入力ができないなど不測の事態が生じた場合は、市町村は直ちに新潟県防災局危機対策課(以下「新潟県」という。)へ連絡するとともに新潟県及び放送事業者へ別紙様式を用いて FAX により伝達する。(概要図B③参照)

新潟県は、報告された避難勧告等の情報をシステムへ入力し、放送事業者へ情報提供する。(概要図B③参照)

新潟県においても、システムへの情報入力ができないなど不測の事態が生じた場合は、放送事業者へ別紙様式を用いて FAX により伝達する。(概要図B⑤を FAX にて情報伝達する。)

(3) 極めて緊急を要する事態が生じた場合は、電話による報告・情報提供も可能とするが、事後速やかにシステムで同一情報を入力し情報伝達する。

4　住民への伝達

(1) 市町村は、放送局への情報提供にあわせて、防災行政無線、広報車、メール等により住民への情報伝達を行う。

(2) 放送事業者は、市町村からの情報の FAX、メール、L アラート等にて受信した場合は、自主的判断により必要に応じ速やかに放送し、住民（視聴者）への情報伝達を行うように努める。

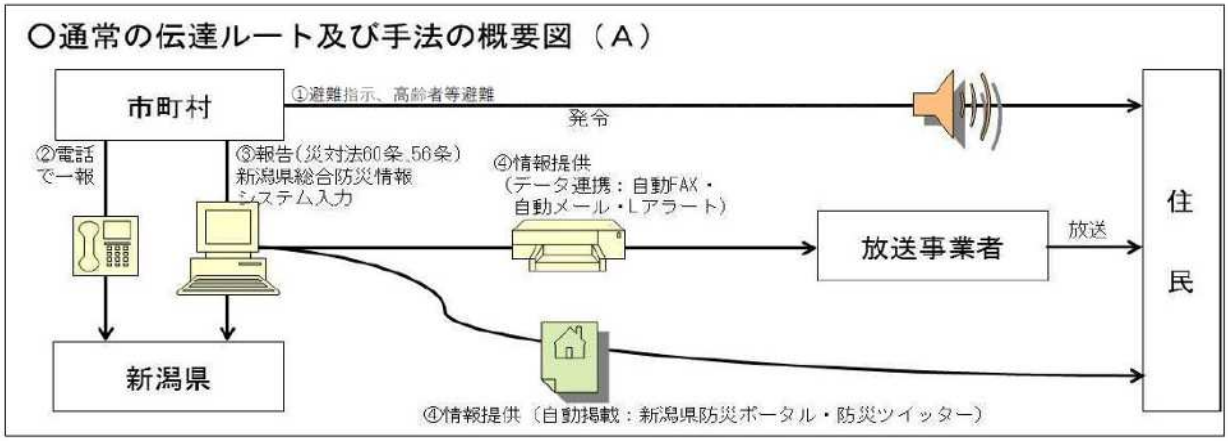

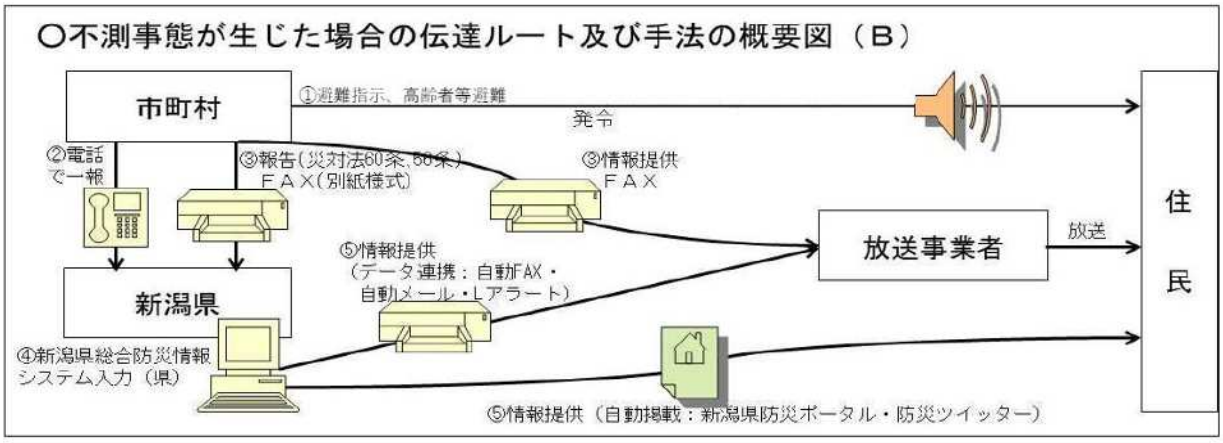

第28節　公衆通信施設応急対策

計画の方針	
風水害等の災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。	
関係部課	◎総務課、企画政策課、支所地域振興課

1　計画の方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、県、市町村、関係団体と連携した応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2　公衆通信施設（NTT東日本）応急対策フロー図

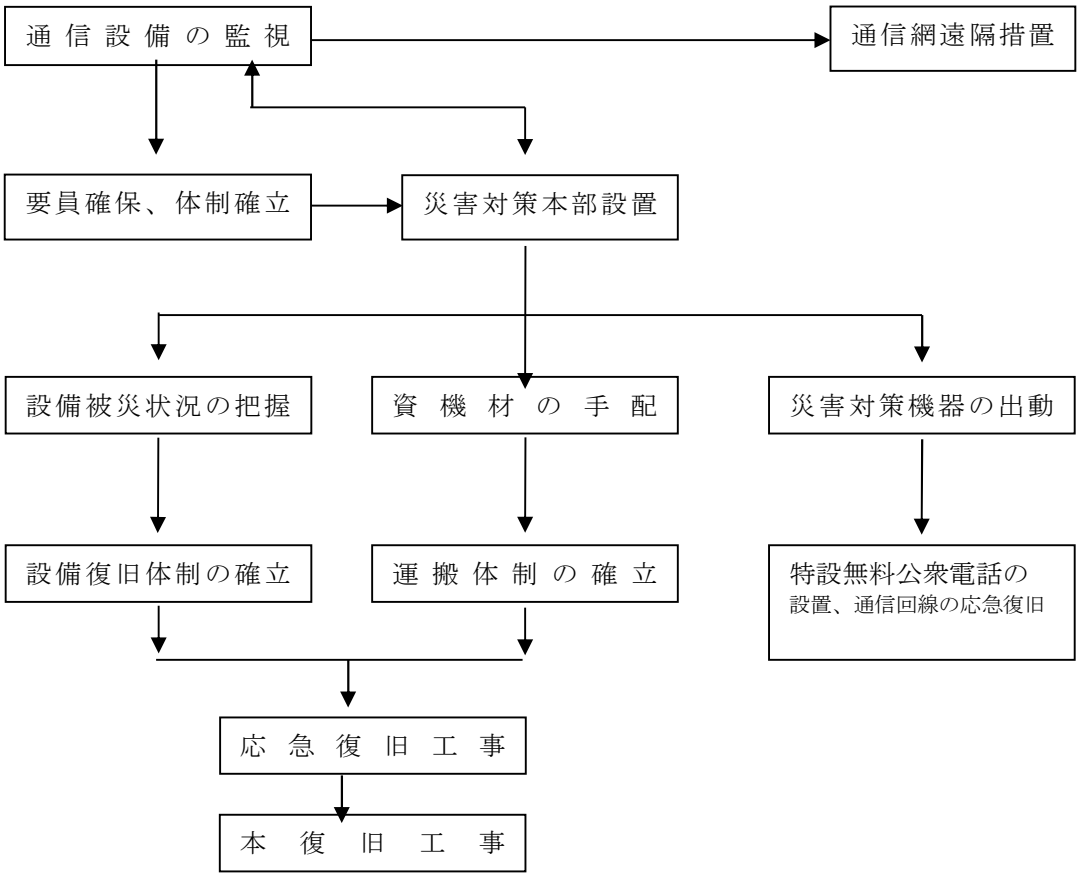

3　応急対策

（1）被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

（2）災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT 東日本㈱新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア　情報連絡室

イ　支援本部

ウ　災害対策本部

（3）設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
イ　各公衆通信会社等関連会社による応援
ウ　工事請負会社の応援

（４）被害状況の把握

ア　被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
イ　被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

（５）災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設無料公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へリコプターの要請を行い空輸する。

ア　孤立防止対策用衛星電話
イ　可搬型移動無線機
ウ　移動電源車及び可搬電源装置
エ　応急復旧ケーブル
オ　ポータブル衛星車
カ　その他応急復旧用諸装置

（６）復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、各公衆通信会社が保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へリコプターの要請を行い空輸する。

（７）災害用伝言ダイヤル１７１、ｗｅｂ１７１の提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル１７１、ｗｅｂ１７１の利用を可能とする。

４　復旧計画

（１）応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

（２）復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第２順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

（３）本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

５　利用者への広報

各公衆通信会社は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

（１） 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
（２） 通信の途絶または、利用制限をした理由、及び状況
（３） 特設無料公衆電話設置場所の周知
（４） 住民に対して協力を要請する事項
（５） 災害用伝言ダイヤル１７１、ｗｅｂ１７１提供に関する事項
（６） その他必要な事項

６ 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、各公衆通信会社の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

（１） 各公衆通信会社の応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、各公衆通信会社の災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

（２） 全国の応援体制

各公衆通信会社は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ本社災害対策本部へ要請する。

第29節　電力施設応急対策

計画の方針	
電力供給機関は災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施するものとする。	
関係部課	◎総務課、支所地域振興課

1　電力供給施設応急対策フロー図

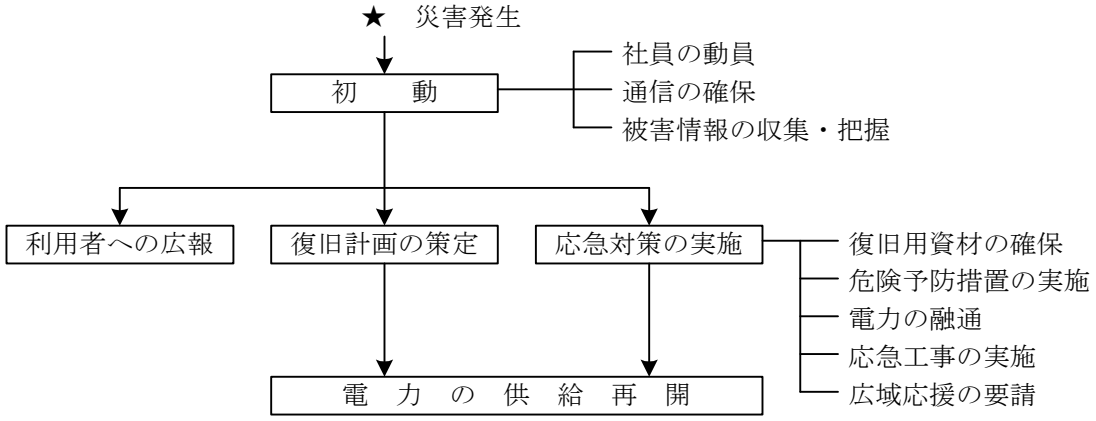

2　復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力ネットワークは、災害が発生した時は非常災害本部を設置する。本部には設備、業務毎に編成された班をおいて災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区　分	非　常　事　態　の　情　勢
警戒体制	一般災害発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	一般災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、または災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な一般災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

(2) 動員体制

対策本部の長は、防災体制発令後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

3　応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア　対策本部（連絡室）班長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ　災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船舶、

ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ　災害時において復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市町村県、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

4　復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国、県、各市町村の災害対策本部と連係し復旧計画を策定するものとする。

5　利用者への広報

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止、電気火災等二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ・テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧の見通し、感電事故防止等について周知を図る。

また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティーFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得るものとする。

6　広域応援体制

復旧活動に当たり、他一般送配電事業者への応援要請または派遣について、一般送配電事業者間で策定した「災害時連携計画」に基づき応援要請を行う。

また、関連工事会社についても、「災害時連携計画」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第30節　都市ガス施設応急対策

計画の方針	
都市ガスの供給事業者（越後天然ガス(株)）は、災害発生後速やかに、地震動の大きさ、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域についてはガスの供給を停止する。	
関係部課	◎総務課、消防本部、支所地域振興課

1　都市ガス施設応急対策フロー図

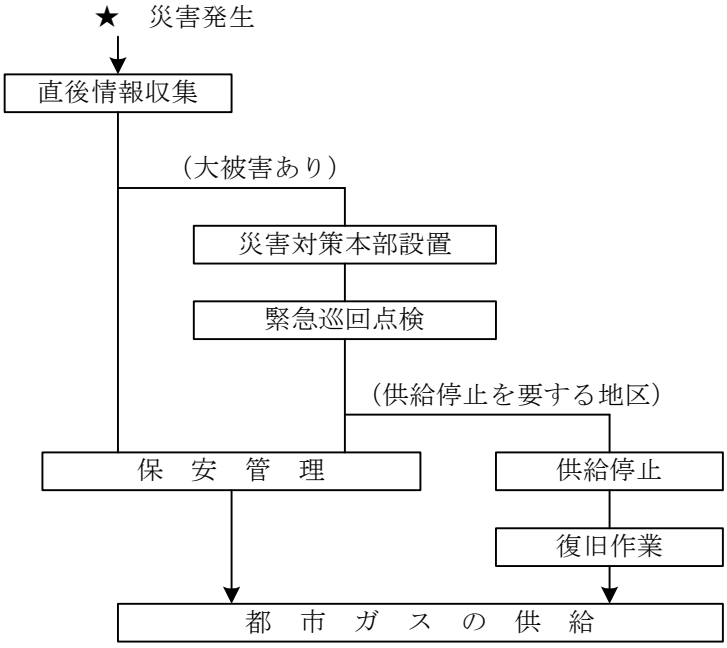

2　緊急措置

（1）災害対策本部の設置

災害により被害の発生が予想され又は発生した場合には、保安措置を円滑、適切に行うとともに早期復旧を図るため、災害対策本部を設置する。

（2）施設の被害状況の調査

ガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、速やかに次の施設の巡視点検を行いガス工作物の被害状況を把握する。

ア　製造所・供給所の施設

ガス発生設備、受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装、設備、電気・水道設備等について目視又は計測器、ガス漏えい検知器等による調査、点検を行う。

イ　導管施設

重要な導管・架管部、整圧器等を車両または徒歩により巡回し、目視・臭気・ガス検知器等による調査・点検を行う。

（3）供給停止

調査の結果、ガスによる二次災害のおそれがある地域についてはガスの供給を停止する。

3　復旧計画

（1）製造所・供給所施設の復旧

ガス発生設備・受入設備・ガスホルダーなどを巡視点検し、設備からのガス漏えい、沈下、変形等の異常の有無を調査し、損傷部分の修理を行う。

(2) 導管施設の復旧

あらかじめ定めてある復旧計画書にそって、被害の比較的少ない地区から次の手順で復旧をすすめる。

ア　需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓・メーターガス栓の閉栓を行う。

イ　高中圧導管に試験ガスを流し漏えい調査を行う。漏えいがある場合は損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。

ウ　ブロック内の低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRの徹底、さらに安全を確保するため作業員の巡回を実施する。

エ　ブロック内低圧導管網が復旧したら、エアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。

オ　需要家への供給を再開するに当たっては、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し開栓を実施する。

(3) 代替燃料の確保

ガス施設復旧までの間、必要に応じて代替燃料を供給する。

(4) 復旧の達成目標

都市ガス事業者及びLPガス事業者は概ね以下を目標とし復旧を行う。

ア　都市ガス事業者

災害発生 ↓	・ ガス供給設備等の被害状況の把握 ・ 供給停止判断・措置 ・ 二次災害防止措置 ・ 県への報告 ・ 消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね14日	供給再開完了。ただし、大規模な被害が生じた場合を除く。

イ　ＬＰガス事業者

災害発生中	充てん所の被害状況の把握 消費先ガス設備の点検 二次災害防止措置 県への報告
避難指示解除後　２日	消費先の緊急点検完了
避難指示解除後　３日	・ 充てん所の復旧。ただし、大規模な被害が生じた場合を除く。 ・ 消費先安全確認完了。安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合に行う。

4　広域応援体制

災害発生に伴い、災害が発生し救援の必要が生じた場合は、日本ガス協会関東中央部会の定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」によって救援要請を行う。

(1) 県ガス協会のみで対応する場合

被災事業者より、県幹事事業者に対し救援要請を行う。これにより県幹事事業者は、県内事業者に協力を要請し、救援隊を編成して派遣する。

(2) 日本ガス協会関東中央部会で対応する場合

県ガス協会は災害規模により新潟県内事業者のみで対応が困難と判断した場合は、関東中央部会に対し救援要請を行う。これにより、関東中央部会は都県幹事事業者を通じて部会内事業者に協力を要請し、救援隊を編成して派遣する。

(3) 日本ガス協会本部で対応する場合

関東中央部会は他地方部会よりの応援が必要と判断した場合には日本ガス協会本部に対し救援要請を行う。

５　利用者に対する広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を行う。

(1) 広報の内容

ア　ガス供給停止地区

（ア）復旧の見通しとスケジュール

（イ）復旧作業への協力依頼

イ　ガス供給継続地区

（ア）ガス臭気、漏れ等異常時にはガス会社へ通報

（イ）ガスの安全使用周知

(2) 広報の方法

ア　報道機関への協力要請

イ　広報車・消防団等による巡回

ウ　戸別訪問によるチラシ配布

エ　諸官公署への協力要請

第31節　給水・上水道施設応急対策

計画の方針	
風水害等の災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえでも極めて重要なことである。 市は、被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、緊急遮断弁を装備した配水池、耐震貯水槽及び井戸等により飲料水等を確保し、拠点給水、運搬給水、仮設給水等を合理的に計画し、応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。	
関係部課	◎上下水道局

1　給水・上水道施設応急対策フロー図

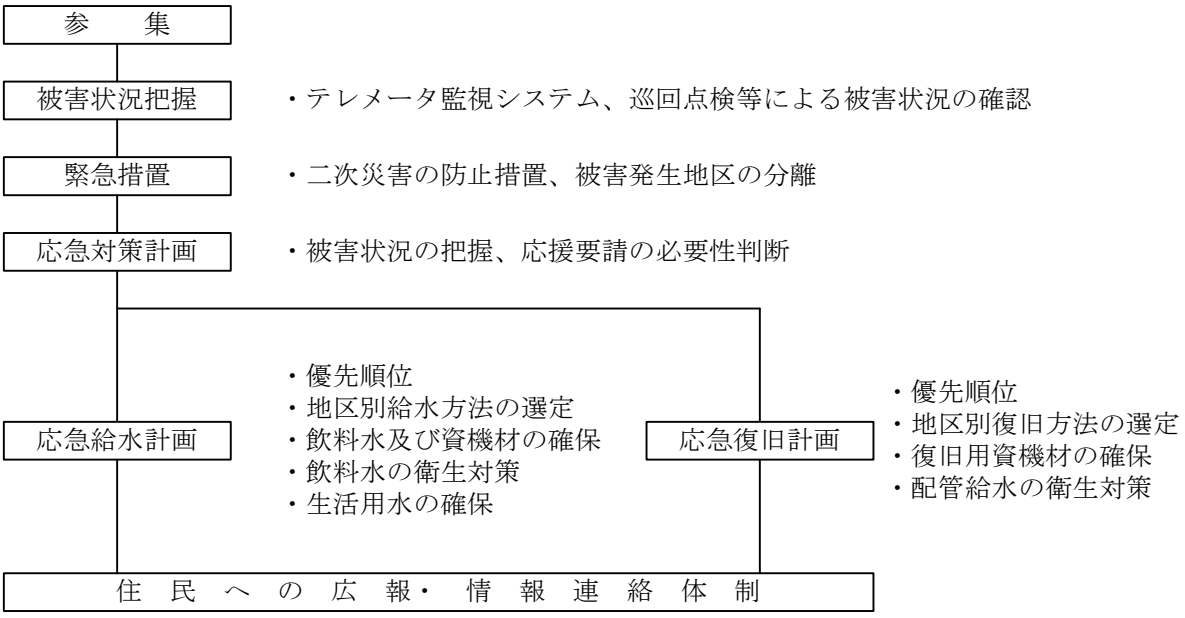

2　応急給水計画と応急復旧計画の相互関係及び目標水準

市は被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定にあたっては段階的に目標水準を定め、概ね災害発生後3日以内は飲料水及び医療機関等への給水を中心に行い、その後は拠点給水、配管給水等により生活用水の給水量を確保し、2週間程度で全戸への配管給水を目途とする。

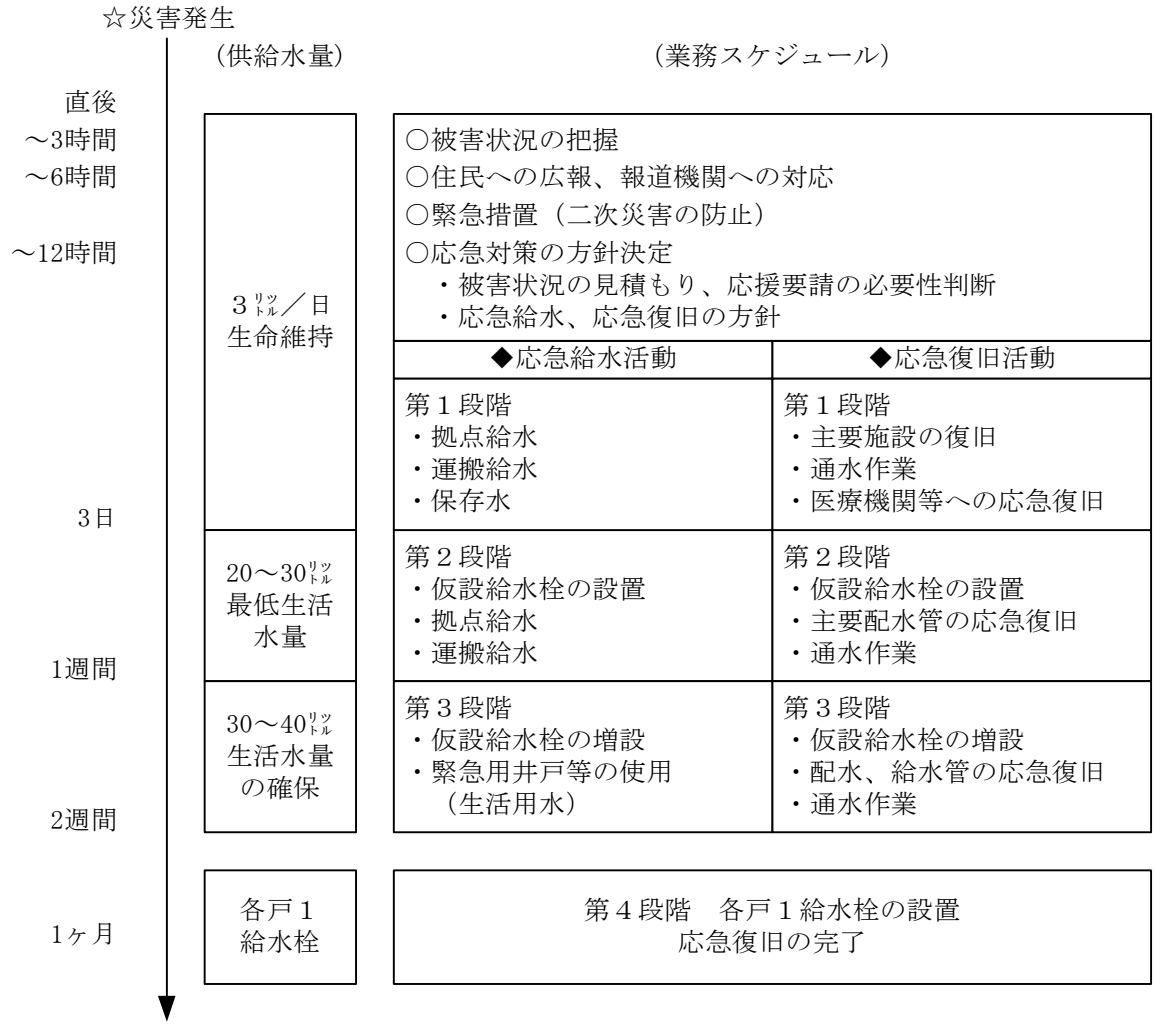

注）避難指示等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

3　被害状況把握

市は次の方法により居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。

(1) テレメータ監視システム等により主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被害状況を把握する。

(2) 職員等が主要施設、配水管路等を巡回点検し、被害状況を把握し、日報、写真等による記録をとる。

(3) 住民からの配水管、給水管等の破損、断水等の通報により被害状況を把握する。

(4) 他のライフライン担当部局等から情報収集を行う。

4　県及び関係機関への情報伝達

市は自発的に県及び関係機関へ逐次、水道施設に関する被害状況等を報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。

(1) 被災直後に伝達する情報

ア　水道施設の被害、断減水の状況を報告する。

イ　市全域の被害状況を報告する。(水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等)

ウ　被害状況により応援部隊の要請を行う。

(2) 応急復旧開始後に伝達する情報

ア　応急対策の実施状況を報告する。(応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等)

イ　復旧の見通しの報告

ウ　他ライフラインの復旧に関する情報

5　住民への広報や報道機関への対応

住民に対し、市は被害状況（断減水の影響区域等)、応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水)、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報、周知し、住民への不安解消に努める。

報道機関への対応は、市における個別の被害状況等については、市で対応することを基本とする。

6　緊急措置

市は二次災害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害の拡大を防止する。

(1) 二次災害の防止措置

ア　配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保する。

イ　消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置を講じる。

ウ　上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置を行う。

(2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水他の浄水の漏出防止を図る。

7　応急対策の方針決定

あらかじめ定めたマニュアルに基づき、市は速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報、周知することにより、不安の解消に努める。

(1) 被害状況の見積り

主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災住民数等を迅速かつ的確に見積り、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

(2) 応援要請の必要性判断

動員可能職員数及び飲料水、災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

(3) 地域性を踏まえた対応

ア　中山間地ではその地盤条件や周辺の地形条件によって、土砂崩れや河川の増水で冠水するおそれがあるため、関係部局等と協議し、効率的な応急対策を図る。

イ　土砂崩れ等の影響による原水濁度の極度な上昇に対応するため、浄水機能の低下防止措置等を講じ、給水機能の維持を図る。

ウ　積雪期においては、応急対策が困難であることが予想されるため、必要に応じて自衛隊等に派遣要請を行う。

8　応急給水計画

市は優先順位を明確にし、衛生対策、地域性や積雪期及び災害時要配慮者に対し、十分に配慮し、被害状況に応じ、地区別に給水方法を選定し、生活用水にも十分に留意したうえで、被災者に飲料水等を給水する。

(1) 給水方法

被害状況に応じて、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水種類	内　　容
拠点給水	・配水池、耐震貯水槽及び避難場所等に給水施設を設けて給水する。
運搬給水	・給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
仮設給水	・応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

(2) 優先順位

医療施設、避難場所、社会福祉施設等へ優先的に給水する。

(3) 災害援助法を適用した場合の飲料水の供給

適用基準、内容等については「災害救助法による救助計画」によるものとする。

(4) 災害時要配慮者に対する配慮

高齢者等の災害時要配慮者、中高層住宅の利用者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮を要する。

(5) 活動状況の記録

災害時の応急給水の活動状況を日報、写真等により記録する。

9　応急復旧計画

市は優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

(1) 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。

(2) 優先順位

医療機関、避難場所、社会福祉施設等を優先的に通水させるなど優先順位を明確にする。

(3) ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

他のライフライン担当部局等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。

(4) 積雪期の配慮

積雪期の応急復旧作業は除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する。

(5) 活動状況の記録

災害時の応急復旧の活動状況を日報、写真等により記録する。

第32節　下水道施設応急対策

計画の方針	
市で設置する下水道施設は、ライフライン施設として被災民の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められるものである。被災時には、速やかな応急対策実施のため災害時の組織体制を確立し、被災箇所の早期把握と的確な応急復旧措置を講ずるものとする。管路施設においては最小限の下水排除能力を確保するものとする。	
関係部課	◎上下水道局

1　下水道施設応急対策フロー図

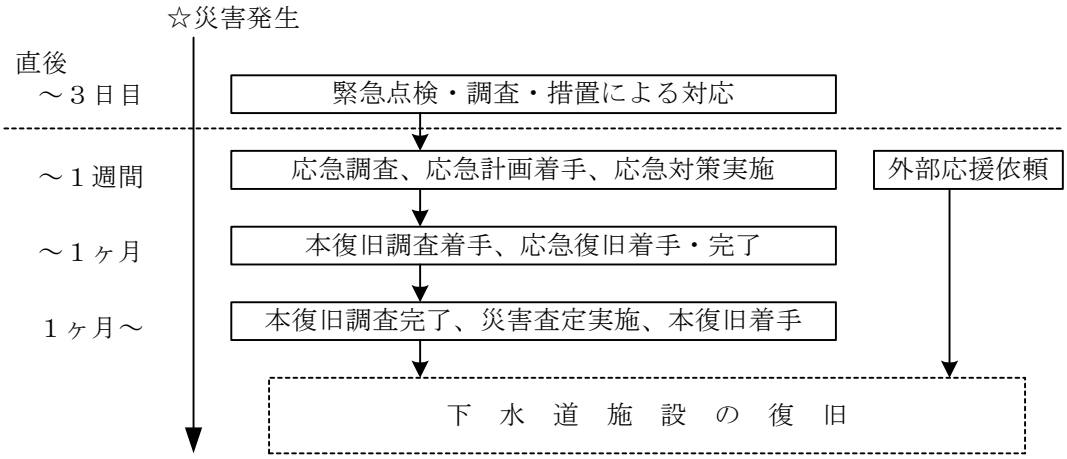

※下水道施設等復旧の計画の目安

災害発生後～３日目程度	・　風水害対応運転、施設の浸水対策 ・　住民への情報提供、使用制限の広報 ・　管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃　３日目程度～ １週間程度	・　応急調査着手、応急計画策定 ・　施設応急対策実施
〃　１週間程度～ １ヶ月程度	・　本復旧調査着手 ・　応急復旧着手・完了
〃　１ヶ月～	・　本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・　災害査定実施、本復旧着手

2　緊急点検・調査・措置による対応

(1) 災害発生時には、あらかじめ作成した下水道施設等の運転マニュアル(仮称)に基づき、管渠等の処理機能、雨水排水機能を保つための活動を実施する。

(2) 市で管理を行っている下水道施設等（管渠等）の緊急点検、緊急調査を実施し、被害状況を把握する。

(3) 緊急調査に基づいて必要な応急処置を講じ、応急復旧計画の策定を行う。

(4) 流域関連公共下水道については、流域下水道施設管理者である県へ連絡及び調整をとり、緊急点検、緊急調査を実施し、必要な応急処置を講ずる。

(5) 下水道等施設が被災をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。

(6) 携帯トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

３　利用者への協力要請

下水道施設の被害が広範囲にわたりすみやかな復旧が不可能な場合、利用者に対しての広報活動等により水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請するものとする。また、広報活動の際、利用者が下水道施設の異状を発見した場合には下水道関係機関へ通報するよう利用者に呼びかけを行うものとする。

風水害発生から、２日間程度に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

４　応急復旧による対応

(1) 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、下水道施設等の早期の利用再開に努める。
(2) 仮設用資材調達に努める。資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。
(3) 県及び地域住民等に対し、応急復旧状況等の連絡、周知を行う。
(4) 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。

５　外部応援依頼による対応

(1) 協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務実施の協力を得るものとする。
(2) 外部応援者の受け入れ態勢をつくる。

６　本復旧による対応

(1) 災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。
(2) 本復旧計画に基づき、下水道施設の本復旧を実施する。
(3) 本復旧を行うにあたり、地域住民等に本復旧状況等を周知する。
(4) 避難所等を優先的に復旧する。

第33節　危険物等施設応急対策

計画の方針	
危険物等は、災害時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても、大きな被害を与えるおそれがある。 危険物等を取り扱う施設の管理者は、災害による被害を最小限にくい止めるとともに、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して応急対策を実施するものとする。	
関係部課	◎消防本部、総務課、環境保全課、支所地域振興課

1　危険物等施設災害通報伝達フロー図

(1) 事業所における応急対策フロー（＊は高圧ガスのみ)

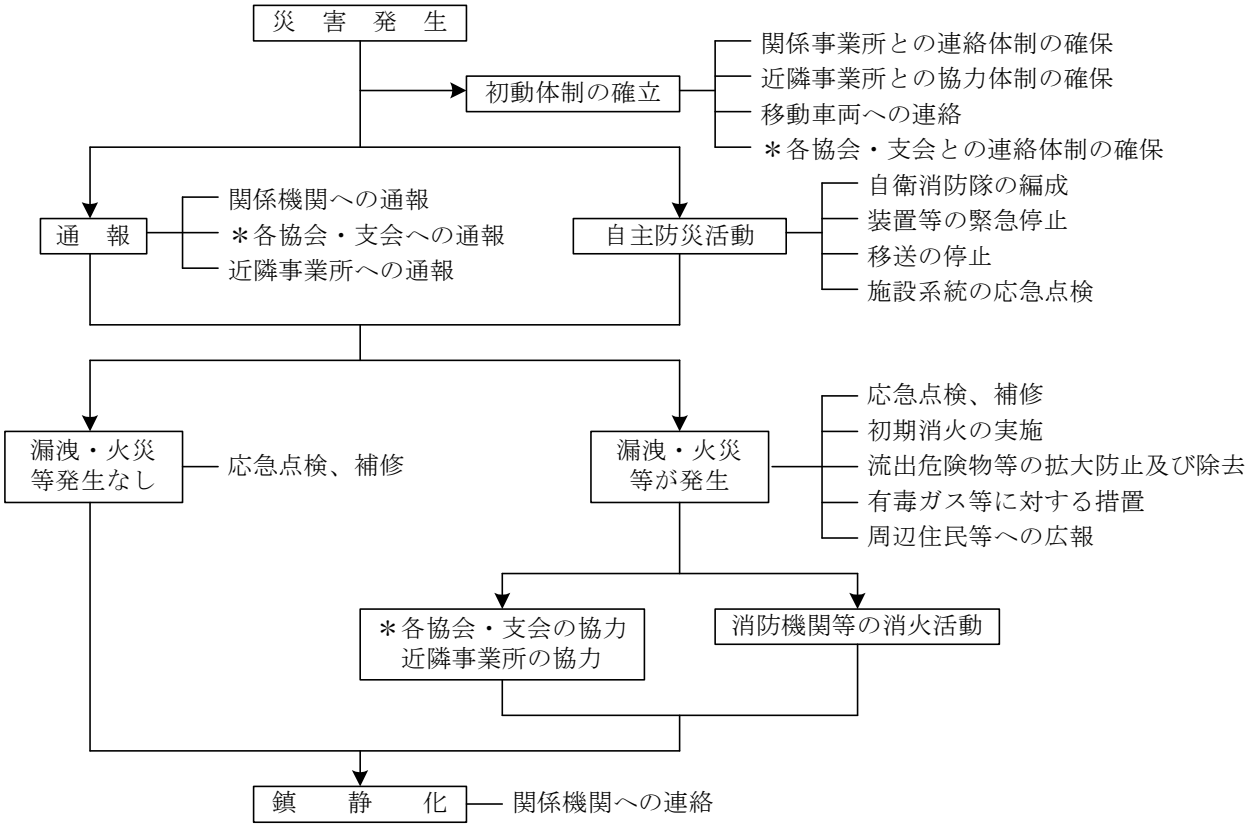

(2) 国・県・市における応急対策フロー

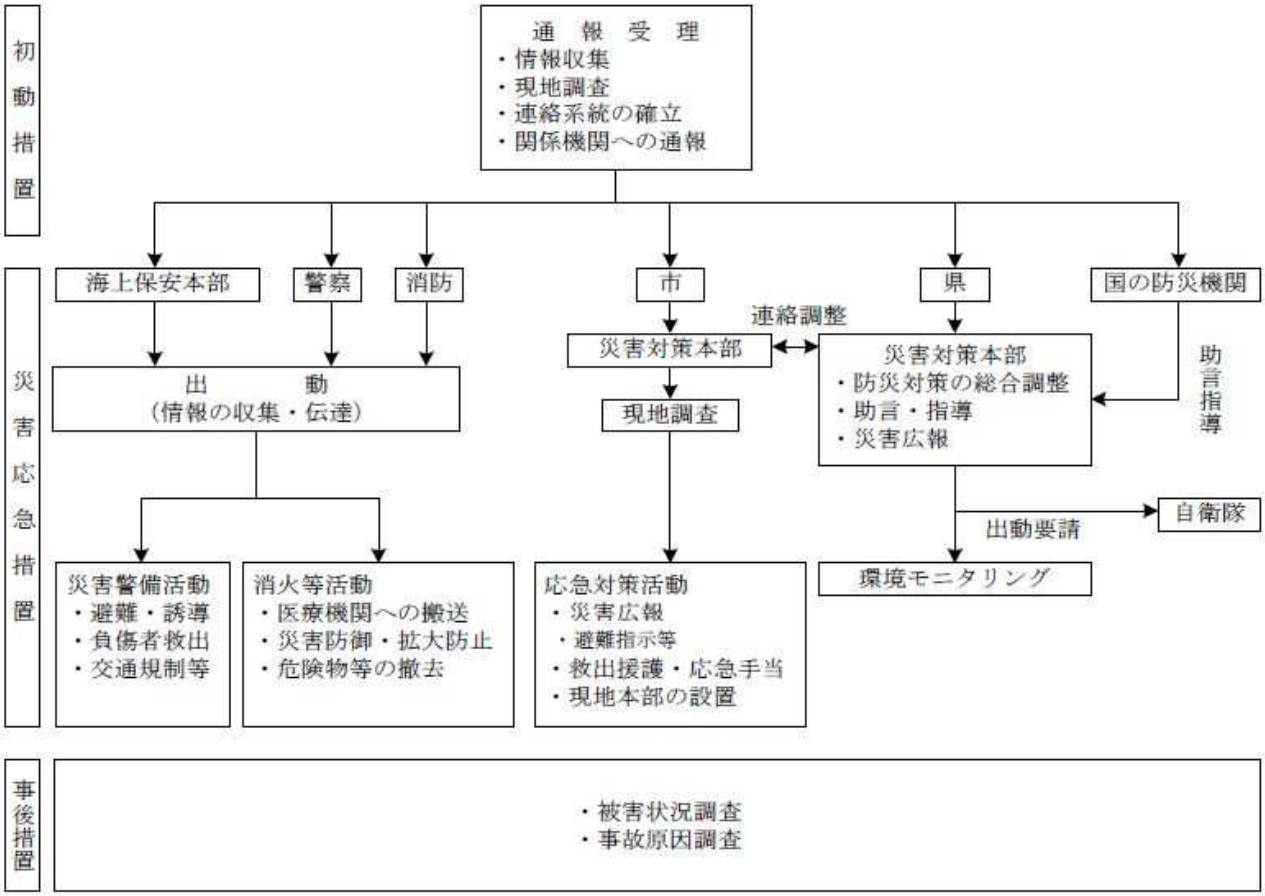

2　危険物等施設の応急対策

災害時に危険物等取扱事業所の責任者、管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、市は国、県と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図るものとする。

(1) 共通の応急対策

ア　関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立するものとする。

イ　災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行うものとする。

ウ　危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、ただちに応急点検を実施するものとする。

エ　危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずるものとする。

(ア) 危険物施設等の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずるものとする。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行うものとする。

オ　周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求めるものとする。

カ　隣接事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、その拡大防止に努めるものとする。

(2) 個別の応急対策

ア　危険物、毒物劇物及び有害物質

（ア）取扱従事者の応援体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て、適切な対応を図るものとする。

（イ）取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡を取るものとする。そのため、内部における連絡系統を明確にしておくものとする。

イ　火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずるものとする。

（ア）保管、貯蔵または運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する。

（イ）道路が危険であるかまたは搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずる。

（ウ）搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火措置を講じ、かつ必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

ウ　高圧ガス

（ア）施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等連絡を行うものとする。また、高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに通報、応援依頼等の連絡を行うものとする。

（イ）高圧ガス関係協会の対応

a　（社）新潟県エルピーガス協会

各支会の取りまとめ及びLPガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス販売事業所からの要請に対応するものとする。

b　（社）新潟県高圧ガス保安協会

高圧ガス取扱事業所に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造、一般高圧ガス販売事業者からの要請に対応するものとする。

c　新潟県冷凍空調設備保安協会

高圧ガスを使用した冷凍事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、冷凍の高圧ガス製造事業所からの要請に対応するものとする。

エ　放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講じるものとする。

また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は次に掲げる応急対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努めるものとする。

（ア）施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、科学技術庁、消防署等関係機関への通報を行う。

（イ）放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。

（ウ）放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がある場合は速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。
（エ）放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定し、その旨表示し、見張りを置き関係者以外の立入りを禁止する。

3　危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努めるものとする。

(1) 風水害等の災害により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市または消防機関、河川管理者等関係機関に通報連絡する。

(2) 当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力して実施する。

(3) 当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。

(4) 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する

ア　拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵および木材等の応急資機材を展張する。
イ　オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又はくみとるとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。
ウ　流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずる

(5) 飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者は水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(6) 有害物質が河川等の公共用水域に流出した場合、地下に浸透した場合又は大気中に放出された場合は、河川管理者等は人の健康の保護及び環境保全の観点から必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資するものとする。

4　住民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、地域住民の生命、身体の安全確保と民心の安定を図るため、次により必要な広報活動を実施するものとする。

なお、この広報活動は、第6章第6節「広報計画」と密接な関連の下で実施するものとする。

(1) 事業者の広報

災害の態様規模によって、広報活動は一刻を争うこともあり、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、市防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

(2) 市の広報

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

第34節　鉄道施設の応急対策

計画の方針	
各鉄道事業者（JR東日本）は、風水害等の災害が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。	
関係部課	◎総務課、商工観光課

1　鉄道施設応急対策フロー図

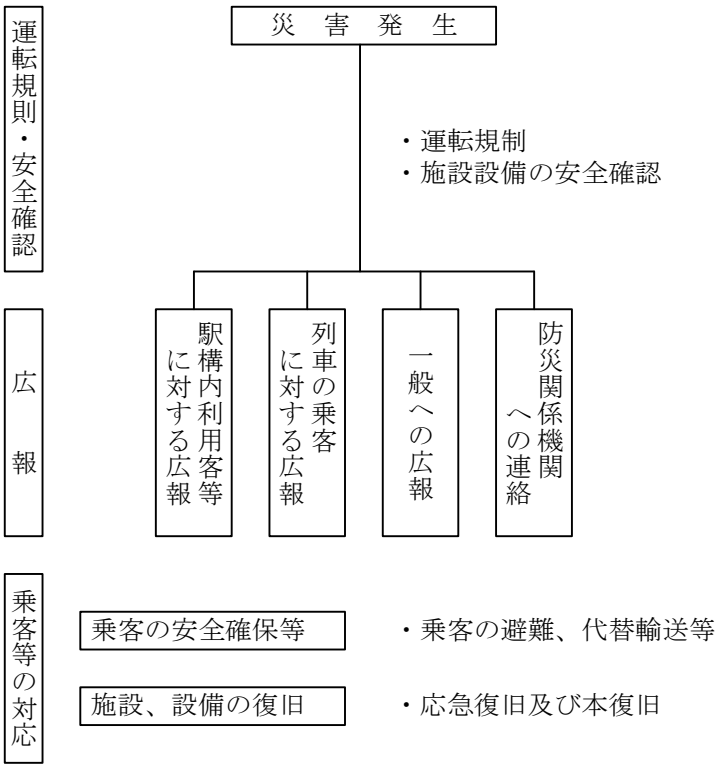

2　災害対策体制等の確立

鉄道事業者は、風水害等の災害時に対応する体制、災害対策マニュアル等を作成するとともに、次のような対策をとる。

(1) 体制の確立

災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報の伝達

防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

（ア）緊急連絡用電話
（イ）指令専用電話
（ウ）ファクシミリ
（エ）列車無線
（オ）携帯無線機等

(3) 防災上必要な教育、訓練

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

ア　災害発生時の旅客の案内

イ　避難誘導等混乱防止対策

ウ　緊急時の通信確保・利用方法

エ　旅客対策等

(4) 風水害等発生時の運転基準、運転規制区間

風水害等の災害発生時には、その強度等により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア　強風時の取扱い

風速20m/s以上	運転規制区間注意運転
風速25m/s以上	運転規制区間運転中止

イ　豪雨時の取扱い

雨量(時間雨量、連続雨量)、河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	注意運転
防災情報システムの速度中止警報表示	運転中止

ウ　なだれ発生時の取扱い

電鈴及びなだれ用信号炎管の信号表示	運転中止

(5) 旅客等に対する広報

ア　駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

（ア）災害の規模

（イ）被害範囲

（ウ）被害の状況

（エ）不通線区

（オ）開通の見込み等

イ　列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

（ア）停車地点と理由

（イ）災害の規模

（ウ）被害の状況

（エ）運転再開の見込み

（オ）避難の有無・方法等

ウ　駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(6) 救護、救出及び避難

ア　駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ　災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ　災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の

派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(7) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア　折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ　迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(8) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア　建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ　技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ　災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(9) 住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

(10) 県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに新潟県（防災局危機対策課又は交通政策局交通政策課）へ報告する。

情報収集・伝達先

鉄　道　事　業　者		勤務時間内	勤務時間外	Fax
JR東日本新潟支社	運輸部輸送課	025-248-5161	025-248-5165	時間内 025-248-2148 時間外 025-248-5166
JR五泉駅		0250-42-3057		
県　関　係　課		勤務時間内	勤務時間外	Fax
新潟県交通政策局	交通政策課	025-280-5109 内線3591～3594	025-285-5511	025-280-5089
新潟県防災局	危機対策課	025-282-1638 内線6434～6436	025-285-5511	025-282-1640
新潟県警察本部 警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5771～5773	025-285-0110 内線2070, 2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915

第35節　道路及び橋梁応急対策

計画の方針	
風水害等の災害時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、道路機能の確保が最も重要であり、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、被害状況の把握、道路の啓開、応急復旧工事を的確に行うものとする。	
関係部課	◎都市整備課、農林課

1　道路及び橋梁応急対策計画

(1) 基本方針

応急対策は、災害発生後の二次災害の発生防止と民生の安定を図ることを目的とし、早期の段階において危険箇所の応急対策並びに復旧対策を行うものとする。

道路管理者は道路の状況を早急に把握するとともに道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 応急対策

ア　被災状況の把握及び施設点検

風水害等の災害が発生した場合は、橋梁等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所の点検を行う。

また、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等はもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

特に、緊急輸送道路に指定された路線は最優先に情報収集することとする。

イ　緊急措置及び緊急通行機能の確保

緊急点検結果に基づき、交通規制等の緊急措置を実施するとともに、緊急通行車輌等の通行のために道路啓開を実施し、主要な路線については2車線を確保する。

（ア）緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において関係機関と連携を図りつつ必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。また必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

（イ）道路啓開

a　関係機関との調整を図りつつ路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により道路啓開を行う。

b　道路啓開は、可能な限り迅速に行い、主要な路線については原則として2車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合は、部分的に1車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。

c　路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等は状況に応じ協力して必要な措置をとるものとする。

（ウ）防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携しつつ、協力・支援等を行うものとする。

ウ　応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

エ　防災機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

オ　交通規制

道路管理者は災害発生と同時に警察と協力して交通規制を行い、標識、看板及び道路管理者所有の自動車等により、通行者に対し道路情報等を提供する。

カ　占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行うものとする。

2　基幹農道・主要林道及び橋梁応急対策計画

(1) 基本方針

農道及び林道の管理者は風水害等により被災した農道・林道を速やかに復旧する。また道路上の崩壊、倒壊等による障害物については、消防機関等の協力を得て除去する。特に主要な農道については優先して行い、その交通確保に努める。

(2) 応急対策

農道及び林道の管理者は、各々の農道・林道の被害状況、障害物の状況等を調査し、その結果を市災害対策本部に速やかに報告するとともに応急復旧及び障害物の除去を行い、交通の確保に努める。また、通行が危険な道路については市及び警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。

3　住民に対する広報

(1) 基本方針

市対策本部は、被害の防御・軽減及び交通の混乱防止の観点から、情報の公表・伝達とともに被災地域における支援・応急復旧活動の迅速かつ的確な実施、施設利用者の安全確保、二次災害の防止、民生の安定等のために適時適切な広報活動を行う。

(2) 広報活動

広報活動の内容は、概ね次の事項について行う。

ア　所管施設の全般的状況（被害および施設の機能状況）

イ　施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項

ウ　緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項

エ　その他本部の活動に関して広報を行う必要がある事項

上記内容の広報活動は、広報車及びチラシ、掲示板、インターネット等により広報するとともにラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等の報道機関の協力を得て周知を図る。

4　積雪期の対応

(1) 基本方針

積雪・凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等と比較して多くの困難を伴うことから、関係機関と密接な連絡のもと的確かつ円滑な応急対策を実施する。

(2) 応急対策

ア　被災状況の把握及び施設点検

施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結で十分に点検できないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的な現場点検を行い、速やかに被災状況を報告するものとする。

イ　緊急措置及び応急復旧

積雪時においては、雪崩の発生及びそれによる河川の堰止めとその後の決壊による下流への被害など特有の被害が想定されるため、被災状況、気象情報等を十分把握し的確かつ迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

第 36 節　土砂災害・斜面災害応急対策

計画の方針	
地すべり、土石流の発生及び治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）により住民に被害が及ぶ恐れがある場合は、住民に対する避難指示等及び避難誘導等を適切に実施し、二次災害の発生防止に努める。 また、すみやかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。	
関係部課	◎都市整備課、農林課

1　土砂災害・斜面災害応急対策のフロー図

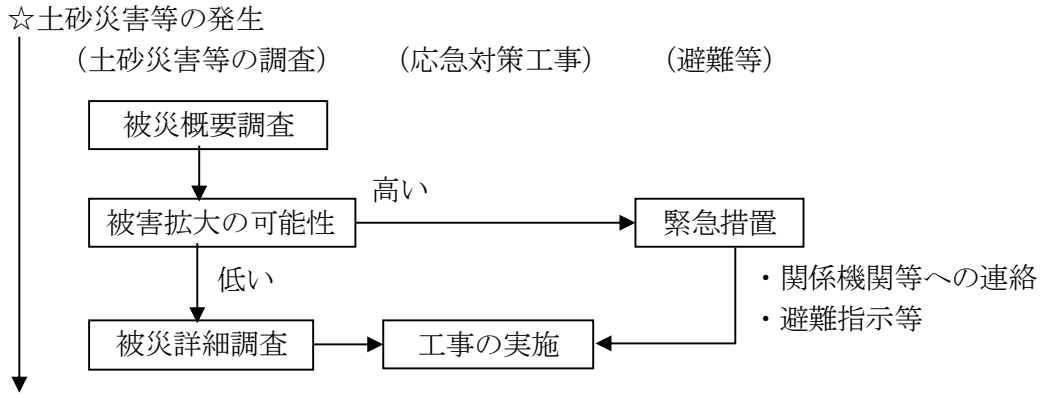

2　土砂災害等の調査

(1) 被災概要調査

土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

(2) 住民からの通報

住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。

(3) 被害拡大の可能性が高い場合

被災概要調査の結果、被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。

(4) 被害拡大の可能性が低い場合

被災概要調査の結果、被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

(5) 関係住民への連絡

被災概要調査結果及び状況の推移については関係住民等に連絡する。

3　避難指示等の実施

(1) 県への状況報告

住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県へ連絡する。

(2) 高齢者等避難、指示、誘導等の実施

被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高い、と考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための高齢者等避難、指示の発令及び避難誘導等を実施する。

(3) 異常時の体制

異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

(4) 災害時要配慮者への配慮

市は、土砂災害等により、災害時要配慮者が利用する施設及び災害時要配慮者が住んでいる住宅に被害が及ぶ恐れがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な高齢者等避難等を伝達し、避難支援活動を行う。

(5) 積雪期の対応

市は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

4 応急対策工事の実施

被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。工事対象となる各治山・砂防施設には、ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異常時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

5 各治山・砂防施設における留意点

(1) 地すべり防止施設

ア 危険区域に位置する人家集落及び関係機関への連絡、通報

地すべり防止施設に被害があり、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に速報し、安全の確保に努める。

イ 警戒避難

地すべりが進行し、下方の人家集落に危険が及ぶと推察される場合は、警察・消防団等関係者と協力し警戒避難等必要な措置をとるものとする。

ウ 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

エ 被災地の巡視等危険防止のための監視

地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

オ その他、地すべり防止施設の管理に関する事項の調整は国、県、市が協議して行う。

(2) 急傾斜地崩壊防止施設

ア 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

急傾斜地崩壊防止施設に被害を生じたり、その恐れが生じた場合には、危険な箇所に存在する人家集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行うものとする。

イ 警戒避難

急傾斜地防止施設等に被害を生じ被害が拡大する恐れがある場合は被害の程度及び状況の推移に応じて警察、消防団等関係者と協力し、警戒避難等必要な措置をとるものとする。

(3) 砂防施設

ア 砂防施設下流の人家集落並びに関係機関への連絡、通報

砂防施設が被害を受けた場合は、降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、その被災程度を砂防施設下流の人家集落並びに関係機関へ連絡、通報する。

イ 被災地地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合は、その被害程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに地元住民を通じて河川の濁りの変化や水量の変化等に注意をはらって、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

第 37 節　河川施設応急対策

計画の方針	
河川施設の被災により洪水等が発生し、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民へ避難指示等及び避難誘導等を的確に実施する。 また、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から２４時間以内に応急工事着手するものとする。	
関係部課	◎都市整備課、総務課、農林課、消防本部、支所地域振興課、上下水道局、環境保全課

１　河川施設応急対策のフロー図

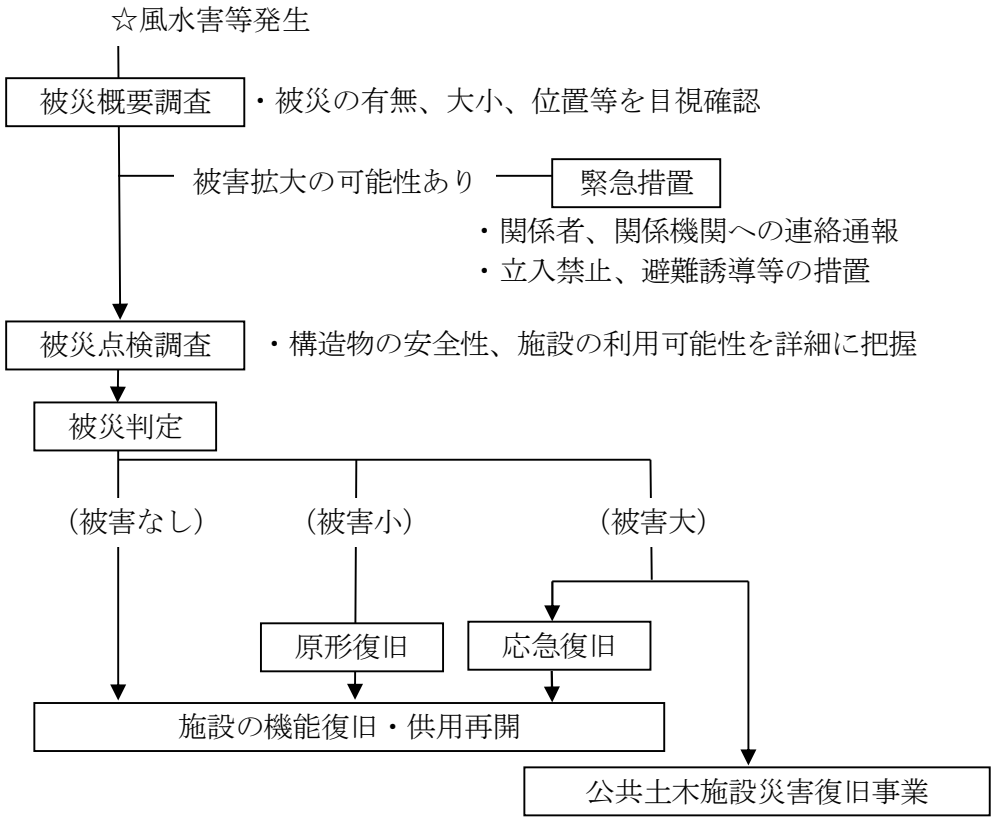

２　災害の未然防止対策

(1) 住民等から河川施設の被災の通報を受けた時及び被害概要点検やパトロール等により河川施設の被災を確認した時は、県へ連絡する。

(2) 河川施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための指示等及び避難誘導等を実施する。

(3) 住民は、河川施設の被災を確認した時は、遅滞なく県、市、消防機関、県警察へ連絡する。

３　応急復旧対策

河川管理施設及び頭首工等許可工作物等の各河川施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。

(1) 堤防等河川工作物や頭首工、排水機場の河川に関連する施設の損傷は破堤等重大な災害につながる恐れがあるため、点検や調査で異常が確認された場所については、資材や施工規模を考えて応急措置を施すものとする。

(2) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

浸水被害が拡大する恐れがある地域についてはその原因となる箇所の縮切り工事を行うとともに、危険な箇所は人的被害を防止するため立入禁止等の必要な措置を実施する。

(3) 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、災害を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、占用者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、損傷を受けた場合は速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者並びに周辺施設の管理者と協議を行って二次的な災害につながらないよう努めるものとする。

(4) 危険物、油流出等事故対策の実施

災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するための対策を実施する。

(5) その他河川管理に関する事項の調整

災害直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想される。そのため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、出来る限りライフライン並びに地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行うものとする。

4　住民に対する広報等

(1) 各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、住民へ逐次連絡する。

(2) 気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、住民、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。

(3) 被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難指示等を発令する。

5　災害時要配慮者に対する配慮

災害時要配慮者の利用が想定される施設の応急対策にあたっては、利用に配慮した対応を行う。

災害時要配慮者が利用する施設等に係る施設、地域にあっては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

6　積雪期における対応

河川管理者は、融雪出水や冬季風浪に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

また、積雪期間の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、市及び関係機関を通じ周辺住民に周知すると共に、立ち入り禁止柵を設けるなどの措置を講じるものとする。

第 38 節　農業生産基盤施設の応急対策

計画の方針	
気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農業生産基盤施設の機能回復に努める。	
関係部課	◎農林課、財政課

1　農業生産基盤施設応急対策フロー図

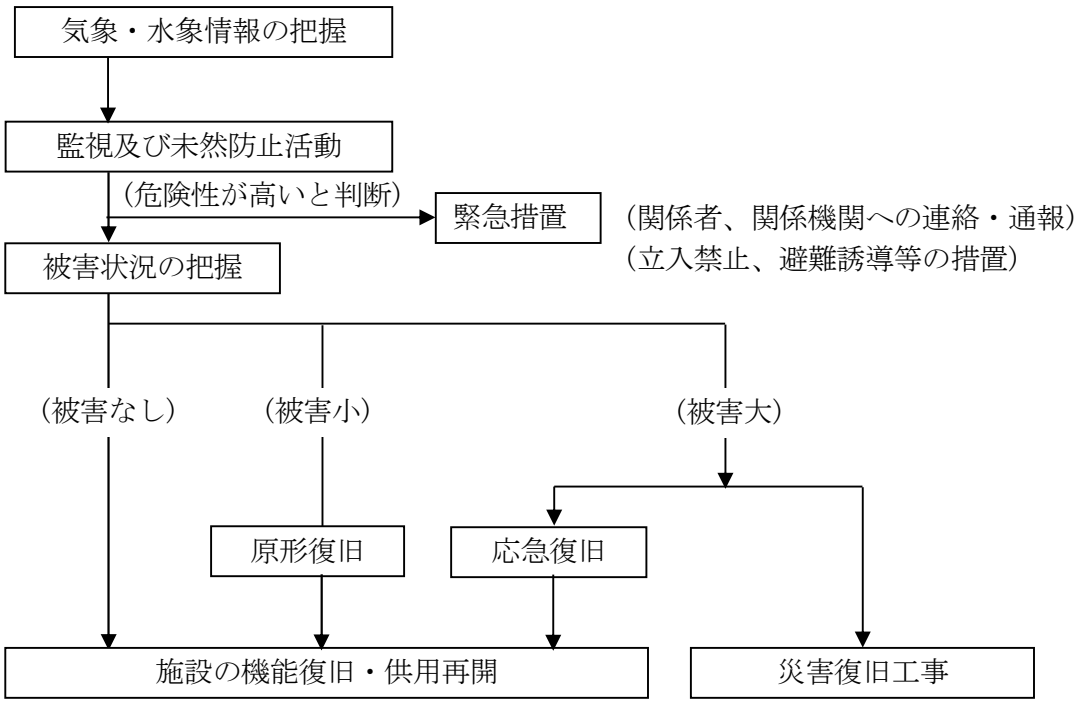

2　災害発生の未然防止活動

(1) 市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地及び頭首工、揚・排水機場、用・排水路、ため池等の農業用施設の被害状況を把握し、新潟地域振興局新津農業振興部を通じ県農地部に報告するものとする。

(2) 施設管理者は、平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。また、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行うため、パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。

(3) 用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに住民に周知させる。

(4) 二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。

3　農業生産基盤施設応急対策

(1) 農地等における土砂災害等発生箇所の応急対策の実施

災害発生の危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行い、被害拡大の防止措置に努める。

(2) 主要構造物や建築物（頭首工等）の応急対策の実施

ア　頭首工、排水機場、水門等の用排水施設管理者は、ラジオ、テレビ等で気象等に関する注意報及び警報等の情報を得たときには、概ね１時間以内に警戒配備につくものとする。

イ　施設管理者は専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施し、適切な措置を行う。

(3) ため池施設の応急対策の実施

ア　施設の主要構造物についての詳細被害調査

点検・パトロール等により異常が認められた場合は、ため池の急激な崩壊を防止するために施設の重要構造物についての詳細な被害調査を実施する。

イ　ため池施設下流の人家集落及び関係機関への連絡、通報

被害状況を的確に把握するとともに施設や甚大な被害が発見されて危険な状態が予想される場合は、ため池施設の下流に位置する人家、集落及び道路等施設管理者に連絡・通報し、被害を最小限にとどめる措置を行うものとする。

(4) 浸水区域における応急排水対策の実施

出水等により広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合、締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。排水ポンプが不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。

(5) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。ただし、通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。（詳細は第 6 章第 35 節道路及び橋梁応急対策による）

4　危険箇所についての住民避難

緊急点検等の結果で危険と認められる箇所については、住民に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

第 39 節　農林産業応急対策

計画の方針	
風水害等災害時においては、農作物への被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林道・治山施設の被災等が予想される。 市は、県・農林業関係団体等と緊密な連携の下に被害状況の把握及びその応急対策に努めるものとする。	
関係部課	◎農林課

1　農林業施設等応急対策フロー図

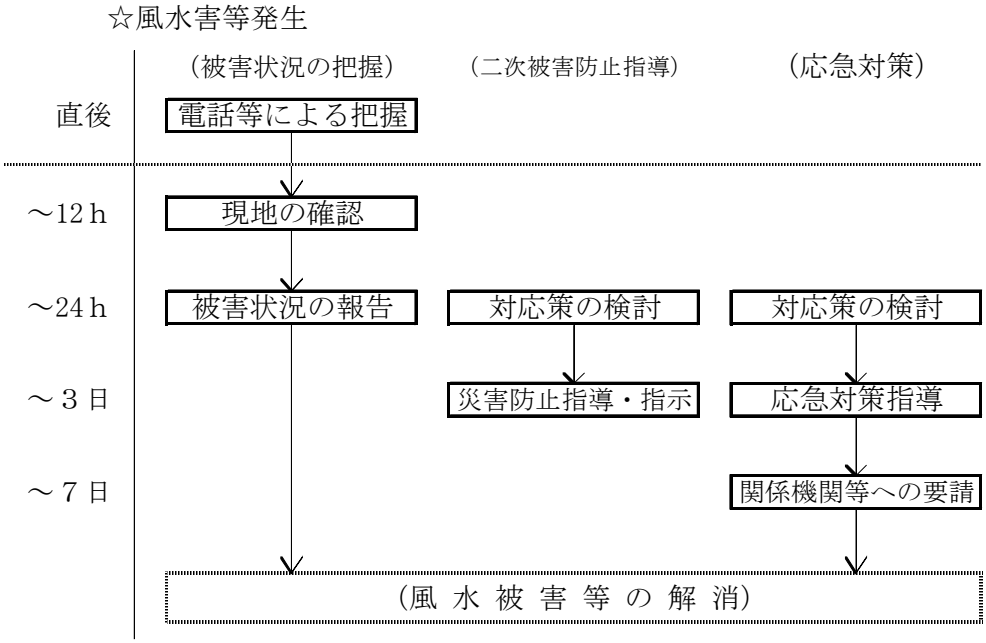

2　農作物及び農業用施設

(1) 被害状況の把握

ア　市は、農業協同組合等と相互に連携し、農業用施設の被害状況（農作物の被害を含む。）を把握するとともに、被害情報を新潟地域振興局新津農業振興部を通じ県農林水産部に報告するものとする。

イ　市は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域並びに面積等を把握するとともに、農業協同組合等と緊密な連携を保ちながら応急対策の調整を行う。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

（ア） 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置

（イ） 農業用燃料の漏出防止措置

（ウ） 土砂崩れ、雪崩、噴火噴出物等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置

（エ） 農舎、農業施設等の火災防止措置

(3) 応急対策

ア　市は、農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。

（ア）農作物の病害虫発生予防のための措置

農作物の病害虫発生予防のための措置を講ずるものとし、水害等により水稲の改植を必要とする場合が生じたときは、市は災害等を受けなかった農業協同組合を通じ改植用苗の補給を指示すると共に、必要により県に対して被災地向け改植用苗の補給を要請し、水稲再生産を確保するための措置を講ずるものとする。

（イ） 病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給

病害虫発生予防等のための薬剤を円滑に供給するものとし、水害等により発生が予想される水稲の病害虫防除の対策は次によるものとする。

a　防除の実施

市は災害により病害虫の防除が必要な場合、その防除対策を検討し県病害虫防除所及び新潟中央農業共済組合の協力を得てその地区の病害虫防除班を出動し防除を実施する。

b　集団防除の実施

被害地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認められる時は、市は県に対し緊急防除実施に対する措置を申請するとともに、新潟中央農業共済組合病害虫防除班及び管内農業関係機関・団体の協力を得て一斉防除を実施する。

c　農薬の確保

災害により緊急に農薬の確保の必要が生じた場合は、市は全国農業協同組合連合会新潟県本部及び農薬商業組合（農薬業者）に対し、手持農薬の被害地向け緊急供給を依頼する。

d　防除器具の確保

市は新潟中央農業共済組合の協力を得てその保有する防除器具を点検整備し、必要によっては各農家の保有する防除器具の提供を得て緊急防除の実施に当り、集中的に防除器具の使用ができるよう努めるものとする。

（ウ）応急対策用農業用資機材の円滑な供給

（エ）農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

（オ）消雪促進のための措置

イ　市は、農業用施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用農業資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

3　家畜及び家畜飼養施設

(1) 被害状況の把握

ア　市は、農業協同組合等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、被害情報を新潟地域振興局新津農業振興部を通じ県農林水産部に報告するものとする。

イ　市は、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、農業協同組合と緊密な連携を保ちながら応急対策を行う。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため農業協同組合及び農家に対し次の指導、又は指示を行うものとする。

ア　畜舎の二次倒壊防止措置

イ　停電発生農場への電源供給

ウ　生存家畜の救出

エ　家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置

(3) 応急対策

市は、農業協同組合等との連携・協力の下に家畜被害に対する次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

ア　死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急屠殺処分

（ア）家畜死体の受入れ体制の確保 ----------新潟県化製興業㈱

（イ）傷害による廃用家畜緊急屠殺に対する検査 ----------食肉衛生検査センター（新潟市食肉衛生検査所）

（ウ）家畜廃用認定 ----------県農業共済組合連合会

（エ）家畜緊急輸送車両 ----------県家畜商組合

イ　家畜伝染病の発生及び蔓延防止のための予防接種、畜舎消毒等

（ア）家畜飼養農家に対する指導 ----------家畜保健衛生所

（イ）被災家畜の健康診断及び畜舎消毒 ----------家畜保健衛生所

（ウ）家畜伝染病予防接種体制の確保 ----------家畜保健衛生所

ウ　動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給------県動物薬品器材協会

エ　家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給 ----------県経済連、県酪連、県飼料卸組合

4　林産物及び林産施設

（1） 被害状況の把握

ア　市は、森林組合等と相互に連携し、林産物及び林産施設の被害状況を把握するとともに、新潟地域振興局農林振興部（森林・林業）を通じ被害情報を農林水産部に報告するものとする。

イ　市は、林産物及び林産施設の被害状況を把握するとともに、森林組合等と緊密な連携を保ちながら応急対策を行う。

（2） 二次災害防止のための緊急対策

市は、倒木等や林産施設の被害状況により、緊急に必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、森林組合や林家に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

ア　林産施設の倒壊防止措置を行い、林業用燃料、電気、ガス等の漏出防止措置を講ずる。

イ　噴火噴出物等により、苗畑等や林産施設に火災発生を覚知したときは、すみやかに消防機関に通知するとともに、警察、消防機関の協力を得て、周辺可燃物の除去等拡大防止に努める。

ウ　林地内等において、噴火堆積物の流出又は流出のおそれがある場合は、警察、消防機関などの協力を得て、迅速、的確に必要な措置を講ずる。

（3） 応急対策

ア　市は、森林組合等と相互に連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の緊急措置を講じ又は関係者の指導を行うものとする。

（ア）苗木、流木等及び林産物の病害虫発生予防のための措置

（イ）病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給

（ウ）応急対策用資機材の円滑な供給

（エ）林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

イ　市は、被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材等の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

5　林道・治山施設

(1) 被害状況の把握

ア　市は、森林組合及び関係区長等と相互に連携し、林道・治山施設の被害状況を把握するとともに、新潟地域振興局農林振興部（森林・林業）を通じ被害情報を農林水産部に報告するものとする。

イ　市は、林道・治山施設の被害状況を把握するとともに、応急対策を行う。

(2) 応急対策

ア　市は、施設被害の復旧に急を要する場合は、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の手続をとり、復旧事業の促進が期されるよう努めるものとする。

イ　市は、林道・治山施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講ずるものとする。

（ア）山腹崩壊、地滑り、治山施設等の被害により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与える恐れがある場合は、警察、消防機関等の協力を得て、迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む）

（イ）地滑り又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等、その拡大防止

（ウ）倒木被害（人家、道路）が発生した場合は、住民の協力を得て速やかな除去

（エ）林道の通行に危険があると認めたときは、通行止め等の措置

ウ　市は県農林水産部から災害査定前着工の指示があった施設の速やかな復旧工事を実施するものとする。

エ　市は、応急対策実施後も被災地の巡回パトロールを実施し、現地情報を的確に把握するとともに、必要に応じて危険防止対策を行う。

第 40 節　商工業応急対策

計画の方針	
被災した商工観光業の被害状況を把握し、企業・事業所・商工団体・中小企業等の復旧等への協力・支援を行う。	
関係部課	◎商工観光課

1　各主体の役割

(1) 市

ア　企業・事業所・商工団体等から、市内の商工観光業等の被災状況を調査し、県に報告する。

イ　被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

ウ　行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

(2) 県

ア　商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

イ　市町村を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。

(3) 企業・事業所

災害による事業中断を最小限にとどめるため、ＢＣＰ（事業継続計画）を策定し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

(4) 商工団体

ア　会員・組合員等の被災状況を把握する。

イ　商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

ウ　行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
商工会・商工会議所等商工団体 地場産地企業・産地組合 商店街組合、大規模小売店、共同店舗 工業団地等進出企業 観光施設	市	被害状況の報告
市	県	

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市・商工団体	被災状況、現地相談窓口の設置、支援策
市、商工団体	企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策

３　業務の体系（フロー図又は業務体系図）

☆風水害等発生

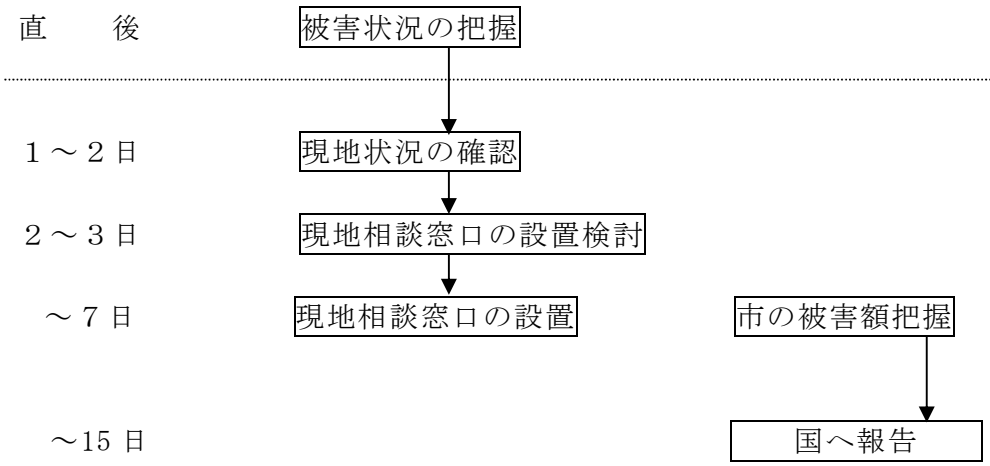

第41節　応急住宅対策

計画の方針	
災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法の適用に基づき応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護を推進するものとする。 また、住家が滅失した被災者には、公営住宅の空家を仮住宅として提供するとともに、被災者が民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件の情報を提供し、入居に際して利便を図るものとする。	
関係部課	◎都市整備課

1　応急住宅対策フロー図

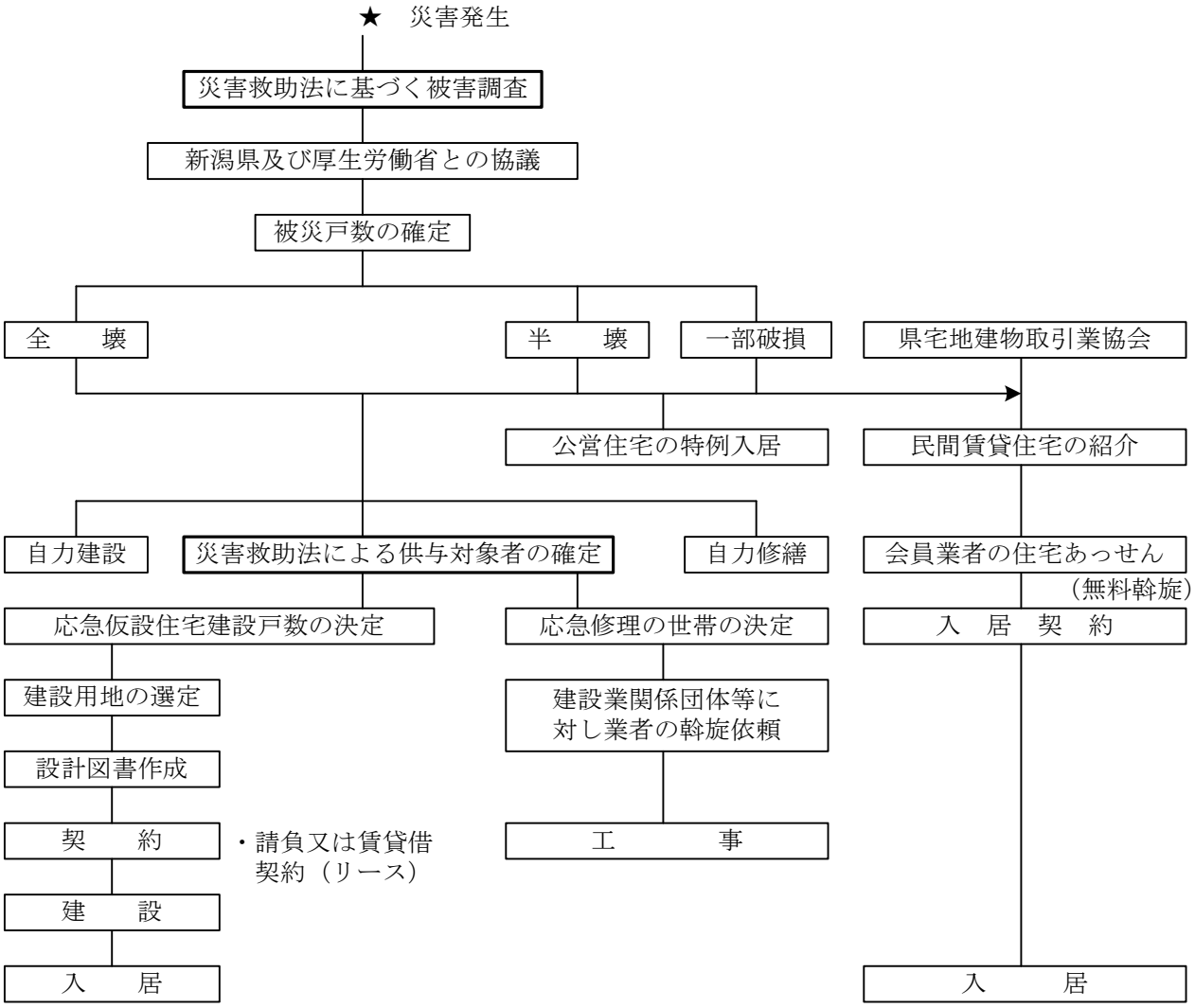

2　被災住宅調査

（1）災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を次により実施する。

ア　被害状況

イ　被災地における住民の動向及び市の住宅に関する要望事項

ウ　応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項

エ　その他住宅の応急対策実施上の必要事項

(2) 被災建築物応急危険度判定士による調査

相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努めるものとする。

(3) 被災宅地危険度判定士による調査

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民への注意喚起に努めるものとする。

3　応急仮設住宅の建設

家屋に被害を受けた被災者の収容対策として、応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

(1) 建設の方針

ア　建設用地の選定

(ア) 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用するものとする。

(イ) 市は、応急仮設住宅の建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておくものとする。

イ　建物の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の調整ができるものとする。

ウ　建設の時期

災害が発生した日から、原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。

(2) 応急仮設住宅の建設方法

県は、家屋に被害を受けた被災者の入居対策として、応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

市は、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。また、市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

(3) 協力要請

市は、応急仮設住宅の建設に当たっては、新潟県と協定を締結した次の建設業関係団体等の協力を得て行う。

ア　社団法人プレハブ建築協会

イ　社団法人新潟県建設業協会

ウ　その他の関係団体

(4) 被災者の収容及び管理

被災者の応急仮設住宅への収容とその管理は、次のとおりとする。

ア　災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、老人、病弱者、母子世帯、障がい者、勤労者若しくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者であること。

イ　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、被災者の被災状況を調査し選定する。

ウ　管理

市は、応急仮設住宅の設置完了後速やかに県と委託協定を結び、応急仮設住宅の管理を行う。

エ　供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から2年以内とする。

4　被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。

(1) 修理の対象住家

住家が半壊又は半焼し、その居住者が当面の日常生活を営むことができない状態にある住家で、自らの資力では修理することができない生活保護法の被保護者若しくは、要保護者又は特定の資産を持たない失業者、老人、病弱者、母子世帯、障がい者、勤労者若しくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者等応急仮設住宅の収容対象者と同程度の者とする。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所など当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲とする。

(4) 修理の期間

災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了するものとする。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。

(5) 修理の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設の方法に準じて行う。

5　公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

(1) 被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）また、状況により公的宿泊施設等を臨時的に使用する。

(2) 対象公営住宅は、県営及び市営住宅とする。市内の公営住宅でも不足する場合は、近隣市町村に提供を要請する。

(3) 市は、提供可能な住宅をマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

6　民間賃貸住宅の紹介・あっせん

（社）新潟県宅地建物取引業協会は、物件情報を集約のうえ、市や県が設置する相談所等において民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に物件を紹介し、会員業者は無料で物件をあっせんするものとする。

7　住宅建設資材のあっせん

市は、県を通じ新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。

また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、県森林組合連合会、木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により近隣市町村に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。

８　応急修理事務手続き

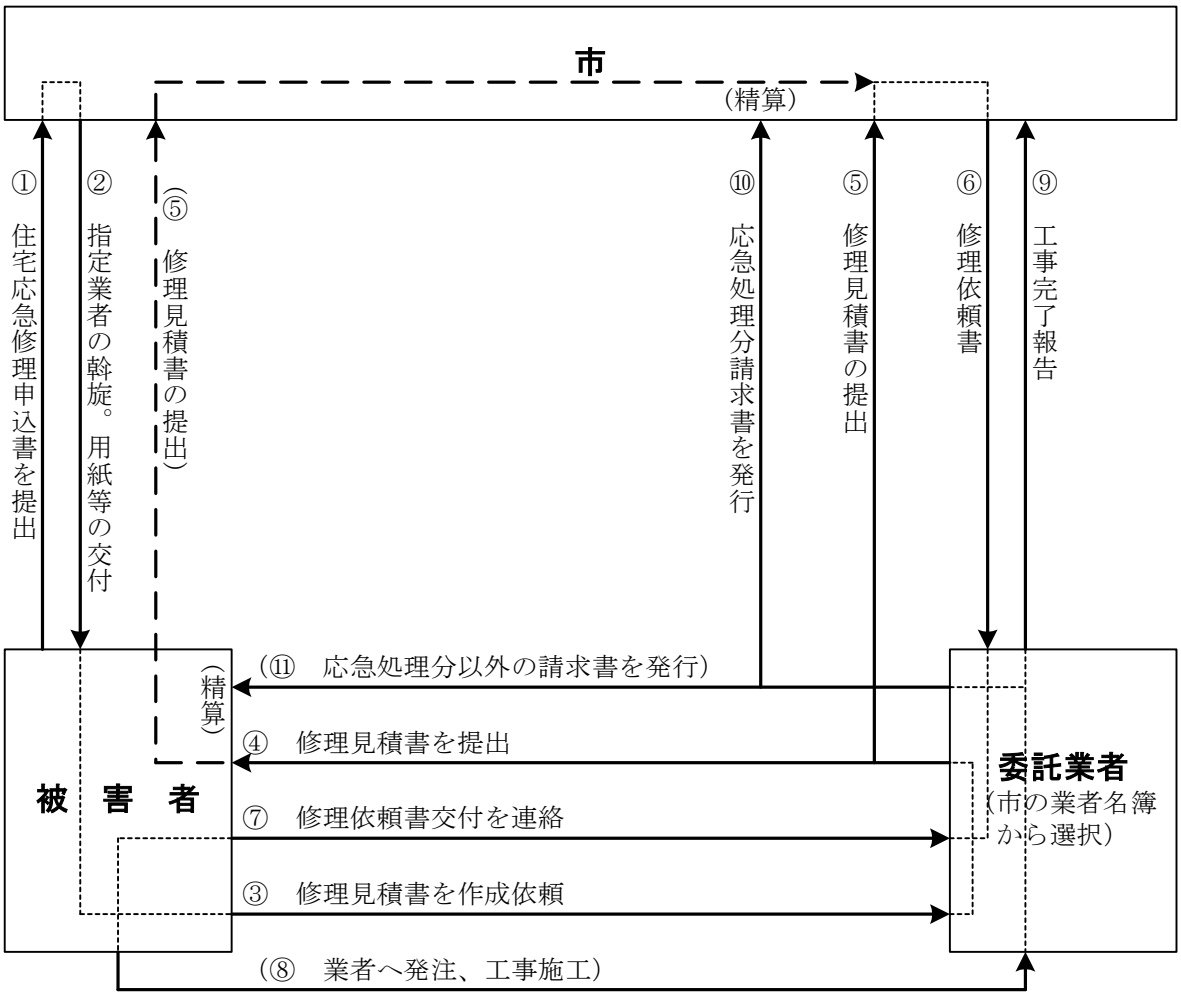

※１　⑤修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
※２　⑨工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
※３　市の判断により、「②指定業者の斡旋」の段階で「⑥修理依頼書を交付」し、後日、「⑤被災者又は指定業者が修理見積書を市窓口に提出」とすることもできる。

第 42 節　ボランティア受入れ対策

計画の方針	
災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、五泉市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。	
関係部課	◎健康福祉課

1　各主体の役割

(1) 市

ア　ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。

イ　市災害対策本部とボランティアセンターで情報を共有する。

ウ　ボランティアセンター運営に必要な資機材を提供する。

(2) 県及び県ボランティア本部

ア　県ボランティア本部を新潟県社会福祉協議会内に設置し、本部運営を行う。県は同本部の運営の支援を行う。

イ　災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援などを行う。

(3) 市社会福祉協議会

ア　風水害等の災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

イ　ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営をする。

ウ　災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

エ　ボランティアセンター運営に必要な資機材を提供する。

オ　ボランティアセンター運営に係る統括と同センターの資金管理を行う。

(4) ボランティアセンター

ア　ボランティアセンターの運営や避難所などの施設運営に係るボランティア需要の把握を行う。

イ　上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信を行う。

ウ　駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行う。

エ　ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。

オ　その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	ボランティアセンター	被災地ボランティア需要
ボランティア本部	県ボランティア本部 市災害対策本部	集約された被災地ボランティア需要
県ボランティア本部 市災害対策本部	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	集約された被災地ボランティア需要、調達情報
県災害対策本部	協定先企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
協定先企業・団体	県災害対策本部	供給予定情報
県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	県ボランティア本部 市災害対策本部	
県ボランティア本部 市災害対策本部	ボランティアセンター	
ボランティアセンター	避難所、避難者	

3 ボランティアの受入れ計画フロー図

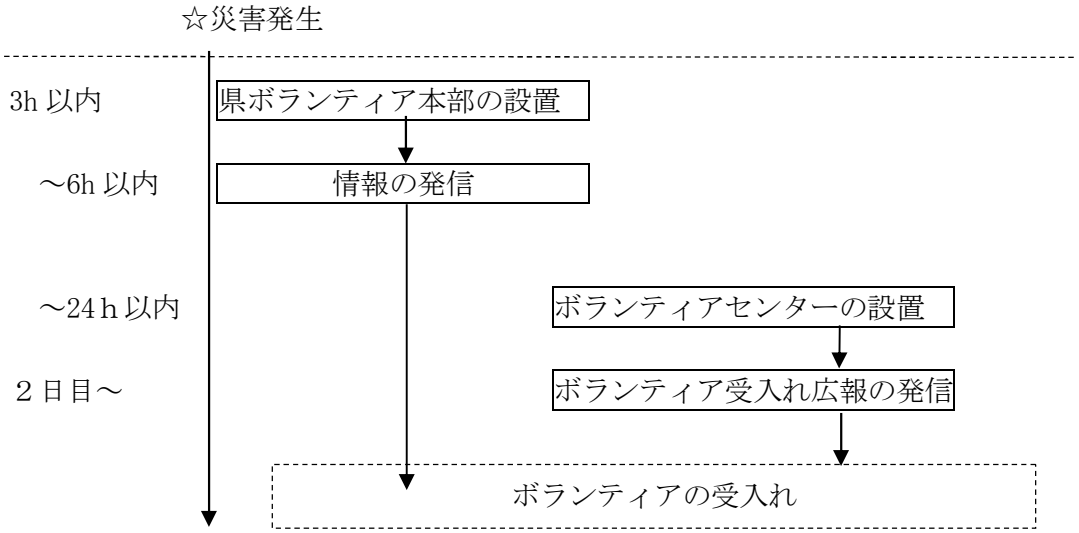

第43節　義援金の受入れ・配分計画

計画の方針	
大規模な風水害等の災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受け入れ体制並びに配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。	
関係部課	◎健康福祉課、会計課

1　義援金の受入れ配分フロー図

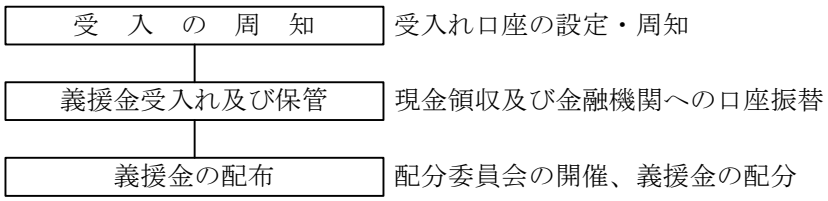

2　義援金受入れの周知

市は、義援金品の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等並びに報道機関、ホームページ等を通じ次の事項を公表するものとする。

(1)　振込銀行口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

(2)　受入窓口

3　義援金の受入れ及び保管

市は、次により義援金を受け入れるものとする。

(1)　一般からの受入窓口を開設する。

(2)　一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。

(3)　一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

4　義援金の配分

(1) 義援金配分委員会の設置

市は、日本赤十字社新潟県支部五泉市地区、五泉市社会福祉協議会等の義援金受付団体に寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

(2) 義援金配分委員会の構成

配分委員会の委員は、市、日本赤十字社新潟県支部五泉市地区、五泉市社会福祉協議会、報道機関等で構成する。

(3) 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第44節　義援物資対策

計画の方針	
全国から寄せられる義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としている情報などを的確に発信することにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。	
関係部課	◎会計課、健康福祉課

１　義援物資の受け入れ配分フロー図

☆風水害発生

	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)
直後 ～6 時間後	物資受入方針に基づく電話、ﾒｰﾙ、FAX 対応	物資取扱方針情報	被災地ﾆｰｽﾞ 交通情報
1 日目～ 6 日目	物資受入方針に基づく電話対応の留守番電話化	被災地ﾆｰｽﾞ、要求、調達情報 交通情報	被災地ﾆｰｽﾞ 交通情報
7 日目	留守番電話対応	義援物資受入の停止宣言	被災地ﾆｰｽﾞ

２　義援物資受入れの周知

市は、義援物資の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等並びに報道機関、インターネット等を通じ次の事項を公表するものとする。

(1)　受入れを希望する物資及び受入れを希望しない物資のリスト（需給状況を勘案し必要に応じ公表リストを改定するものとする。）

(2)　送り先（あらかじめ定める集積拠点とする。）

３　情報収集

市は、避難所の配置職員等により必要な物資・数量を把握し、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握をする。

また、配送等にかかる道路状況・交通情報の把握を行う。

４　義援物資の受入れ及び保管

市は、次により義援物資を受け入れるものとする。

(1)　受入・照会窓口を開設する。

(2)　受入要員を事前に確保する。

(3)　輸送、保管に適した集積場所に保管する。

５　義援物資配分

市は、自己調達物資、応援要請物資等と調整し、義援物資の効果的な配分を行う。物資の配布は早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。また、ボランティア・ＮＰＯ等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

第45節　災害救助法による救助計画

計画の方針	
災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続を行うと共に、迅速かつ的確な災害救助業務を実施するものとする。	
関係部課	全課（◎総務課）

1　災害救助法による救助フロー図

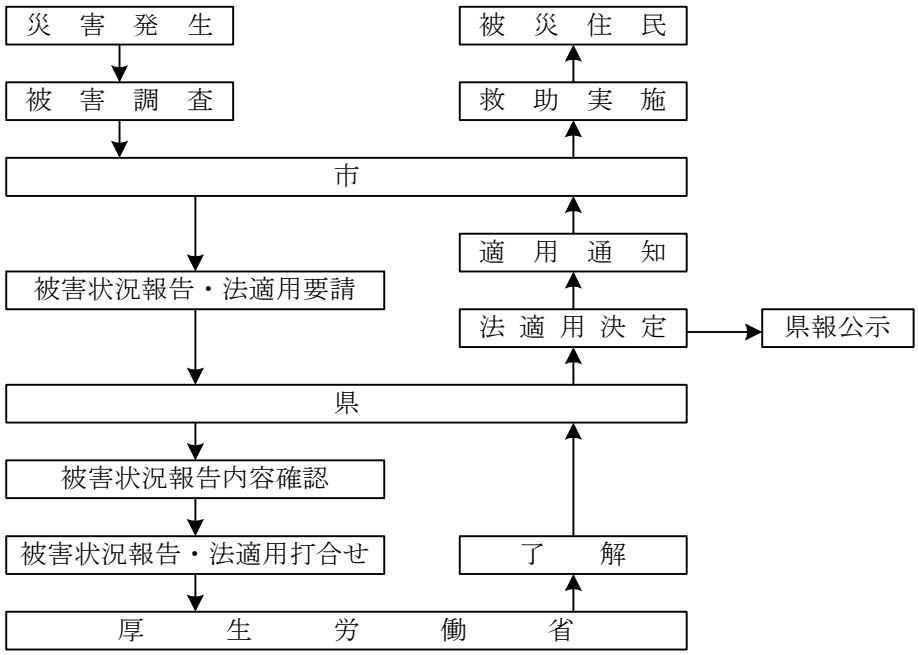

2　災害救助法の適用

（1）災害救助法による救助の実施

ア　知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、国の機関として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。（法第2条）

イ　市長は、知事が法に基づく救助を実施する場合は、これを補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

ウ　知事は救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その職種の一部を市長に委任するものとする。（法第30条、県法施行細則第17条）

エ　市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。（県法施行細則第3条）

（2）救助の応援

ア　知事は災害による被害が甚大で救助に必要な人員、物資、設備、用具等を確保することが困難な場合は、関係道県との相互応援協定、災害対策基本法第74条等に基づき他の都道府県知事、あるいは主務大臣に対しての応援を要請するものとする。

イ　知事は、災害による被害が大きく、当該市町村だけでは救助の実施が困難な場合で、特に必要があると認められるときは、他の市町村長に対して被災市町村を応援するよう指示するものとする。（災害対策基本法第72条）

3　災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア　適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ　同一災害によることを原則とする。

例外として以下による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

（ア）同時点又は相接近して異なる原因による災害

（イ）時間的に接近して、同一市での同種又は異なる災害

ウ　市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれか1つに該当する場合は法を適用する。（当市の場合）

ア　市の区域内の住家滅失世帯数が60世帯以上であるとき。

災害救助法施行令（以下「令」という。）第1条第1項第1号

イ　県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が30世帯以上であるとき。（令第1条第1項第2号）

ウ　県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

要厚生労働大臣事前協議（令第1条第1項第3号前段）

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

要厚生労働大臣事前協議（令第1条第1項第3条後段）

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

要厚生労働大臣事前協議（令第1条第1項第4号）

4　被害状況の判定基準

(1) 滅失世帯の認定

住家滅失世帯の算定に当たっては、住家が全壊、全焼、または流出した世帯を標準とし、住家が半壊、又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（全壊・全焼・流出）＋（半壊・半焼×1／2）＋（床上浸水等×1／3）＝滅失世帯数

(2) 住家滅失の認定

ア　住家が全壊、全焼、又は流出したもの

（ア）住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。

（イ）住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根、階段など）の被害がその住家の時価の50%以上に達したもの。

イ　住家が半壊、又は半焼したもの。

（損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる次のものをいう）

（ア）住家の損壊部分の床面積が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの

（イ）住家の主要構造部の被害が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの

ウ　床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態になったもの。

(3) 世帯及び住家の認定

ア　世　帯

（ア）生計を一にしている実際の生活単位をいう。

（イ）学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。

イ　住　家
（ア）現実にその建物を居住のため使用しているものをいう。
（イ）炊事場、便所、離れた座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。
（ウ）アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。
（エ）学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は住家とする。

5　災害救助法の適用手続き

(1) 被害報告・適用要請

市長は、災害が前記4災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告すると共に、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。

ア　情報提供担当者

災害報告の的確性を期するため、報告主任及び副任を定めるものとする。

イ　情報提供の内容
（ア）災害発生の日時及び場所
（イ）災害発生の原因及び被害の概況
（ウ）被害状況調べ
（エ）すでにとった救助措置及びとろうとする措置
（オ）その他の必要事項

6　災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので次の種類がある。

ア　収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
イ　たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
ウ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
エ　医療及び助産
オ　災害にかかった者の救出
カ　災害にかかった住宅の応急修理
キ　生業必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
ク　学用品の給与
ケ　埋葬
コ　死体の捜索及び処理
サ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※　キについては災害援護資金等各種貸付け制度の充実により、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第23条2項）

(3) 市長への委任

ア　（1）の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、オ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については市長に委任されている（県法施行規則第17条）ことから、市長は災害の被害状況により、適切かつ効果的な救助を速やかに実施するものとする。

イ　市長は、ア以外の救助についても委任を受けた場合は、救助の実施責任者として速やかにこれを実施するものとする。

7　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

（1）一般基準

法による救助の程度、方法及び期間は新潟県災害救助法施行細則第５条のとおりとし、費用の限度額については厚生事務次官通知に基づき改定を行うものとする。

（2）特別基準

災害の種類、又は態様あるいは、被災者の構成又は、家族事情あるいは、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準で救助の万全を期すことが困難な場合があるので、市長は、災害の実情に即した救助を実施するため、知事と協議し、知事は必要に応じて厚生労働大臣と協議するものとする。

（3）救助実施状況の情報提供

ア　救助の実施機関は、災害直後における当面の応急的措置及び、後日における災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日毎に記録、整理して知事に報告するものとする。

イ　報告にあたっては、救助の種類毎に、必要事項の外、最低次の事項を記録するものとする。

（救助の種類）	（報告事項）
・避難所の設置	箇所数、収容人員
・応急仮設住宅の設置	設置戸数
・たき出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
・飲料水の供給	対象人員
・被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
・災害のかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
・災害のかかった住宅の応急修理	対象世帯数
・学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数
・死体の捜索	死体処理数
・障害物の除去	対象世帯数

8　強制権の発動

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、法の定めるところにより、一定の業種の者に従事命令又は協力命令を発し、特定の施設を管理又は使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は収容を行うものとする。

9　災害救助法が適用されない場合の救助

法が適用されない災害に際して、市長が必要な救助を行う場合は、五泉市災害救助条例により措置を行うものとする。また、市長は救助の程度が新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当し、条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

第７章　火災・事故等の災害対策

第１節　林野火災対策

計画の方針	
自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、市、県及び林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材等の整備・充実を図る。 また、林野火災発生時においては、自然環境と住民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、市、森林所有者・管理者、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たるものとする。	
関係部課	◎総務課、消防本部、都市整備課、農林課、支所地域振興課

１　林野火災予防計画

（1）計画の体系

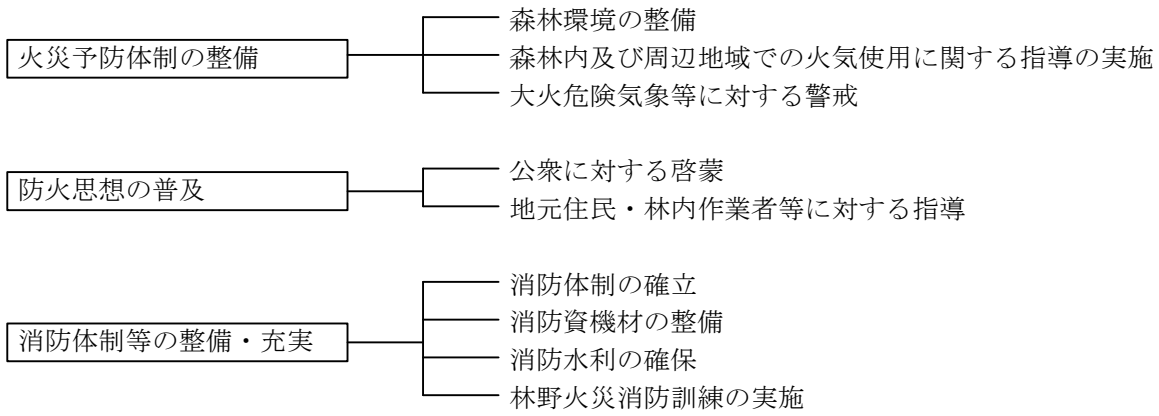

（２）火災予防体制の整備

ア　森林環境の整備

市および国、県、森林組合及び林野の所有者等は、平時から次により林野火災の予防上必要な環境整備に努めるものとする。

（ア）防火線・防火林の整備

森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努めるものとする。また、固定防火線と併用または単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努めるものとする。

防火線は、定期的に刈払い等の維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努めるものとする。

（イ）防火用水利の確保

河川、池、ダム、砂防・治山関係施設等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努めるものとする。

（ウ）林道（防火道）の整備

市は、消防用車両の通行に支障のないよう林道の適正な維持管理に努めるものとする。

（エ）監視所等の設置

森林の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所の設置や、林野内の住民等に森林の監視・事故通報の業務を委嘱する等、監視体制の強化に努めるものとする。

（オ）林野火災特別地域対策

林野火災の発生または拡大の危険度の高い地域は、林野火災対策の推進のため、県と協議のうえ林野火災特別地域の決定をすることができる。林野火災特別地域の決定をした場合は、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を定めるものとする。

市が林野火災対策事業にかかる消防設備等の整備を行う場合には、消防庁の要綱の定めるところにより経費の一部につき国から助成されるものであり、県は市に対し、制度を活用するよう働きかけるものとする。

イ　森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

（ア）森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２１条の定めるところにより市長の許可がなければできない。市長は、許可条件等について事前に消防機関及び森林管理署等の関係機関と十分に協議するものとする。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知するものとする。

（イ）火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行うものとする。

ウ　大火危険気象等に対する警戒

（ア）一般的な警戒

森林の所有者、管理者及び消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地域住民及び入林者に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努めるものとする。

（イ）火災警報等の発令と警戒

市長は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報等を発令して住民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるものとする。

また、消防機関は必要により火災警報信号の発令を行い、市及び消防機関は、広報車による巡回、有線放送等により広報するとともに県危機対策課に通報する。県は市から火災警報等の発令の通報があった場合、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を要請し、住民及び関係者への周知を図る。

（３）防火思想の普及

ア　公衆に対する啓蒙

（ア）　広報宣伝の充実

市、県、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図るものとする。

また、春（４・５月）の出火危険期は山火事予防の強化期間とし、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、ＳＮＳ等による啓蒙宣伝や、屋内外、交通機関、駅、登山口、林野内の道路、樹木等へのポスター、標識板、立て看板、懸垂幕等の掲示等により注意を喚起する。

（イ）学校教育による防火思想の普及

市、県、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関は、市・県教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。また、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童生徒を通じて家庭への浸透を図るものとする。

イ　地元住民・林内作業者等に対する指導

（ア）山火事防止対策連絡会議等の開催

市、県、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関・事業者は、山火事防止対策のた

めの連絡会議等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処について基本的事項を確認し、その周知徹底を図る。

（イ）地域での指導・啓蒙

市及び消防機関は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓蒙普及を図るものとする。

（ウ）職場での指導・啓蒙

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場で講習会等を開催し、その職員に対し林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図るものとする。

（４）消防体制等の整備・充実

市、県及び林野関係機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

ア　消防体制の確立

（ア）消防出動計画の整備

各消防本部は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を市地域防災計画及び市消防計画に定めるものとする。また、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等により、効果的な消火活動体制を整備する。

（イ）自衛消防体制の整備

森林の管理者及び林業関係者は、林野火災が消防機関の所在地から離れた場所で発生することを踏まえ、自衛消防隊等による初期消火体制の確立を図るものとする。

（ウ）広域応援体制等の整備

市、県及び消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び森林管理署等の林野関係行政機関、警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報交換等に努めるものとする。

イ　消防資機材の整備

市、県及び林野関係機関は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るものとする。

ウ　消防水利の確保

各消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、防火水槽等を整備するほか、川・池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成するものとする。また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておくものとする。

エ　林野火災消防訓練の実施

市、県、消防機関、林野関係機関、その他の防災関係機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るため、毎年１回以上訓練を実施するよう努めるものとする。

２　林野火災応急対策

（１）応急対策フロー図

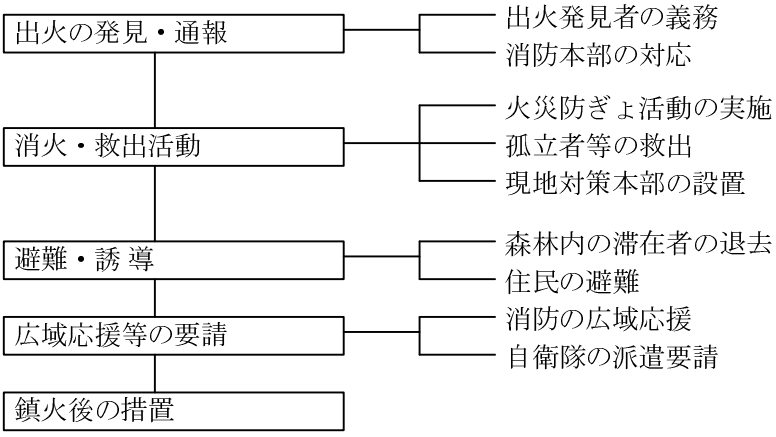

（２）出火の発見・通報

ア　出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

イ　消防本部の対応

通報を受けた消防機関は直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

（ア）　消防団に対しては、消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動要請を行う。

（イ）森林の管理者（森林管理署、森林組合等）に対しては、森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力要請を行う。

（ウ）県危機対策課に対しては、消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。

（エ）警察署に対しては、消防車両の通行確保のための交通規制を要請する。

（オ）市に対しては、地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保対策の要請を行う。

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

（３）消火・救出活動

ア　火災防ぎょ活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

（ア）情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。急激な延焼拡大や火災の長期化に対応できるよう、必要に応じて、他の消防機関や県、自衛隊に情報共有する。なお、火災防ぎょに当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

（イ）消防水利の確保

林野火災では消防水利の確保が難しい場合が多いので、予め作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

（ウ）消火活動の実施

消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。なお、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林所有者等と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

イ　孤立者等の救出

現地に出動した消防防災航空隊は、消防防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

ウ　現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防本部の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。

（４）避難・誘導

ア　森林内の滞在者の退去

市・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

イ　住民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。また、避難行動要支援者の避難支援が適切に行えるよう十分配慮する。

（以下、第６章第７節「避難及び避難所運営計画」による。）

（５）広域応援等の要請

ア　消防の広域応援

消火にあたる消防本部の消防長は、消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は、県内の消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対し応援を要請する。

知事は、県内の消防力での対処が難しいと判断する場合は、直ちに総務省消防庁に対し、他の都道府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行う。（以下、第６章第11節「火災対策計画」による。）

イ　自衛隊の派遣要請

市長は、消防力だけでは林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。（以下、第６章第８節「自衛隊の災害派遣計画」による。）

（６）鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらく警戒にあたる。

森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行うものとする。

第２節　鉄道事故災害対策

計画の方針	
本計画は、列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等により多数の死傷者が発生又は地域住民に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害を対象とする。 市内の鉄道事業者（ＪＲ東日本）は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して交通環境の整備により事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両及び施設の安全対策の推進に努める。 また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制及び関係機関との連携体制を整備するものとする。	
関係部課	◎総務課、消防本部、商工観光課、都市整備課

１　鉄道事故予防計画

（１）計画の体系

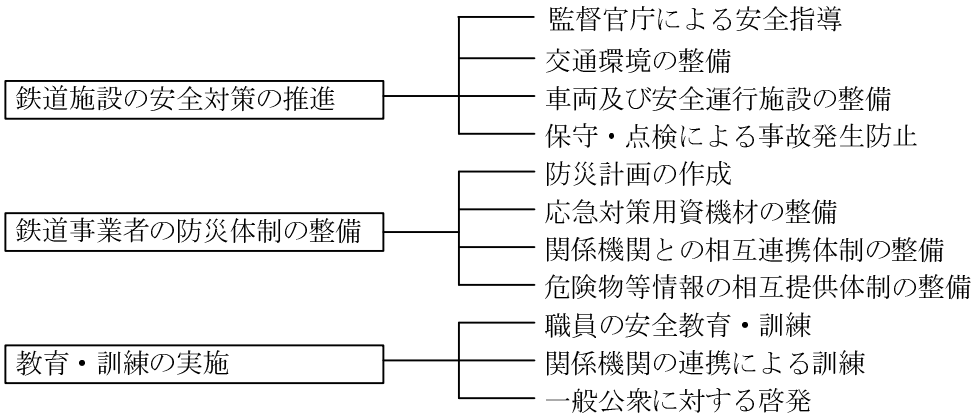

（２）鉄道施設の安全対策の推進

ア　監督官庁による安全指導

鉄道事業者は、法令の規程に基づき、北陸信越運輸局による定期検査又は必要の都度立入検査、指導等を受ける。

イ　交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制、統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努めるものとする。

ウ　車両及び安全運行施設の整備

鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策、ＣＴＣ（列車集中制御装置）、ＡＴＳ（自動列車停止装置）、踏切保安設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努めるものとする。

エ　保守・点検による事故発生防止

鉄道事業者は、法令並びに各社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋梁、トンネル、信号保安設備その他関連施設の保守・点検を実施し、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

（３）鉄道事業者の防災体制の整備

ア　防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故災害発生時の指揮系統、対応手順、職員の動員計画等をあらかじめ定めておくものとする。

ＪＲ各社（東日本）は、災害対策基本法及び国の防災基本計画に基づき、各社の防災業務

計画を策定し、更に各支社で定める防災業務実施計画及び事故・災害等応急処理手続に関するマニュアル等により事故災害に対応するものとする。

イ　応急対策用資機材の整備

鉄道事業者は、各社の保安規程に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

ウ　関係機関との相互連携体制の整備

鉄道事業者は、事故災害発生時の市、消防、警察、県、その他関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努めるものとする。

エ　危険物等情報の提供体制の整備

貨車により危険物、毒物、高圧ガス等を輸送する鉄道事業者は、「化成品分類番号」に基づく積載物質の特性や取扱い等について、消防等の防災関係機関に情報を提供しておくものとする。

（４）教育・訓練の実施

ア　安全教育・訓練

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的に実施し、習熟に努める。

イ　関係機関の連携による訓練

鉄道事業者は、市、消防、警察、県、その他関係機関と合同で、旅客列車又は危険物積載貨物列車の脱線・転覆等、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

ウ　一般公衆に対する啓発

（ア）踏切事故防止対策

鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法等について、自動車運転者への普及に努める。

（イ）鉄道妨害の防止

鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行うものとする。

２　鉄道事故災害応急対策

（１）計画の体系

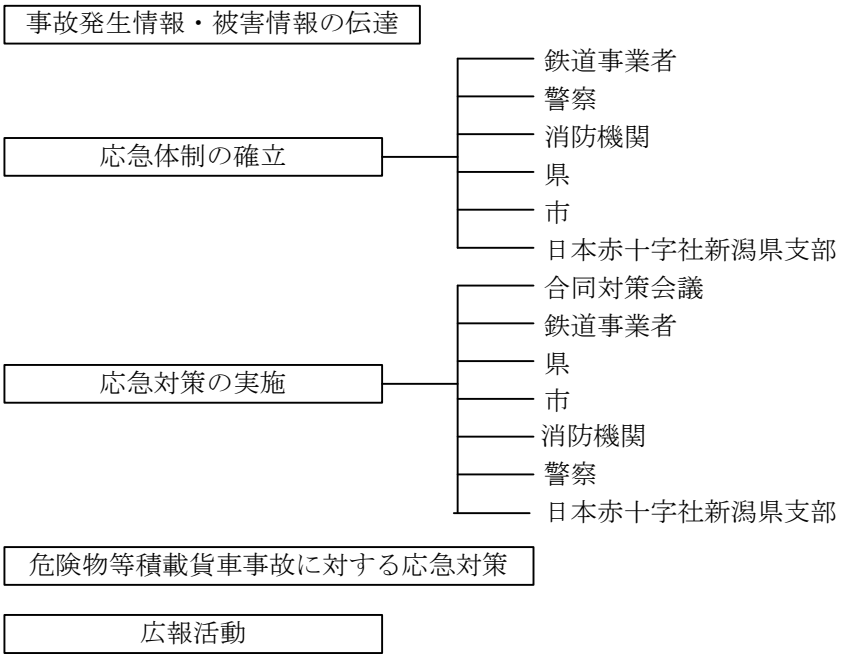

（２）事故発生情報・被害情報の伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに次の経路により関係機関に通報するものとする。

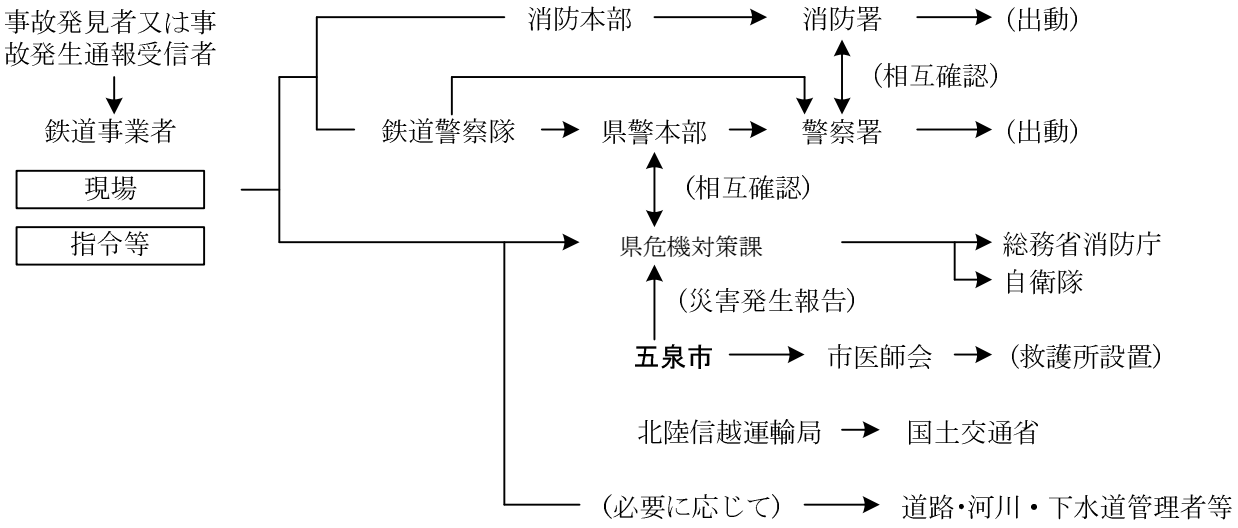

このほか、地域住民からの１１０番、１１９番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達すること。

市及び県は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

（３）応急体制の確立

鉄道事業者及び関係機関は、各組織内に事故対策本部を設置するとともに、現地に相互に近接して拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

ア　鉄道事業者

鉄道事業者は、各社の防災計画及び事故対応マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置するとともに、事故現場近傍に現地復旧本部を設置する。また、自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配するものとする。

なお、ＪＲ東日本については、各社の協定に基づき、事故発生箇所の線路を保有している社（支社）において災害対策を実施するものとする。

イ　市

市は、事故が発生した場合、必要に応じて市役所に事故災害対策本部を設置するものとする。

ウ　警察

警察本部は、初動措置を総括指揮するために、県本部又は現地若しくは事故の発生地を管轄する警察署に県警察対策本部を設置する。

なお、県警察対策本部が県本部内に設置されたときは、現地又は管轄署に現地対策本部を設置する。

また、所轄署における初動措置を総括指揮するため、現地又は管轄署に署対策本部を設置するものとするが、現地又は管轄署に県警察対策本部又は現地対策本部が設置されたときは解消するものとする。

エ　消防機関

事故現場を所轄する消防本部は、直ちに関係消防署・所から部隊を出動させるとともに、事故現場に現地指揮所を設置するものとする。また、必要に応じて、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に応援出動を要請する。

（４）応急対策の実施

ア　合同対策調整会議

大規模な鉄道事故災害の応急対策実施に当たっては、現地において鉄道事業者、市、監督官庁（国土交通省）、警察、消防、県等が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により合同対策調整会議を開催するものとする。

会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行うものとする。

イ　鉄道事業者

鉄道事業者は、各社の事故対策マニュアル等に従い、応急措置及び関係機関への通報等を行うものとする。

ウ　市

（ア）現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理

（イ）死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整

（ウ）遺体の処理

エ　県

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講ずるものとする。

（ア）救助、救急医療、死傷者収容処理についての市災害対策本部との調整

（イ）医療及び死体の処理に要する資器材の調達

（ウ）自衛隊等に対する派遣要請

オ　消防機関

（ア）消火活動及び警戒活動

（イ）警戒区域の設定

（ウ）負傷者の救出、救護

（エ）負傷者の医療機関への搬送
（オ）遺体の収容

カ　警察

（ア）被害情報の収集
（イ）負傷者の救出、救護
（ウ）遺体の収容及び行方不明者の捜索
（エ）死傷者の身元確認
（オ）警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
（カ）現場広報及び報道対策
（キ）現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
（ク）現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

キ　日本赤十字社新潟県支部

（ア）救護所の開設
（イ）負傷者に対する医療処置
（ウ）患者輸送

（５）危険物等積載貨車事故に対する応急対策

ア　初動対応

危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断される場合は、乗務員又は駅員は、直ちに消防機関に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の応急措置を行う。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防機関に対し的確に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会するものとする。

イ　二次災害の防止

現地に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発または有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難等を市長に要請する。また、流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はその恐れがある場合は、河川管理者、下水道管理者、健康福祉（環境）事務所等に連絡する。

（６）広報活動

鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期又は随時の記者会見等により、報道機関等に提供するものとする。

第３節　道路事故災害対策

計画の方針	
本計画の対象は、道路施設の崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故により、多数の死傷者の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の事態を引き起こした場合とする。 道路管理者は、事故発生を事前に回避するため、定期的にパトロールを実施するとともに、老朽施設の補強・更新、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を計画的に進めるものとする。また、事故災害発生情報を通行車両、関係機関、周辺住民等へ迅速に伝達するための施設、設備及び組織・体制の整備に努めるものとする。 警察、消防、医療機関、市、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から習熟に努めるものとする。 また、大規模な道路事故災害が発生したときは、道路管理者、警察、消防は、直ちに相互に情報を伝達して現場に出動し、迅速な救助救急活動を行うとともに、市、県、医療機関、その他関係する機関に連絡し、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努めるものとする。	
関係部課	◎総務課、消防本部、都市整備課、支所地域振興課

１　道路事故災害予防計画

（１）計画の体系

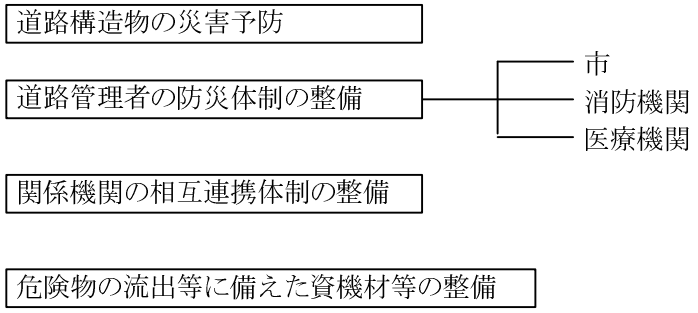

（２）道路構造物の災害予防

ア 市は、道路防災点検に基づき、市道の補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。

イ 市は、市道の日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。

（３）道路管理者等の防災体制の整備

ア　市

高速道路以外の一般の道路で発生する事故災害は、道路管理者のパトロールによる発見のほかは、警察、消防への通報により覚知される場合が多い。このため、道路管理者は警察、消防との連絡経路を明確にし、事故災害発生時は直ちに作業要員等を現地に派遣できるよう職員及び関係業者の体制を整備しておくものとする。

イ　消防機関

（ア）高速交通体系の整備の進展を踏まえ、大規模な道路事故災害発生時に特に必要となる救助工作車、高規格救急自動車等の整備に努めるものとする。

（イ）救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の養成等に努めるものとする。

（ウ）迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立に努めるものとする。

（エ）携帯電話からの１１９番通報に対し的確に対応できる体制の確立に努めるものとする。

ウ　医療機関

医療機関は、大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合、搬送患者を効率よく受け入れるため、（社）新潟県医師会及び市医師会を中心として、受入れ可能状況等の情報を、的確に市、県、消防機関等に提供できる体制の整備に努めるものとする。

（４）関係機関の相互連携体制の整備

ア　連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

イ　防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制救助救急活動等における、道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

（５）危険物の流出等に備えた資機材等の整備

各消防機関は、事故車両等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、化学消防車等の化学消防力の強化並びに吸着剤、どのう、処理剤等応急資機材の整備に努めるものとする。

２　道路事故災害応急対策

（１）計画の体系

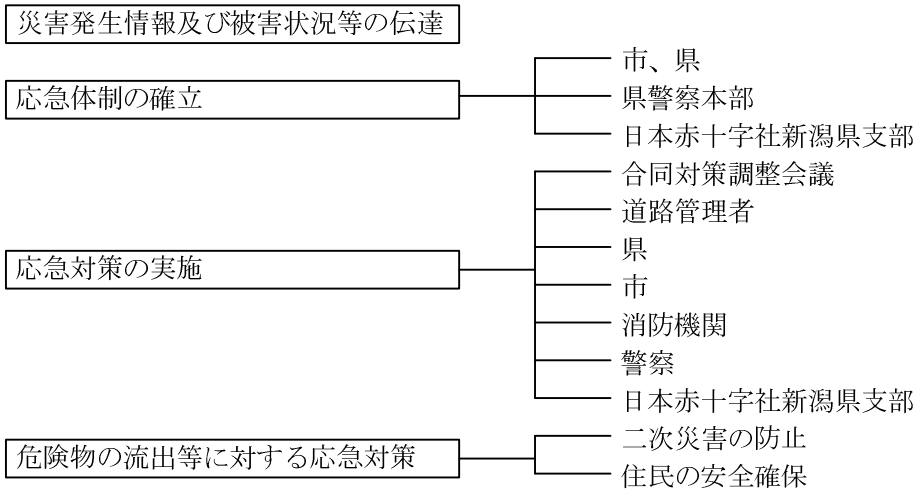

（２）災害発生情報及び被害情報の伝達

大規模な道路事故災害が発生したときは、次により情報を伝達するものとする。

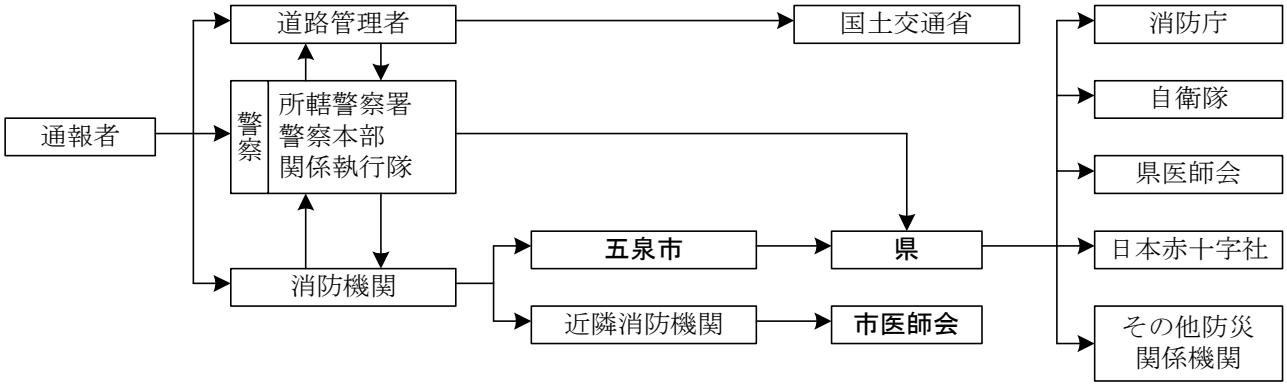

ア　一般に、災害の発生は、道路管理者、警察及び消防の三者のどれかへの通報により覚知される場合が多い。従って、ある機関が通報を受けた場合は、直ちに残りの二機関に通報するものとする。また、自らのパトロールにより道路事故災害の発生を覚知したときも同様とする。

イ　災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県危機対策課及び市役所に連絡する。

ウ　市は被害の状況を調査し、県危機対策課に報告する。

エ　県危機対策課は、災害発生の連絡を受けたときは、県警本部及び市と連絡をとり、事故の状況等を確認し、総務省消防庁に報告する。

オ　県土木部は、市、地域機関を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、国土交通省に報告する。

（３）応急体制の確立

道路管理者、県、市、警察等の関係防災機関は、各機関の定めるところにより事故の規模、被害状況に応じて応急体制の確立を図るものとする。

ア　市、県

市及び県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、県は必要に応じて事故現場に現地災害対策本部を設置するものとする。

イ　県警察本部

初動措置を総括指揮するため、県本部又は現地若しくは事故の発生地を管轄する警察署に県警察対策本部を設置する。

なお、県警察対策本部が県本部内に設置されたときは、現地又は管轄署に現地対策本部を設置する。

また、管轄署における初動措置を総括指揮するため、現地又は管轄署に署対策本部を設置するものとするが、現地又は管轄署に県警察対策本部又は現地対策本部が設置されたときは、解消するものとする。

ウ　日本赤十字社新潟県支部

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から必要があると認めたときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、現地に同本部を設置することとする。

（４）応急対策の実施

ア　合同対策調整会議

市、道路管理者、県、警察等の関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により現地において合同対策調整会議を開催するものとする。会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整をおこなうものとする。

イ　道路管理者

道路管理者は、市の要請に基づき負傷者等の救助、及び消火活動の実施のため、必要な協力をおこなうものとする。

ウ　市

（ア）現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理

（イ）死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整

（ウ）遺体の処理

エ　県

県は、主として関係防災機関の連絡調整をおこなうとともに、必要により次の措置を講ずるものとする。

（ア）救助、救急医療、死傷者収容処理についての市災害対策本部との調整

（イ）市の遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力要請

（ウ）自衛隊等に対する派遣要請

オ　消防機関

（ア）消火活動及び警戒活動

（イ）警戒区域の設定

（ウ）負傷者の救出、救護

（エ）負傷者の医療機関への搬送

（オ）遺体の収容

カ　警察

（ア）被害情報の収集

（イ）負傷者の救出及び救護

（ウ）遺体の収容及び行方不明者の捜索

（エ）死傷者の身元確認

（オ）警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒

（カ）現場広報及び報道対策

（キ）現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保

（ク）現場の保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

キ　日本赤十字社新潟県支部

（ア）救護所の開設

（イ）負傷者に対する医療処置

（ウ）患者輸送

（５）危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときには、消防、警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたるものとする。

ア　二次災害の防止

（ア）消防機関等は流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずるものとする。

（イ）流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水地区担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずるものとする。

（ウ）有害物質が河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施するものとする。

イ　住民の安全確保

市は、危険物による被害が周辺に及ぶ恐れがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限の措置を講ずるものとする。

第４節　原子力事故災害対策

計画の方針	
災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）又は放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されることによる原子力災害の拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について定める。	
関係部課	全課（◎総務課）

１　対策範囲と災害想定等

（１）原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

ア　地域の範囲の区分

区域・地域名	発電所からの距離（目安）	基本の対応
予防的防護措置を準備する区域 （ＰＡＺ：Precautionary Action Zone） 柏崎市の一部、刈羽村	半径5km	主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。 避難は、PAZ外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30キロメートル圏外への避難を実施する。 また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。 なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。
緊急防護措置を準備する区域 （ＵＰＺ:Urgent Protective action Planning Zone） 柏崎市の一部、長岡市の一部、燕市の一部、見附市 小千谷市、十日町市の一部、上越市の一部 出雲崎町	半径5km～30km	事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。 全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とする。 緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね 30キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

UPZ外	半径30km～	プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

イ　発電所と本市の位置関係

本市は、発電所から約51～70㎞先に位置しており、ＵＰＺ外に属し、発電所において原子力災害が発生した場合には、放射性物質の飛散による影響に対する防護措置や発電所周辺自治体からの避難者受け入れなどの災害対応が生じる可能性がある。

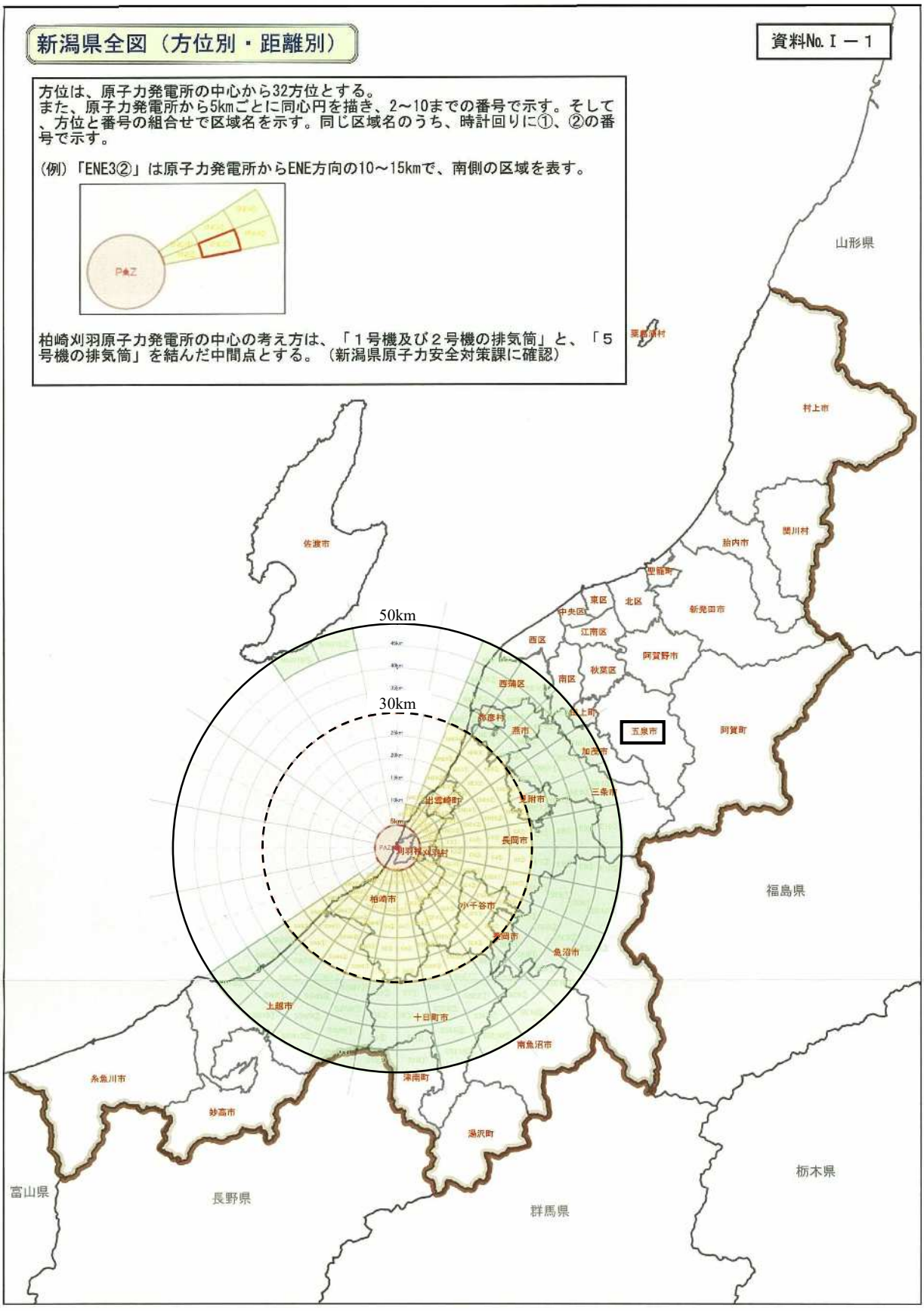

市町村による原子力安全対策に関する研究会
「実効性のある避難計画（暫定版）」より

（２）計画の基礎とするべき災害の想定

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。）を想定する。

（３）市、県、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口
五泉市	1　市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること	総務課
	2　市民等に対する通信連絡網の整備に関すること	総務課
	3　事故状況の把握及び連絡に関すること	総務課
	4　原子力災害に関する警戒本部及び災害対策本部の設置・廃止に関すること	総務課
	5　市民等からの問合せに対する対応に関すること	総務課
	6　緊急時モニタリングに関すること	総務課
	7　市民等の退避・避難及び立入制限に関すること	総務課
	8　緊急時医療活動に対する協力に関すること	健康福祉課
	9　市民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること	農林課、商工観光課
	10　農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	農林課
	11　市民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	農林課
	12　市管理道路の通行に関すること	都市整備課
	13　輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	財政課
	14　水道水の応急給水に関すること	上下水道局
	15　飲料用保存水（ペットボトル)、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	農林課、商工観光課
	16　防災業務関係者の被ばく管理に関すること。	総務課、健康福祉課
	17　汚染物質の除去及び除染に関すること。	総務課、環境保全課
	18　市民等に対する各種制限措置の解除に関すること	総務課
	19　風評被害等の影響の軽減に関すること	農林課、商工観光課
	20　被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること	農林課、商工観光課
	21　心身の健康相談に関すること	健康福祉課、高齢福祉課
	22　園児、児童、生徒の退避及び避難に関すること	こども家庭課、学校教育課
	23　学校施設の退避・避難施設としての使用協力に関すること	学校教育課
	24　児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること	こども家庭課、学校教育課
	25　市民等に対する広報に関すること	総務課
	26　市民等の屋内退避・避難の誘導に関すること	総務課、消防署
	27　救急活動の実施に関すること	消防署

機関名	処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口
新潟県	1　新潟県防災会議原子力防災部会に関すること	原子力安全対策課
	2　住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること	〃
	3　原子力防災に関する訓練の実施に関すること	〃
	4　通信連絡網の整備に関すること	〃
	5　原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃
	6　発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること	〃
	7　原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること	〃
	8　新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関すること	〃
	9　県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること	〃
	10　県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること	〃
	11　現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること	〃
	12　原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃
	13　自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること	〃
	14　他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること	〃
	15　住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	〃
	16　環境放射線モニタリングに関すること	〃
	17　住民等の退避、避難及び立入制限に関すること	〃
	18　原子力災害医療措置に関すること	福祉保健部
	19　飲食物の摂取制限等に関すること	〃
	20　農業用水の汚染について情報収集及び対応に関すること	農地部
	21　農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	農林水産部
	22　輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	原子力安全対策課 産業労働部
	23　飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	福祉保健部 農林水産部
	24　防災業務関係者の被ばく管理に関すること	原子力安全対策課 福祉保健部
	25　汚染物質の除去及び除染に関すること	原子力安全対策課
	26　各種制限措置の解除に関すること	〃 福祉保健部 農林水産部
	27　市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること	原子力安全対策課
	28　県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること	土木部
	29　損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関すること	原子力安全対策課 農林水産部 産業労働部 観光文化スポーツ部
	30　風評被害等の軽減に関すること	農林水産部 産業労働部 観光文化スポーツ部
	31　被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること	産業労働部 観光文化スポーツ部 農林水産部
	32　心身の健康相談に関すること	福祉保健部
	33　物価の監視に関すること	総務部

機関名	処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口
新潟県 (教育庁)	34　児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること 35　児童、生徒の退避及び避難に関すること 36　学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること	保健体育課 〃 総務課
(県警察)	37　緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること 38　警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における警戒警備に関すること 39　交通規制、緊急交通路の確保に関すること 40　現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	警備第二課 〃 交通規制課 警備第二課

機関名	処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口
東京電力ホールディングス株式会社	1　原子力発電所の防災管理に関すること 2　従業員等に対する教育、訓練に関すること 3　関係機関に対する情報の提供に関すること 4　放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5　原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6　原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7　原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリング要員の派遣に関すること 8　国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9　汚染物資の除去等に関すること	安全総括部 防災安全グループ

（４）用語の解説

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

用　　語	解　　説
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺の安全を確かめるために、放射線を定期的、連続的に監視、測定し安全か否か評価すること。
プルーム	気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団。ここでは原子力発電所から放出された放射性物質を含むものをいう。
屋内退避	主にプルーム通過時の被ばくの低減を目的とする防護措置。屋根や壁等の遮蔽効果のある建物にとどまることで、原子力発電所から放出されたプルームや地表面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくを低減するとともに、気密性のある建物にとどまることで、プルームに含まれる放射性物質が建物内に侵入することを抑制し、放射性物質の吸入による内部被ばくを低減する効果がある。
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断するＥＡＬのうち、原子力発電所において異常事象が発生した場合に限る。）を開始する必要がある段階
安全協定	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書
ＥＡＬ	Emergency Action Level：緊急時活動レベル 避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力発電所の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
原子力災害対策指針	原災法第６条の２第１項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。 国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力発電所周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。

２　原子力災害事前対策

（１）情報の収集・連絡体制等の整備

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、県内他市町村、原子力事業者、その他関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

ア　市と関係機関との連携体制の確保

市は、国、県、県内他市町村、原子力事業者その他関係機関との間において、確実な情報の収集・連絡体制の構築を図るとともに、情報通信のためのネットワークを強化する。

その際、夜間・休日等においても対応できるよう、次の内容を定め、原子力事業者及び関係機関等に周知する。

・原子力事業者からの連絡を受信する窓口
・防護対策の連絡方法
・関係機関等の連絡先

（伝達系統図）

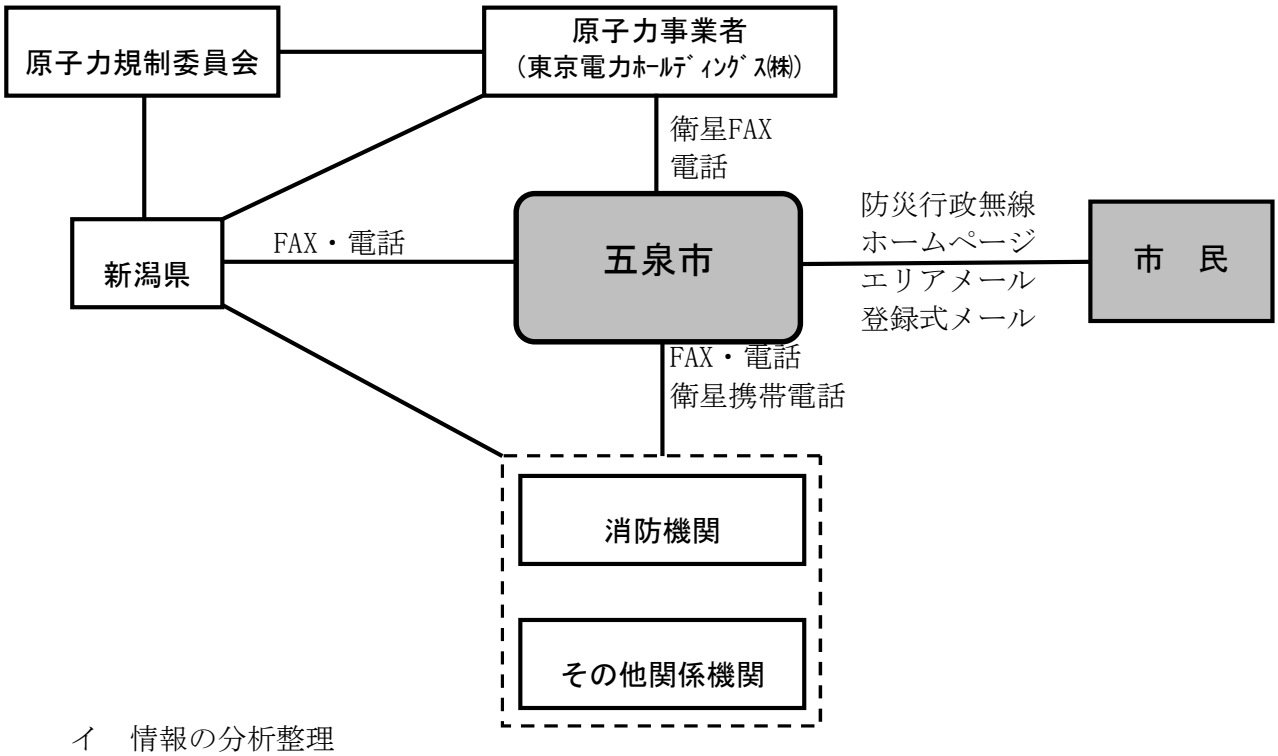

イ　情報の分析整理

（ア）人材の育成及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するために、職員の育成に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

（イ）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のネットワーク化に努める。

ウ　通信手段・経路の多様化

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時連絡網等を整備する。その際、複合災害時を念頭に通信の輻輳（ふくそう）や停電等への対策に十分留意する。

（２）災害応急体制の整備

市は、発電所等において警戒事態が発生し、その後に原子力災害に至り、その影響が市域に及ぶ又はそのおそれがある場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整

備を図る。

ア　警戒配備に必要な体制等の整備

市は、発電所における警戒事態、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、速やかに警戒配備をとるため、職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。また、災害対応に備えたマニュアル等の作成に努める。

イ　関係機関相互の連携体制

市は、平常時から関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、相互の連携体制の強化に努める。

ウ　専門家の派遣要請

市は、必要に応じて、関係機関に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

（3）屋内退避・避難等に係る体制

市は、国、県、県内他市町村及び関係機関と協力し、円滑に避難等の対応が実施できるよう、情報共有できる体制を整備する。

また、市は、県及び他市町村と連携した屋内退避・避難のための計画の整備に努める。

ア　屋内退避・避難計画等の作成

市は、国、県、県内他市町村及び原子力事業者、その他関係機関と連携をとりながら、屋内退避・避難のための計画の作成、及び実施に必要な情報伝達方法や実施状況の確認等、必要な体制の整備に努める。

（ア）病院、社会福祉施設等の体制の整備

病院、社会福祉施設等の管理者は、入院又は入所する要配慮者の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難計画の作成に努める。

（イ）学校等における体制の整備

学校等の管理者は、園児、児童、生徒及び学生の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難誘導計画の作成に努める。

イ　屋内退避・避難等の周知体制

市は、確実な屋内退避及び迅速な避難のため、避難情報の伝達方法、避難場所、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知に努める。

（4）緊急輸送活動体制の整備

市は、情報板等の整備や緊急車両の円滑な運行確保、緊急物資の輸送体制の確保に係る道路交通管理体制の充実に努める。

（5）安定ヨウ素剤の配布

市は、県が備蓄する安定ヨウ素剤の市民への配布が緊急時に円滑に行われるよう、県と協力し搬送手段等について体制の整備に努める。

（6）市民等への的確な情報伝達体制の整備

ア　情報伝達手段の整備等

市は、市民等への的確な情報ができるよう情報伝達手段の整備・維持管理に努める。

イ　情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、高齢者、障がい者、外国人等の情報伝達困難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

（7）原子力防災に関する市民への普及啓発

ア　市民に対する普及啓発

市は、市民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、国、県と連携した広報活動を実施する。

イ　要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及と啓発に際して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

（8）防災業務関係者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を活用して行う。

（９）防災訓練の実施

市は、国、県及び事業者等関係機関が行う訓練に積極的に参加する。

(10) 他自治体からの避難者の受け入れ

県は、災害の状況により、市町村の行政区域全域に及ぶ避難が必要であると認める場合は、気象状況、防護対策地区等を考慮した上で、住民の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し避難者の受け入れ及び避難所の設置を要請することとされている。

市は、県から避難区域の市町村の避難住民の受け入れの要請があり、受け入れが可能な場合は、避難所となる施設を示したうえで受け入れする。

３　原子力災害応急対策

（１）災害対策本部等の設置基準

市長は、原子力事故にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとるものとする。

本部等設置基準

配備区分	設置基準	活動体制
第１次配備	１　県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量率が１マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき。 ２　安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき。 ３　その他市長が必要と認めるとき。	災害警戒本部
第２次配備	１　発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき。 ２　原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき。 ３　その他市長が必要と認めたとき。	災害対策本部

ア　災害警戒本部の設置

（ア）災害警戒本部設置基準

総務課は、第１次配備体制の設置基準に該当したときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害対策本部の設置に備える。

（イ）警戒本部設置場所

本部は、五泉市役所総務課内に設置する。

（ウ）組織

・本部長：市長
・副本部長：副市長及び教育長
・本部員：本部長の指定する関係課長等

（エ）所掌事務

警戒本部における所掌事務は、次のとおりとする。

a　発電所等の事故に関する情報の収集、関係機関への情報提供
b　応急対策の検討、調整及び実施
c　国・県等との情報の共有等
d　関係機関との連絡調整
e　市民等への広報
f　災害対策本部の立ち上げ準備
g　国等との情報の共有等
h　その他必要な事務
i　避難者を受け入れる避難所開設準備

（オ） 警戒本部の廃止

次の場合は警戒本部を廃止する。

a　災対法に基づく、災害対策本部が設置された場合

b　被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合

c　その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

イ　災害対策本部の設置

（ア） 災害対策本部設置基準

市長は、第２次配備体制の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

（イ） 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、五泉市役所内に設置する。

（ウ） 組織

・本部長：市長

・副本部長：副市長及び教育長

・部長、本部員：各部長及び関係課長等

（エ） 所掌事務

災害対策本部における所掌事務は、次のとおりとする。

a　発電所の事故に関する情報の収集、関係機関への情報提供

b　応急対策の検討、調整、実施

c　関係機関との連絡調整

d　市民等への広報

e　オフサイトセンターへの協力

f　現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等への協力

g　避難所の開設及び閉鎖に関すること

h　県及び他市町村との間の相互応援並びに公共団体、自衛隊等に対する応援要請に関すること

i　災害対策経費の処理に関すること

j　その他災害対策に関する重要事項に関すること

（オ） 災害対策本部の廃止

次の場合は災害対策本部を廃止する。

a　原災法第１５条に基づき原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

b　本部長が、発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

ウ　応援要請及び職員の派遣要請等

（ア） 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

（イ） 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、他の地方公共団体等の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、応援を要請するものとする。

エ　自衛隊の派遣要請

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を求める。

また、市長は自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を求める。

オ　防災業務関係者の安全確保

（ア）防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくするおそれのある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、国、県の指導下で適切な被ばく管理が行われるよう配慮する。

（イ）防護対策

a　市長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、個人被ばく線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

b　市は、関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、個人被ばく線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

（ウ）防災業務関係者の放射線防護

a　防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

b　市は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

c　市の放射線防護を担う班は、必要に応じて、関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

d　市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

e　市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、防災関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

（２）屋内退避・避難等の防護活動

ア　方針

市は、緊急時において、市民及び一時滞在者の生命及び身体を原子力災害から保護するため、放射線による身体の影響を低減するための措置として、屋内退避・避難等の指示等を行い、市民の安全確保を図るものとする。

イ　屋内退避・避難等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線から地域住民等を防護するため、状況に応じ、市民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講ずる。

これらの屋内退避・避難等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているＥＡＬの基準、原災指針に定められているＯＩＬの基準のほか、事故の状況、気象状況、避難経路となる道路の被災状況、避難先の状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。

ウ　屋内退避・避難等の対応方針

（ア）屋内退避・避難等の判断

市は、放射性物質の拡散を伴う原子力災害が発生した場合、国・県からの放射性物質の拡散予測、当日の気象条件等の情報を勘案し、屋内退避・避難の措置を講じる場合には、国・県と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性を踏まえ、基本的には計測可能な判断基準に基づいて実施する。

ただし、市民の安全を確保するために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。

（イ）屋内退避・避難等の周知及び誘導

市は、市民及び一時滞在者の避難が確実に行われるよう、屋内退避・避難等の指示等の周知及び避難誘導に際して避難計画に基づいて実施する。

エ　屋内退避・避難の実施

（ア）屋内退避指示

市長は、県から、市民等が屋内退避すべき区域の連絡を受けた場合には、市民等に対し速やかに屋内退避するよう指示する。

ａ　緊急時モニタリングの結果、屋内退避が必要な放射線量が計測された場合
ｂ　国による大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果から、屋内退避が必要となる区域が示された場合

（イ）屋内退避の実施における留意点

ａ　市は、コンクリート・木造建物等の施設に住民等を誘導する。 自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、換気扇のほか、外気を取り込む設備を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。
ｂ　市は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。
ｃ　屋内退避者は、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。なお、市長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合には、屋内避難が長引くことによる市民等への影響を考慮し、避難先について、国、県と調整する。
ｄ　国は、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるとしている。また、原子力発電所の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うとしている。

（ウ）市長による避難指示等

市長は、内閣総理大臣や県知事の指示に従い、又は独自の判断により、市民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行う。

（エ）避難手段

市長は、自家用車両を含めバス、鉄道等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段による避難を市民等に指示する。

自家用車両による避難を指示する場合は、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞くとともに、渋滞緩和に向けた対策を要請する。

また、市長は、要配慮者や自家用車両等の利用が困難な市民等については、市及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により行う。

（オ）避難の実施

市は県及び関係機関と連携して、線量率の測定結果、気象条件等を考慮した避難誘導を実施する。

市の区域を越えた避難等を行う場合は、県が市町村と避難調整を行ったうえで、避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知するとともに、受入市町村及び避難施設名を示すこととされている。

市は、県が示す受入市町村の避難所等に避難を誘導する。

（カ）要配慮者の支援

ａ　市は、在宅の要配慮者の屋内退避・避難を近隣住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の協力支援を得ながら実施する。
ｂ　市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、要配慮者の避難や避難所での生活に関して、健康状態を悪化させないこと等に配慮し、健康状態の把握に努める。
ｃ　市は、要配慮者に向けた情報の提供に十分配慮する。

オ　屋内退避・避難者の生活支援

（ア）方針

市は、国、県、関係機関、運送事業者等と協力し、被災者向けの生活支援に努める。

（イ）物資の協力要請

市は、屋内退避場所・避難所において必要となる飲料用保存水、飲食物及び生活必需品等が不足し、調達の必要がある場合には、県に調達の協力要請等を行う。

（ウ） 物資の集積場所及び受け入れ・仕分け

市は、あらかじめ物資の受け入れ及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受け入れ作業及び仕分け作業を行う。

（エ） 物資供給の広報

市は、県と協力し、被災者に対して、物資の供給場所、供給時間等を広報し、円滑な供給を行う。

（オ） 物資の配布等

市は、避難所等においては、自治会・町内会、自主防災組織等を通じて、子供や要配慮者を優先しながら物資を配布し、避難所以外の屋内退避・避難者に対しても、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。

（カ） ライフラインの供給確保

電気、ガス、水道、電話等のライフライン関係事業者は、屋内退避・避難中の供給を確保する。

カ　屋内退避・避難の解除

（ア） 屋内退避指示の解除

市長は、国において、原子力発電所の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、国の判断に基づき、屋内退避の指示を解除する。

（イ） 避難指示等の解除

市長は、内閣総理大臣の指示又は、緊急時モニタリングの結果、市における放射線量が避難基準を下回った場合、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、市民等に対して、避難のための立ち退きの指示解除等を行う。

キ　医療活動

（ア） 医療措置

市は、緊急時に県が行う健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

（イ） 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針、指示に従い、服用対象者が安定ヨウ素剤を迅速かつ適切に服用できるよう、備蓄する県と配布及び服用時の指導等、「安定ヨウ素剤の配布･服用に当たって（地方公共団体用）原子力規制庁原子力防災課（平成２５年７月１９日作成）」等に基づき、必要な措置を講じる。

ク　避難者等の受け入れ

市は、県又は、応援協定に基づき他市から避難者の受け入れ及び避難所の設置について要請を受けた場合、受け入れを行う避難者の人数・要支援者の有無等について確認し、受け入れ先候補施設の利用状況等を踏まえ、速やかに避難所となる受け入れ先施設を選定する。

（３） 社会的混乱防止

ア　交通規制等の実施

県警察及び避難対象区域を含む道路管理者は、交通規制にあたって、原子力災害合同対策協議会と、相互に密接な連絡を取る。

県警察は、市と連携し、迅速な避難、緊急輸送及び市内の混乱を防止するために必要な場合等において、市管理道路の規制等の措置を実施する。

なお、交通規制の実施にあたっては、緊急性の高い区域から実施する。

イ　自主避難・買い占め等への対策

（ア） 自主避難等

市は、市内において屋内退避・避難等の、直接的な防護措置を決定しない状況であっても、自主的に避難を希望する市民による道路の渋滞、公共交通機関への殺到等による交通網の混乱等の発生を防止するため、必要な措置を講ずる。

このため、市民等の状況を常に把握するとともに、市民等に対して適切な行動を促すために必要な情報提供を継続的に実施する。

（イ）適切な流通の確保

市は、原子力災害が発生した際、生活に必要な物資等が適切に流通することを確認し、適切な流通の確保のための措置を講ずる。このため、市内における買い占めや不当な値上げ等の混乱の発生がないかを把握し、必要と判断される場合には、適切な行動を促すための市民への情報提供や流通業者等への要請などを行う。

（４）水道水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限

ア　水道水、飲食物の摂取制限

市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受けた場合又は市として必要性があると判断した場合、水道水の検査を実施する。

食品についても、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査へ協力するほか、独自調査を実施する。

市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、水道水、飲食物の摂取制限が必要な場合には、必要な措置を講ずる。

イ　農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、採取、漁業の禁止、出荷制限等の措置を講じるよう指示する。

（５）緊急輸送活動

ア　方針

市は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。

イ　緊急輸送体制の確立

（ア）緊急輸送の実施

市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

（イ）支援の要請

市は、人員・車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請する。

ウ　緊急輸送のための交通確保

市及び道路管理者は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通手段と経路の確保に必要な措置をとる。

４　原子力災害復旧対策

（１）緊急事態解除宣言後の対応

市は、緊急的な避難等が完了した段階、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発表した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

（２）原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域等を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

（３）放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行う。

（４）各種制限措置の解除

市は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、水道水・飲食物の摂取制限、農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

また、解除実施状況を確認し、市民等に速やかに周知する。

（５）災害地域住民に係る記録等の作成

ア　被災市民の記録

市は、避難及び屋内退避を実施した市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等において実施した措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

イ　災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録する。

ウ　証拠書類の記録

市は、市民等が原子力災害に係る賠償の請求等に関し、円滑な事務が推進されるよう情報提供を行うとともに、領収書等証拠書類の保存等について周知する。

（６）被災者等の生活再建等の支援

ア　生活資金等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けた生活資金の支給や、その迅速な処理のための支援に努める。

イ　相談窓口体制の整備

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置及び心身の健康について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。市外への被災者に対しても、避難先の地方公共団体からできる限りの協力を得て、必要な情報や支援・サービスを提供する。

（７）風評被害等の影響の軽減

市は、国、県及び関係機関・団体とともに、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客等の誘致等のための取り組みを実施する。

（８）被災中小企業者・農林水産業者等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、各種貸付及び制度融資等により、設備普及資金、運転資金の貸付などの支援措置に努めるほか、被災中小企業者・農林水産業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報する。

第８章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設の災害復旧

計画の方針	
災害により被災した公共施設の災害復旧は、第3章の応急対策を講じた後に災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて再災害の発生防止のため必要な施設の新設・改良を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。	
関係部課	全課（◎総務課）

１　災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画と対象となる施設等はおおむね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画
・河川　・砂防施設　・林地荒廃防止施設　・地すべり防止施設　・急傾斜地崩壊防止施設
・道路　・下水道　・公園

(2) 農林水産業施設等災害復旧事業計画
・農地・農業用施設　・林業用施設　・共同利用施設

(3) 文教施設等災害復旧事業
・公立学校施設　・公立社会教育施設　・私立学校施設　・文化財

(4) 厚生施設等災害復旧事業
・社会福祉施設等　・廃棄物処理施設　・医療施設等　・水道施設

(5) 都市施設災害復旧事業計画
・都市排水施設　・街路施設　・公園施設等

(6) 公営住宅等災害復旧事業計画

(7) その他の災害復旧事業計画

２　計画の体系

緊急災害査定の促進	災害復旧査定のための調査、報告
激甚災害指定の促進	激甚災害指定のための調査、報告
緊急融資の確保	災害復旧のための財源確保
住民及び関係団体等に対する情報提供	情報提供の分担及び方法

３　緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、市はすみやかに公共施設の災害の実態の調査と必要な資料を調製し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて復旧事業が迅速に実施されるよう努めるものとする。

４　激甚災害指定の促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努めるものとする。

５　緊急融資の確保

市は、公共施設の災害復旧に要する経費の早期把握を図り、その負担すべき財源を確保するため、起債等についても所要の措置をとる。また災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資を受けることにより有効適切な財源確保に努めるものとする。

６　住民及び関係団体等に対する情報提供

県及び市は住民及び関係団体に対し、掲示板、広報誌、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。

第２節　民生安定化対策

計画の方針	
風水害等の災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、県、市及び防災関係機関は、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施するものとする。	
関係部課	◎総務課、商工観光課、都市整備課、税務課、支所地域振興課

１　計画の体系

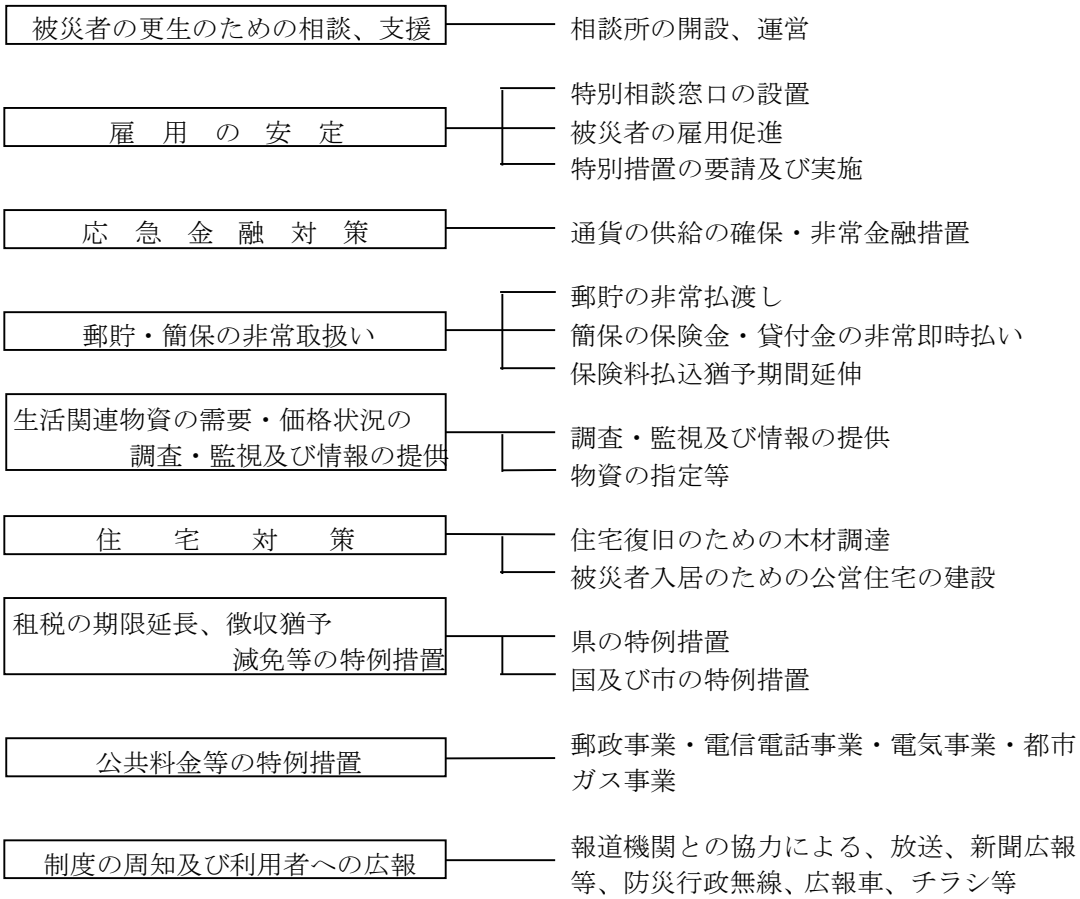

２　被災者のための相談、支援

（1）相談所の開設

市は県と連携しながら、避難所及び市役所などに被災者のための相談所を速やかに開設するものとする。

（2）相談所の運営

市は県と連携しながら、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施するものとする。

３　雇用の安定

（1）特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は離職者の状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア　被災者のための特別相談窓口の設置

イ　公共職業安定所に出向くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ　近隣の公共職業安定所との連携による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

ア　被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

イ　被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮するとともに、緊急失業対策法第12条の吸収率の決定を厚生労働省へ申請し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア　雇用保険失業給付の特例支給

（ア）証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

（イ）激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、風水害等災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ　雇用調整助成金の特例適用の要請

次の休業等をさせる場合、休業手当てにかかる賃金負担の一部（大企業2/3、中小企業3/4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

・被災地域の事業主が労働者を休業させる場合。
・被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合。
・被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合。

ウ　労働保険料の申告・納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金、もしくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

4　応急金融対策

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

(1) 通貨の供給の確保

ア　通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

イ　輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送・通信の確保を図る。

ウ　金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が、早急に営業を開始できるよう、あっ旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

(2) 非常金融措置

ア　非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるようあっ旋、指導を行う。

(ア) 預金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱を行うこと。

(イ) 被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ウ) 被災地の手形交換所において、災害関係手形につき、呈示期間経過後の交換特出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

イ　金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し速やかにその周知徹底を図る。

(関係行政機関：財務省関東財務局新潟財務事務所)

5　郵便貯金の非常取扱い

被災地の被災状況により、被災者の緊急な資金需要等を考慮し実施する。

(1) 実施は、㈱ゆうちょ銀行が決定する。

(2) 貯金、為替、振替及び年金恩給等の業務について、一定の金額の範囲内における非常払渡し等を取り扱う。

(3) 取扱う郵便局は、㈱ゆうちょ銀行のホームページ、郵便局の店頭等でお知らせする。

(4) 被災者救援用寄付金の無料送金サービス

ア　㈱ゆうちょ銀行が決定する。

イ　送金先は、㈱ゆうちょ銀行のホームページ、郵便局の店頭でお知らせする。

ウ　㈱ゆうちょ銀行の本支店、郵便局の貯金窓口での通常払込みに限り無料取扱い。

(注) ATM による通常払込み及びゆうちょダイレクトでの送金は有料です。

6　かんぽ生命保険及び簡易保険の非常取扱い

被災地における災害救助法の発令等により、被災者の緊急な資金需要等を考慮し実施する。

(1) 実施は、㈱かんぽ生命保険が決定する。

(2) かんぽ生命保険及び簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払い、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

(3) 取扱う郵便局は、㈱かんぽ生命保険のホームページ、郵便局の店頭等でお知らせする。

7　生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

(1) 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

(2) 物資の指定等

ア　県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあると認められるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ　県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告・公表を行う。

8　住宅対策

(1) 住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、県及び市は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災市及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努めるものとする。

９　地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、それらの制度の普及促進に努める。

10　租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 県の特例措置

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し地方税法又は新潟県県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア　期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

（ア）災害が県の全部又は広範囲の地域にわたる場合、知事は適用地域及び延長期日（4月を限度とする。）を指定する。

（イ）その他の場合、納税義務者等の申請により、税目により4月又は1月を限度として延長する。

イ　徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ　滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ　減免等

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

（ア）個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じて減免する。

（イ）不動産取得税

災害により家屋が滅失又は損壊し、その代わりの家屋を新築した場合、当該家屋の取得について一定割合を減免する。

（ウ）自動車税

災害により、自動車が一定割合以上の損害を受けた場合、年税額の一定割合を減免する。

（エ）自動車取得税

災害を受けた自動車の代わりのものを災害を受けた日から一定期間以内に取得した場合、一定額を減免する。

（オ）特別地方消費税

災害により、徴収した特別地方消費税額を失った場合、当該税額が納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

（カ）軽油取引税

a　災害により、徴収した軽油取引税額を失った場合、当該税額が納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。
b　災害により、納税者が納付できないと認められる場合、その被害の状況に応じて減免する。）

(2) 市、国の特例措置

市及び国は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

11　その他公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

（ア）災害時の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

（イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除

（ウ）被災地あて救助用郵便物等の料金免除

（エ）被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

イ　避難所における臨時の郵便差出箱の設置

(2) 電信電話事業

ア　避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免。避難指示の日から同解除の日までの期間（1カ月未満は日割り計算）とする。

イ　被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。東北地方通産局の許可が必要。

ア　電気料金の早収期間及び支払期限の延伸。

イ　不使用月の基本料金の免除

ウ　建て替え等に伴う工事費負担金の免除。（被災前と同一契約に限る）

エ　仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除。

オ　被災により使用不可能となった電気施設分の基本料金の免除。

カ　被災により一年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除。

キ　被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工科の免除。

(4) 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。関東地方通産局の認可が必要。

ア　被災者のガス料金の納期の延伸。

イ　事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用する。

12　制度の周知及び利用者への広報

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図るものとする。

(1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

(2) 防災行政無線、市ホームページ、広報車、広報紙、チラシ等

第３節　融資・貸付その他資金等による支援計画

計画の方針	
災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。 また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。	
関係部課	◎総務課、健康福祉課、商工観光課、農林課、支所地域振興課

１　融資・貸付その他資金等の概要

区分	資　金　名　等	主な対象者	窓　口	県担当課
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	危機対策課
	災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長	----------
	災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市	危機対策課
	災害見舞金	災害により被災した市民及び死亡した者の遺族	市	----------
	被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	(公財)都道府県センター	危機対策課
貸付	災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	危機対策課
	生活福祉資金 ア　災害援護資金 イ　住宅資金	低所得世帯等	市社会福祉協議会（民生委員）	福祉保健課 健康福祉(環境)部等
	母子父子寡婦福祉資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	地域振興局健康福祉（環境）部 健康福祉（環境）事務所	児童家庭課 地域振興局健康福祉(環境)部等
	住宅金融支援機構資金（災害復興住宅）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関	建築住宅課 土木事務所
	住宅金融支援機構資金（ﾏｲﾎｰﾑ新築特別貸付）	災害により滅失した住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関	地域振興局地域整備部 地区振興事務所
	新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	金融機関	
	天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	経営普及課 林政課 林業事務所 水産課 地域振興局農林（水産）振興部 農業振興事務所
	日本政策金融公庫資金	被害農林漁業者	日本政策公庫受託金融機関	
	中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市 金融機関 県信用保証協会	商業振興課

2　資金等の説明

(1)「五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例」による資金等

以下に示す資金、貸付等については、「五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例」により定めているものである。「五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例」は資料編に添付する。

ア　災害弔慰金

市は災害により死亡した者の遺族に対し弔慰金を支給する。

イ　災害障害見舞金

市は災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

ウ　災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は市より災害援護資金を貸し付ける。

(2) 災害見舞金

市は、暴風、豪雨、火災等の災害により被災した市民及び災害により死亡した者の遺族に対し災害見舞金を支給する。災害見舞金は「五泉市災害見舞金支給要綱」により定められており、「五泉市災害見舞金支給要綱」は資料編に添付する。

(3) その他資金、貸付等

ア　災害死亡者弔慰金

日本赤十字社新潟県支部が実施主体となり、災害により死亡した者の遺族に対し弔慰金を支給する。

イ　被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。

ウ　生活福祉資金貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。生活福祉資金は低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等を対象、母子父子寡婦福祉資金は母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とする。

エ　住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

県及び市は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

オ　住宅金融支援機構資金（マイホーム新築融資の特別貸付）

市は、被災者の希望により災害の実態を把握し、融資制度の内容を周知するとともに借入申し込みに際してはその手続き上の指導を行うものとする。

カ　新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

キ　天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

ク　日本政策金融公庫資金

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資並びに既往貸付期限の延期措置を行うものとする。

ケ　中小企業融資等

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

（ア）被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。

（イ）関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。

（ウ）金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。

（エ）中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。

（オ）信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

3　制度の住民への広報

市は県と連携を取りながら、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施するものとする。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により、新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知するものとする。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

ア　県災害対策本部が実施するもの

（ア）広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

（イ）新聞紙面による周知

（ウ）被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

イ　市災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

（県等の支援制度及び市個別制度の周知）

ウ　金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

第４節　災害復興対策

計画の方針	
災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市は、住民、民間事業者と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。 市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意形成を図りながら、災害防止と快適で安全な防災まちづくりを目指した効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。 復興計画の策定及び復興事業の実施に当たっては、広く住民各層の意見が反映されるよう努めるほか、地域の自然・社会条件を踏まえ、男女両性の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。	
関係部課	全課（◎企画政策課）

１　都市復興対策の手順

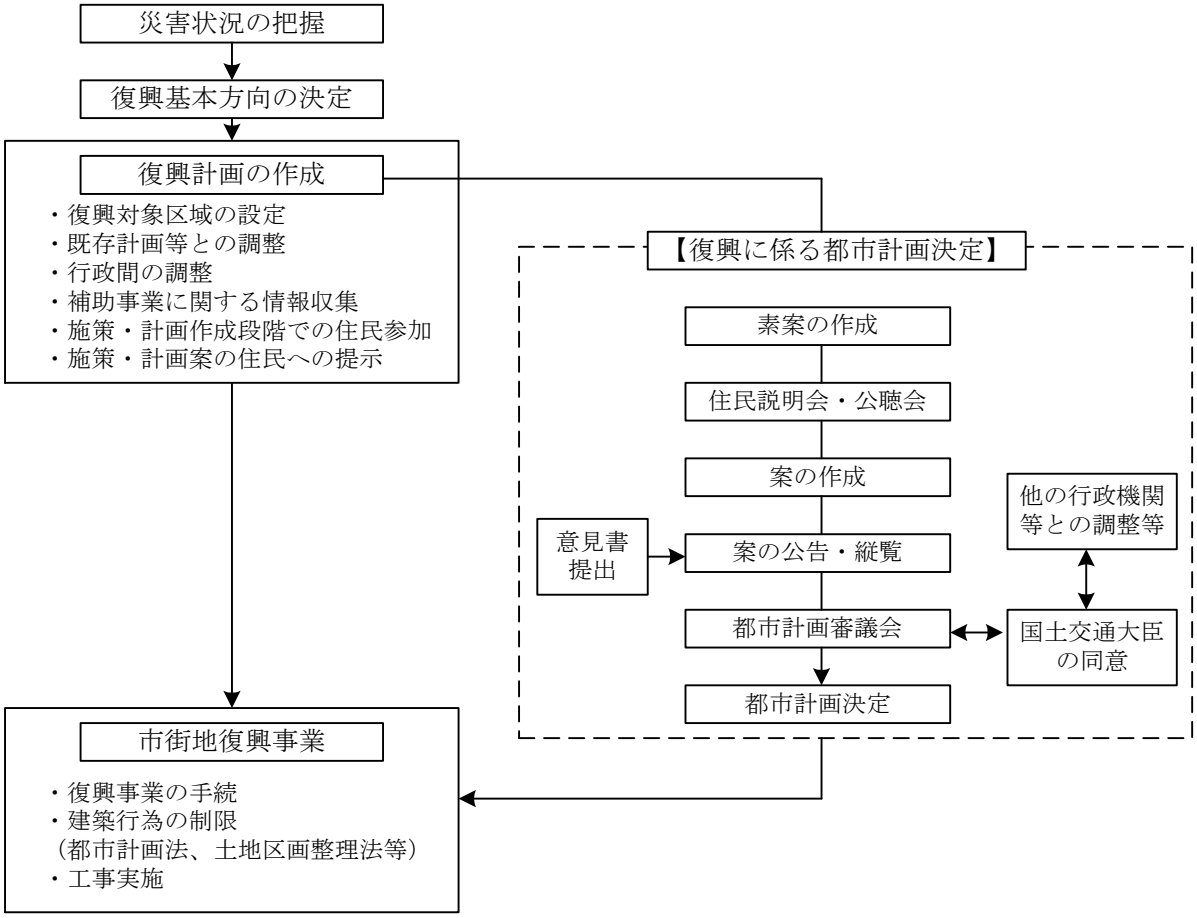

２　復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1)　組織・体制の整備

ア　総合的な組織・体制の整備

被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制に円滑に移行できる復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ　復興計画検討委員会等の設置

復興計画作成のため、自治体内部だけではなく有識者や専門家及び住民を含めた検討組織の設置を図る。

ウ　国や自治体への協力要請

復興対策の遂行にあたり、必要に応じ国や他の自治体からの派遣職員、その他の協力を求める。

(2)　復興基本方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案し、復旧・復興の基本方向を早急に検討し定める。

基本方向とは

ア　迅速な現状復旧

イ　災害に強いまちづくり等の中長期的課題解決も図る計画的復興等である。

(3)　復興計画の作成

ア　合意形成の図られた復興計画の作成

災害防止と快適で安全な都市づくりを目指し、環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。また、住民に対し将来にわたって安全に、安心して生活できる都市のあるべき姿を明確にし、住民の合意形成を図る。

イ　上位計画等との調整

復興計画作成にあたっては、県や市の長期総合計画等の上位計画等との調整を図る。

ウ　計画的な復興計画の実施

災害により壊滅的な被害を受けた地域の再建については、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、速やかに実施するため復興計画のもと関係機関の諸事業を調整し計画的に復興を進める。

3　防災まちづくり

(1)　住民の合意形成

ア　住民参加による復興計画の策定

復興計画に対する住民の合意形成を図るため、住民参加による計画策定を行う。また、あわせて迅速な合意形成を図るためにも、住民に対し新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続、スケジュール、被災者サイドの種々の選択肢、施策情報等の提供や計画作成における透明性を確保する。

イ　まちづくり知識の蓄積

復興計画に対する迅速な住民の合意形成を図るため、市が主体となって日頃から地域住民とまちづくりについて話し合い、災害に強い防災まちづくりのコンセンサスを得るような取り組みを行う。

ウ　合意形成の図られた復興に係る計画の策定

復興計画のうち、道路や公園等の都市施設や土地区画整理事業等の面的整備事業の計画については、住民意見の反映や透明性が確保された策定手続により行う。また、事業着手までの間の建築規制等の住民の協力を得るため、必要に応じその計画を都市計画に定める。

(2)　快適で安全な防災まちづくり

将来にわたって安全に、安心して生活できるまちづくりを進めるため、各種の都市施設や住宅が適切に配置され、快適な交通サービスが提供された「コンパクトな都市」づくりをめざすとともに、災害に強い都市基盤の整備を推進する。

ア　地域の生活・コミュニティ形成の支援

地域ぐるみで、地域の将来像を共有しながら進めるすまい・まちづくりの復興活動や、生活関連情報の提供や生活利便サービスの充実を図り地域の生活・コミュニティ形成を積極的に支援する。

イ　市街地再開発事業の活用

市街地の土地の合理的な高度利用と防災上危険な建築物の更新を図るため、被災地の市街地再開発事業を活用する。

ウ　土地区画整理事業の活用

被災地における健全な市街地の造成と広域避難路の確保を面的に整備する土地区画整理事業を活用する。

エ　防災性向上のための公共施設等の整備

（ア）災害時の緊急物資等の輸送路、避難路、避難地、延焼遮断空間、防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川などの骨格的な都市基盤施設の整備と耐震性の向上。

（イ）災害に強いライフラインの整備。

（ウ）建築物や災害時の避難所となる公共建築物の耐震性向上と不燃化。

（エ）緑による災害防止機能等の向上を図るための都市緑化の推進。

オ　被災市街地復興特別措置法等の活用

被災地において、その緊急かつ健全な復興を図るため、市街地の計画的な整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用し、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

なお、その場合都市計画に被災市街地復興推進区域を定める。